

広島県立歴史博物館

# 研究紀要

第24号



今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙	石川良枝	1
闘茶について—闘茶札と文献資料から探るその具体像—	石橋健太郎	24
資料紹介—塩竈神社奉納額について—	伊藤大輔	51
「菅茶山」の姓名・号について—茶山・晋師・太中—	岡野将士	59
吉川興経の引退と毛利元春の家督相続	木村信幸	67
研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について～「松前えそ図」と 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～	久下実	85
「山陽先生詩稿」訳注(一)	花本哲志	99
広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡—翻刻と解題— ..... 湯谷祐三 廣森美枝子		121
<hr/>		
福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址出土遺物について	尾崎光伸	(1)



## 御 挨拶

広島県立歴史博物館は、中世の港町として知られる草戸千軒町遺跡や近世後期の代表的な文化人である菅茶山の関係資料、また令和三年四月からは、日本屈指の古地図資料を集めた守屋壽コレクションを核に、広島県の歴史と文化に関わる情報発信基地として、また、生涯学習推進の施設として、地域文化の向上に努めているところです。この研究紀要も、調査研究の成果を広く公開し、活用することを目的に刊行しています。

昨年度から続けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当館でも、断続的な休館を余儀なくされ、その間、皆様には御来館いただくことができず、大変御迷惑をお掛けしております。

休館中でも、館員は日頃温めていた調査研究を精力的に進め、今回の研究紀要には、草戸千軒町遺跡出土の闘茶札、吉川興経の引退と毛利元春の家督相続の経緯・背景、菅茶山の姓名・号に関する一考察や、菅茶山関係資料と守屋壽コレクションの中の二点の北方図の転写による流布・伝播のあり様、広島頼家関係資料の中の頼山陽の漢詩草稿の訳注の取組、塩竈神社奉納額や廃和光寺塔址出土遺物についての資料紹介など、館外の方の御寄稿を含め、九編の論考を収録しました。

あらためて、皆様の御健康と新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をお祈りするとともに、当館の調査研究活動に御支援・御協力を頂いた多くの方々に感謝の意を表し、本書が今後とも広く活用されることを念願して、発刊の御挨拶とします。

令和三年九月

広島県立歴史博物館





# 今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙

石川 良枝

## 一 近世文書料紙研究の現状と本稿の目的

近世文書には多種多様な料紙が用いられ、その用途によって紙種と形態（堅紙・折紙・半切紙・冊子など）を細かく使い分けていたことを指摘し、近世文書料紙研究を先導したのは、大藤修の「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―」<sup>(1)</sup>であった。大藤は、藩の統治機構の整備と執務の文書主義化、および商品貨幣経済への移行を背景に、文書の作成量が飛躍的に増加し、紙の大量生産と料紙の小型化・薄様化が起こったとした。その一方で、徳川将軍家発給の文書料紙は大型化・厚様化したことにも言及している。

しかしながら、大藤の料紙論は主として文献史料の紙名によるもので、料紙の原本調査に基づく実証性に乏しいことは否めない。原本調査による抄紙法・紙の品質・形状（法量・厚さ）・色などの基礎的データは、各々の料紙の性質を明らかにし、それらを比較することにより料紙間の相対的な「格式」や、特定の用途への適性などを推定することができる。そこで、大藤の料紙論をより実際の事例に即したものとするために、例えば加賀藩における大名発給文書について、本多俊彦の原本調査に基づく研究が行われている。ここでは前田利常後見期における奉書紙には填

料の米粉が含まれていない点が明らかとなっている<sup>(2)</sup>。

このように、原本調査の重要性が改めて認識されつつあるが、調査対象は奉書紙などの格式の高い料紙に限られ、各藩で通常使用された料紙に関しては、これまで詳細に検討されることはなかった。近世文書の料紙研究は始まったばかりであり、各地方における事例の蓄積が今後さらに必要な段階にある。そのような中、広島藩では家中で使用したとされる文献上の料紙名と、伝存する紙の史料（料紙遺品）との比定が、比較的容易であるという特色がある。その理由を左にあげたい。

① 享保年間の二つの定書（以下、「享保の定」と略）<sup>(3)</sup>によって、家中使用の料紙は杉原紙・諸口紙・半紙の三紙種とされ、各料紙の用途と授受者の細かい規定が明文化されている。

② 文化八年（一八一二）の「御紙藏諸紙定寸之覚（以下、「文化八年定寸表」と略）」<sup>(4)</sup>には、それら三紙・六種類の名称（大杉原・中杉原・白諸口・色諸口・白半紙・色半紙）と寸寸が明記され、料紙遺品の法量から紙種が推定される。

③ 享保六年（一七二一）、藩の公用文書料紙として諸口紙と半紙の一部を「淡茜色」に染めたものを使用することとされた<sup>(5)</sup>。これにより、現在でも視覚的に紙種の判別が可能である。

右の三点を踏まえ、筆者は前稿（「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」地主智彦共著、『広島県立歴史博物館研究紀要』第二十二号、二〇二〇年）において、頼山陽史跡資料館所蔵の「広島頼家関係資料」に伝存する三紙種の原本調査を行い、それぞれの形状の違い（表1）と品質上の特徴を示した。また、これら三紙種が使用された文書の用途と形態を、広島大学中央図書館所蔵「今中文庫」の事例を参考として分類し、「公用」と「私用」の観点から三紙種の使い分けを検討した（表2）。

表2が示す通り、家中で日常的に使用された諸口紙・半紙に関しては、その用途と様式の大部分が判明しつつある。これに対し、杉原紙は下賜品目録をのぞくと、とりわけ公用で用いられた料紙遺品が少なく未解明の部分が多い。知行宛行状の關係文書の奉書紙とあわせて、藩主発給の料紙と様式を今後考察していく必要がある。

また、広島藩の文書体系と書札礼全体を考える上で、前稿では以下の点を課題として挙げた。

- ① 広島藩家中の他の事例の検討を通じた三紙種の使用例の一般化
- ② 「享保の定」以前と以後の料紙の使用法の相違と、「定」が出された背景の考察
- ③ 家臣と藩主との間、広島藩と幕府、および他藩との間の書札礼と使用された料紙の検討

表1 文献史料（文化八年定寸表）と料紙遺品との比較

料紙名	文化八年定寸表 (縦×横)	料紙遺品調査結果			
		形態	法量(mm) タテ×ヨコ	厚平均 (mm)	料紙色
大杉原	一尺一寸二分×一尺六寸 (339mm×485mm)	縦紙	330～340×470～480	0.122	白
		半切紙	165～170×470～480		
中杉原	一尺五分×一尺五寸 (318mm×455mm)	縦紙	300～320×435～455	0.114	白
		半切紙	150～160×435～455		
色諸口 (広島藩 公用紙)	九寸七分×一尺五寸五分 (294mm×470mm)	縦紙	270～295×445～465	0.106	淡茜色
		半切紙	135～147×445～465		
白諸口	九寸七分×一尺五寸五分 (294mm×470mm)	縦紙	270～295×445～465	0.106	白黄
		半切紙	135～147×445～465		
色半紙 (広島藩 公用紙)	八寸三分×一尺一寸六分 (251mm×351mm)	縦紙	240～255×340～350	0.078	淡茜色
		半切紙	115～125×340～350		
白半紙	八寸三分×一尺一寸六分 (251mm×351mm)	縦紙	240～255×340～350	0.077	白黄
		半切紙	115～125×340～350		

表2 江戸時代中・後期に広島藩家中で使用された公私別の形状と用途

(表中「料紙名」欄に記載される料紙名は、藩内での料紙の格の高い順に並べている。)

料紙名	種別	料紙遺品、および文献上に見られる料紙の形状と用途				用途の特色
		縦紙・縦切紙	折紙	半切紙(横切紙)	帳面 (縦帳・横帳・横半帳)	
大杉原	公用	屋敷替申渡書・加増申渡書など(堅切紙を半折)	—	褒賞・下賜品目録、任命書、縁組・改名許可書など(半切紙を三つ折)	—	藩主の内意を傳達する文書
	私用	—	折紙詠草(横詠草)	横詠草、一家内文書(御祠堂奠供献立)、祝儀目録など	—	非日常的な文書(詠草・儀礼など)
中杉原	公用	—	—	跡目相続口達正文、祝儀書状	—	藩主の内意を傳達する文書
	私用	—	折紙詠草(横詠草)、年始挨拶状	横詠草、祝儀書状、一家内文書(御祠堂奠供献立)、祝儀目録など	—	非日常的な文書(詠草・儀礼など)、家臣同士の祝儀状
色諸口 (公用紙)	公用	藩主の意向を伝える触書とその包紙、藩主の血縁者逝去の通達	藩主一家への祝儀献上命令書、献上物受取書	登城命令など口達類、願書・伺書への回答書(付礼を含む)、下書・控・写類	屋敷引渡帖(縦帳)	藩からの下達文書(重要度の高い案件)
白諸口	公用	願書(休暇願・御目見・袖留など)、誓詞	藩主一家への祝儀献上命令の受諾書	伺書(婚姻・養子縁組、隠居、差控伺など)、案内・廻達(御用談集會、諸役拜命など)	木石帳(縦帳)、動書写し(縦帳)	家臣からの上申文書、家臣同士の重要な連絡状
	私用	証文類、奉公人請状	控・写類	下書・控・写類、書簡	婚儀双方申合帖(横帳)	長期保存目的の私文書
色半紙 (公用紙)	公用	御絹座発給文書(堅切紙)、公文書の包紙	—	御材木場発給文書、簡易な連絡状、上申書の控・下書類	—	藩諸機関の簡易な領収書、公文書の包紙、家臣同士の簡易な連絡状
白半紙	公用	願書・伺書の包紙	—	下書・控・写類	—	上申文書の包紙、家臣同士の簡易な連絡状
	私用	簡易な証文・見積書、一家内文書	家内文書、下書・控・写類	簡易な書簡、覚書・雑記・下書・控など	日記・草稿・手控など(縦帳・横帳・横半帳)	私的かつ常用の書付類

※ 表中の「—」は現時点で該当史料を未確認の意

このうち本稿は③に関連し、藩主一族(縁戚関係の他大名家を含む)と家臣との間で交わされた、文書の料紙と様式のあり方の一端を明らかにすることを第一の目的としたい。ただし、授受者の一方が為政者とその家族であるため、藩法による料紙の規定の範囲外にあり、料紙遺品もわずかである。そこで、藩主一族と書状を取り交わす中老格の地位にあった、今中相親(一七八四〜一八五七、後に大学、丹後と称す)が残した「御中老格控」(「今中文庫」A三一)を手がかりとし、これに記載される書状贈答料紙と様式の分析を行っていく。

同史料は今中相親の差出状と外部から到来した書状・書付の控である。この控には個々の書状・書付の本文のほかに、これらの料紙名と形態の詳しい注記がなされている。幸いにも「今中文庫」には控に記載された書状・書付の一部が現存している(以下、現存料紙と称す<sup>⑥</sup>)。この現存料紙の種類と形態を原本調査によって特定することで、同史料の注記が示す具体的な内容を理解し、裏付けを行うことができる。逆に原本が失われている場合であっても、史料上の注記から紙種などの推定が可能と考える。本稿は、これまでの原本調査で得た知見が、「御中老格控」のような文献史料に表記される料紙の分析にどの程度有効か試みるものであり、それを第二の目的としたい。

## 二 本稿の対象史料と史料上の料紙の呼称について

### (一) 「御中老格控」について

「御中老格控」は、白半紙の縦帳に記された、全六冊から成る史料で

ある。今中相親（以下、中老格就任時の今中丹後と呼ぶ）は、天保十二年（一八四一）に隠蔵人にかわり年寄上座に就いたが、藩政改革を受けて嘉永六年（一八五三）に要路を去り、翌嘉永七年（十二月に安政と改元）正月十九日に非役の中老格に任じられた。本史料は、就任から隠居に至る安政二年（一八五五）六月までの間、今中丹後が大目付や年寄のほか、藩主・浅野斉肃はじめ、その血縁者・縁戚者を取り交わした書状贈答の記録である。また、安永二年（一七七三）に中老格に就任した浅野外守の書状贈答の書写も含まれ、役目の参考にしたと思われる。

『今中文庫目録』に記載される順にこの六冊をあげる。（アルファベットの筆順）。また、以下、史料上の文言を引用する際の読点、および傍線も筆者である。）

**A** 御中老格御勤中御使者取斗控

**B** 大御目付御贈答并阿之方々之仕掛等諸事控

（嘉永七甲寅年正月十九日方安政二乙卯年五月二至迄）

**C** 御状御贈答控（嘉永七甲寅年正月より安政二乙卯年正月二迄）

**D** 御年寄中御贈答控（嘉永七甲寅年正月十九日方安政二乙卯年六月迄）

**E** 割奉行中々之一件

**F** 御状御贈答控（安永二年浅野外守様御役中之控写し）

このうち、本稿では特に**C**（以下、今中丹後控と略）と**F**（以下、浅野外守控と略）を対象とし、双方の控に表記される料紙と形態を分析するとともに、その時代的变化を明らかにしたい。また、今中丹後の養子相

愛（大衛）の「覚書」（以下、大衛覚と略）も、自身や養父への口達類の控を料紙・形態ともに記していることから参考とし、適宜引用する。

## （二）料紙と形態の呼称について

今中丹後控と浅野外守控の分析を行う前提として、この両史料に表記される料紙名および形態名（両者を便宜的に括弧を付けずに用いることとする）を暫定的に定義し、整理しておきたい。

### 〈料紙の呼称〉

#### ① 大杉原と杉原

浅野外守控の方には大杉原、今中丹後控には杉原と、それぞれ杉原紙の表記がある。

大杉原は、享保三年の「御紙蔵江納候諸紙<sup>⑦</sup>」と「文化八年定寸表」によると縦一尺一寸二分、横一尺六寸で製され、一般的な杉原紙（縦一尺一寸、横一尺四寸八分〜一尺五寸）<sup>⑧</sup>より、最大で縦横約一寸ずつ幅広である。原本調査の結果、中杉原との間に品質と抄紙法の違いはなく、大杉原の「大」は単に法量がより大きいことを表していると考えられた。

一方、今中丹後控の杉原は、大杉原・中杉原のどちらを指すのかが問題となる。現存料紙が確認されなため、別の文献史料から二事例を挙げたい。

一つ目は大衛覚より、天保七年（一八三六）十月廿五日、年寄職であった今中大学（丹後）に内々で下賜された「銀五枚」の目録である。目録料

紙は、その略図とともに「杉原半切三ツ折」と表記され（写真1）、現存料紙がある（写真2）。原本調査の結果、大杉原の半切紙をさらに縦に半裁し、縦に三つ折りにした形態であった。

二つ目は今中丹後の隠居願に用いられた杉原紙である。Bでは「御口上書杉原巻紙、諸口紙壹枚服紗包、上ワ書書付与斗」と表記され、口上書の本紙に杉原紙の巻紙、包紙は②で述べるが、白諸口の全紙一枚を使用した旨が述べられる。現存料紙はないものの、同じ隠居願の「口演書」の控が伝存する。調査により、本紙が大杉原の半切紙を貼継いだ巻紙、包紙は白諸口の全紙一枚と特定できたことから、控であっても文献の記述通りの料紙が選択されていたことがわかった。

以上の二事例から、両控の杉原紙はともに大杉原を指し、これは広島藩で生産された最も大判の杉原紙であったとしたい。

## ② 赤紙と諸口

この二つの呼称は、「文化八年定寸表」に記載のある色諸口と白諸口の二種類の諸口紙と推定できる。

まず、赤紙についてである。「赤」に関連した料紙名、すなわち色諸口と思われる呼称は、赤紙、赤堅紙、赤諸口、赤諸口紙の四種類であった。史料上の表記と現存料紙が類似、または合致する事例をあげよう。一つ目はBに記載の赤紙、赤堅紙である。藩主がさらなる儉約を触れた、安政元年の「勝手向き難渋につき家中へ格外の節儉を命ずる達」<sup>9</sup>の本紙に赤堅紙を、包紙に赤紙を使用したことが、本紙・包紙の略図とともに記されている（写真3）。現存料紙はないものの、これに類似した藩主の触書、嘉永六年の「借地緩和（御甘メ米）に付書付」<sup>10</sup>が残され

（写真4）、本紙に色諸口の堅紙の貼継ぎを、包紙に同じく色諸口全紙一枚を、Bの記述通りに使用していた。

二つ目は、Dの赤諸口、赤諸口紙の表記である。今中丹後が「若殿様江為年頭御祝儀」の御太刀馬代を進上した後、年寄の浅野若狭と藤田兵庫から、受取と披露を遂げた旨の書状が届いた。その本紙が「赤諸口裏付」、包紙が「赤半紙壹枚二而服紗包」であることが、略図とともに記される（写真5）。現存料紙（写真6）により、本紙は色諸口の折紙、包紙は色半紙の全紙一枚であり、Dの記述に合致していた。赤諸口紙は、今中丹後に隠居御札として「干鯛一折五枚」の献上を命じる口達書に用いられたと記され、現存料紙からやはり色諸口の折紙であることを確認している。

これらから、赤紙の「赤」は藩の公用文書に使用される「淡茜色」を指し、料紙は色諸口であるとしたい。

これに対し諸口は、色の記載がないため白諸口と推定される。二事例を示したい。

一例目は、今中丹後が夏から秋の足袋の着用許可を問い合わせた何書である。「諸口半切レ江認メ」とBに表記される。「今中文庫」にその控が残り、白諸口の半切紙を用いていることが確認できた。二例目は、先の干鯛献上命令に対する、今中丹後の受諾口上書である。本紙が「諸口裏付」、包紙は「半紙壹枚服紗包」とDに表記され、略図も併記される（写真7）。現存料紙はないものの、これと同じ様式で、「若殿様御入国」の「御祝儀御肴」献上の口上書控が伝存し、Dの記述通り本紙に白諸口の折紙、包紙に白半紙一枚を使用していた（写真8）。これらから、

諸口は白諸口を指すものとしたい。

③ 奉書

浅野外守控では、水野家養子となった浅野重晟弟の水野忠鼎など、他大名家へ出た藩主の血縁者への書状に、浅野外守が奉書紙を使用したことが記される。一方、今中丹後控では、他大名家から今中丹後宛に来た書状の料紙が奉書紙であったとの記述がある。他藩からの奉書紙は種類を明らかにし得ないが、浅野外守が用いた奉書紙について若干考察してみたい。

「文化八年定寸表」によると、広島藩では大広奉書、新奉書、大奉書、小奉書の四種類が漉かれ、各紙の法量はこの順に大きいことから、大広奉書が最も格が高く、小奉書は一番低かったと理解される。紙幅の都合上、各奉書紙のデータを示すことはしないが、「今中文庫」の奉書紙の原本調査(令和二年三月二十四～二十七日)の結果、今中丹後宛の書付や書状について以下のことが現在判明している。

① 九代藩主・斉肅ならびに十代藩主・慶熾の、右筆による「御書」には大広奉書の折紙が使用される。

② 青山内証分家当主・浅野長訓(近江守、後に十三代藩主)の、右筆による暑中見舞・寒中見舞状には大奉書の折紙が使用される。

③ 藩主直筆の「御筆」の場合は、小奉書と白諸口の半切紙が使用される。

浅野外守控成立の安永二年当時、奉書紙の最上位は判明している限り大奉書であり、右の事例からも家臣である浅野外守が大奉書を使用するとは考えにくい。また、明和三年(一七六六)に今中温(丹後の父)が受け

取った「知行宛行状」が、原本調査の結果大奉書であることから、家臣が大奉書を使用する可能性はさらに低いと言えるだろう。以上から、浅野外守控の奉書紙は小奉書と仮定しておきたい。

〈形態の呼称〉

① 裏付・横折

先述の通り、「赤諸口裏付」「諸口裏付」という表記は、現存料紙との比定により、それぞれ色諸口と白諸口の折紙であることが判明している。したがって、裏付は折紙を指すものとしたい。折紙は、一枚の料紙の全面を使う縦紙に対し、横長に半折し折り目を下にして用いる形態をいう。折り返した裏側は、本紙に付すべき礼紙として見立てたと考えられ、裏付もその意味と推察される。横折は奉書紙のみ使用されており、裏付と同様に折紙と考えるたい。

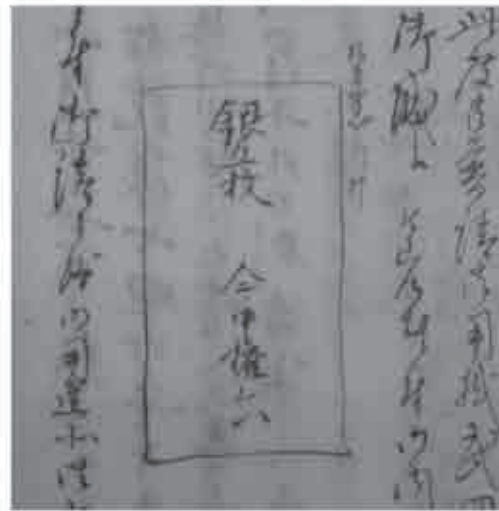
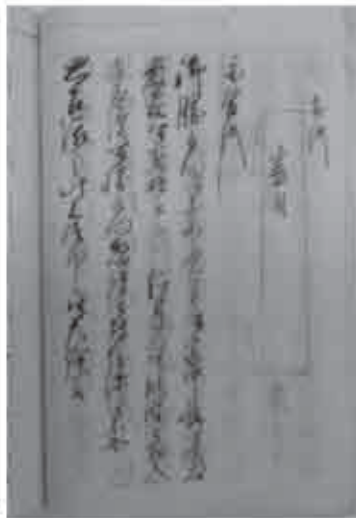
② 半切・半切レ・切紙

まず、史料上「杉原半切三ツ折」「諸口半切レ」など、半切、半切レと表記されるものは、先に示した現存料紙から、全紙を横方向に半分にか断した半切紙であることが明らかである。

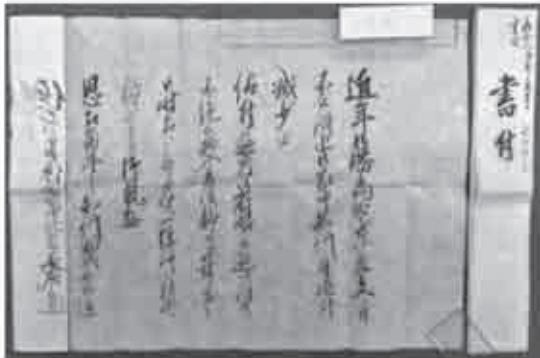
そのほか「赤紙切紙」「白諸口切紙」などの切紙という表記も、通常半切紙を指すことは言うまでもないが、次の伺書の現存料紙(「今中文庫」C―三―一七四)にて確認したい。この伺書は、今中丹後の隠居と跡目相続を許可された養子大衛が、「家督之御礼差上物」について問い合わせたものである。

紙面に、「以切紙申上候、私儀家督之御礼差上物明廿八日差上候様、

右上…写真3(Bより「赤紙」「赤縦紙」と表記の部分)  
 下…写真4(類似する料紙遺品、包紙・色諸口全紙一枚、本紙・色諸口縦紙貼継)



左上…写真1(大衛寛より「杉原半切三ツ折」と表記の部分)  
 左下…写真2(現存料紙、大杉原半切紙縦三ツ折)

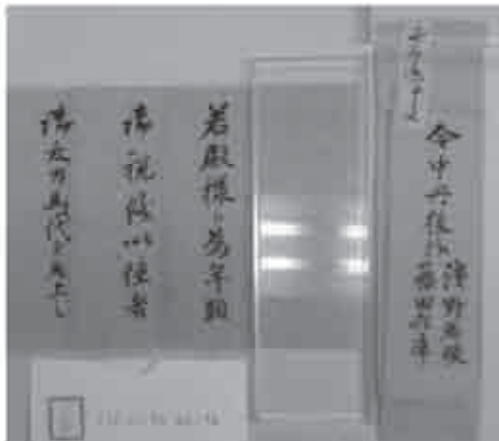
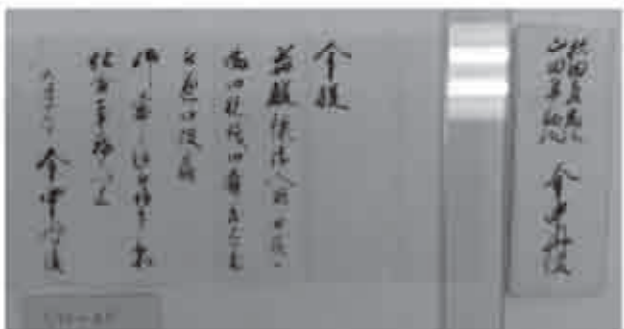


右…写真7(Dより「半紙巻枚服紗包」「諸口裏付」と表記の部分)



左上…写真5(Dより「赤半紙巻枚二而服紗包」「赤諸口裏付」と表記の部分)  
 左下…写真6(現存料紙、包紙・色半紙全紙一枚、本紙・色諸口折紙)

下…写真8(類似する料紙遺品、包紙・白半紙全紙一枚、本紙・白諸口折紙)



兼而御達之趣奉畏候、然処今日々来正月六日迄忌中ニ罷成申候、右二付明日之差上物如何可仕哉（後略）」とあり、「以切紙」とされる大衛の料紙と形状は「白諸口」の半切紙であった。これらから、半切・半切レ・切紙はすべて半切紙を指すものとしたい。

以上、第二節で整理した呼称を踏まえた上で、次節より両控に記載される書状贈答の料紙とその形態の分析に移りたい。ただし、それらの時代的变化を考察するために、先に成立した浅野外守控からみていこう。

### 三 浅野外守控の書状贈答料紙の分析

浅野外守（新四郎、内膳）は、宝暦五年（一七五五）より十八年間年寄職を勤めたのち、安永二年に中老格に就任した。「中老」とは、宝永六年（一七〇九）の藩主・浅野吉長の職制改革により、吉長の舎弟を処遇するために置かれた非役の地位である。中老格はこれと似た形で、年寄（執政）を引退した者の処遇先として安永二年から設けられ、役規は「年頭・八朔・御節句・月次・御吉凶之節登城」とされた<sup>〔1〕</sup>。浅野外守はその初代であったため、浅野外守控の書状贈答の文言や料紙の選択は、雛形として歴代に引き継がれていたと思われる。

浅野外守控には全部で八一通の書状の記載があり、そのうち浅野外守の差出状二七通、受取状一通に、書状様式が注記されていた。その内訳は大杉原が二〇通、奉書が五通、諸口が三通である。この二八通を中心に、各通の差出人、宛所、内容、表記される料紙名と形態等を表3として作成し

た。その際、初めの書状に料紙名等が明記され、「右御同文」と略されるものは同じ料紙・形態とした。また、同じ文言で複数の宛所を列挙した「格通二而」という表記の書状は、便宜的に表3で一行としている。この表を参照しながら、内容ごとに各宛所へどのような料紙が使用されているかみていきたい。（以下、第三節内のアラビア数字は表3の書状番号を指す。）

#### （一）中老格就任挨拶状

浅野外守は就任挨拶状の宛所として、藩主と継嗣、江戸留守居役、分家筋の者を記しており、他大名家の名はみられなかった。それらの料紙は大杉原、大杉原裏付と注記されている。史料一と二をみていきたい。

【史料一】（表3—1、2）

一筆啓上仕候、今般私儀於

御城御中老格被 仰付難有仕合奉存候

右御礼為可申上如斯御座候

御前御序之刻可然様頼入存候、恐惶謹言

巳二月十日 御名御判

御年寄 鈴木隼人様 人々御中

此書状大杉原二而調

上封し封紙二而

右御同文二而

若殿様江

御附人 望月蔵人様 人々御中



この文面から、年寄鈴木隼人と付人望月蔵人へ、それぞれ藩主重晟と継嗣に中老格就任御札を取り次ぐよう依頼したことが分かる。これらには浅野外守の署判が据えられ、実質的には藩主と継嗣への就任挨拶状であり、形態の表記はないが両通とも折紙だったと推定される。

これは、次節で述べる今中丹後控で、藩主と継嗣への就任挨拶状が諸口裏付と注記されることによるものである。度重なる儉約令のため、料紙の格は大杉原から白諸口に一段下げたが、形態は折紙のまま据え置いたと思われる。堅紙や半切紙である可能性も否めないが、大杉原を堅紙で用いた挨拶状の事例がないことや、料紙の格を下げておきながら、形状を薄礼の半切紙から厚礼の折紙へ格上げすることは矛盾を生じるため、この両形態は考えにくい。以上の点から、藩主と継嗣への書状には大杉原の折紙を用いたとしておきたい。

【史料二】（表3―4）

一筆啓上仕候、其御地御手前様、弥御勇健可被成御座与珍重御儀奉存候、今般私儀中老格被申付忝次第奉存候、是迄御心安被成下候事故、右御吹調為可申上如斯御座候、恐惶謹言

二月十五日 御名判

浅野備前守様

浅野河内守様

浅野大学様

中根外記様

参人々御中

大杉原裏付

格通二而

右宛先の浅野姓の三名は江戸や京都に在住の旗本である。「浅野備前守」と「浅野河内守」はそれぞれ播州赤穂浅野家の分家当主、浅野長充と浅野長壽、「浅野大学」は浅野長矩・浅野長広から四代目の当主・長貞である<sup>(12)</sup>。「中根外記」は浅野家、家老の上田家なども縁戚関係にある旗本であり、これら四名は広島浅野家からみて分家や家老と同格の家柄の扱いとされ、一族の範囲の者といえる。

また藩の要職者への挨拶状については、江戸留守居役「安井牧太・天野伝兵衛」宛の書状（3―1）に、本状に関する記述はないものの、取り次ぎ依頼の添状（3―2）を大杉原の半切紙で調えた注記がある。本状の料紙は添状と同じ大杉原、形状は添状より格上の折紙、もしくは同じ半切紙も考え得る。ただし、新しく留守居役となった「伊藤織衛」から届いた挨拶状に対し、浅野外守が祝いを述べた返書が大杉原の折紙であった10の事例を考えると、やはり双方の挨拶は折紙で行われたと考えるのが妥当であろう。ただし、この10には「此後諸口ニ相成」と注記があり、これ以降、家中の要職どうしの書状贈答の料紙は、大杉原から白諸口へ一段格下げされたことがうかがえる。

このように、浅野外守就任の安永二年は、分家格の者への挨拶状が大杉原の折紙と明記されていることから、藩主と継嗣のほか、留守居役のような要職の者に宛てた挨拶状も同様の書状様式をとっていたことが推定できる。

表3 浅野外守書状贈答控（安永2年）

書状№	差出人	宛先	文書の内容	料紙	形状	封・包紙の記述	名判有無	宛名有無	日付	備考
1	御名御判(浅野外守)	(殿様付) 御年寄 鈴木隼人様	御中老格被仰付候二付挨拶	大杉原	一	上封し付紙二而	名判	有	巳二月十日	「殿様」は浅野重晟
2	(御名御判)	若殿様江 御附人望月蔵人様	御中老格被仰付候二付挨拶	(大杉原)	一	(上封し付紙二而)	一	一	巳二月十日	「右御同文二而」と略
3-1	御名(浅野外守)	江戸留守居 安井牧太様、天野傳兵衛様、格通二而	御中老格被仰付候二付挨拶	一	一	一	名	有	巳二月九日	取次依頼の「御添状」は「大杉原半切紙二調、上封し付紙二而」と注記。
3-2	御名(浅野外守)	江戸留守居連名二而	添状(上記書状取次依頼)	大杉原	半切二調	上封し付紙二而	名	有	月日(巳二月九日)	「御添状」は「大杉原半切紙二調、上封し付紙二而」と注記。
4	御名判(浅野外守)	浅野備前守様、浅野河内守様、浅野大学様、中根外記様、格通二而	御中老格被仰付候二付挨拶	大杉原	裏付	一	名判	有	二月十五日	
5	百々勘左衛門判	御名(浅野外守様)	御中老格被仰付候二付御祝い	諸口	裏付二而来ル	一	名判	有	二月十二日	
6	御名判(浅野外守)	百々勘左衛門様(尾道町奉行)	上記の返書	諸口	裏付二而調	一	名判	有	二月廿二日	
7	支配人中ノ	辻政之丞様、辻藤兵衛様、山田十兵衛様、辻藤次郎様、那波茂兵衛様、那波基蔵様、那波九郎	御中老格祝状への礼(代筆)	大杉原	裏付二而	上封し	一	有	三月十六日	添状に関して以下の注記あり。「大坂留守居宛此文書二而御願被達」「此書状相達し候様致度候、此段頼
8	御名御判(浅野外守)	伊豫守様二而 鈴木匡様・沼野内蔵助様	年始御挨拶状へ御書頂戴の御礼	奉書	横折二而	一	名判	有	三月十六日	「松平伊豫守」は丹後宮津藩藩主、松平 資承。正室は浅野宗恒の娘(信姫カ)。
9	(浅野外守)	(小川町二而) 森司馬様	御前小川町御奥様重役被仰付二付祝状	諸口	半切二而	一	一	有	三月十六日	
10	(浅野外守)	御留守居役 伊藤織衛様	御前御留守居役被仰付、御加増拜領二付祝状	大杉原	裏付	一	一	有	三月十六日	「大杉裏付 此後諸口ニ相成」と注記。
11	(浅野外守)	(御年寄) 鈴木隼人様・三好勲負様	信姫様御逝去二付御悔み状	大杉原	一	一	一	有	閏三月十日	
12	(浅野外守)	若殿様 御附衆望月蔵人様	(信姫様御逝去二付御悔み状)	大杉原	一	一	一	有	閏三月十日	「右御同文二而」と略
13	(浅野外守)	(御年寄) 鈴木隼人様・三好勲負様	築地御屋敷火事二付御機嫌伺状	大杉原	一	一	一	有	閏三月廿五日	
14	(浅野外守)	若殿様二而 望月蔵人様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	
15	(浅野外守)	御前様(陽姫)二而 石黒善九郎様・吉岡平馬様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	「右御同文之内御前様益一一如是御座候御序之刻」と略
16	(浅野外守)	近江守様二而 戸田嘉藤太様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	
17	(浅野外守)	(水野家左近将監様) 大久保□様	暑中御機嫌伺状	奉書	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、左近将監様益一一」と略、「奉書へ調へ」と注記。
18	(浅野外守)	(昌光院様) 関屋市右衛門様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、昌光院様益一一」と略
19	(浅野外守)	神田橋(御奥様)二而 飯田十右衛門様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、御奥様益一一」と略
20	(浅野外守)	小川町(御奥様)二而 森司馬様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、御奥様益一一」と略
21	(浅野外守)	(御前様付) 石黒善九郎様・吉岡平馬様、穂坂勘六様	御前様御出産後御容体重きに付御見舞	一	一	一	一	有	十月廿六日	
22	御前様重役吉岡平馬判	御名様(浅野外守様)	深廣院様(陽姫)御遺物被下之候に付御達	一	一	一	名判	有	十二月廿七日	
23	御名(浅野外守)	(御前様重役) 吉岡平馬様	深廣院様御遺物頂戴二付御礼	大杉原	裏付	上ふくさ包ニシテ	名	有	四月二日	「右大杉原裏付二調上ふくさ包ニシテ上書宛様御名、右御返事平馬殿へ為持被遣候処、平馬殿御達二而御返翰落手仕候由返答有之」と注記。
24	御名御判(浅野外守)	尾州御附人 石黒善九郎様	深廣院様御遺物頂戴二付御礼	一	一	一	名判	有	安永三年四月十四日	陽姫の実家・尾張徳川家への礼状

(二) 就任祝状への返書

(一)の挨拶状に対する藩主らの返書の紙種と様式は、残念ながら控えられていない。ここでは同僚からの就任祝状への返事がどのようににされていたかみていきたい。

【史料三】(表3—5)

一筆啓上仕候、先以今般御中老格被為蒙仰候旨奉承知珍重御儀奉存候、  
右御悦申上度如斯御座候、恐惶謹言

二月十二日 百々勘左衛門 判

御名 諸口裏付二而来ル

【史料四】(表3—6)

御状令披見候、今般自分儀御中老格蒙仰候付、為御歎頭示忝事二候、  
右御報申入ニ恐惶謹言

二月廿二日 御名判

百々勘左衛門様 諸口裏付二而調

史料三・四の「百々勘左衛門」は、安永二年まで尾道町奉行を務めた人物である。(一)で述べたように、家中の要職宛には大杉原の折紙が使用されたと思われるため、一見すると整合性がとれない。しかしながら、百々勘左衛門の書状が「諸口裏付二而来ル」に対して、浅野外守も同様に「諸口裏付二而調」と記し、相手と同じ料紙と形状で返書を認めたことがわかる。これと同様の事例が9の「森司馬」宛の返書である。

【史料五】(表3—9)

御切紙令披見候、今般於 御前小川町御奥様重役被 仰付候旨依之御  
紙面之趣致承知珍重御事二候、右御歎御報如此御座候、已上

三月十六日 諸口半切二而

森司馬様

冒頭の傍線部にあるように、森司馬からの「御切紙」の書状に対し、「諸口半切二而」返書を調べており、「御切紙」は白諸口の半切紙だったと解釈できよう。これらから、返書は来書の料紙と形態に揃えたものと考えられる。

(三) 暑中御機嫌伺状

14から20は文言が宛所により若干異なるものの、全て暑中御機嫌伺状である。14の「若殿様」、15の「御前様(重晟正室・陽姫)」、16の「近江守様(青山内証分家当主)」については、料紙の記載がなかったが、(一)を考慮すると料紙は大杉原であった可能性が高い。次節の今中丹後控では、藩主と継嗣に宛てた寒中見舞状に、「諸口半切レ」を使用していることを勘案すると、形態は折紙以外にも半切紙であった可能性もある。ここではむしろ、17から「右御同文」としつつ、料紙のみ「奉書へ調へ」と注記が始まる、他大名家への書状様式が注目されよう。史料上で表記を、ひとつ前の青山内証分家「近江守」宛の暑中見舞状(16)からみていきたい。

【史料六】(表3—16、17、18、19、20)

一筆致啓上候、甚暑之節其御地

近江守様益御安康被成御座候哉、乍懼承知仕度奉存候、暑中為窺御機  
嫌如斯御座候、御序之刻可然様頼入度候、恐惶謹言

六月二日

近江守様二而 戸田嘉藤太様

右御同文

左近将監様益 —— 奉書〔調〕

大久保 肥様

右御同文

昌光院様益 ——

関屋市右衛門様

右御同文

御奥様益 ——

神田橋二而 飯田十右衛門様

右御同文

御奥様益 ——

小川町二而 森司馬様

右の「左近将監様」は、水野家養子となった藩主重晟弟の水野忠鼎であり、そのほかは婚姻で他大名家へ入った浅野家の姫君たちと思われる。これらから、縁戚関係となった他大名家への挨拶状には奉書紙(小奉書)を用いたことがわかる。形態については表記がないが、次節の今中

丹後控では、他家へ嫁いだ浅野家姫君たちに宛てた暑中・寒中見舞状に大杉原の折紙が使用されており、折紙と解釈するのが妥当であろう。次の史料からも、他大名家との書状のやりとりは、基本的に小奉書の折紙であったことが明らかである。

【史料七】(表3—8)

一筆致啓上候、年始為御祝詞各様迄以書状申上候段 伊豫守様達

御聴被成下、御書致頂戴忝仕合奉存候、御請之儀可然様頼入存候、恐惶謹言

三月十六日

御名御判 鈴木匠様

伊豫守様二而 沼野内蔵助様 人々御中

奉書横折二而

本文中の「伊豫守」は、丹後宮津藩主松平資承のことで、正室は広島藩六代藩主・浅野宗恒の娘である。当史料は、浅野外守の年始挨拶状に対し、松平資承の「御書」(返書)が到来し、浅野外守がさらに小奉書の折紙で礼状を認めるという、他家との書状贈答の様子がわかる。

史料六・七より、他大名家に対しては小奉書の折紙で書状贈答が行われ、浅野一族や家中における大杉原や白諸口での書状贈答とは料紙が明確に区別されているといえるだろう。

#### 四 その他の内容の差出状

以下の内容の書状にも大杉原の使用が明記され、三つ目には「裏付

（折紙）」とあったが、そのほかは形態の注記がなかった。

- ・信姫逝去につき、藩主と継嗣へ宛てた悔やみ状（11、12）
- ・築地御屋敷の長屋火事につき、藩主へ宛てた見舞状（13）、
- ・重辰正室・陽姫の形見の品拝領につき礼状（23）

ただし、これまで検討してきたとおり、藩主・継嗣への挨拶状には基本的に大杉原の折紙を使用していることから、右の三点の形態は全て折紙であったと考えたい。

#### 四 今中丹後控の書状贈答料紙の分析

本節では、嘉永七年（一八五四）から翌安政二年にかけて三代目の中老格にあった、今中丹後の書状贈答の料紙を詳しくみていきたい。今中丹後控には全部で二二一通の書状の授受が記載され、浅野外守控と比べると書状総数は約三倍に、とりわけ他大名家との書状贈答数はおよそ五倍に増加している。

そのうち、料紙・形態いずれかが明記されているのは、今中丹後の差出状、および受取状の合計九四通であり、その内訳は大杉原が六一通、奉書紙が五通、白諸口と色諸口をあわせた諸口紙が二二通、不明（付紙料紙）が六通であった。このうち五二通を抄出し表4を作成した。これを参照しながら、内容ごとの料紙をみていきたい。（以下、第四節内のアラビア数字は表4の書状番号を指す。）

#### (一) 中老格就任挨拶状

今中丹後は中老格に就任した際、挨拶状に白諸口と大杉原の折紙を使用していることが、史料八・九を含む表4の1〜12より明らかである。

【史料八】（表4―1）

江戸表江

諸口裏付

一筆啓上仕候、今日私儀於

御城御中老格被

仰付難有仕合奉存候、右御礼為可申上如斯御座候、

御前御序之刻可然様頼入存候 恐惶謹言

正月十九日 御名書判

御年寄 二川清記様 人々御中

この史料から、江戸表の藩主斉肅への挨拶状は年寄二川清記宛とし、自身の署判を据え、白諸口の折紙を使用していることがわかる。これと同様の書状様式は、3の「若殿様（慶熾）」、4の「近江守様（青山内証分家当主・長訓）」、12の「梅梢院様（藩主斉肅生母）」にみられた。これらの宛所から、いずれも浅野本家・分家であれば料紙は白諸口を用い、厚札の折紙を選択したといえよう。

【史料九】（表4―2）

一姫君様江

杉原裏付上封し封紙

一筆啓上仕候、今日私儀御中老格被

仰付難有仕合奉存候、右為申上如斯御座候、恐惶謹言

正月十九日 御名書判

佐久間忠兵衛様

筒野藤一郎様

史料の「姫君様」は、藩主・浅野斉肅に文政六年（一八二三）に興入  
れた、將軍家斉の娘・末姫である。斉肅の正室であるものの、今中丹  
後は藩主より格上の大杉原を折紙として用い、署判を据え、さらに封紙  
で包んでいる。これと同様に大杉原の折紙は、5、11の上杉家、南部家  
をはじめとする、他大名家へ嫁いだ浅野家の姫君たちに宛てた挨拶状に  
も使用されている。

このように、原則的に浅野本・分家内であれば白諸口、他大名家宛で  
あれば大杉原を料紙として選択し、就任挨拶状のような比較的重要な文  
書には、署判を据えた折紙を用いたと考えられる。ただし、將軍家出身  
の正室は家中にあっても例外的で、他大名家と同様の料紙と形態を選択  
している点が注目されよう。

(二) 就任挨拶状への返書

では、(一)の今中丹後の挨拶状に対して、どのような書状様式で返書が  
なされているのであろうか。まず、浅野本・分家内をみていこう。

【史料十】(表3—21)

赤紙切紙

御状致拜見候、然者今般御中老格被蒙

仰候旨被仰越候御紙面之趣、達

御聴候、恐惶謹言

二月晦日 二川清記

御名様

冒頭の「赤紙切紙」という表記より、今中丹後への返書は、藩の公用紙  
の色諸口の半切紙を使用したことがわかる。22も同様であることから、  
藩主と継嗣の返書は年寄を介した公文書であり、署判は据えずに略式で行  
ったといえる。一方、青山内証分家からの返書(23)は同じ公用紙だが、  
付人の署判を据えた折紙であることから、本家中老格の今中丹後に対し、  
同じ折紙を選択することで、薄礼にならぬようにしたと考えられる。

藩主らと同様に白諸口の折紙で挨拶がなされた藩主生母・梅梢院の返書  
(13)は、白諸口の半切紙でなされており、梅梢院の公ではない立場と、  
かつ略式の返事を許される地位を表している。正室・末姫からの返書  
(24)は、付人の署判を据えた「杉原裏付」で来ており、今中丹後の挨拶  
状と同格になるよう大杉原の折紙を選択したと理解されよう。

このほか、年寄二川清記が差し出した、「白諸口切紙」の就任祝状  
(25)に対し、今中丹後も同じ白諸口の半切紙で返書(26)していることに  
留意せねばならない。要職の家臣どうしの就任挨拶状と祝状は、先の浅野  
外守控では主として大杉原の折紙が使用されていたが、今中丹後の時代は  
料紙を白諸口に、形態を半切紙へとともに格下げしていることがわかる。

表4 今中丹後書状贈答控（嘉永7年（安政元）～安政2年）

書状No	差出人	宛先	文書の内容	料紙	形状	封・包紙	名判有無	宛名有無	日付	備考
1	御名書判(今中丹後)	(江戸表殿様江) 御年寄 二川清記様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「江戸表殿様」は9代藩主浅野斉肃。
2	御名書判(今中丹後)	(姫君様江) 佐久間忠兵衛様、筒野藤一郎様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	杉原	裏付	上封し付紙ニ而	名判	有	正月十九日	「姫君様」は將軍徳川家斉娘末姫、浅野斉肃正室。
3	御名書判(今中丹後)	(若殿様江) 御年寄 二川清記様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「若殿様」は後の10代藩主浅野慶燾。
4	御名書判(今中丹後)	(近江様江) 木村幾三郎様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「近江守様」は青山内証分家当主、浅野長訓。
5	御名書判(今中丹後)	昌寿院様江 額田州右衛門様、木清要人様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	杉原	裏付	—	名判	有	正月十九日	「上杉彈正大弼様ニ而昌寿院様」は浅野斉賢娘で上杉斉正正室輝姫。
6	—(今中丹後)	光樹院様江 栃内左司馬様、菅野肇様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「南部美濃守様ニ而光樹院様」は浅野重晟娘で南部利敬正室。
7	—(今中丹後)	(栄松院様江) 平田伊久馬様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「伊藤修理大夫様ニ而栄松院様」は浅野重晟娘で伊東祐民正室為姫。
8	—(今中丹後)	(松平長門守様之御前様江) 丹羽一馬様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「松平長門守様之御前様」は浅野斉賢娘で前田利保正室久美。
9	—(今中丹後)	(溝口主膳正様ニ而御隠居伯耆守様之大奥様江) 星出求馬様、宮崎新五郎様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「溝口主膳正様ニ而御隠居伯耆守様之大奥様」は浅野斉賢娘で溝口直諒後室。
10	—(今中丹後)	(細川越中守様之御前様江) 高橋安右衛門様、井場貞助様、日比嘉門様、上野久様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「細川越中守様之御前様」は浅野斉賢娘で細川斉護正室益姫。
11	—(今中丹後)	(宗對馬守様之御前様江) 早田作左衛門様、渡辺又三様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「宗對馬守様之御前様」は浅野斉賢娘で宗義和正室嘉代姫。
12	御名斗り(今中丹後)	(梅梢院様へ) 浪江倉人様、堀場茂助様、駒井半蔵様、天津高様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	半紙服紗包	名	有	二月七日	「梅梢院様」は浅野斉生母。「右諸口裏付半紙服紗包上書御廣式重役中様御連名宛文箱へ入上書御同様ニ而為持差出ス」と注記。
13	(梅梢院様付 浪江倉人、堀場茂助、駒井半蔵、天津高)	—(今中丹後)	上記返書(付人より)	諸口	半切	—	—	—	二月七日	右之通ニ而御役成御請状相済候事(貼紙下に記述)
14	木清要人政徳書判、額田州左衛門盛清書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、昌寿院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿六日	
15	菅野肇正書判、栃内左司馬昌録書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、光樹院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	
16	平田伊久馬 氏書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、栄松院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿九日	
17	丹羽一馬 直行書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、松平長門守様之御前様へ申上げ候	諸口	切紙	—	名判	有	二月廿九日	
18	宮崎新五郎隆礼書判、星出求馬信成書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、御隠居伯耆守様之大奥様へ申上げ候	諸口	裏付	—	名判	有	二月廿九日	
19	上野久己承書判、日比嘉門儀成書判、井場貞助恒亮書判、高橋安右衛門貞幹書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、細川越中守様之御前様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	(二月廿九日)	
20	渡辺又三、早田作左衛門	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、宗對馬守様之御前様へ申上げ候	杉原	切紙	—	名	有	二月廿九日	
21	(江戸御年寄)二川清記	御名様(今中丹後)	御中老格御就任御礼之趣、殿様へ申上げ候	赤紙	切紙	—	名	有	二月晦日	
22	(江戸御年寄)二川清記	御名様(今中丹後)	御中老格御就任御礼之趣、若殿様へ申上げ候	赤紙	切紙	—	名	有	二月晦日	
23	(江戸御年寄)二川清記	今中丹後様	御中老格御就任ニ付御歎び状	白諸口	切紙	—	名	有	二月晦日	
24	今中丹後	二川清記様	中老格就任ニ付御書頂戴の礼状	同(白諸口)	(切紙)	—	名	有	三月十九日	
25	(近江守様付) 木村幾三郎 尚書書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、近江守様へ申上げ候	赤紙	裏付	—	名判	有	三月十三日	
26	(姫君様付) 筒野藤一郎 義務書判、佐久間忠兵衛 勝貞書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、姫君様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	
27	—(今中丹後)	(細川越中守様) 有吉頼母様、小笠原備前様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付御歎び状	杉原	裏付	—	—	有	三月十九日	「右京大夫様」は細川 詔邦、肥後国熊本藩11代藩主。「峯姫様」は一条忠香の養女、三条実万の娘。
28	—(今中丹後)	(同御前様江) 高橋安右衛門様、井場貞助様、日比嘉門様、上野久様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付御歎び状	杉原	裏付	—	—	有	三月十九日	「同御前様」は浅野斉賢娘で細川斉護正室益姫。
29	(細川越中守様付) 小笠原備前、有吉頼母	今中丹後様	右京大夫様峯姫様御婚姻之御歎び之趣に付御満足思召の事	奉書	裏付	—	名	有	四月廿六日	
30	(細川越中守御前様付) 上野久、日比嘉門、井場貞助、高橋安右衛門	今中丹後様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付、御歎び之趣御前様へ申上げ候	—	—	—	名	有	四月十一日	
31	御名判(今中丹後)	(姫君様付) 佐久間忠兵衛様、筒野藤一郎様	姫君様江上使を以八代蜜柑御拝領被遊奉恐悦候	杉原	裏付	—	名判	有	正月廿七日	
32	(姫君様付) 筒野藤一郎 義務書判、佐久間忠兵衛 勝貞書判	今中丹後様	八代蜜柑御拝領の御歎び状之趣、姫君様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	

33	今中丹後	(殿様江)二川清記様	寒中御機嫌伺状	諸口	半切レ	-	名	有	十一月十九日	
34	今中丹後	(姫君様江)佐久間忠兵衛様、前野藤一郎様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	名	有	十一月十九日	
35	今中丹後	(近江守様二而) 桜井織部様	寒中御機嫌伺状	諸口	半切レ	-	名	有	十一月十九日	「近江守様」(青山内証分家)は浅野長訓。「近江守様江は諸口半切レ」と注記。
36	一(今中丹後)	昌寿院様二而 額田右衛門様、木滑要人様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「御方々様江は杉原裏付」と注記。「昌寿院様」は浅野斎賢娘、上杉斉正室輝姫。
37	一(今中丹後)	光樹院様二而 新内左司馬様、菅野藤様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「光樹院様」は浅野重晟娘、南部利敬正室。
38	一(今中丹後)	栄松院様二而 冲次郎兵衛様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「栄松院様」は浅野重晟娘、伊東祐民正室為姫。
39	一(今中丹後)	茅町御前様二而 岡田直之助様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「茅町御前様」は浅野斎賢娘で前田利保正室久美。
40	一(今中丹後)	木挽町大奥様二而 星出求馬様、宮崎新五郎様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「木挽町大奥様」は浅野斎賢娘で溝口直跡後室。
41	一(今中丹後)	龍口御前様二而 井場貞助様、香山徳右衛門様、日比嘉門様、上野久様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「龍口御前様」は浅野斎賢娘で細川斉護正室益姫。
42	一(今中丹後)	向柳原御前様二而 早田作左衛門様、渡辺又三様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「向柳原御前様」は浅野斎賢娘で宗義和正室嘉代姫。
43	今中丹後	(殿様江)二川清記様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	諸口	半切レ	-	名	有	十二月十八日	
44	今中丹後	(姫君様江)佐久間忠兵衛様、前野藤一郎様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	名	有	十二月十八日	
45	今中丹後	(近江守様二而) 桜井織部様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	諸口	半切レ	-	名	有	十二月十八日	
46	一(今中丹後)	昌寿院様二而 額田右衛門様、木滑要人様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「御方々様右同文言杉原裏付」と注記。「昌寿院様」は浅野斎賢娘、上杉斉正室輝姫。
47	一(今中丹後)	光樹院様二而 新内左司馬様、菅野藤様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「光樹院様」は浅野重晟娘、南部利敬正室。
48	一(今中丹後)	栄松院様二而 冲次郎兵衛様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「栄松院様」は浅野重晟娘、伊東祐民正室為姫。
49	一(今中丹後)	茅町御前様二而 岡田直之助様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「茅町御前様」は浅野斎賢娘で前田利保正室久美。
50	一(今中丹後)	木挽町大奥様二而 星出求馬様、宮崎新五郎様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「木挽町大奥様」は浅野斎賢娘で溝口直跡後室。
51	一(今中丹後)	龍口御前様二而 井場貞助様、西村幸之助様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「龍口御前様」は浅野斎賢娘で細川斉護正室益姫。
52	一(今中丹後)	向柳原御前様二而 早田作左衛門様、渡辺又三様	願之通り隠居・家督相続御許可に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「向柳原御前様」は浅野斎賢娘で宗義和正室嘉代姫。

次に他大名家からの返書をみていこう。14から20までの七通の返書のうち、「杉原裏付」が四通、「杉原切紙」が一通、「諸口裏付」が一通、「諸口切紙」が一通、という内訳になっていた。

【史料十一】(表3-14)  
杉原裏付

御札致拝見候、然者今般於

御城御中老格被

仰出候、為御札御紙面之趣則申上候処、御入念之儀思召候、此段宜及

御報旨、昌寿院様被仰付如斯御座候、恐惶謹言

二月廿六日 木滑要人 政徳書判

額田卯左衛門 盛清書判

今中丹後様

他大名家の返書、四通(14、15、16、19)は、右のように付人の署判を据えた大杉原の折紙を使用しているが、残りの三通(17、18、20)は料紙・形状・署判の有無に規則性がみられなかった。

今中丹後控では、この中老格就任に関する書状贈答以降、他大名家からの返書の文言は記載されるものの、料紙名と形態の注記はほとんど省かれてしまう。わずかながら、熊本藩細川家に宛てた婚姻祝状(29)の返書をはじめ五点が「奉書裏付」であったこと、昌寿院(浅野斎賢娘・上杉斉正正室)からの返書六点が、料紙の表記がなく、略式の「付紙二而」(13)だったことを記すにとどまっている。



他大名家からの返書は、概ね今中丹後差出状と同様の、大杉原の折紙が選択されたと理解できようが、厚札を示す奉書紙の折紙から、甚だ薄札ではないかと思われる「付紙」まで、料紙も形態もまちまちであり、各付人の裁量によっていたものと言わざるを得ない。

(三) 寒中御機嫌伺状と隠居挨拶状

表3の33から42は、藩主や正室・末姫をはじめ、分家や縁戚関係にある大名家へ宛てた寒中見舞状である。

【史料十二】（表3—33、34）

一 寒気二付

殿様

姫君様其外

御方々様江御機嫌伺い差上状、左之通取計之事

一 殿様江諸口半切レ

一筆致啓上候、乍時分寒気甚御座候得共

殿様益御機嫌能被成御座、御膳等御快被

召上候哉、乍恐承知仕度奉存候、寒中為可奉窺御機嫌如斯御座候、

恐惶謹言

十一月十九日 今中丹後

二川清記様

一 姫君様江杉原裏付

一筆致啓上候、甚寒之節御座候得共

姫君様益御機嫌能被成御座候哉、乍恐承知仕度奉存候、寒中為可奉窺御機嫌如斯御座候、恐惶謹言

十一月十九日 今中丹後

佐久間忠兵衛様

筒野藤一郎様

この藩主と正室に宛てた二通に続き、史料上では「御方々様江者杉原裏付、尤近江守様江者諸口半切レ」と注記があり、各大名家へは大杉原の折紙、青山内証分家へは藩主と同様の白諸口の半切紙で見舞状を認めたことがわかる。(一)の就任挨拶状と比べ、藩主と分家（近江守）宛の見舞状は、半切紙へとさらに簡略化されており、正室・末姫へ宛てた大杉原の折紙の見舞状と、料紙・形態の差が大きいことに驚かされる。

このように、①藩主と分家当主へは白諸口の半切紙、②正室・末姫へは大杉原の折紙、③縁戚関係の他大名家へは大杉原の折紙という書状様式は、続く43から52までの退隠の挨拶状でも同じように行われている。浅野外守控と同様に、他家への書状料紙は家中より格上のものを使用し、家中は白諸口、他家は大杉原という料紙の区別が明確になされていたといえるだろう。

白諸口の半切紙は、浅野家中の藩士がごく普通に互いの書簡に使用する料紙と形状であることが、原本調査で明らかになっている。藩主と分家の当主宛の書状様式に、藩士とそれと全く差がみられないことは、安政初年当時の藩の緊縮財政ぶりをうかがわせるものである。

## 五 両史料の比較からみる書状様式の変化

### — 本稿のまとめとして

以上、中老格という上級職ではあるものの、家臣と藩主一族との間のような書状贈答の様式が存在するの考察してきた。第三・四節の結果を表5-1と5-2として作成し、整理してみた。

これらを踏まえると、大きく次の三点が指摘できよう。

① **範囲** 書状の授受者は、浅野一族・家中と他藩に二分される。公家や門跡寺院などは中老格の交際の範囲になかった。

② **料紙** 浅野外守の安永二年(江戸時代中期)と、今中丹後の安政元年(江戸時代後期)を比較すると、家中では大杉原から諸口紙へ、他藩との交際においては小奉書から大杉原へと双方とも格下げした。ただし、他藩へは家中の料紙より常に厚札の料紙を使用している。

③ **形態** 両時期の書状の形態は、家中では折紙から半切紙へという簡略化がみられ、他藩へは折紙をそのまま維持している。

②と③が起こった背景を考察してみたい。

まず、家中の書状様式の薄札化には次の二つの要因が考えられる。

第一に浅野宗恒から重辰へと続く宝暦・寛政の藩政改革である。藩の諸機関では政務の簡素化と経費節減が徹底して図られ、家中においても慶弔の行事や進物贈答の禁止をはじめとする諸事省略が要求された。浅野外守も年寄職としてこの宝暦改革の指揮をとっている。すなわち藩内では、実用的かつ経済的理由から小型で薄い常用紙が重用されるようになり、文書

様式も簡略化され、料紙・形態の両面で薄札化が進んだといえよう。

第二は、紙の自給体制の強化により常用の諸口紙・半紙が安定的に供給され、文書簡略化の一層の推進が可能であったことである。享保末年に最初の隆盛期を迎えた紙の生産はその後漸減したが、一九世紀に入ると再び増産に転じ、文化・文政期には最後のピーク期を形成した。領内はもちろん江戸表の家中入用まで徹底して国産の紙でまかない、余剰は「御蔵物」として江戸・大坂市場へ出荷する体制がとられた。この生産量増加の中心は佐伯郡と山県郡であり、両郡は享保初年から諸口紙・半紙の主要産地であった<sup>(14)</sup>。山県郡は文政二年(一八一九)に諸紙生産高五九〇〇丸と近世で最も高い値を記録している<sup>(15)</sup>。諸口紙・半紙の安定供給が文化・文政期まで続いたことにより、この二紙種を根幹とした藩政文書の料紙体系が構築された。この二紙種の色や形態(堅紙・折紙・半切紙・冊子など)を組み合わせることで、物理的・視覚的に差別化を図りながら、多様な事案に対応していったのである。

右のような文書様式と料紙の略式化は、幕政文書にもみられた傾向であった。大藤は「元禄期以降、幕府の行政事務量が飛躍的に増加したため、政務執行のシステム化とともに行政効率の観点から文書の略式化が進んだ」とし、老中奉書の料紙が享保期以降薄くなり、その機能が「より略式の横切紙(半切紙・筆者注)の「老中御書付」にとって代わられていったこと、また老中奉書自体にも書式を簡略化し横切紙の形態をとるものも現れたこと」を指摘している<sup>(16)</sup>。この幕政文書の略式化の影響が、地方の藩政文書にどのように及んだかは今後の大きな検討課題である。

表5-1 浅野外守・今中丹後差出状（料紙名・形態いずれか表記のあるもののみ）

宛先 差出	書状内容	藩内							藩外	
		藩主	継嗣	正室	分家当主	縁戚(旗本)	重役	縁戚関係大名家		
浅野外守 (安永2年)	就任挨拶状	大杉原 (折紙) 1	大杉原 (折紙) 1			大杉原 折紙 4	大杉原 (折紙) 2			
	時候挨拶状								小奉書 折紙	4
	悔やみ状	大杉原 (折紙) 1	大杉原 (折紙) 1							
	火事見舞状	大杉原 (折紙) 1								
	昇進祝状						大杉原(1)*2 折紙(1)	白諸口(1) 半切紙(1)	2	
	諸礼状			大杉原*3 折紙*3 1			白諸口(1) 折紙(8)	大杉原(7)	8	小奉書 折紙 1
書状内容	藩主	継嗣	正室(末姫)	分家当主	藩主生母	重役	縁戚関係大名家			
今中丹後 (安政元年)	就任挨拶状	白諸口 折紙 1	白諸口 折紙 1	大杉原 折紙 1	白諸口 折紙 1	白諸口 折紙 1			大杉原 折紙	7
	時候挨拶状	白諸口 半切紙 2	白諸口 半切紙 1	大杉原 折紙 2	白諸口 半切紙 2				大杉原 折紙	14
	火事等見舞状				白諸口 巻紙 1					
	隠居挨拶状	白諸口 半切紙 1		大杉原 折紙 1	白諸口 半切紙 1				大杉原 折紙	7
	婚姻等祝状					白諸口 折紙 1			大杉原 折紙	13
	諸礼状						白諸口 半切紙 1		大杉原 折紙	5
	将軍家より 拝領の祝状			大杉原 折紙 2						

表5-2 浅野外守・今中丹後受取状（料紙名・形態いずれか表記のあるもののみ）

差出 宛先	書状内容	藩内						藩外		
		藩主	継嗣	正室	分家当主	家老	重役	縁戚関係大名家		
外 浅野	就任祝状						白諸口*1 折紙*1 1			
今中丹後	就任挨拶返書	色諸口 半切紙 1	色諸口 半切紙 1	大杉原 折紙 1	色諸口 折紙 1	白諸口 半切紙 1		大杉原(5) 折紙(5)	白諸口(2) 半切紙(2)	7
	就任祝状						白諸口*2 半切紙*2 1			
	時候挨拶返書							奉書(1)大杉原(1) 折紙(2)	不明(6)*3 付紙(6)*3	8
	婚姻等祝状返書					白諸口 半切紙 1		奉書(4)	大杉原(1)	5
	拝領祝状返書			大杉原 折紙 1					折紙(5)	

\*1 浅野外守は同様の料紙・形態で返書 \*2 今中丹後は同様の料紙・形態で返書 \*3 付紙の料紙は不明

一方で大藤は、「幕府の意思伝達を媒介する代表的な文書の一つ」である老中連署奉書のうち、老中返礼書の書式が書状風かつ伝統的様式の折紙形態を維持していることにも着目している<sup>(17)</sup>。これは③形態で述べたように他藩への書状が、料紙のランクを下げてても形態は厚札を示す折紙が維持されたこと、将軍徳川家から入興した末姫には、一貫して藩主より格上の大杉原折紙が用いられたことの理由を考える上で示唆に富んでいる。これらから、料紙の選択は各藩で行ったとしても書札礼は独自のものではなく、幕政文書のそれに準拠していたという可能性を示しており、近世文書様式を考える上で非常に重要である。

本稿の結論として、広島藩は最終的に「家中（諸口紙系）」「他藩（杉原紙系）」という二つの料紙系統によって藩の書札礼を整備しており、今中丹後らの書状贈答はそれに従って行われていたとしたい。具体的には江戸中期から後期にかけて、他藩へは奉書紙から杉原紙へと、家中では杉原紙・諸口紙が混在していた状態から諸口紙のみへと料紙を簡素化した。形態に関してはこの二つの料紙系統には相違がみられ、他藩に対しては石高に関係なく一律に折紙を用いる一方で、家中においては諸口紙の色や折紙・切紙の形態の差異によって、授受者と書状内容の格式の上下を区別している。安政期の末姫のような事例は家中にあっては例外的だが、藩の書状様式を大きく逸脱するものではなく、二つの料紙系統によって構築された書札礼の範囲内に収められていたといえよう。

## 付記

筆者は第一節において、原本調査で得た知見が地方文献史料に表記される料紙の分析にどの程度有効か試みることを第二の目的とした。本稿執筆では現存料紙の紙質調査と表1の数値から料紙名を特定し、文献上の表記と照らし合わせて、今中丹後控と浅野外守控に記載される料紙と形態の個々の呼称を明らかにすることができ、一定の成果があったと考えている。これにより、現存料紙がない場合でも文献上の表記から書状様式を推定し、多くの事例を対象とすることができた。文献史料上の料紙に関する研究には、その地方の料紙遺品の原本調査がやはり必要不可欠だと実感している。

本稿の「御中老格控」のように、藩の要職にあった者が役目上の交際・儀礼・行事・諸手続きに使用する料紙と形態を細かく控えた史料は、あまり研究対象とされていないだけで、全国に数多く存在すると思われる。

例えば広島では家老の上田家の家政史料<sup>(18)</sup>にも同様の控が残され、挿絵入りで「本紙色諸口裏付、上同半紙服紗(包)」「杉原半切三ツ折上服紗包、封しカミ(封じ紙)黒引」などの詳しい記述がある(括弧内は筆者注)。このような文献史料は、当時の独特な表記、例えば本稿の「赤堅紙(色諸口・堅紙)」や「裏付(折紙)」のような呼称が妨げとなり、豊富な事例を引き出せないのが難点である。

これを可能にするのが、繰り返しとなるがその地方で常用されていた料紙の詳細な原本調査の実施であり、次にその基礎的データが近世文書が扱われる諸機関において共有されることである。これにより地方文献

史料に記載される料紙名（様式表現を含む）の特定と、その地方の文書様式への理解が格段に進み、ひいては近世料紙研究の発展を促すものと考えている。

「御中老格控」のような史料は、役目上必要な文書の料紙名・様式が時系列、かつ体系的に記録されているのが最大の魅力であり、事例収集の有効な手法として今後さらに他史料が見出されることを期待している。最後に、コロナウイルスの流行で次々と施設が閉鎖となる中、いつもと変わらない「今中文庫」の調査環境をご提供下さった、広島大学中央図書館の皆様にご心より御礼申し上げます。また、広島藩文書様式の理解を深めるため表作成をご提案下さった棚橋久美子氏、表作成をご指導いただいた広島県立歴史博物館主任学芸員の久下実氏、そして四年にわたり近世料紙研究の重要性と面白さをご教示いただいた、文化庁文化財第一課文化財調査官の地主智彦氏に深く感謝申し上げます。

【註】

- 1 大藤修 「近世文書論序説―近世文書の特徴とその歴史的背景についての素描―（上）・（中）」（『史料館研究紀要』第二二・二三号、一九九一・一九九二年）
- 2 本多俊彦は「前田利常後見期の加賀藩知行宛行状について」（『古文書料紙論叢』勉誠出版 二〇一七年）の中で、知行宛行状の料紙が「中奉書」と文献上記録されていること、そしてこの中奉書紙にはその名称に反して、米粉が含まれていないことに着目した。そして「少なくとも当時の加賀藩では、米粉の入っている料紙を奉書紙と呼んだとはできなくなる」とした上で、

「このことは、近世における特徴的な文書料紙の一つである奉書紙を考えていく上で極めて大きな問題」、また「米粉の混入している紙が奉書紙であるといった捉え方については、多くの史料にあたりながら検討していくことが必要となる。」と述べている。

- 3 享保三年の「諸役所の料紙使用につき定」（『広島県史 近世資料編Ⅲ』三九五～三九六ページ、「吉長公御代記」巻十四上）と、享保十一年の「諸用紙の使用に関する達」（同・五二七ページ「吉長公御代記」巻二十二下）である。
- 4 『広島県史 近世資料編Ⅰ』三八二ページに掲載。（『広島県史 近世資料編Ⅳ』一〇三～一〇四ページにも同様の記載がある。）
- 5 『広島県史 近世Ⅰ』五四五ページ。「享保六年（一七二一）には公用の半紙・諸口・半切紙の色を淡茜色に着色させることとし」と記述される。ただしこの典拠は「芸藩志拾遺巻六・勸業其一・製紙」であり、「半紙・諸口・半切紙」ではなく、正しくは「半紙諸口紙及両種の半切紙」である。
- 6 現存料紙は以下の二種類としたい。
- ① 外部から今中丹後に届いた書状・書付の原本料紙
- ② 今中丹後が書状・書付を作成・提出したのち手元に残した控（料紙・形態が原本と同様のため。）の料紙
- 7 『広島県史 近世資料編Ⅰ』一五七～一六〇ページ。享保三年頃（一七一八）成立の「広島藩御覚書帖四・諸紙」の内にあり、江戸時代中期に生産された諸紙の名称と寸法を知ることができる。
- 8 『新撰紙鑑』（木村青竹編、安永六年）の「杉原類」の項によると、大きいもので播磨・「大谷」と「荒谷」が縦三四八mm×横五一五mm、小さいのも

ので大和・「吉野小廣」が縦二五八mm×横三六四mmである。しかしながら、最も多く見られるのは、縦一尺一尺一寸(三〇三〜三三三mm)×横一尺四寸八分一尺五寸(四四八〜四五五mm)ほどの大きさであり、広島藩の中杉原もこれに該当する。

9 『広島県史 近世資料編VI』七二一ページ。

10 『広島県史 近世資料編VI』六九八ページの「家中借知を五歩ゆるめ、一層節儉を命ずる書付」に該当するが、史料名は『今中文庫目録』のもの(C七―一二)を採用した。

11 『芸藩輯要 附・藩士家系名鑑』(林保登編 芸備風土研究会、一九七〇年復刻版) 「第三編 藩士名鑑」三ページ「御役之章程」より。

12 『新訂 寛政重修諸家譜 第五』(高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編集 続群書類従完成会、一九六四年) 三五〇〜三五二ページ。安永二年当時、浅野備前守(長充)は御普請奉行、浅野河内守(長壽)は仙洞御所の付人であった。年若い浅野大学(長貞)は明和五年に將軍家治に御目見がかない、安永四年に御小姓組の番士に列している。

13 「付紙」は「浅野外守控」にはみられないが、「今中丹後控」では例えば次のような表記とともに、その文面が短冊状の囲み内に記されている。

一、昌寿院様江暑中窺御機嫌之御返事ハ、此御方<sup>ハ</sup>之御状江左之通り付紙ニ而御返書来ル

御紙面之趣致承知申上候処、御入念之儀思召候

この「御返書」の「付紙」の料紙は諸口紙もしくは杉原紙が推定できる。形態は、同じく「付紙」と呼ばれ料紙遺品が多い「付札」が手がかりとなる。「付札」とは、下役の伺書に対し上役が指示・回答を行う際に用いる簡略な文書の

ことである。広島藩では色諸口の半切紙を必要な幅に切り、白諸口の半切紙を用いた伺書の巻き終わりに貼付して差し戻しており、その大半が付箋のような形である。よって昌寿院からの「付紙」の返書も、書状本紙の巻き終わりの上に貼りつけられた幅の狭い半切紙であり、甚だ略式のものとして理解されよう。

14 『広島県史 近世I』五三七ページの表一六六、五三九ページの表一六八による。宝永三年から享保十年までの二十年間の生産額の中で約八〇パーセントを佐伯・山県両郡で占め、諸紙の中では諸口紙・半紙が最も多く、全生産高の七九パーセントであった。

15 『広島県史 近世I』五四三ページの表一六九による。

16 大藤修「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―(中)―」(『史料館研究紀要』第三号、一九九二年)一四四ページ。

17 大藤修・同論稿一四四〜一四七ページ。

18 例えば「上田家家政史料集成」(『上田家文書調査報告書』、広島市教育委員会、二〇〇五年)二八八ページ「少将様御船屋敷江御成之控」などである。

### 【参考文献】

大藤修「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―(上)・(中)―」(『史料館研究紀要』第二二・二三号、一九九一年)一九九二年)

本多俊彦「前田利常後見期の加賀藩知行宛行状について」(『古文書料紙論叢』勉誠出版 二〇一七年)

『広島県史 近世I』(広島県、一九八一年)

『広島県史 近世資料編I』(広島県、一九七三年)

- 『広島県史 近世資料編Ⅲ』（広島県、一九七三年）
- 『広島県史 近世資料編Ⅵ』（広島県、一九七五年）
- 『新撰紙鑑』（木村青竹編、安永六年板）
- 『芸藩輯要 附・藩士家系名鑑』（林保登編 芸備風土研究会、一九七〇年復刻版）
- 『新訂 寛政重修諸家譜 第五』（高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編集 続群書類従完成会、一九六四年）
- 『今中文庫目録 ―近世今中家と広島藩―』（広島大学出版会 二〇〇六年）
- 藤田覚『近世史料論の世界』（校倉書房 二〇一二年）
- 「上田家家政史料集成」（『上田家文書調査報告書』、広島市教育委員会、二〇〇五年）
- 土井作治『広島藩』（吉川弘文館 二〇一五年）
- 石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」（『広島県立歴史博物館研究紀要』第二十二号 二〇二〇年）

# 闘茶について——闘茶札と文献資料から探るその具体像——

石橋 健太郎

## はじめに

文献資料などから窺えないことが、出土資料から判明することがままある。草戸千軒町遺跡出土資料からも、中世の生活及び文化などについて新発見が得られることが今までもあった。例えば木の葉型のこぎり、かつて絵画でのみ見られたが、実物が草戸千軒町遺跡から出土した。本稿で取り上げる闘茶札も同様で、闘茶の回答に闘茶札が使用されたことは文献資料には現れず、闘茶札の現存例としては、伝世品も含めて草戸千軒町遺跡出土のものが唯一とされている。

室町時代の飲茶には、寺院儀式に由来する茶札（古式な喫茶儀札）と、賭博を伴うことも多かった遊戯性の高い闘茶の存在したことが知られている。茶札はいくつかの寺院で傳承されているが、闘茶は、千宗且が禁止したこともあり、江戸時代初期に廃絶したと考えられている。

一方、中世以来の闘茶の伝統が繼承され、その内容が十八世紀に千家流の制定した「七事式」の中の「茶カブキ」として集成されたとする説がある<sup>(1)</sup>。

しかし、利休時代より後では闘茶を行った記録が見当たらず、また「七事式」まで二世紀もの時を経ていることから、中世の闘茶の内容が

そのまま繼承されたとは考え難い。「七事式」の「茶カブキ」の内容は、諸資料から推測できる中世の闘茶とはかなり相違しており、形骸化したもの、あるいは新たに創作されたものと言える。

そこで本稿では、草戸千軒町遺跡出土の闘茶札の希少さ及び重要性を強調するとともに、既に廃絶し、史料的制約により不明のことの多い闘茶について、その具体的な内容を探る。

さて、闘茶に関する論考には、次のようなものが見られる。

総合的に闘茶を述べたものに、筒井絃一氏の著作がある<sup>(2)</sup>。

個別の史料に現れる闘茶については、谷晃氏が『喫茶往来』について<sup>(3)</sup>、熊倉功夫氏が『太平記』について<sup>(4)</sup>、熊倉功夫氏と筒井絃一氏が『祇園執行日記』について<sup>(5)</sup>、五来重氏が『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料』について<sup>(6)</sup>論じている。

闘茶の方法については、神津朝夫氏<sup>(7)</sup>と村井康彦氏<sup>(8)</sup>の論考がある。

また、萩原英子氏が闘茶の和様化について<sup>(9)</sup>、筒井絃一氏が闘茶と僧侶の関係について<sup>(10)</sup>、永島福太郎氏は闘茶会と夢窓国師について<sup>(11)</sup>、野地修正氏は闘茶と会所について<sup>(12)</sup>、白川宗源氏は闘茶とバサラの関係について<sup>(13)</sup>、宍戸佳織氏が宋代の茶加工と闘茶について<sup>(14)</sup>論じて



いる。他例を見ない、現代に伝わる闘茶神事のお茶講を紹介した記事<sup>(15)</sup>も参考となる。

なお、志田原重人氏及び下津間康夫氏、そして筆者が草戸千軒町遺跡出土の闘茶札について<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup><sup>(19)</sup>、下津間康夫氏及び筆者が同遺跡出土の闘香札について紹介している<sup>(18)</sup><sup>(19)</sup>。

残念ながら、関係資料を網羅して、総合的に闘茶について述べたものは見られない。及ばずながら、その一助となることを願い本稿を記す。

## 一 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札・闘香札

### (1) 闘茶札と闘香札

日本の闘茶は、茶を飲んで香りや味から産地を推測するなどして、複数の茶を飲み分けて勝敗を競う遊びである。日本では「回茶」、「飲茶勝負」、「茶寄合」、「茶湯勝負」、「貢茶」などとも呼ばれた。一方、組香は、複数の香木を炷いてその香りを聞き分けて競う遊びである。

これらの闘茶や組香において、参加者は自らの回答を紙や木札に記して提出するのであるが、木札を使用するものが、闘茶札や闘香札と呼ばれる。

組香では古くから闘香札を使用していたことが、香道の伝書から分かっている。組香は室町時代に創成されたと考えられており、その伝統は香道によって現代にまで継承されている。香道では伝書や口伝を通して古式を踏襲継承する中で、香札の使用も伝承されている。紙が貴重であった時代には、紙を素材とする記紙よりも、繰り返し使用できる木製札

が重宝されたのであろう。

闘茶について茶道の伝書には記述が無く、闘茶の存在を示す日記や記録、往来物、物語などのわずかな文献資料にも、闘茶札の存在を窺わせる記述は見当たらない。闘茶札が使用されていたことを示唆するのは、出土品の闘茶札のみである。

### (2) 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札

草戸千軒町遺跡では、それぞれ闘茶札と推定されるものと、闘香札と推定されるものが、時期の異なる別の遺構から出土している。

闘茶札と想定されるものは、二十七及び二十八次調査で検出された東西三十一メートル、南北八〜十五メートル、深さ一・一メートルの十四世紀中頃の池(SG一七九〇・一七九一)から出土した。闘茶札の他にも、次のような豊富な出土品が見られた。

土製品には、土師質土器をはじめ、備前や常滑、瀬戸、東播系須恵器、中国産の青磁や白磁、緑釉陶器が見られた。石製品では石鍋、砥石、骨角製筭、藁草履などが出土している。木製品では、折敷、杓子状木製品、箸状木製品、曲物、円形板、栓、漆器、下駄、草履状木製品、柄、鞘、へら、木槌、人形、舟形、陽物、羽子板状木製品、毬杖、毬、木像などが出土している。このほかに、木簡、板塔婆、柿経も出土している。

闘茶札と考えられるものは十四点で、形状から長札(A)十点と、短札(B)四点に分類できる。

別に、短札(B)の形状で、両面共に「目」と墨書されているものが、同時期の他の遺構(SG二六四〇)から出土している。しかし、両面の

第1表 A (長札)

	文字	法量 (mm)			用途	出土遺構
		長さ	幅	厚さ		
1	本【非】/おしめ	△101	18	2	闘茶札	SG1790
2	尤可為本望哉 本	133	17	2		
3	二一	66	18	3		
8	本	△74	18	2		
9	本	△124	18	2		
10	本【非】	112	20	2		
11	本【非】	△197	28	3		
12	二一	98	17	3		
13	都【鄙】	170	27	1		
14	古【新】	222	△35	2		

※【】は未確定 ※△は完形ではない。

第2表 B (短札)

	文字	法量 (mm)			用途	出土遺構
		長さ	幅	厚さ		
4	二	37	17	2	闘香札 or 闘茶札	SG1791
5	二	48	21	2		
6	□	46	19	3		
7	客	35	18	2		

第1・2表 草戸千軒町遺跡出土の闘茶札とされる墨書木札一覧表

内容が同じである札は、闘茶や闘香の回答用の札としては考え難いので、ここでは検討の対象としない。

報告書において、これらの墨書木札が闘茶札と判断された根拠は、札に記された墨書によると思われる。墨書が、闘茶に関係する文言であるからである。

闘茶にもトランプのように種目がある。例えばトランプ・カードを使用して行うゲーム、「ババ抜き」や「神経衰弱」、「七並べ」などの種目に当たるものが、「本非勝負」や「十種茶」である。これらの種目によって、使用される闘茶札が異なる。

草戸千軒町遺跡出土の闘茶札とされる札は、大きさによって次の二種

類に分けることができる。

A 「物差し」状のもので、幅に比して長さが数倍も長いものである。

墨書は不分明な部分があるが、それぞれ「本非」「都鄙」「新古」「一二」と墨書されていたと思われる。

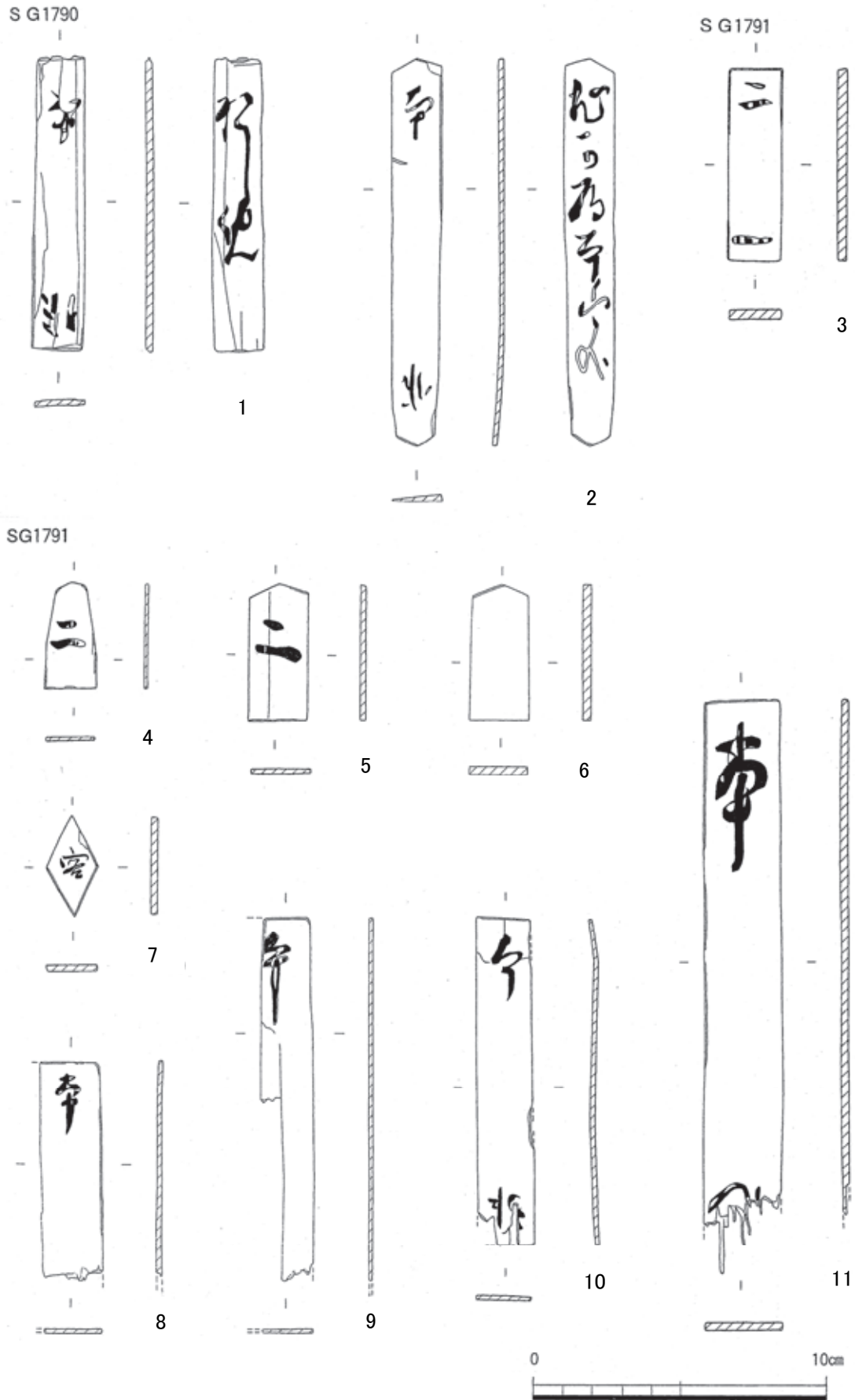
「一二」と墨書されていたと思われる。

B 形や大きさが将棋の駒に近いもの。それぞれ「客」「二」の墨書が読み取れるものと、何も読み取れないものがある。

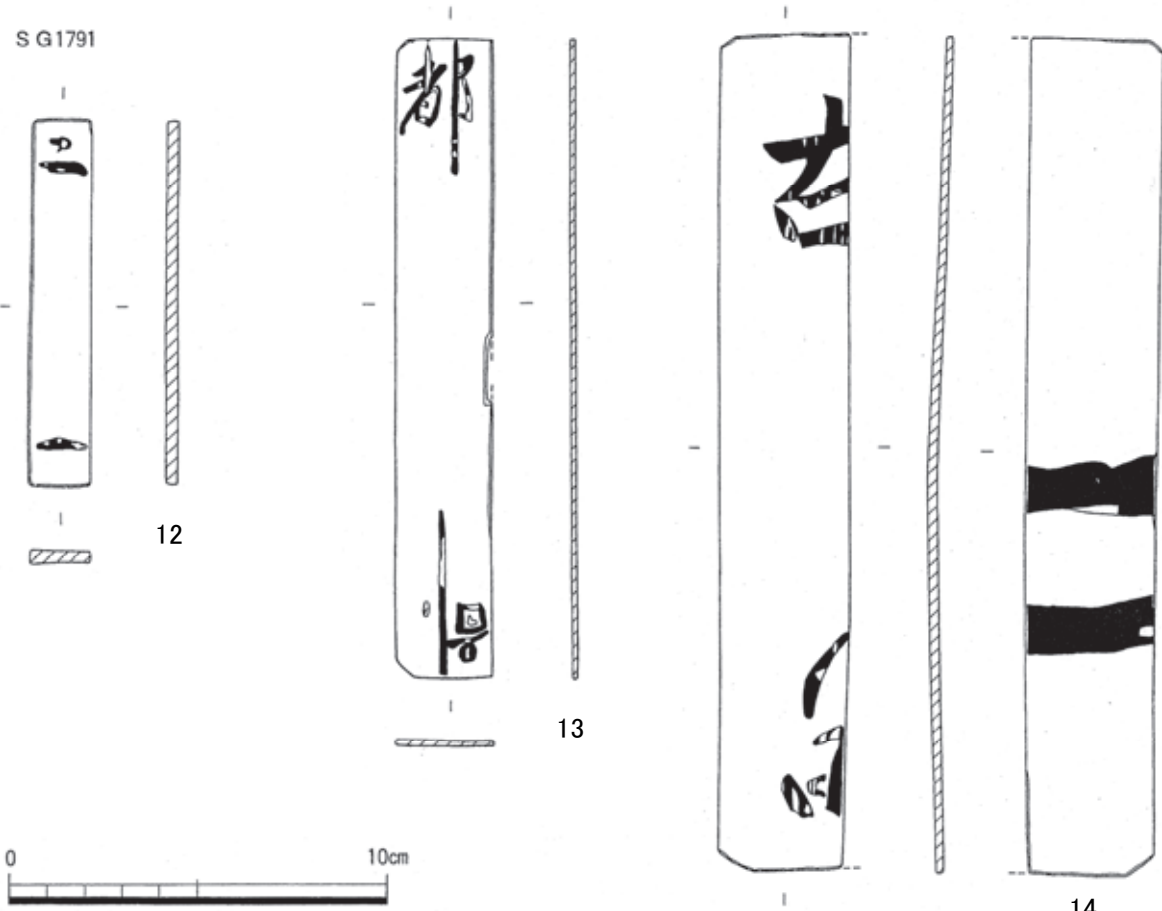
Aは、「本・非」「都・鄙」「新・古」「一・二」などの二種類のお茶を飲み分ける勝負事に使用されたものと推察される。内容が不明で名前のみが伝わるこれらの茶勝負については後述する。

Bは、室町時代以来の伝統が現代にまで継承される香道において使用される、闘香札（香札・十種香札）と同様のものである。闘香札は、香道で組香が催される時に、香を聞く参加者が、回答を提出するために使用するものである。闘香札の最も一般的なものが、十種香と呼ばれる組香で使用されるもので、「十種香札」とも呼ばれる。十種香は、三種の香（一・二・三）が各三包と一種の香（客）が一包で、合計十包が用意される。初めに回答者が三種の香の香りを試みて覚えた後、先の十包が順不同で出題され、その順番を一・二・三・客で回答するものである。闘香札には、一面に参加者を区別するための仮名に当たる文様が描かれ、もう一面には一・二・三・ウ（客）の文字が記される。一人分が十枚で、一・二・三の札それぞれ三枚ずつと、ウ（客）の札一枚で構成される。一人前一組が通常十セット、十組十人前で一揃えとされる。

Bの「二」や「客」の墨書は、現行の闘香札と一致する。このことから、十種香と構造が同じである十種茶（四種のお茶を飲み分ける勝負事）



第1図 闘茶札と考えられている出土木簡類実測図 1



第2図 鬪茶札と考えられている出土木筒類実測図 2

	文字	長 (mm)	幅 (mm)	厚 (mm)	用途	出土遺構
15	一	36	△16	2	聞香札 or 鬪茶札	S E 4720
16	二	34	19	2.5		
17	三	△23	△17	2		
18	【二】□	37	18	2		
19	ウ/□	36	△11	2		
20	一/すま	34	20	2.5		
21	一/はき	34	20	2.5		
22	【一】 /あふひ	40	△12	2		
23	二/あふひ	37	21	3		
24	二/わかな	34	18	2		
25	□/ わかな	41	17	3		
26	□/□の	39	18	1.5		
27	二/□	42	17	1.5		
28	「三」もしくは「一」 / 「四」もしくは「山」	44	△18	2		

※【 】は未確定 ※△は完形ではない。

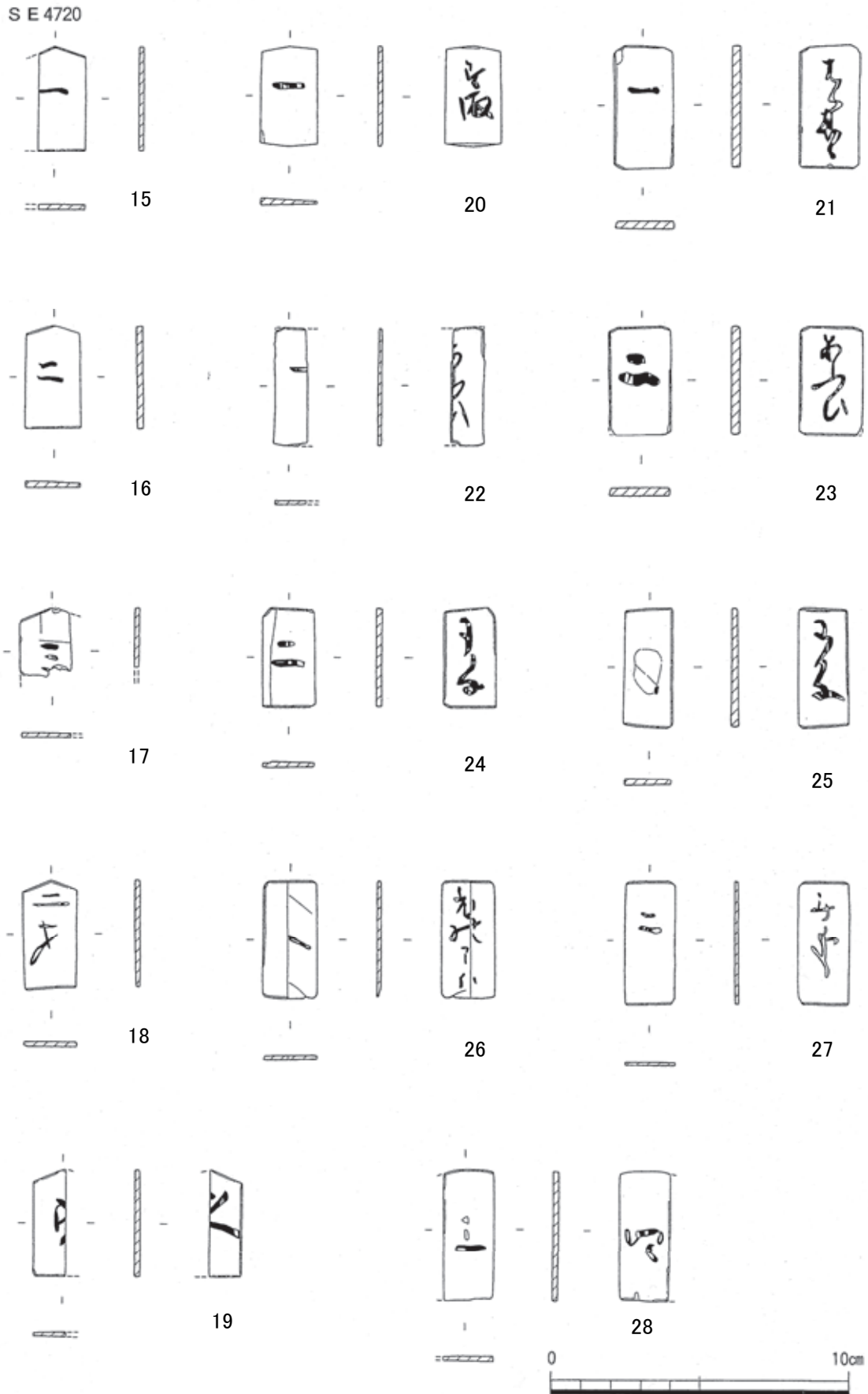
第3表 草戸千軒町遺跡出土の聞香札とされる墨書木札一覧表

詳細は後述。)で使用されたと同定されたのであろう。但し、組香と鬪茶で共用することも可能であり、聞香札として使用された可能性も否定できない。

### (3) 草戸千軒町遺跡出土の聞香札

草戸千軒町遺跡からは、第三表のような聞香札とされるものも出土している。第四十三次で検出された径一・三メートルの石組井戸（S E 四七二〇）から出土した。この井戸は十五世紀末から十六世紀初頭頃に埋め立てられたと考えられ、次のような豊富な出土品が見られる。

土製品では、土師質土器をはじめ、瓦質土器や備前、常滑、瀬戸、龜山、東播系須恵器の他、中国産青磁、青白磁、染付、瓦、壁土が、鉄製品では、鉄鍋、鉄製蓋、鉄製小札、銅製小柄、石製品では砥石が出土し



第3図 闘茶札と考えられている出土木簡類実測図 3

※実測図面は、広島県立歴史博物館『草戸木簡集成3』草戸千軒町遺跡調査研究報告6 広島県立歴史博物館 2004 から引用。

	墨書内容	法量(mm)			遺跡名	時代	所在地	備考				
		縦	横	高さ								
1	三〇【四】	93	19.5	3	大楯遺跡	鎌倉時代	山形県鮎川郡遊佐町大字小原田大楯・大槻	言及なし				
2	客・客	169	44	3.5								
3	□□\□□	86.2	14.1	3.2	十三湊遺跡	14～16世紀	青森県五所川原市十三通行道	鬮茶札				
4	三\嶋	45	25	3	赤堀城跡	14～16世紀	三重県四日市市城西町	鬮茶札				
5	二	44.5	23	2	千沢城下町遺跡	14世紀後半～15世紀前半	長野県茅野市大字宮川字安国寺	鬮茶札				
6	客	50	20	3	瑞巖寺境内遺跡	15世紀後半	宮城県宮城郡松島町松島	鬮茶札				
7	二三\一四	56	54	3				? (着座を決めるものか)				
8	二・一\ウ	30	16.2	1	亀ヶ崎城跡	16世紀前半～17世紀初頭	山形県酒田市亀ヶ崎	鬮茶札				
9	信重・信	105	17.2	7								
10	うみかふり\花	40	△25	5	吉川元春館跡	16世紀後半	広島県山県郡北広島町志路原字海応寺	鬮香札				
11	花\ラ	53	15	1	一乗谷朝倉遺跡	戦国時代	福井県福井市城戸ノ内町	鬮香札				
12	春\一	40	19	1								
13	秋\一	37	18	1								
14	秋\二	36	18	1								
15	秋\ウ	32	22	4								
16	花\叶	△38	16	1								
17	□(天カ)	35	△11	2								
18	地	30	20	2								
19	地	36	△11	1								
20	人	24	18	1.5								
21	秋\一	37	18	1	宮内堀脇遺跡	戦国時代	兵庫県出石郡出石町宮内字堀脇	鬮茶や鬮香				
22	□(らカ)\□(せカ)	△37	22	1								
23	□	40	△10.5	1	平城京左京三条三坊三坪	～桃山時代	奈良県奈良市大宮町七丁目	言及なし				
24	一\一	30	27	3								
25	ウ\取	37	13	1								
26	叶\□□□□	47	32	3					鶴ヶ岡城跡 (二の丸南辺地点)	近世	山形県鶴岡市馬場町	鬮茶札
27	十一\十一	38	21	2								?
28	秋\一	42	35	2					汐留遺跡	近世	東京都港区東新橋一丁目	鬮香札
29	鶴\一	43	35	2								
30	春\二	43	34	3								
31	喜\三	43	33	3								
32	□\二	43	34	2								
33	鳥\一	43	35	3								
34	風\ウ	43	34	3								
35	夏\一	42	34	3								
36	秋\三	44	35	3								
37	桜\一	42	35	2								
38	□□	42	34	3								
39	□□	43	33	3								
40	冬\□	43	34	3								
41	鶴	43	34	3								
42	□\二	41	35	3								
43	朴\□	42	33	3								
44	□□	42	21	3								
45	□□	43	23	3								
46	□□	42	23	2								
47	十三\十三	38	19	2	御館遺跡	不明	石川県羽咋郡押水町小川	鬮茶札				
48	五	37	19	2								
49	十六\十六	37	18	2								
50	十五\十五	37	19	2								
51	六\六	37	19	2								
52	十二	37	19	2								
53	十七	37	19	2								
54	一・二	81	20	0.5								

※奈良文化財研究所のデータベース『木簡庫』から著者が作成 ※備考欄へは、『木簡研究』あるいは報告書において、どのように分類されているかを記した。

第4表 鬮茶札・鬮香札とされる墨書木札の全国出土一覧

た。木製品では、折敷、杓子状木製品、箸状木製品、曲げ物、桶側板、円形板、漆器、横櫛、浮子、羽子板状木製品、毬杖などが見られた。これらとともに、聞香札と考えられている木札十四点と断片一点が出土した。これらの木札の形状は、B（短札）に分類できる。なお、参加者を区別するための仮名として、源氏物語の巻名である「須磨」「葵」「若菜」「帚木」の文字が記されることは特に興味深い<sup>(18)</sup> <sup>(19)</sup> <sup>(20)</sup>。

草戸千軒町遺跡出土の聞香札とされるものと同形式の木札は、全国のいくつかの遺跡から出土している。奈良文化財研究所の木簡データベース或いは『木簡研究』で紹介されるそれらの多くは、B（短札）に類似の形状をもつ。

これら全国の出土例において、両面に墨書があり、なおかつ、その片面の墨書が「一」「二」「三」「ウ（客）」であるものは、現在も使用される聞香札（十種香札）と同形式である。数字が回答であり、もう一方の墨書が、複数の参加者を区別するための仮名あるいは符号である。「取」「秋」「藤」「花」「春」「秋」がそれである。

一面の墨書しか読み取れないものについては、より慎重な検討が必要であろう。「地」あるいは「人」と記されたものは、天・地・人で回答するか、あるいは参加者を区別したものかは不明である。また、一面の墨書が「花」もう一面が「叶」の札は、「花」が参加者を区別する仮名で、「叶」は回答が全て正解であったことを示していると考えられる。香道では、問題に全て正解した場合に「叶」と記すからである。

以上、Bの札と全国の出土札は、香道における聞香札（十種香札）と同様のもので、いわゆる十種茶や十種香に使用した可能性が高い。

草戸千軒町遺跡のBの札は、鬪茶札である可能性が高いAの札と共に出土していることから鬪茶札と推定されている。しかし香道の聞香札と同形式であることを考えると、鬪茶札と断定するには躊躇がある。Bと同形式の全国の出土札については、それぞれの発掘調査報告書や『木簡研究』の解説において、根拠を明示せず「鬪茶札」或いは「聞香札」、「不明」と記されている。これらについても、再検討が必要であろう。

#### (4) 草戸千軒町遺跡から出土した鬪茶札の特異性

草戸千軒町遺跡出土のAの特異性は、全国の出土例と比較するとより際立つ。「本非」、「都鄙」、「新古」と記されたものは、他に例が無い。また、形状も現行の聞香札と類似するBとは異なり、類似のものがほとんど無い。

後述するが、鬪茶の中に「本非」、「都鄙」の茶勝負と呼ばれるものがあつたことは、文献資料から分かっているので、Aの札が鬪茶札であると特定できるのである。

鬪茶は既に廃絶し、茶道伝書等の文献資料にも内容についての記述が無く、道具も伝世していないので、鬪茶で札が使用されたことは当然未知であった。

Aの鬪茶札が唯一明らかな鬪茶道具と言える。ただし、鬪茶においてこの札がどのように使用され、他にどのような道具があつたのか、また進行はどのようなようになされたのかなど、その具体的な内容は詳らかでない。鬪茶における札の使用については文献に記述が無く、草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が唯一の証左となる。

現行の聞香札と同形式のBの使用法は、聞香札と同様と考えられる。一方、Aの形状や形式は、Bと比較して特異であり、使用法もまた独特なものであったと考えられるのである。

Bは一枚に一つの回答しか付していないが、Aは一枚の両端に一つずつ逆向きに、計二つの回答が記されているからである。これにより、回答者はどちらか一方の答えを選んで、他者へ札の一方を示して回答したものと想定できる。「本か非か」「都か鄙か」「新か古か」二者択一である。

Bが「一」「二」「三」「ウ(客)」の四つの選択肢から回答するのに対して、Aは「本非」あるいは「都鄙」、「新古」の各々二つの選択肢から回答する。Bは4種の札を使い分けて回答するのに対して、Aは札ただ一枚の使用で回答が完結するのである。

Aのような札の使用法について、神津朝夫氏は「各人が一斉にその一端を無言で執筆に示すためのもの」と想像から記すが<sup>(2)</sup>、一斉なのか、無言なのか、成績を記録する執筆に示したのか、文献に記述が無いのでその根拠はない。また神津氏は、鬮茶札が本非と両端に記される札から、十枚一組の札へ変化したと主張する。本非十種茶において、本非と記す「鬮茶札」を使用して回答する場合、本茶・非茶それぞれ五つずつ出題されるにもかかわらず、回答者が誤って両者を五つずつ回答しないことが起こるので、それを防ぐために「鬮茶札が十枚の小札を使うものへと発展していくことは必然であったといえよう。」と述べているのである。そうであるなら、「本」や「非」の一字だけが墨書された木札が出土しても良いはずだが、回答が一字のものは、全て数字かウ(客)である。

したがって、回答者が本非の比率を誤るから十枚に変化したというより、飲み当てる対象としての茶の種類が、本非や都鄙などの二種類ではなく、三種以上に増やされた結果、札一枚では示しにくくなり、一種一枚の個別の札になったと考える方が妥当であろう。

一方、表に掲載した大楯遺跡出土の札は、A(長札)の形式で両端に三・(四)と墨書があり、少なくとも四種の茶或いは香を区別し回答するのに使用されたと考えられるものである。茶や香の種類が三種以上に増えても、長札を使用した例も存在するのであり、札形式の変遷はなお検討を要する。

また、草戸千軒町遺跡の同じ遺構から、一本に二つの回答を記す形式と、一枚に一つの回答のみを記す形式の両方が出土していることから、両形式が併存した可能性も考える必要がある。

草戸千軒町遺跡出土の鬮茶札、特にA(長札)のものは、伝世品・出土品を含め他に例の無い希少なものであるにもかかわらず、広く知られているとは言えない。その重要性をここで改めて強調しておきたい。

全国の出土例の表を見ると、8と9の亀ヶ崎城跡のものと54の御館遺跡のものは、一面に二つの回答が記されており、Aの札の形式に分類できるが、その墨書は「本非」など鬮茶特有の文言ではないことから、鬮茶札とは断定できない。

ここで、一本に二つの回答が記されるAのような長札は、鬮茶札特有の形式であるという仮説を想起したが、その立証には証拠となる材料の newly 出が待たれる。



## 二 闘茶とは

次に、文献史料から闘茶の具体像を探りたい。

先に述べたように、闘茶は遅くとも江戸時代初期に廃絶したと考えられる。中国の闘茶が宋代特有の流行現象として元代には衰退したように、日本の闘茶も室町時代特有のものであった。中国で闘茶に関する史料が豊富ではないように、日本の闘茶関係史料も乏しい。

実物資料は、今のところ草戸千軒町遺跡出土の闘茶札のみである。また文献資料も僅少で、闘茶について当然触れて然るべき茶道の伝書に、闘茶に関する記述が見られない。十八世紀に千家により制定された「七事式」の「茶カブキ」は、中世の闘茶を継承したものといわれるが、史料が示す中世闘茶の内容とはかなりの違いが見られるので、あまり参考にならない。

そこでまず、室町時代の軍記物や往来物、記録集、あるいは記録紙（闘茶の成績表）から闘茶に関する情報を抽出し検討を加えることにより、その具体像の探求を試みる。ただし、紙面が限られることから、本稿では『花園天皇宸記』、『二条河原落書』、『太平記』、『師守記』の検討に留め、他の文献史料については稿を改める。

### (1) 日本の闘茶が窺える資料

#### a 『花園天皇宸記』

白川宗源氏は、闘茶の初見について『花園天皇宸記』の正慶元年（一三三二）の記事と、『太平記』の第七卷「千劔破城軍事」の記事を挙げ

る<sup>(13)</sup>。また、『建武年間記』（建武二年「一三三五」頃成立）も早い時期の記録である。

『花園天皇宸記』の記事は次のような内容である。

晴、資名卿（日野）・頼定卿（冷泉）已下少々近臣等祇候、有飲茶勝負、被出懸者、知茶之異也、實継朝臣（三條）・兼什法印各一度勝之、給懸物、其後小一献、公秀卿（三條）参、頼定卿包丁、又有勝負、孔子分方、可調絵一卷之由被定之、（正慶元年「一三三二」六月五日条）

花園天皇が、日野資名や冷泉頼定などの近臣と懸物を伴った飲茶勝負、つまり闘茶を催している。

「飲茶勝負」を「知茶之異也」と説明しており、出題される複数の茶について種類の異同を当て競うものであることが分かる。本非茶勝負や都鄙茶勝負など、どのような種類の闘茶であったのかは窺えない。

一勝負を終えて簡単な酒宴を催している。続いて行われた「頼定卿包丁」とは、冷泉頼定が「包丁式」を披露したのであろう。「包丁式」が終わると再び闘茶が行われている。「孔子分方」とは、籤でグループを分けたのであろうか。勝負で負けたグループが、絵巻一卷を作成することと決めている。他記録の闘茶記事では、その場で懸物がやり取りされるものばかりなので、絵巻の作成を担当するというのは興味深い。

b 「二条河原落書」

「二条河原落書」は、『建武年間記』（建武年間（一三三四―三八）頃成立。別名に『建武二年記』があり、建武二年（一三三五）頃の作ともいわれる。）の中に記録されるものである。この落首は鬨茶の一種である十種茶を、「婆佐羅」（バサラ）の世相の中の一流行現象と捉え、連歌や田楽、組香とともに批判的に挙げる<sup>(20)</sup>。

京鎌倉ヲコキマゼテ 一座ソロハヌエセ連歌 在々所々ノ歌連歌  
 点者ニナラヌ人ゾナキ 譜代非成ノ差別ナク 自由狼藉世界也 犬  
 田楽ハ関東ノ ホロブル物ト云ナガラ 田楽ハナオハヤルナリ 茶  
 香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト 都ハイト、倍増ス（以下筆者傍  
 線）<sup>(21)</sup>

この落書が取り上げる「茶香十炷ノ寄合」とは、「十炷香」（十種香）<sup>(22)</sup>と「十種茶」のことである。建武年間（一三三四―三八）には既に、茶（鬨茶）と香（組香）の両者が同時に流行しており、同形式の「十炷香」と「十種茶」が最も一般的であったことが読み取れる。

鎌倉幕府が滅亡して世相がまだ混乱する中、現世謳歌の奢侈な風潮が蔓延した。混乱の中、埒外・破格な風流の表現が流行し、それが婆佐羅と呼ばれた。『建武式目条々』は「近日号婆佐羅専好過差、綾羅錦繡・精好、銀劍、風流服飾、無不驚目、頗可謂物狂歟」と記した。婆佐羅は、贅沢を好み、綾羅錦繡や精好、銀劍、風流の服飾などの贅沢品を身に付けて、見る人を驚かせる「物狂い」であると述べているのである。

この婆佐羅を好んだ人たちの間で、懸物を伴う鬨茶が流行していた。

『建武式目条々』は「群飲佚遊を制せらるべき事」の一項目を挙げ、鬨茶会もこの群飲佚遊の中に位置付け戒めたが、流行はその後も続いた。

「茶香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト」の「鎌倉釣」に注目してみたい。

後で触れるが、鬨茶に「三種釣茶」がある。その「釣茶」とはおそらく「茶を釣る」ということで、多くの包みの中から無作為に、包を選び出し釣り取るものと解されている<sup>(23)</sup>。

「鎌倉釣」は、この「釣茶」の方式が鎌倉風・武家風であることを述べているのではなからうか。あるいは、鬨茶の方式や釣茶の仕方に、京風と鎌倉風が存在したのかも知れない。京童が武家風を、ひいては武士を揶揄しているのであろうか。

この「落書」に、次のような現代語訳がある<sup>(23)</sup>。

京風・鎌倉風が、混ざり合って、一座がバラバラで怪しげな連歌の会。そこで連歌会が開かれるが、点者になろうとする人ばかりで採点基準もあやしい。旧家新興の区別なく、なんでもありの世界となっている。鬨犬と田楽は昔から関東のものであるが、田楽は今も大流行りしている。茶香十炷の寄合も、鎌倉以来のものであるが、都でも非常に流行っている。

ここでは「鎌倉釣ニ有鹿ト」が「鎌倉以来のものであるが」と訳されて、十炷香や十種茶が鎌倉あるいは鎌倉武士に由来するという意に解

されている。

前文を含めた文脈から検証してみると、「関東由来のもの」として挙げた闘犬と田楽の後に並列されていることから、「茶香十柱の寄合」も鎌倉由来のものとして、「落書」の作者は捉えていると理解できる。

しかし今のところ、鎌倉時代に鎌倉の武士たちが闘茶を行っていた形跡は、一次資料からは窺えない<sup>(1)</sup>。「金沢文庫文書」に闘茶の存在を窺わせる史料がないことから、金沢貞顕(一二七八〜一三三三)周辺では闘茶が行われていなかったと考えられるのである。

これらのことから推測すると、闘茶は南北朝期の武士らを中心として創始されたと推測することができる。

### c 『太平記』

『太平記』は、一三三〇年頃から段階的に書き継がれ、最終的に現存の四十巻本が成立したのは一三八〇年代以降とされる<sup>(24)</sup>。たとえ時代の雰囲気は良く伝えているとしても、架空や誇張の表現に満ちた物語であり、五十年に及ぶ時を経て創作された文学作品なので、内容を史実として採用することはできない。したがって、描かれる幾つかの闘茶の場面からは、当時の闘茶の雰囲気を捉えるに留めるべきであろう。

最初に闘茶が現れるのは、第七巻「千劔破城軍事」においてである。元弘三年(一三三三)の出来事とされる、鎌倉幕府軍と千早城に立てこもる楠木正成との間の攻防を描写した一場面である。

大将ノ下知ニ随テ、軍勢皆群ヲ止ケレバ、慰ム方ヤ無リケン、或ハ

碁・双六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶・褒貶ノ歌合ナンドヲ翫デ夜ヲ明ス<sup>(25)</sup>。

千早城を攻めあぐねた鎌倉幕府軍は、攻撃を兵糧攻めに切り替えると、幕府軍の武士らは手持無沙汰で、碁や双六、百服茶、歌合に興じたと述べる。戦場での闘茶の記事は珍しいが、その内容までは窺えない。後述するように、当時の闘茶会は唐物尽くしの奢侈なイメージが強いが、屋外で後の茶の湯の野点のような素朴な闘茶も行われたたかも知れない。

第三十三巻の「公家武家栄枯易地事」では佐々木導誉の闘茶会を描写する。

又都には佐々木佐渡判官入道々誉始として、在京の大名、衆を結で茶の会を始め、日々寄合活計を尽すに、異国本朝の重宝を集め、百座の粧をして、皆曲录の上に豹・虎の皮を布き、思々の段子金欄を裁きて、四主頭の座に列をなして並居たれば、只百福莊殿の床の上に、千仏の光を双て坐し給へるに不異。異国の諸侯は遊宴をなす時、食膳方丈とて、座の囲四方一丈に珍物を備ふなれば、其に不可劣とて、面五尺の折敷に十番の齋羹・点心百種・五味の魚鳥・甘酸苦苦の菓子共、色々様々居双べたり。飯後に旨酒三献過て、茶の懸物に百物、百の外に又前引の置物をしけるに、初度の頭人は、奥染物各百充六十三人が前に積む。第二度の頭人は、色々の小袖十重充置。三番の頭人は、沈のほた百両宛、麝香の膾三充副て置。四番の頭人は沙金百両宛金糸花の盆

に入て置。五番の頭人は、只今為立たる鎧一縮に、鮫懸たる白太刀、柄鞘皆金にて打くゝみたる刀に、虎の皮の火打袋をさげ、一様に是を引く。以後の頭人二十余人、我人に勝れんと、様をかへ数を尽して、如山積重ぬ。されば其費幾千万と云事を不知。是をもせめて取て帰らば、互に以此彼に替たる物共とすべし。ともにつれたる遁世者、見物の為に集る田楽・猿楽・傾城・白拍子などに皆取られて、手を空して帰しかば、窮民孤独の飢を資るにも非ず、又供仏施僧の檀施にも非ず。只金を泥に捨て玉を淵に沈めたるに相同じ。此茶事過後又博奕をして遊びけるに、一立てに五貫十貫立ければ、一夜の勝負に五六千貫負る人のみ有て百貫とも勝つ人はなし。此も田楽・猿楽・傾城・白拍子に賦り捨ける故也<sup>(26)</sup>。

(大意) ※以下、大意は筆者が作成。

都では、佐々木佐渡判官入道誉をはじめとして、在京の大名衆を集めて茶会を催し、寄合が盛んであった。国内外から収集された宝物で百人分の座席が飾られる。全ての曲景の上に豹・虎の皮を敷き、様々な段子金襴で掛けて、四主頭(参加四グループの四人のリーダー)の座を先頭に一列に並べられている。あたかも荘厳を極めた部屋に光を放つ千仏が置かれているようである。異国の諸侯は遊宴を催す時、食膳方丈と違って、座席の周り一丈(≒十尺)に珍味を準備したという。これに劣らない、五尺四方の折敷に十種の精進物の吸物・百種の点心・五味の魚鳥・甘酸苦辛の菓子などを色々と並べた。食事後に旨酒三献(大・中・小の杯で一杯ずつ繰り返し、九杯

の酒をすすめるもの。式三献。)が行われる。茶の懸物(勝負事に懸ける物)に百種類の物が用意され、その他に又引出物が用意される。一番目の頭人は、染物百枚ずつを六十三人それぞれの前に積んだ。二番目の頭人は、色とりどりの小袖十枚ずつを置いた。三番目の頭人は、沈香の塊百両ずつに麝香の塊三つずつを添えて置いた。四番目の頭人は、砂金百両ずつを金糸花の模様の盆に入れて置いた。五番目の頭人は、できたばかりの鎧一領と、梅花皮で鞘や柄が飾られた白太刀、柄鞘が総金張りの刀に虎皮の火打袋をさげたものを、全員の引出物とした。この他の頭人二十余人も他の頭人に勝ろうと、変わったものをできるだけ数多く、山のように積んだ。その費用はどんなに高価か知れない。この懸物や引出物を得て持ち帰れば、互いに物を交換したこととなる。供に連れて来た遁世者や、見物しようと集まった田楽・猿楽・傾城・白拍子などに物を与えて手ぶらで帰っても、困窮して飢餓する民のためにはならないし、仏への供物や僧侶への布施にもならない。只、金を泥に捨て、玉を淵に投げて沈めるのに等しい。この茶会が終了した後、博奕をして遊ぶのに、一度に五貫十貫が賭けられるが、一夜の勝負に五六千貫負ける人ばかりで、わずか百貫でも勝つ人はいない。これも田楽・猿楽・傾城・白拍子に分け与えるからである。

佐々木導誉が、在京の大名衆を客として盛んに催していた茶会で使用する茶室は、導誉の収集した「異国本朝ノ重宝」(国内外の宝物)で飾り立てられている。別項で紹介する『喫茶往来』が描写する茶室も、

唐物尽くしの派手な装飾である。このことから室町時代前期の茶室は、当時流行していた唐物趣味を反映したエキゾチックなものであったと思われる。

茶会の客の配席構成は、建仁寺などの四つ頭茶会を拡大したもののようである。頭人（正客・各グループのリーダー）を先頭に次客以下が列座する形式である。建仁寺の場合は、頭人が四人で四つのグループで構成されるが、太平記のこの場面で、五人の頭人に加えて二十余人の頭人がいると述べることから、客が二十五余りに分かれたグループで構成されていたことになる。また参加者は、用意された引き出物の数から六十三人と推測できる。

闘茶でなく寺院の茶礼である建仁寺の四つ頭茶会の形式を、どのように闘茶会に導入したのであろうか。二十五余りに分かれたグループによる対抗で、どのように闘茶を競ったのだろうか。別項で紹介する闘茶の記録紙（成績表）は個人対抗で競ったもので、グループ対抗に読み取れる記録紙は見当たらない。

闘茶席の形式については、全参加者の座席は畳席などではなく、曲棗に座る椅子席であったことが分かる。また次第としては、闘茶会の前に食事、続いて酒を提供したとする。食事は、精進の吸い物と折敷に載せた点心や魚鳥、菓子などである。飯後に三献の酒を提供している。

客の席の前に置かれる前引（引出物）は、各頭人が全ての参加者に対して提供するもので、一人目の頭人は「奥染物」を百ずつ、二人目の頭人は、小袖十領ずつを置く。三人目の頭人は沈香と麝香を、四番目の頭人は砂金を、五番目の頭人は鎧・白太刀・刀・火打袋を置いた。他の頭

人二十余人も手を変え品を変え、できるだけ多くの数を置いたとする。

この前引は、闘茶の勝敗に関わらず持ち帰ることができるのであろうか。日本の闘茶は懸物を賭けるギャンブルであり、勝者は懸物を得ることができた。この場面での懸物「百物」の百は、軍記物などの物語特有の数遊びを用いた誇張表現であるとしても、太平記が描こうとした世界の闘茶では、懸物の数や種類の多さを競う風潮があったことは事実であろう。

太平記が南北朝期の動乱を叙述するに当たり、時代の特徴の一つとして旧来の権威を無視する武士の型破りな行状を表現しようとした。そしてバサラの主人公に選ばれたのが佐々木導誉であり、バサラが象徴的に表現された舞台が闘茶会であった。鎌倉末期以降にしか、その存在を示す史料が見当たらない闘茶は、鎌倉時代末期に創始された可能性がある。とすれば、闘茶は鎌倉時代末期から室町時代初期の動乱期の時代性が生み出したものとなり、その時代の気風や特質を反映したものなのかもしれない。太平記の闘茶が一種の下品さを感じさせるのは、懸物を伴う賭博の性格を併せ持っているからであろう。そして誇張された懸物の派手さが、その下品さを増幅するのである。京童が「二条河原落首」で揶揄するところである。

太平記に見える享樂的な闘茶と、道徳的な精神性を包含して後世に成立する茶道は、ともに寺院の茶礼から派生したものである。両者ともルーツを同じくする集団的飲茶方式でありながら、対照的である。また、わび茶が創始され流行することによって、闘茶が廃れたという記述が、闘茶や茶道史の概説で見られる。また一説には、千宗旦がその享樂性か

ら鬪茶を否定したとされる<sup>(27)</sup>。

私たちが太平記の鬪茶に一種の下品さを感じるように、当時の人々が実際の鬪茶に対して批判的であったのは事実であろう。賭博を伴う派手な鬪茶が、実際に当時の人々の目に余ったことを、「二条河原落書」などの文言が示している。いまだ論証されてはいないが、確かに茶道は、このような鬪茶に対するアンチテーゼとして創造されたのかもしれない。

次の第三十六卷「清氏叛逆事付相摸守子息元服事」は、「七所飾り」<sup>(28)</sup>という催しにおいて行われた鬪茶を描く。佐々木道誉が七夕にちなみ、座敷の七か所を飾り、七つの料理（番菜）を用意し、七百種の懸物を並べ、七十服の本非茶勝負（鬪茶）を行ったと記す。

次に今度七夕の夜は、新將軍、相摸守が館へをはして、七百番の誦合をして可遊也と兼て被仰ければ、相摸守誠に興じ思て、様々の珍膳を認、哥読共數十人誘引して、已に案内を申ける処に、道誉又我宿所に七所を粧て、七番菜を調べ、七百種の課物（懸物）を積み、七十服の本非の茶を呑む可き由を申て、宰相中将殿を招請し奉ける間、歌合はよしや後日にてもありなん、七所の飾は珍き遊なるべしとて、兼日の約束を引違、道誉が方へをはしければ、相摸守が用意徒に成て、数寄の人も空く帰にけり<sup>(26)</sup>。

（大意）

今度の七夕の夜には、相摸守の館を訪れて七百番の歌合を楽しもうと、新將軍が兼ねてよりおっしゃっていたので、相摸守は大変面白

がり様々な珍味に食膳を用意し、歌の詠み手数十人を招いて、既に將軍に知らせていた。道誉は自らの宿所で七か所を飾り付けて、七種類の料理を準備し七百種の課物（懸物）を積み上げて、七十服の本非茶勝負を催すと知らせて、宰相中将殿（新將軍）を招待した。新將軍は、歌合なら後日でも行えるが七所飾りは珍しい遊びであるとして、予てからの約束を違え道誉の方を訪れた。相摸守の用意は無駄となり、風流好きの人も落胆して帰ってしまった。

佐々木道誉が、七夕の「七」にちなんで七十服の本非茶勝負を行う茶会に、新將軍を招いた記事である。架空や誇張を織り交ぜつつ、七という吉数尽くしの催しを表現する中で、懸物を伴った本非茶勝負を取り上げているのである。この場面の「七所飾り」とは、歌合と鬪茶の会場の室札を飾り立てる趣向で、贅沢な料理や懸物と共に鬪茶の座を盛り上げるためのものである。「七所飾り」と言いながら、この催しの主題は歌合と本非茶勝負であろう。

第三十九卷「諸大名讒道朝事付道誉大原野花会事」でも、道誉が大原野で行った花見において催した鬪茶について言及する。

遙に風磴を登れば、竹筧に甘泉を分て、石鼎に茶の湯を立置たり。松籟声を讓て芳甘春濃なれば、一碗の中に天仙をも得つべし。紫藤の屈曲せる枝毎に高く平江帯を掛て、螭頭の香炉に鷄舌の沈水を薫じたれば、春風香暖にして不覚梅檀林に入かと怪まる。眸を千里に供じ首を四山に廻、烟霞重疊として山川雜り峙たれば、筆を丹青不仮、十日一

水の精神云に聚り、足を不移寸歩、四海五湖の風景立に得たり。一步三嘆して遙に躋ば、本堂の庭に十囲の花木四本あり。此下に一丈余りの鑿石の花瓶を鑄懸て、一双の華に作り成し、其交に両囲の香炉を両机に並べて、一斤の名香を一度に焚上たれば、香風四方に散じて、人皆浮香世界の中に在が如し。其陰に幔を引曲景を立双て、百味の珍膳を調へ百服の本非を飲て、懸物如山積上たり<sup>(29)</sup>。

(大意)

風の吹く石橋に登れば、竹の筧に美味しい泉の水を引いて、石製の鼎に茶の湯を用意してある。釜の湯のたぎる音が聞こえ麗しい春が深い。一椀の中に仙人がいる。紫藤の屈曲した枝々に禅宗で使う帯を掛けて、竜頭の香炉に鶏舌香のような沈香を薫じれば、春風香暖で意識がゆるぎ梅檀の林に入ったかと怪んだ。千里遠くにまで目を向け四方の山を見回し、深い霞の中に幾つもの山や川があるので、多彩な色では描けない。画家が丹念に心を描いた画の趣がここに集まり、歩き回らなくても四方の海や五つ湖の風景を見ることが出来る。しきりに感嘆しつつ登ってゆくと、本堂の庭に囲われた花木が四本有る。その下に一丈余りの真鍮製の花瓶があるように見えるこしらえがあり、一對のいけ花のように創作してある。その間に二つの香炉をそれぞれ机に並べて、一斤の名香が一度に焚上げられる。香りが四方に広がり、人々は浮香が満ちる浄土にいるようである。その脇に幔を引いて曲景を立て並べて、百種類の珍しい料理の膳を用意し、懸物を山のように積み上げて、百服の本非茶勝負を行った。

大原野の桜の花見会という屋外の催しでありながら、室内の催しと同様に会場には茶の湯を用意し、大木の桜に仕掛けをしていけ花に見せ、大きな塊の名香木を一気に炷き上げたとする。茶・花・香の要素が揃えられているのである。この表現は、茶・花・香が『太平記』の成立時期には既に、接客の室札として備えるべき理想の三大要素と認識されていたことを示している。

一方、席主と客が共に参加して楽しむ余興として、闘茶が催されるのみで、その場で活ける「たてはな」や聞香(組香)は採用されていない。空炷きされるのみの香については、組香の成立或いは流行する時期を考える上で、一考すべき場面設定である。

ここに現れる百服の本非茶勝負とは、本茶と非茶の二種類がそれぞれ五服ずつで、合計十服が順不同で出題されるという十服茶を十回行うものである。

太平記で見られる闘茶の種類は、本非茶勝負のみで、室町時代を通して最も一般的となる十種茶(四種十服茶)の名も見えないのは意外である。

なぜなら、先に見たように草戸千軒町遺跡の十四世紀中頃の遺構から、十種茶あるいは十種(炷)香に使用されたことが推定される墨書木札が出土しており、『太平記』が執筆されるころには、既に十種茶あるいは十種(炷)香が成立していたことが明らかだからである。このことも、南北朝期における闘茶の発展段階を検討する上で一考すべきであろう。

d 『師守記』

『師守記』は、南北朝時代の明法官人中原師守の日記で、暦応四年（一三三九）から応安元年（一三六八）までと、応安四年（一三七一）及び応安七年（一三七四）の記録が伝存する。北朝の朝儀・公事を中心に記録する内容には、自身が参加した闘茶会についても記している。本非十種茶の名前が現れる最も古い記録とされるのが、『師守記』の次の条である<sup>(2)</sup>。

十種本非帳行懸物等被出之□□、家君香炉・馬鞆・頭殿蠟燭一廷並台、予懐手苜、外史茶坑二、覚照房一段、善覚雑紙一束也。（暦応三年〔一三四〇〕正月二十五日条）

本非十種茶が催され、参加者が懸物を供する。各人の懸物は、師守の兄の師茂（家君）が香炉と馬鞆、頭殿は蠟燭一廷とその台、師守自身は懐手苜、外史は茶坑二口、覚照房は一段（不明）、善覚は雑紙一束である。詳細な記載は、師守にとっても、懸物に関心の的であったことを窺わせる。

また、次の条でも本非十種茶が行われている。

是日家君自文殿御帰畢之後、有御会、十種本非也、兵部□師光進茶、非無興者也、幸甚〱〱。（暦応三年〔一三四〇〕四月十九日条）

師守の兄・師茂が文殿から帰邸した後、本非十種茶の会が催された。

師光が茶を献上している。師光が進上した茶は「非無興」つまり有興で、良いものであったのであろう。「幸甚〱〱」と喜んでいる。

師守は闘茶に熱心であったのか、次の記事では本来ならば身を慎むべきはずの精進を始める日に、懸物のある闘茶に参加している。

自今日予精進如例、今夜有十服茶、今年初度也、有其興者也、勝□（負）也。（暦応三年〔一三四〇〕二月十七日条）

また、二日後にも十服茶に参加し、「負沙汰」と記している。師守が負けたことを示しているのだろうか。引出（引出物）は参加者に配られる贈呈品であり、勝者へ送られる懸物とは異なるので、「負沙汰」との関係は無からう。

今日有十服茶負沙汰也、有引出、如形有之。（暦応三年〔一三四〇〕二月十九日条）

筒井絃一氏は、正月二十五日と四月十九日に行われた「十種本非」と二月十七日に行われた「十服茶」は異なる茶技であると<sup>(2)</sup>する。

「十服茶」は「十種本非」開催日より後日に行われたのに、「十服茶」は「今年初度」と記されているからである。筒井氏は、「往来物の十種茶とは本非十種とか乱容十種茶という如く、四種十服とは限らないものだったかもしれない。」と記すのである。

『祇園社家記録』紙背に「本非十種」の茶勝負の記録が残されている



ことから、文中の「十種本非」は本非十種茶勝負と解釈するのが妥当であろう。本非十種茶勝負は、本茶と非茶の二種類がそれぞれ五包ずつ用意され、それらが無作為で出題され、出題された順番を本非で回答する闘茶である。草戸千軒遺跡出土の闘茶札の内、「本非」と記されたものは、このような闘茶に使用されたのであろう。

十種香と同じ構造の十種茶を四種十服とすると、本非十種茶は二種十服なので、両者は明らかに異なるものである。

## (2) 闘茶の種類

続いて、文献資料から闘茶の種類とその内容を検討する。

ここでは詳述できないが、往来物や記録紙(闘茶の成績表)を含め、書籍や日記・書籍記録類、そして草戸千軒遺跡出土の闘茶札から判明する闘茶の種類は、第五表のとおりである。

先に検討した「二条河原落書」、「太平記」、「師守記」をはじめ、別稿で検討する往来物・日記・記録・記録紙(闘茶の成績表)など闘茶に関する文献資料に闘茶の種目名を探した。室町時代の闘茶の種類には、百服本非茶勝負・七十服本非茶勝負・十種茶・四種十服(≡十種茶)・都鄙茶勝負・善悪(≡本非か)茶勝負・十種本非(茶勝負)(≡本非十種)、十服茶、六色茶、二種四服、三種釣茶、四季茶、新古、乱容十種茶・四種十返(≡四種十服)・三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶・三種之釣茶・七所勝負(三種一客七所勝負・七度勝負)の種目名が掲載されていた。

これら闘茶関係史料の中で『異制庭訓往来』は、三月一日付けの書状

文献名称	種別	成立時期	掲載する闘茶の名称
太平記	物語	1380年代以降(書き始めは1330年頃)	百服本非茶勝負・七十服本非茶勝負
二条河原落書(建武年間記)	日記・記録	建武年間[1334-38]頃	十種茶
祇園社家記録		康永二(1343), 貞和六(50), 文和元(52), 応安四(71)~応安五年(72)	七度勝負
看聞日記		応永二十三~文安五年(1416~48)	七所勝負
師守記		延元四年(1339)~文中三(1374)	十種本非・十服茶
大乘院寺社雑事記		長禄二年(1458)	十種茶, 七所勝負
喫茶往来	往来物	室町時代初期	四種十服(=十種茶)・都鄙茶勝負・善悪(=本非か)茶勝負
異制庭訓往来		延文~応安年間(1356~75)	十種茶・六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶・四季茶・新古
遊学往来		応安五年(1372)以前作	乱容十種茶・四種十返・三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶・四季茶・三種之釣茶
四季茶交名(東大寺所蔵)	記録紙(闘茶の成績表)	観応二年(1351)	四季茶
三種一客七所勝負(元興寺極楽坊文書)		不明	三種一客七所勝負
本非十種(祇園社家記録紙背)		康永二年(1343)以前	本非十種
十種茶本非事(大乘院文書紙背)		文和元年(1352)以前	十種本非
十種茶勝負(吉川家本『元亨積書』紙背)		延徳三年(1419)	十種茶勝負(内容は四種十服)

第5表 文献資料に見られる闘茶の種類の名称表

の内容として、次のように最も多くの鬪茶の種類を紹介する。

所謂十種茶。六色茶。四種十服。二種四服。三種釣茶。四季季茶。新古打抜按排。無合不合。茶磨之遠近。葉之大小。壺之善惡。青火之調也。

「四季季茶」までは鬪茶の種類を述べているのが明らかであるが、「新古」については二通りの解釈が成り立つと思われる。一つは「茶葉の新古」、つまり茶葉の新鮮さの状態を示す文言として解釈できる。鬪茶に使用する茶葉の状態を表す場合である。もう一つは「新古茶勝負」、つまり新茶か古茶かを判断する鬪茶の種目として解釈できるのである。

濁点の打ち方から考えると、『群書類従』の編者は「茶葉の新古」と解釈したと推察する。鬪茶の種目を羅列する中で、「新古茶勝負」より内容が複雑な「四種十服」をはじめとする鬪茶を列記した最後に、比較的単純な「新古茶勝負」を記すのは不自然に思われる。よって、「新古打抜按排」は「茶葉の新しさや古さ、葉の打ち抜きの具合」の意に解釈するのが妥当であろう。しかし一方、前述したように草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札に「新古」と墨書されたものがその証左となり、新古茶勝負の存在は明らかなのである。

ここまで、文献資料に現れる種目名を抽出することにより、室町時代に行われた鬪茶の種類をまとめた。次に、これらの鬪茶が具体的にどのような方式で行われたのか、その構造はどのようなものであったのかを、香道における組香も参考にしつつ推測してみる。

本非茶勝負は、最も原初的な鬪茶と思われるもので、本茶（梅尾産の茶。後に宇治茶になったとされる。）か非茶（梅尾産ではない茶）かを飲み分けて当て競うものであるとされる。「百服本非茶勝負」は本非茶勝負を百回、「七十服本非茶勝負」は七十回繰り返したものである。

十種茶は、香道における十種香と同様の構造と考えると、四種十服となる。茶は「一」「二」「三」「ウ（客）」の四種で、「一」「二」「三」がそれぞれ三包、「ウ」が一包のみ、合計十包が用意される。出題の前に、回答者が「一」「二」「三」の茶の特徴を覚えるために、試みとしてそれぞれを味わう。その後全包が打ち混ぜられて、十包が無作為・順不同で点てられ、回答者に順次提供されたものと思われる。

都鄙茶勝負の構造は、本非茶勝負に類似したものと推測することができる。都茶（京都産の梅尾や高尾などの茶）か鄙茶（京都産ではない地方産の茶）かを飲み分けて当て競うものである。茶の種類は都茶と鄙茶の二種であるが、それぞれ何包用意されて合計何服を回答者は飲み分けたのか窺えない。「十種本非」が存在するので、都鄙についても基本は十碗を飲み分ける十服であろう。

善悪茶勝負については、鬪茶札の出土も無く推定も難しい。初めから善茶と悪茶を設定しておいて、それを無作為・順不同で出題して飲み分けたのか、あるいは二種の茶を出題し、どちらが美味かを回答者が判断するものであったのか、見当はつかない。もし善悪茶勝負が、茶そのものの良し悪しを競うものであれば、その場合は中国の鬪茶に近いと言える。出題茶を飲み分ける回答者の能力を競うものである日本の鬪茶と異なり、中国の鬪茶は水色「茶湯の色」や茶湯に浮かぶ泡、或いは味や香

りなどという基準に基づいて、茶そのものの良し悪しを競う茶比べであるからである<sup>(30)</sup>。

十種本非は、『祇園社家記録』紙背にある「本非十種」茶勝負の記録内容から判断すると、本茶と非茶それぞれ五包で合計十包を点てて飲み分けるものであったと思われる。

十服茶は、十碗の茶を飲み分けるものであろうことは推定できるが、その内訳が四種十服(＝十種茶)と同様なのか、本非十服なのか不明である。

六色茶については、六種を「六色」というように、六種類のお茶を飲み分けるものと思われるが、それ以上のことは窺えない。

ちなみに、中国では現在、茶の種類を製茶法の違いによって「六大茶」に分類している。緑茶・黄茶・黒茶・白茶・青茶・紅茶の六種である。

しかし中国茶における六色の成立は宋代より時代が下るので、日本の「六色茶」はこれに由来するものではない<sup>(31)</sup>。

四種十服は、三種類の茶各三包みと一種類の茶一包の合計十包を飲み分ける、十種茶と同様のものと思われる。

二種四服は、文字どおり二種類のお茶、おそらくは各二包を飲み分けるものである。本非茶勝負や都鄙茶勝負、新古茶勝負も二種であるが、先に述べた十種本非のように、出題数は十包十碗が標準的と思われるので、四服は珍しい。

三種釣茶は、三種類の茶が何包かずつ用意され、その中から無作為に取り(釣り)出し、点てられて出題されたものと考えられる。

筒井紘一氏は、<sup>(32)</sup>「三種釣茶も、三種の茶を何包かに包んでその中の

いく包かを選び出すところに意味を持たせているのではかなろうか。」と述べる。また「釣茶」については、「釣り茶とはおそらく『茶を釣る』ということ、多くの包みの中で、ある包を選び出し釣り取る意味だと考えていいのではなからうか。」と述べる。

「釣る」という表現は、用意した包全部ではなく、その中から無作為に選んだ包を出題するものと考えられる。これも全部で何服出題されるのかなど疑問が多いが、それ以上推測することができない。

四季季茶についても、筒井紘一氏が、「『四季季茶』とは、『四季茶交名』(東大寺所蔵※筆者注)と同様の茶技である。(中略)『出冬・夏・冬・秋……』が回答で、普通一・二・三・ウで書くところを、春夏秋冬にあてるゆえの「四季茶」である。」と指摘する。

「四季季茶」は、誤って「季」を重ねて記したもので、「四季茶」であろう。「四季茶交名」(東大寺所蔵)を分析した筒井氏によると、四季茶は四種十服の勝負であるが、ウ(客)茶の使用 방법이通常の四種十服の勝負とは異なることを指摘している。四種十服では、通常、ウ(客)茶は一服のみ出されるが、四季茶ではウ(客)茶が複数回出された可能性があるという。

筒井氏は、「四季茶」の構造が香道にある「四季寝覚香」という組香の構造と同様のものと考えている。

「新古」が墨書された闘茶札が草戸千軒町遺跡から出土して存在が明らかとなった新古茶勝負は、文字どおり新茶と古茶を飲み分けたものである。本非茶勝負や都鄙茶勝負、善悪茶勝負と同じく、何服出題されたか見当がつかない。

乱容十種茶は、内容の信憑性が疑われる『遊学往来』（信憑性については後述）のみが挙げるもので、十種茶の変種を表現していると推測する。ちなみに中国語で「乱容」は日本語の「混沌」の意味であるという。想像をたくましくすれば、乱容十種茶は、出題前に出題される味を覚えるために数種の茶を飲む「試み」が無い、「無試」のことを示すのではなからうか。また、『遊学往来』の「四種十返」は「四種十服」のことであり、「四季」は『異制庭訓往来』が記す「四季茶」であり、「三種釣茶」は『異制庭訓往来』の「三種釣茶」であろう。

「対合客六色茶」は一つの単語なのか、あるいは「対合客」と「六色茶」で分離されるのか判断しかねる。「六色茶」は『異制庭訓往来』も挙げているのだが、「対合客」とは如何なることを示すのか。中国語で「対合」は「整列」の意味であるというが、「対合客」の意味は分からない。

三種四服・源氏茶・対合客六色茶・系図茶は、『遊学往来』のみが挙げるものである。

三種四服は三種類の茶を用いて四服を点てるので、内一種類は最少でも二包み用意されたことになる。また、三種類が各四包ずつ用意されて、出題された四碗が全て一種類の茶である場合も想定できる。

源氏茶については、筒井絃一氏が指摘する通り、源氏香と同様の構造であろう<sup>(2)</sup>。五種類茶がそれぞれ五包、計二十五包用意され、その中から任意で五包が抜き取られ、出題として点て出される。出題された五服が五種類の内のお茶かを当てるものであろう。五十二通りの回答が可能である。

系図茶も、香道における系図香と同様の構造を持つものと思われる。四種類の茶それぞれ四包の計十六包用意され、その中から任意で四包が抜き取られ、出題として点て出される。十五通りの回答が可能である。

七所勝負（七度勝負）については、「元興寺極楽坊文書」の記録紙に「三種一客七所勝負」の表題があることから、七所勝負は三種一客で行うものであるとする指摘がある<sup>(2)</sup>。この記録紙の内容から、有試の三種一客を七回繰り返すことではないことが読み取れるが、その構造は不明であるという。考察には弓道の伝書の「七所勝負」が有用であることを示唆するが、解明には至っていない。弓道伝書が掲載する弓道の記録紙の表記には、鬪茶の七所勝負の記録紙との違いが見られることから、これを糸口として改めて別に考察を試みたい。

鬪茶の種目において、実際に行われたことが確実なものは、室町時代の日記・記録類あるいは記録紙（鬪茶の成績表）に現れるもので、十種茶、本非茶勝負、七所勝負（三種一客七所勝負）、四季茶、本非十種に留まる。ちなみに室町時代の組香についても、管見ながら、実際に行なわれたことが確認できるものは十種香のみに留まる。往来物には不自然なほど数多く列記する。教科書でありながら事典的性格も見受けられる往来物には、内容を競うあまり、実態を超えて潤色する傾向が見受けられる。掲載量を競い過度に誇ろうとするように感じられる記述内容は、その信憑性が疑われるのである。

特に『遊学往来』の記述の信憑性は疑わしい。『遊学往来』の成立を伝承どおり南北朝期とすると、そこに名前が掲載される源氏茶・系図茶

は南北朝期に既に成立していたこととなる。しかし、室町時代の記録類に源氏茶・系図茶の名が見当たらない。

先に、草戸千軒遺跡出土の木札で、闘茶と聞香の両方に使用可能な源氏物語の巻名が記されたものを紹介した。その札も、源氏物語の巻名は回答者を区別するための仮名であることから、仮名ではなく、回答そのものを巻名で行う源氏香に用いられたのではないことが明らかである。源氏物語を引用しながらも源氏香ではないのである。

『遊学往来』と同時期の成立とされてきた『異制庭訓往来』が紹介する闘茶の種類には、源氏茶と系図茶の名は見当たらない。また『遊学往来』の最古の写本は、天文五年(一五三六)の物であることから考えると<sup>(32)</sup>源氏茶・系図茶の成立は、南北朝期よりかなり時代が下るものと推測できる。

『遊学往来』と『異制庭訓往来』の茶に関する部分を比較すると、『遊学往来』は『異制庭訓往来』を下敷きにしたと思われる。『異制庭訓往来』の構成や内容をほぼ踏襲しており、仏教思想を語る部分を付加して分量を増やし、茶については一部改変・付加しただけに見受けられる。

想像をたくましくすると、『遊学往来』は『異制庭訓往来』に潤色しただけの偽書であると思われる。『異制庭訓往来』との違いを強調すべく、列記する闘茶の種類に源氏茶と系図茶を追加し、十種茶に「乱容」を、六色茶に「対合客」を加え、四種十服を四種十返に、二種四服に三種四服に、三種釣茶を三種之釣茶に、四季季茶を四季と、小手先の改変を行ったようにも見える。この単純で粗末な改変は、これが潤色である

ことを如実に示しているように思う。著者とされる玄慧も、仮託であることは周知のこととなっている。

「対合客」「乱容」は、闘茶や茶道、香道においても現れない用語である。源氏茶や系図茶の名が後世の写本作成時に、源氏香や系図香に倣って書き加えられたことも疑われる。

『遊学往来』が、『異制庭訓往来』への一部改変や付加によって成立したとすると、その成立は、現在想定されている南北朝期の成立ではなく、時期が下つての成立と考えた方が良からう。

香道の組香では、室町時代には十種香などの基本的な組香しか見られず、比較的複雑な組香が多く創作されるのは、近世に至つてからと考えられる。闘茶においても、南北朝期に確実に成立していたと言える種目は、草戸千軒遺跡出土の闘茶札が示す本非・都鄙・新古の茶勝負や十種茶、記録紙が残る四季茶である。次の段階で存在を想定すべき種目は、『異制庭訓往来』が記載する六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶であろう。

### (3) 日本における闘茶の始期と終期

次に、闘茶関係史料の成立年代から、闘茶の流行期間を検討したい。

闘茶の流行時期については諸説あり、第六表のように諸辞典の記述も揃っていない。残存資料の成立年代や、全国の遺跡から出土した木札(闘茶札か聞香札かは未確定)の廃棄年代、闘茶の流行と聞香の流行の関係などを基に考察する。

これらをまとめると、まず日本の闘茶の起源については、半数が「宋

から渡来」としたとする。しかし中国と日本の闘茶の間には、構造的な違いがあり、日本人が宋の闘茶のやり方を導入した訳ではないことが分かる。宋代の闘茶が、茶そのものの良し悪しを競うものであるのに対して、日本の闘茶は、複数の茶の同異（同じものか異なるものか）を飲み分ける参加者の能力を競うものである。日本人は独自のやり方を創作したのである。

中国からの渡来時期については、辞書類二件が鎌倉末期とするが、その根拠は明示されない。ただし、その頃に伝来していても矛盾は無い。『茶録』など宋代の茶書の内容が、室町時代の日本に流布したからである。闘茶の流行時期については、その始まりを鎌倉時代末期あるいは南北朝とし、終期を室町時代中期あるいは南北朝時代と表現するものが多い。

この一般的認識の根拠を明示する著作を見ない。想像するに、恐らく残存文献資料の成立年代の分布から設定されたものと思われる。

闘茶の流行の始まりを鎌倉時代の末期とするのは、建武年間（一一三三―一三三八）に「二条河原落書」が記される時点で、既に闘茶が大流行していたと考えられることによるであろう。

闘茶関係史料の成立時期は第七表のように、鎌倉時代末期あるいは南北朝期を中心とする室町時代前期とされる。これ以降の史料が減少することから、流行の終期が室町時代前半の終わりに設定されたと推測する。

しかし、室町時代後期に実際に闘茶を催したことを示す記録紙（闘茶の成績表）などの史料が、僅かながら存在する。

辞典名	項目名	闘茶の流行時期についての表現	出版社
角川茶道大辞典	闘茶	南北朝時代から室町中期ごろまで爆発的に流行したが、書院式茶道から草庵式茶道の創造とともにしだいに衰えていった。	角川書店
ブリタニカ国際大百科事典		鎌倉時代末期に宋からもたらされ、南北朝時代から室町時代中期にかけて、武家、公家、僧侶間で流行した。	ブリタニカ・ジャパン
デジタル大辞泉		宋から渡来し、鎌倉末期から南北朝時代にかけて盛んに行われた。	小学館
百科事典マイペディア		宋代の中国から伝来し、南北朝から室町中期にかけて武家・公家・僧侶の間に流行した。	平凡社
世界大百科事典・第二版		中国宋から渡来し、鎌倉末期から室町中期にわたって爆発的な人気をよんだ。	平凡社
大辞林・第三版		宋から渡来し、鎌倉末期から室町中期まで行われた。	三省堂
日本大百科全書(ニッポニカ)		鎌倉時代の末から室町時代中期の足利義教(あしかがよしのり)のころにかけて爆発的な流行をみせた。(筒井絃一)	小学館
精選版日本国語大辞典		鎌倉末期宋より輸入され、南北朝、および室町時代に流行した。	小学館
世界大百科事典・第二版	茶道	14世紀初期には闘茶という茶の遊びが生まれた。	平凡社

第6表 辞典における闘茶の流行時期の記述

史料名	成立年代あるいは残存年代
喫茶往来	室町時代初期成立
師守記	残存期間：暦応二年（1339）から 貞治七年（1368）
異制庭訓往来	南北朝期の延文～応安年間（1356 ～75）に成立
遊学往来	南北朝期成立とされるが、先に考 察したように成立時期の下がるこ とが想定される。

第7表 闘茶関係史料の成立時期

例えば、吉川家本『元享積書』紙背として、延徳三年（一四九一）正月二十一日に催された十種茶の記録紙が残されているのである。これらは、中世後期の戦国時代に入っても、闘茶が行われていたことを窺わせる。また、先に見たように、

中で偶然に生成されたものを採取するしかない貴重なものである。輸入によってのみ入手できる香木は、日本では古代から唐物として珍重され、室町時代に至っても希少で入手困難なものであった。その入手には、相応の権力や経済力が必要であったことを考えると、香木が必須となる組香を催行することが、日本の全国各地で可能であったのか疑問である。京都や鎌倉などの政治拠点や博多などの国際貿易港では比較的容易に入手できたであろうが、地方の中小都市にまで香木が流通したとは考え難い。守護大名や戦国大名によって、領地である地方へ持ち込まれて組香が嗜まれた可能性を考えられぬ訳ではないが、闘茶を催す方がはるかに容易であろう。

全国各地の室町時代後期の遺構から、出土物として闘茶かあるいは組香に使用されたと考えられる墨書木札が出土している。もしこれらの中に闘茶札があれば、室町後期には地方にまで闘茶が伝播し催されていたこととなる。闘茶が室町時代後期に衰退して廃絶したとは言い切れなくなるのである。

これらの墨書木札の選別には、組香の流行及び地方伝播の状況を考える必要がある。室町時代後期には、闘茶に替わって組香が流行したとされる。確かに室町時代後期になると、日記類に「十種香」を催した記事が散見する。

当時京都やその近郊では十種香が流行したと言えるのだが、果たして実際に地方にまで組香が伝播し流行しえたか疑問である。

組香の素材となる香木は、日本各地で生産できる茶と異なり、日本はおろか朝鮮半島や中国でも生産できない。東南アジアにおいて、自然の

以上、闘茶流行が鎌倉時代末期に始まったとされることに史料の矛盾はないが、闘茶が室町時代後期に衰退し廃絶したとするには、問題がある。流行は、後期にまで及んだのではなからうか。また、闘茶札の可能性のある木札の出土地の分布から、後期には地方で闘茶が流行したと言えるかもしれない。

総合的に検証した闘茶の流行期間を指標とすれば、流行期間に当たる時期の遺構から出土した闘茶札か聞香札か不明の木札について、闘茶札である可能性が増す。前節で挙げた草戸千軒町遺跡出土のBの札や、他の全国の出土木札が、闘茶札あるいは聞香札のどちらであるのかを選別する参考となるであろう。

## 三 まとめ

草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が、鬪茶のどのような種目において如何に使用されたのか、また鬪茶札と聞香札にはどのような違いがあるのか、という疑問をきっかけとして考察を始めた。

まず、全国の遺跡から出土した鬪茶札あるいは聞香札とされるものを紹介し、それらが鬪茶札と聞香札の、どちらの可能性もあることを指摘した。

次に、鬪茶関連の文献資料を、先行研究に学びつつ再解釈し比較検討することによって、名称のみが伝えられる鬪茶の具体的な内容を考察した。

文献資料には軍記物・往来物・日記・記録・記録紙（鬪茶の成績表）などがあるが、紙面が限られる本稿では、『花園天皇宸記』、『二条河原落書』、『太平記』、『師守記』の検討に留めた。

鬪茶の初見としては、『花園天皇宸記』に現れる「飲茶勝負」が挙げられ、懸物を伴った賭博であったことが窺える。

『二条河原落書』が記す「鎌倉釣」の「茶香十炷」は、「茶香十炷」が組香の「十炷香」と鬪茶の「十種茶」を指し、「鎌倉釣」は、その十炷香や十種茶が鎌倉風・武家風の方式であることを示していると考えられることを指摘した。

物語である『太平記』の内容を史実とすることはできないが、南北朝期の鬪茶の雰囲気窺うには有用である。鬪茶の場面を繰り返し描いた『太平記』の著者は、唐物で飾りたてられた茶室に贅沢な懸物が用意さ

れて行われる鬪茶に、いわゆるバサラ（婆佐羅）を見出したのであろう。

『師守記』には、懸物を伴った「十種本非」や「十服茶」が見られた。また、関係史料から鬪茶種目の種類を探った。南北朝期に確実に成立していたと言える種目は、草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札が示す本非・都鄙・新古の茶勝負や十種茶、そして記録紙が残る四季茶である。次の段階で存在を想定すべき種目は、『異制庭訓往来』が名称を記載する六色茶・四種十服・二種四服・三種釣茶である。『遊学往来』は、『異制庭訓往来』への一部改変や付加によって後世に成立した偽書であることが疑われるので、『遊学往来』が掲載する種目名は架空の可能性が高いことも指摘した。

最後に、日本における鬪茶の流行時期を検討した。

鎌倉末期に、中国宋代の鬪茶が日本に伝来したとされてきた。『茶録』など宋代の茶書の内容が室町時代の日本に流布していたことが明らかなことから、当時の日本の知識人が、宋における鬪茶の存在を認識していたことは確実である。しかし、茶そのものの良し悪しを競う中国の鬪茶と、参加者の茶の味を飲み分ける能力を競う日本の鬪茶は構造的に異なっており、日本人は中国の鬪茶そのものは導入せず、独自のやり方を創作したことが分かるのである。

鬪茶の流行の始まりは、現時点において鎌倉時代末期とするのが妥当であろう。残存する鬪茶に関連する文献資料の成立年代をみると、鎌倉時代に遡るものは少なく、室町時代前半のものが多い。『花園天皇宸記』正慶元年六月五日条や『二条河原落書』（建武年間（一三三四―一三八））が記された時点で、既に鬪茶が大流行していたことが窺えることから、



闘茶流行が鎌倉時代末期に始まったと考えられるのである。

そして、闘茶は室町時代後期に衰退して廃絶したのではなく、前期からの流行が後期にまで及んでいた可能性が高い。室町時代後期に闘茶を實施した記録が僅かながら伝来するとともに、全国各地の室町時代の遺構から闘茶札の可能性もある木札が出土しているからである。日本各地で生産された茶と異なり、組香に使用する香木は、東南アジアだけでしか自然生成されないものが輸入によってもたらされる貴重なものである。地方にまで香木が流通したとは考え難い。地方の中小都市で行われたのは、闘茶である可能性の方が高いと推測されるのである。

廃絶時期については、概説が「桃山時代にはカブキ茶として形骸化して残っていたが、千宗旦によつて遊芸にすぎるとして捨てられてしまった」<sup>(33)</sup>として近世初期の廃絶を示唆する。しかし立証はされていないことから、史料の検証を課題としたい。

今後、本稿で扱わなかった闘茶関連の文献資料を検討することによつて、闘茶の解明に寄与したい。

【注】

- 1 神津朝夫「闘茶の方法とその発展」研究紀要(17)、野村美術館二〇〇八
- 神津朝夫氏は、闘茶が千利休時代に「茶カブキ」として受け継がれており、それが千家流の「七事式」の「茶カブキ」として取り上げられたとして、断絶を否定している。しかし、「七事式」の「茶カブキ」の内容は、中世の闘茶とはかなり相違していると思われる。数多く伝わる茶道伝書において闘茶に関する記述は見られない。

- 2 筒井絃一「闘茶の方法」『茶道聚錦』二、小学館一九八四
- 3 谷晃「茶書を読もう(2)喫茶往来―闘茶会のありさまを描く」『茶道雑誌』61(9)、河原書店一九九七
- 4 熊倉功夫「現代語で読む茶の湯の古典(2)『太平記』と闘茶」『茶道雑誌』70(2)、二〇〇六
- 5 筒井絃一、熊倉功夫「日記のなかの中世と近世」9「闘茶 祇園執行日記」『日本美術工芸』409、日本美術工芸社一九七二
- 6 五来重「元興寺極楽坊中世庶民信仰資料における闘茶史料」『大谷学報』44(2)、大谷学会一九六四
- 7 神津朝夫「闘茶の方法とその発展」『研究紀要』(17)、野村美術館二〇〇八
- 8 村井康彦「中世闘茶の方法」『日本史研究』(33)、日本史研究会一九五七
- 9 萩原英子「室町時代における闘茶の和様化について」『藝術文化研究』(20)、大阪芸術大学大学院芸術文化研究科二〇一六
- 10 筒井絃一「茶の湯と仏教第12回」闘茶に狂奔する僧侶たち』『淡交』70(12)、淡交社二〇一六
- 11 永島福太郎「飲茶の和風化―闘茶会と夢窓国師」『日本美術工芸』(318)、日本美術工芸社一九六五
- 12 野地修正「闘茶と会所」『日本建築学会研究報告』(15)、一九五一
- 13 白川宗源「喫茶文化史における闘茶の意義―バサラの検討をとおして」『鎌倉遺文研究』(25)、二〇一〇
- 14 宍戸佳織「中国宋代における茶の加工法の変化と闘茶」『人間科学研究』18(2)、二〇〇五
- 15 「水の文化楽習実践取材(9)群馬県中之条町 闘茶の神事を伝えるお茶講保

- 存会『遊ぶお茶』は現代の『講』、『水の文化』(16)、二〇〇四
- 16 志田原重人「いわゆる鬪茶の風習について」『草戸千軒』No.一三三、一九八四
- 17 下津間康夫「鬪茶札とその背景」『草戸千軒』No.一八一、一九八八
- 18 下津間康夫「草戸千軒町遺跡第四十三次調査区出土の鬪茶札について」『草戸千軒』No.一九七、広島県草戸千軒町遺跡調査研究所一九八九
- 19 石橋健太郎「草戸千軒町遺跡出土の鬪茶札について」『広島県立歴史博物館研究紀要』第2号一九九四
- 20 広島県立歴史博物館編『草戸木簡集成』三、広島県立歴史博物館二〇〇四
- 21 「建武年間記」『群書類従』第二十五輯雑部、八木書店二〇一三
- 22 神津朝夫氏は、「茶香十炷」は「茶講十炷」のことであり、十種茶と十炷香の両方を指すのではなく十種茶のことだけを指していると主張した。「お茶講」は寛政年間の記録には「御茶香」と書かれており、「茶香十種」ならば鬪茶会だけをさす名称とみていいものであるから、と説明する。しかし南北朝に香木を炷くことが盛んに行われており、十種茶と同形式で香を素材とする十炷香が行われても不自然ではない。また、「種」の字を用いず特に「炷」と記しているのは、香を炷くことを意識したものと考えられることから、「十炷香」を読み取ることが妥当であろう。
- 23 『新編 史料日本史』東京法令出版二〇一〇
- 24 兵藤裕巳『太平記(よみ)の可能性』講談社二〇〇五
- 25 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 二五二ページ
- 26 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 三七五ページ
- 27 筒井絃一による「茶かぶき」の解説、『日本大百科全書』小学館一九八四
- 28 茶道では、七か所に台子を置いて茶器を飾ることをいう。『昆陽漫録・六』に「さて七所を粧るは、石州流の真の台子の七所飾のことなるべし」とある。
- 29 後藤丹治・岡見正雄校注『太平記』三(日本古典文学大系)岩波書店一九六二 四四四ページ
- 30 蔡襄『茶録』の中の「論茶」布目潮風・中村喬編訳『中国の茶書』平凡社一九七六初版所収
- 31 布目潮風『中国喫茶文化史』岩波書店一九九五、五五ページ
- 32 「往来本デジタルアーカイブ」の(尊円新版)『続庭訓往来』(三次市立図書館蔵)の小泉吉永氏による解題参照
- 33 林屋辰三郎他編『角川茶道大辞典』角川書店一九九〇、九八七ページ、「鬪茶」の項

# 資料紹介 — 塩竈神社奉納額について —

伊藤 大輔

はじめに

令和元年(二〇一九)に、当館へ寄贈いただいた資料の一つに「塩竈神社奉納額」がある。本稿では、この「塩竈神社奉納額」の内容を精査し、若干の考察を行う。

本資料は奉納俳諧を収録した扁額で材質は木製、寸法はタテ五一・〇センチメートル×ヨコ一九〇・五センチメートルである。内容として、俳諧が三十六句、その下に詠み人、詠み人の在所であろう地名が刻まれる。末尾には「追加」として、「六合老人」の俳諧が別に一句載せられ、清書を行った人物の名も見える。また「天明三年(一七八三)」の「立春吉旦」に奉納されたものである。

## 1 「塩竈神社奉納額」の翻刻

早速ではあるが、奉納額の翻刻を左に掲示する。また句の区切りに「/」を付している。なお、木に彫られたものでもあり、所々判読が困難な箇所も存在した。そのため、判読不能の場所は□で表した。ご寛恕いただきたい。

奉納俳諧発句集

とれ取て/捨る山なし/初霞	今治	喜梅
鹿鳴や/布子に添し/母の文	天女ハマ	子光
二三寸/水を覆ふ/柳かな	ミタラヒ	鳳洲
大竹の/三節陰ある/暑かな	天女ハマ	斜木
おとなしき/雲のあゆみや/小望月	同所	徐風
梅咲や/香のある雪と/ない雪と	今治	不染
鶯に/一声寒き/知らず哉	同所	南里
あけたてハ/風のする戸や/かんこ鳥	千ハマ	晩翠
うくいすの/竹を離るゝ/二月哉	今治	嵐丈
初厂や/筏の上の/さをの下	千ハマ	斜木
帰る宿は/細きけふりや/鈍たゝき		里梅
物おもふ/娘の形や/萩の花		晩翠
吹ぬ日も/焚ほとハちる/木の葉哉	讃州	琴柳
風蘭も/目をさませとや/一柄杓		徐風
虫のこゑ/枕のたらぬ/下屋敷	今治	琴秋
水底に/居るを答や/さくら鯛	□□	可笑
待恋と/人にはいひて/ほとゝきす		鳳洲
橋掛る/芸の細工や/花すゝき		斜木

蕨喰ふて／寝た夜半もあり／艸枕 生れなから／秋知る花や／葉鶏頭 鳥飛んで／水を離るゝ／柳かな 出た跡で／何を案する／わらひ哉 名月や／障子に生つた／梯もあり むつかしき／折目もなくて／團哉 一羽二羽／空渡りても／千鳥かな 川船や／柳の縁を／漕て行 うつくしき／脛もよこれて／汐干哉 一寝入り／しても昼なり／藤のはな うくいすや／頭の覗く／明り先 野も山も／丸めて見たり／今朝の雪 涼しさや／庵は青田を／取広げ 奥の間は／橋伝ひ也／かきつはた かもひ間に／つらむや鹿の／袋角 竹の子や／笠に着て出る／古草履 人や住む／常ハたつ戸に／枇杷の花 白藤や／風にもつるゝ／神子の袖	讃州 天女ハマ 千ハマ セト田 吉和ハマ ヨカウ 竹原 千ハマ 天女ハマ	緩秀 徐風 琴秋 梅女 章嶋 徐風 崎女 厂齒 周女 烏竹 厂齒 里梅 青玉 徐風 柳嶋 晚翠 几由 厂齒
--	--	--

追加 撰宗芸陽

六合老人

すゝ風も

頭れ出し  
御祓哉  
生全舎 斜木  
浙江亭 徐風  
天明三年  
癸卯立春吉旦

## 2 奉納された神社について

奉納額の来歴であるが、寄贈者から伺った情報としては、かつて向島の肥浜にあった塩竈神社に奉納されたものであるとされる。現在、当該の地区には干浜神社（肥浜明神）という社殿跡が残っており、塩竈神社とはこの神社のことと思われる。

なお「神社明細帳<sup>(1)</sup>」によると、干浜神社の祭神は、綿津見神・塩椎翁神とされる。特に塩椎翁神は塩竈明神とも言われ、全国各地の塩竈神社の祭神として祀られている存在である。

また、干浜神社の由緒は、元禄三年（一六九〇）に橋本次郎右衛門が創立したと伝えられる。橋本次郎右衛門とは、尾道の豪商である橋本家（屋号灰屋）の老家（東灰屋）の当主のことであろう。なお、干浜には、神社ができる前年、すなわち元禄二年（一六八九）に、石井保兵衛、灰屋治良右衛門、同甚七、同七兵衛らによって塩田が開発されている<sup>(2)</sup>。この灰屋治良右衛門は、橋本次郎右衛門のことと考えられ、干浜神社は、

周囲の塩田も含め、橋本家とのつながりが深かったことを指摘しておきたい。

### 3 奉納額に見られる地名について

次に奉納額に見られる具体的な地名を見ていこう。奉納額には「今治」「天女ハマ」「ミタラヒ」「干ハマ」「讃州」「セト田」「吉和ハマ」「竹原」などの地名が確認できるが、この内「干ハマ(干浜・肥浜)」「天女ハマ(天女浜)」「は向島に存在していた塩浜である。その他、向島の近隣の地名として、尾道の「吉和ハマ(吉和浜)」、生口島の「セト田(瀬戸田)」、その他「竹原」、大崎下島の「ミタラヒ(御手洗)」<sup>(4)</sup>、芸備地方以外だと「今治」や「讃州」が見える。

これらは、いずれも瀬戸内地域の沿岸部、島嶼部の地名であり、塩田による塩生産や輸送に関わる地域が多く含まれている。

芸備地方の入浜式塩田については、慶安三年(一六五〇)に開発された竹原塩田をはじめとして、その後著しく発展している。例えば、向島の「干浜(肥浜)」は元禄二年(一六八九)、「天女浜」は元禄五年(一六九二)に開発されている。「吉和浜」も三次藩領時代の元禄九年(一六九六)から正徳五年(一七一五)に<sup>(5)</sup>、「瀬戸田」にも生口古浜が寛文十年(一六七〇)から天和三年(一六八三)の間に形成されている<sup>(4)</sup>。

「御手洗」「瀬戸田」「竹原」については、港としての機能も注目さ

れる。これらは廻船の寄港地または塩の積出港として栄えており、塩の流通・輸送という点においても重要な地域であった。

芸備地方以外の地名について、「今治」の近辺には元禄十三年(一七〇〇)に開発された大島の津倉塩田、松山藩領ではあるが、天和三年(一六八三)に開発された波止浜などがある<sup>(5)</sup>。「讃州」も宝暦五年(一七五五)に開発された亥浜などの塩田を擁しており<sup>(6)</sup>、「塩竈神社奉納額」に見られる地名は、多くが塩田による塩生産やその輸送に関わる地域であった。

### 4 奉納額に見られる人名について

「塩竈神社奉納額」には俳諧を詠んだ人々の名前として、「喜梅」「子光」など計二十四名の名が記されるが、管見の限り、「追加」の俳諧を詠んだ「六合老人」以外に詳細が分かる人物はいなかった<sup>(7)</sup>。

それでは「追加」の俳諧を詠んだ「六合老人」とはどのような人物であったのか。

下垣内和人氏の『芸備俳諧史の研究』<sup>(8)</sup>や『広島県史』によると、六合は、俗称を茶屋喜三郎といい、近世期の広島俳壇の中心であった多賀庵の二代庵主のことであるとす。彼は初代庵主風律<sup>(9)</sup>の門人で、天明元年(一七八二)の風律没後、多賀庵の跡を継いだ。寛政六年(一七九四)には『瓠苗集』を刊行、寛政九年(一七九七)に風律の十七年忌追善を行うなど、当時の広島俳壇の中心人物の一人であった。

六合は、俳諧師以外にも孝行者として名が残っている。広島藩が刊行

した『芸備孝義伝初編<sup>(10)</sup>』には、「十日市町喜三郎」として収録されており、老いた母への孝行によつて、天明七年（一七八七）に褒賞を受けたことが示される<sup>(11)</sup>。

また、六合は『芸備孝義伝』の編纂者の一人で広島藩儒の頼春水や神辺出身の儒学者・漢詩人の菅茶山が残した記録にもその名が見える。

頼家と多賀庵は、初代風律の時代から交流があった。例えば、安永六年（一七七七）二月十日付の頼春水書簡には「風律より早春柿ト香茸ヲ贈り来候、殊外見事ニ候、それゆへ士徳へハ両方まぜて遣候、子琴へも少々遣候<sup>(12)</sup>」、安永七年閏七月十二日付の書簡では「廣府ニてハ風律へ参候迄也、廣府ハ人ノラチノアカヌ所ヂヤト申居候<sup>(13)</sup>」などの記載が見られる。

六合の代になつても、多賀庵と頼家の関係は続いていた。風律は天明元年（一七八一）四月に没するが、同年八月十八日の春水の書簡を見ると「此頃風律の庵の碑銘此方へ相談有之事ニ候<sup>(14)</sup>」とあり、多賀庵のシンボルであった多賀庵の木碑について、春水に相談があった事が分かる<sup>(15)</sup>。春水に相談を行った人物は示されていないが、多賀庵を継いだ六合の可能性が高いと思われる。

春水が広島藩儒に登用された後も、多賀庵や六合に関わる記述を見ることが出来る。その例として『春水日記』の天明二年（一七八二）三月五日には「雨天。休日。多賀亭へ行く、八桂・子華・六合・美秀・今春・源二・寿杖・世並屋・堅良来会、頗風趣ありき<sup>(16)</sup>」という記述があり、春水が多賀庵を訪ね、六合や林堅良<sup>(17)</sup>などの人物と交流を行っていることが分かる。

六合は神辺の儒学者である菅茶山の残した日記の中にも登場している。天明八年（一七八八）に茶山が広島旅行を行った際の日記『芸遊日記』の六月廿日条には「千祺来戒移具水楼以開別筵、会俳師六合者至、余嘗聞其名、因介館主人見之、千祺乃去、六合以純孝蒙賞賜事在今春、為人質樸不似尋常賈人、談話少時辞去<sup>(18)</sup>」（千祺来りて、具を水楼に移して、以て別筵を開かんことを戒ぐ、会ま俳師六合なる者至る、余、嘗て其名を聞く、因つて館の主人を介して之を見る、千祺は乃ち去る、六合は純孝を以て賞賜を蒙る、事は今春に在り、為人質樸にして、尋常の賈人に似ず、談話少時にして辞去す）」とあり、広島の水楼で「千祺」、すなわち春水の弟である頼杏坪と会っている時に、茶山は六合と出会う機会があり、談話をしていることが分かる。

ここまで「六合老人」についてごく簡単に触れてきたが、彼は広島島の俳壇の中心であった多賀庵の二代目庵主であった。また、茶山が「為人質樸」と述べているように、母への孝行によつて藩から褒賞を受けていた人物でもあった。また頼春水など広島の人々ともつながりを持っており、当時の芸備地方の俳諧の中心人物として活動した人物であったといえよう。

## おわりに

ここまで「塩竈神社奉納額」を巡り、奉納された神社、額に刻まれた地名、人名について検討してきた。すなわち「塩竈神社奉納額」は、元禄三年（一六九〇）に橋本次郎右衛門によって創建された干浜神社に奉納されたものであり、額に刻まれた地名は、多くが塩田による塩生産やその輸送に関わる地域であった。また「追加」の俳諧を詠んだ「六合老人」は広島俳壇の中心であった多賀庵の二代目庵主であり、当時の芸備地方の俳諧の中心人物として活動した人物であった。

最後に、「塩竈神社奉納額」と尾道の豪商である橋本家との関係を考察したい。前述したように奉納額が納められたと考えられる干浜神社は、当時の橋本家宗家の当主橋本次郎右衛門の創建によるものであった。額が奉納された天明三年（一七八三）時点での境内の土地所有者については、資料的な裏付けがとれないが、「神社明細帳」が作成された明治初年の時点では、分家（加登灰屋）の当主橋本吉兵衛の外、二十名の共有となっており、また干浜神社境内内にあった恵比寿神社は天保三年（一八三二）に橋本渡助によって創建されたと伝えられていることから、奉納額の形成に橋本家が何らかの形で関わっていたことは十分考えられる<sup>(19)</sup>。この点については、今後の研究の進展を待ちたい。

本稿では「塩竈神社奉納額」のみの検討に留まったが、今後、各地に残る俳諧の奉納額の調査が進むことで、その性質や人物などのより詳しい情報、知見を得ることが可能となると思われる。本稿が今後の調査研究の一助になれば幸いである。

## 【注】

- 1 「西八幡神社文書」所収（広島県立文書館複製資料にて閲覧可）。
- 2 向島町史編さん委員会編『向島町史』（向島町 二〇〇〇）
- 3 前掲注2書
- 4 広島県編『広島県史 近世1』（広島県 一九八一）
- 5 内田九州男・川岡勉・矢野達夫・寺内浩『愛媛県の歴史』（山川出版社 二〇一〇）
- 6 木原溥幸・田中健二・丹羽佑一・和田仁『香川県の歴史』（山川出版社 一九九七）
- 7 今治の「不染」「南里」について、同一人物であるかは不明であるが、重信町文化財専門委員会編『重信の俳諧資料』（重信町教育委員会 一九七九）所収の拝志神社額（文化六年（一八〇九）奉納）翻刻の中に同じ号が見える。
- 8 下垣内和人『芸備俳諧師の研究』（赤尾照文堂 一九七四）
- 9 広島県の俳諧の中心人物。元禄十一年（一六九八）、広島塩屋町に生まれた。木地（木製の塗物）を家業とし、隠居後は松尾芭蕉の弟子であった志太野坡（しだやば）に俳諧を学んだ。彼が開いた多賀庵は、廣瀬村油池（現在の広島市広瀬町）にあったとされ、そこに建てられた陸奥国多賀城の「壺のいしぶみ」に模した船板の碑にちなみ、その名がついたという。風律は天明元年（一七八一）に没するが、彼の死後も多賀庵は以降の広島俳諧の中心となり、明治期まで続いた。
- 10 広島藩から褒賞を受けた領内の孝子奇特者二二〇人の略伝を載せたもの。頼春水・頼杏坪が編纂、岡岷山が挿絵を描き、寛政九年（一七九七）に脱稿、

- 享和元年（一八〇一）に刊行された。
- 11 「喜三郎ハ六合りくくわうとよまれて俳諧の師なり、かぎりなき母おもひのものにて、はいかいの筵にゆきても帰れハ、かならずくだ物をふところにせり、母、寺にまうで、或ハ日くれ、或ハ雨ふりなどすれバ、匂うめき居けるもやがてあんじさして、むかへにまかり、背負てぞ帰りける、母手足しびれければ、常にいだきかゝへ、食物もミなどゝろみてくハしむ、母いたく老ほけて、寝ぬればそとはかとなくたは言いへるに、その度々起ていらへすることまめなりし時とそ、うけせるがごとし、天明七年七月十日、しろかねたまはりて、その孝をほうせらる」（『芸備孝義伝初編』巻一「十日市町喜三郎」）
- 12 「安永六年二月十日付頼春水書簡」（頼祺一『近世後期朱子学派の研究』〔溪水社 一九八六〕所収）
- 13 「安永七年閏七月十二日付頼春水書状」（頼祺一『近世後期朱子学派の研究』〔溪水社 一九八六〕所収）
- 14 「天明元年八月十八日付頼春水書状」（頼祺一『近世後期朱子学派の研究』〔溪水社 一九八六〕所収）
- 15 多賀庵の木碑は春水の揮毫によって、寛政十一年（一七九九）六月下旬に改建される。なお、六合没後の文化四年（一八〇七）四月には、腐朽のため石碑へと改められている。
- 16 頼山陽先生遺蹟顕彰会『頼山陽全書〔附録〕春水日記 梅廳日記』（頼山陽遺蹟顕彰会 一九三二）
- 17 名は義之、字は強卿、栗園と号した。竹原の出身で頼家とは親交があった。
- 18 「芸遊日記」（広島県立歴史博物館所蔵「菅茶山関係資料」内に所収）。
- 19 干浜神社には明治三年（一八七〇）八月に尾道石工喜右衛門によって建てられた石柱があり、それには「灰屋光平」「灰屋久平」の他4名の名前が見えている。なお「灰屋光平」は、慶応二年（一八六六）から明治十二年（一八七九）までの間、肥浜支配人を勤めていた人物である。





写真1 「塩竈神社奉納額」1句目～9句目

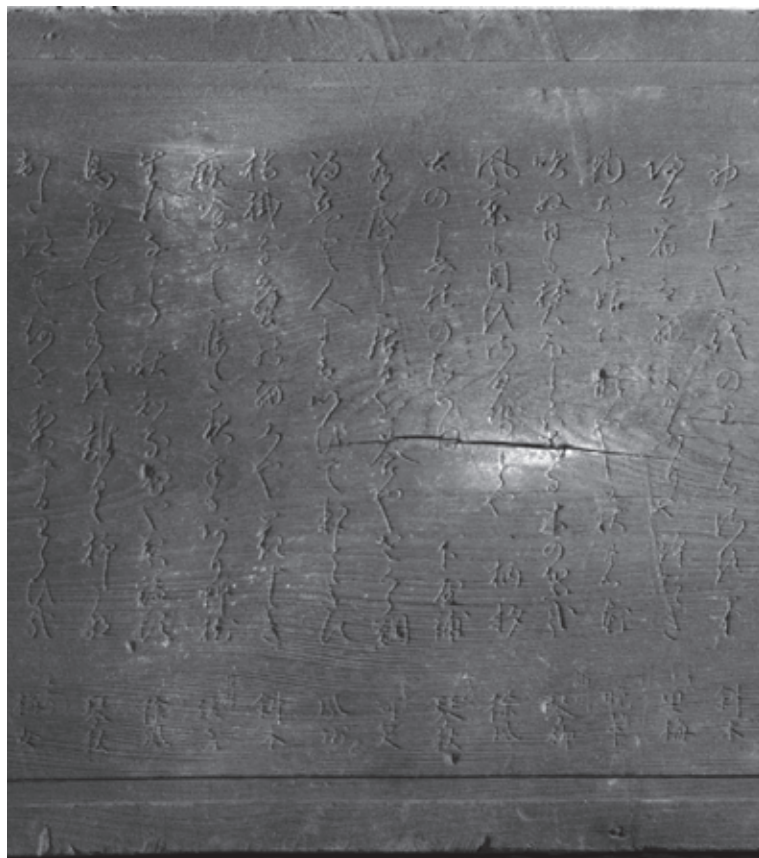


写真2 「塩竈神社奉納額」10句目～22句目



写真3 「塩竈神社奉納額」 23句目～36句目

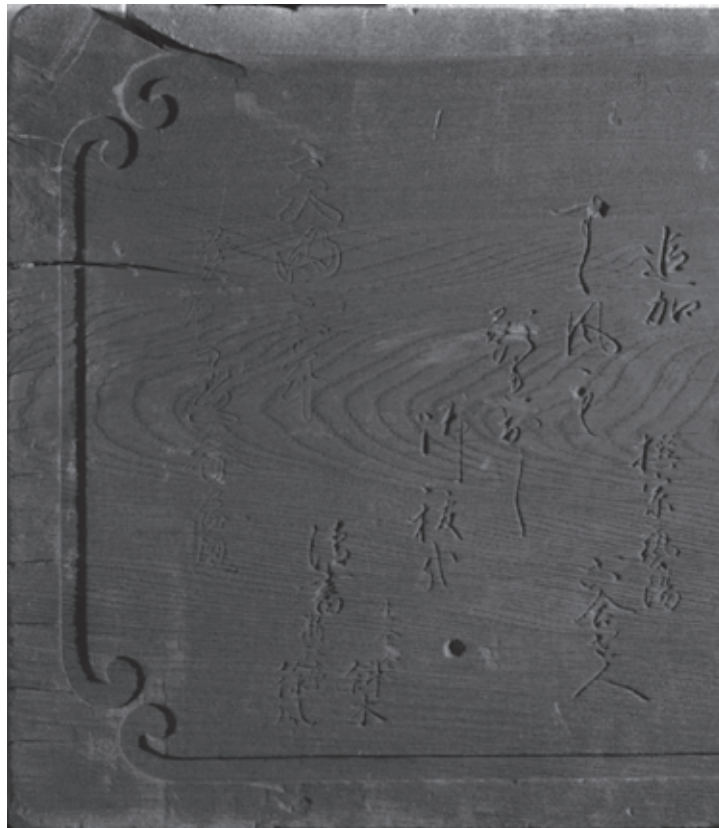


写真4 「塩竈神社奉納額」 追加

# 「菅茶山」の姓名・号について — 茶山・晋帥・太中 —

岡野 将士

はじめに

江戸時代後期、備後国安那郡神辺宿（広島県福山市神辺町）に私塾、黄葉夕陽村舎を開き、儒学者として教育に尽力するとともに、漢詩集『黄葉夕陽村舎詩』により漢詩人として全国に名をはせた人物が菅茶山（一七四八～一八二七）である。

菅茶山は、延享五年（一七四八）二月二日、父菅波樗平<sup>①</sup>（諱は扶好）と母半の間に長兄として生まれた。幼名は百助、通称は久次郎といい、長じて通称を太中、名を晋帥とし、字は礼卿、茶山と号した。「茶山」という号は、神辺に所在する茶白山（現在の要害山）に由来している。頼山陽の「茶山先生行状」<sup>②</sup>にも、号の由来を「茶白山あり、因りて自ら茶山と號すと記す。

ところで、基本的な問題として「菅茶山」は、どう読むのであろうか。辞典類には、古くは、「かん（クワン）さん」のみを載せている場合が多く<sup>③</sup>、近年は、「かんちやさん」を項目とし、「かんさんととも」<sup>④</sup>を附したもののや「かんちやさん」のみのものが多くなっている<sup>⑤</sup>。

しかし、『備後史談』第十五卷九<sup>⑥</sup>（昭和十四年）に収録される得能正通氏の「菅茶山と頼山陽」という講演記録によると、得能氏は「菅（すが）は菅

波を修したもので、我が地方では菅（かん）とはいわず、菅（すが）と呼んでおります。」「地方では茶山（さん）とは申しませぬ。」と述べ、当時、全国的に知られた読みと地元での読みの相違について触れている。また当館所蔵の「重要文化財菅茶山関係資料」（以下「菅茶山関係資料」とする）にも、「すが」と読んだ資料が収められている。例えば、小寺清先<sup>⑦</sup>の和歌集『楢園集』の序文では「菅晋帥」と記しているが、その草稿<sup>⑧</sup>には「すかのときのりしるす」とひらがなで記している。

本稿では、こうした事例を踏まえて、菅茶山の姓・字・名・号の読みについて、改めて考察してみたい。

## 一 号は「チャザン」か「サザン」か

まず、号である「茶山」について考察する。

地元神辺では、「カンチャザン」と呼ばれ親しまれている。また、前述したように神辺宿の南に聳える「茶白山」が号の由来であり、現在では「チャザン」の読みが主流となっている。一方、「カンサザン」という読みは、「茶山集」で知られる南宋の官僚・詩人であった曾幾の号「茶山居士」に倣った<sup>⑨</sup>。あるいは「チャ」は慣用音であり、「山（サン）」との組合せは、唐音である

「サ」が正しいとする意見も古くからある。「茶」は、「サ」「タ・ダ」「ト」が、それぞれ呉音・漢音・唐音に分類されているが、「チャ」は慣用音に分類される。慣用音とは、本来の音とは違う、慣用的に用いられることで定着した音とされている。「チャ」という音は、平安時代末には日本に伝わっているが、分類すべき音がないため慣用音とされている。

では、菅茶山関係資料に手がかりを探してみよう。

茶山のことを「椽」山と表記するものが、「廣韻奉禱椽山先生芳看花見憶作」、「奉答椽山先生遊芳野山花下見寄書」<sup>(9)</sup>（写真1）と「謝椽山菅先生見寄題海昭閣之高作」<sup>(10)</sup>がある。前者は、茶山と親しく交流した幕臣の岡本花亭が文政三年（一八二〇）に茶山に贈った作品、後者は、仙台の詩僧であった南山谷梁の作品である。『大漢和辞典』によると、「椽」の音に「サ」はない。漢音が「タ」、呉音が「ダ」である。「椽」と「茶」と共通する音は「チャ」である。『集韻』によれば、反切は「直加切」で、それに従えば、「直（zhí）」の頭子音と「加（jiā）」の頭子音を除いたものを組み合わせることとなり、「zha」となるからである。<sup>(12)</sup>

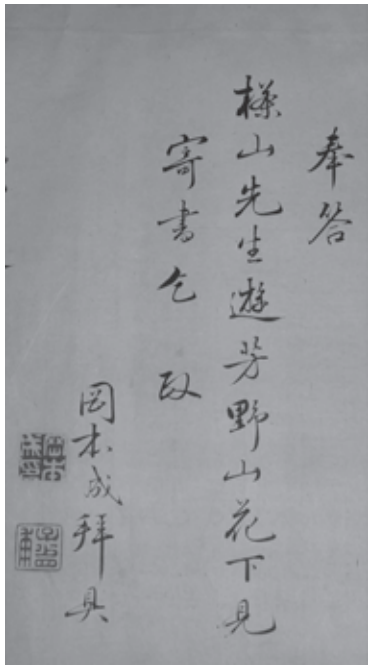


写真1 「奉答（椽山先生遊芳野山花下見寄書）」（部分）

また、茶山の門人であり、茶山の斡旋により尾道屋菅波家の当主となった菅波序平が晩年に口述筆記させた『菅波信道一代記』<sup>(13)</sup>前編卷之九では、明確に「茶山翁」とふりがながふられている。（写真2）  
これらのことから、「茶山」は「チャザン」と呼ばれていたことが明らかである。

## 二 「晋帥」・「礼卿」・「太中」について

次に、名の「晋帥」、字の「礼卿」、通称の「太中」の由来について、触れる。通称の「太中」は、未詳である。「晋帥」「礼卿」については、「茶翁口授」<sup>(14)</sup>には、「左僖廿七年晋文公謀元帥趙衰曰、郤穀可臣亟聞其言矣、説礼樂而敦詩書云々」と記され、『春秋左氏伝』僖公二十七年の記述を典拠としている。

「晋帥」の「晋」は、晋国、「帥」は元帥から、「礼卿」の「礼」は礼樂、「卿」は下軍の将のことである。

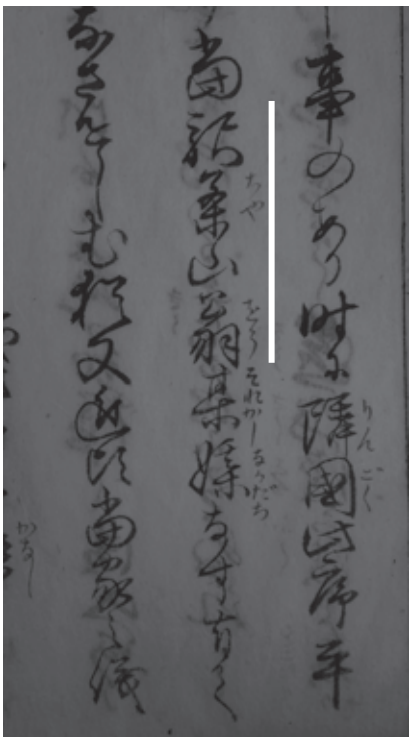


写真2 『菅波信道一代記』前編卷之九（部分）

『春秋左氏伝』の「僖公二十七年」のうち、茶山に関係すると思われる記述に触れる。

まず、「晋帥」は、晋公が三軍<sup>(15)</sup>を作り、誰を元帥<sup>(16)</sup>にするべきかを評議した時、趙衰が卻縠を推し、その理由を述べた部分に「礼楽を説<sup>よつこ</sup>んで、詩書を教<sup>たつと</sup>ぶ。詩書は義の府<sup>くわ</sup>なり。礼楽は徳の則<sup>のり</sup>なり。徳義は利の本<sup>もと</sup>なり。夏書に曰く、賦納するに言を以てし、明試するに功を以てし、車服は庸を以てす。」と記している。これにより、晋公は、卻縠を中軍の将とした。

ここには、茶山の生涯を貫いた自身の理想のあり方が含まれていると考えられる。具体的には、礼楽を愛好し、詩書を尊重するということである。詩は『毛詩』(『詩経』)、書は『尚書』(『書経』)を指す。詩書は、人の行うべき正しい道である義が収蔵される府(庫)であり、義の全てが詩書の中にある。また、礼楽は徳の法則であり、その徳の義があれば、利は自ずから随すると説いている。

つまり、卻縠が、「礼楽を好み、詩書を重んずることが、晋の元帥となることに不足のない人物」といつている。茶山自身が、読書を好み、礼楽を重んじる態度であったことは、すでに知られていることである。

本題の読みであるが、「はじめに」で触れた「櫛園集序文章稿」、茶山が礼楽のおこり、社会的効用等を説いた「冬の日かげ」<sup>(17)</sup>には、ひらがなで「ときのみ」と記している。「礼卿」は、先に触れた典故から、「レイケイ」と読まれるのであろう。通称の「太中」は、「書状断簡」<sup>(18)</sup>に、「タチウといふなるべし、あれはタイジウと可申事也」とあることや、「太仲」「多仲」と記されている例から「タチユウ」であることが分かる。

### 三 「菅」の読みについて——「カン」か「スガ」か

菅茶山の父菅波樗平は、神辺東本陣を営む本荘屋菅波家から分家した<sup>(19)</sup>。茶山は、江戸時代の儒学者の例にもれず、「菅波」の姓を、中国風の一字表記の「菅」へと変え、漢姓を名乗ったとされ、現在に至るまで菅家である。前述の辞典類には、「かん」「クワン」と記されている。ちなみに「クワン」は漢音である。

しかし、一方で、「すが」と発音した例が菅茶山関係資料から確認できる。筆者が確認したものは、次のとおりである。

① 『櫛園集』序文章稿〔著述稿本類 272〕  
「すかのときのりしるす」

② 覚(魚介類代勘定)〔文書記録類 323〕  
【宛名】「菅野太仲様」

③ 覚(なべつる・くろかね売渡)〔文書記録類 324〕  
【宛名】「神辺すが様」

④ 覚(メ拾六分領収)〔文書記録類 333〕  
【本文】「須賀多中様」

⑤ 覚(印判料領収)〔文書記録類 336〕(写真3)  
【宛名】「須賀太仲様」

このいずれも、読みは「すが」である。②～⑤の「覚」は、「菅野」(すがの)と記されている。③は、「すが様」と明確に記しており、④と⑤は、「須賀(すが)太中(仲)」と記され、音に漢字を充てたものである。これらの資料からは、「すがのたちゅう」「すがのときのり」が確実に使用されていたことが



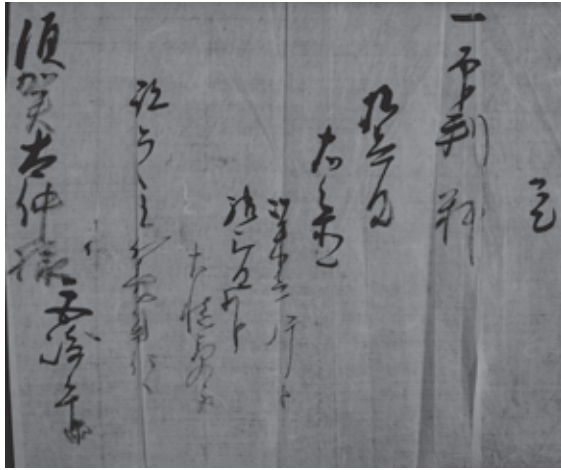


写真3 覚（印版料領収）

菅茶山関係資料のうち、茶山のもとに寄せられた書状類、書画類には、「管」と記されるものも少数ながらある<sup>(21)</sup>。「菅」「管」の両者に共通する音は「かん（クワン）」であることから、「管」は「かん」と発音されていたと考えられる<sup>(22)</sup>。これらのことから、茶山と交流を持っていた文人たちは「かんちやざん」の発音と認識していた可能性が考えられる。

分かる。  
さらに、前章で触れた『菅波信道一代記』と内容をほぼ同じくする『菅波老父一代記』<sup>(20)</sup>の巻二には、「菅乃翁<sup>すか</sup>」と「菅<sup>をきな</sup>」に「すが」とルビがふられた箇所がある。（写真4）  
茶山の門人でもあり、後に菅波一族となる信道の一代記に明確に記されていることから、「菅（すが）家」であったと考えるのが妥当であろう。  
明治以降、「かん」から「すが」に改めたのではなく、茶山の時代から「すが」家と認識されていたのである。では、「かん」と「すが」の違いは何であろうか。

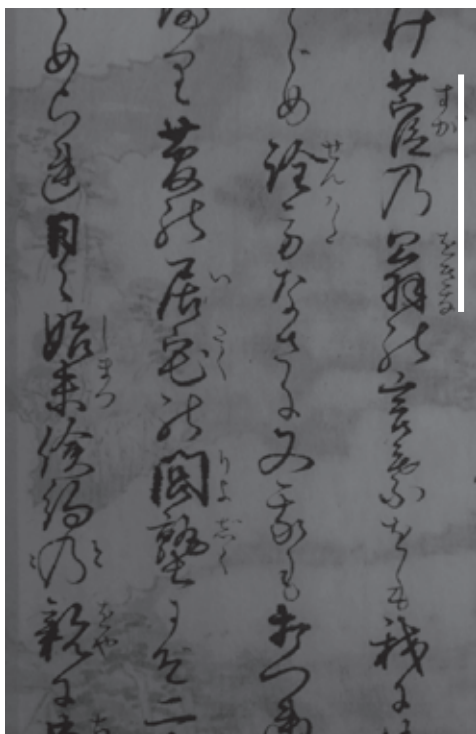


写真4 『菅波老父一代記』巻二（部分）

菅家は、前述のとおり「菅波」を「菅」とした。これは、菅波家の祖である畠山氏が、菅原道真の霊夢を見たことから、菅波に改姓したとされる。道真は、「すがわら」であるが、「かんこう」「かんじょうしょう」と尊称でも呼ばれる。  
茶山の場合も、「かん」は漢詩人「かんちやざん」として漢詩の世界で通用した可能性が高いのではないだろうか。「管」と表記された資料のうち、名・通称・号などと組み合わせられる場合、その多くは「茶山」と組み合わせられる。一方「菅」の場合、多くは「太中」「晋帥」と組み合わせられる。と認識されていたと考えられる。

#### 四 菅(すが)家の始まりはいつか

茶山が姓を改めたことは、『菅波信道一代記』巻八の菅波一族の系図に次のように記されている。

時ニ福山ヨリ召抱ニ相成リ儒官トナル。姓ヲ菅ノ一字ニ相改宗旨別改家中トナル。

本家弟圭治ニ譲リ相続ヲナサシム<sup>(23)</sup>。

福山藩の儒官になって姓を「菅ノ一字」に改め、「家中」となったため、「本家」を弟に譲ったとある。茶山が、儒官となるのは、享和元年(一八〇一)である。「菅太中」「菅晋帥」「菅礼卿」といった記述は、寛政四年(一七九二)以前の遊学時代からすでに使用されている。

では、公的にはいつ使用されたかであるが、『福山市史』に掲載されている「藩庁日記」<sup>(24)</sup>の雑事の項目に、「(寛政五年)六月十七日 一 菅太中、米屋町にて一ヶ月両度ツツ講釈仕候事」と記されている。また、「阿部家分限帳」<sup>(25)</sup>には、御用医師として「五人扶持 川北村 菅太仲」と記されている。この分限帳の原本は失われており、筆写本であるが、原本の成立年代は、寛政十二年(一八〇〇)頃とされる。茶山が儒官となり、藩校弘道館へ出講する前である。

享和元年に、「菅」と改姓したとする『菅波信道一代記』の記述と齟齬が生じている。これは、「福山藩から扶持をもらったこと」と「儒官となったこと」を混同しているのではないだろうか。その理由として、作者の菅波序

平(信道)が茶山の門人となるのは、文化四年(一八〇七)以降のことであり、茶山はすでに儒官となっており、「菅」を名乗っていたため、上記のような記述になったと思われる。

茶山の福山藩との関係を示す覚書である「菅茶山履歴覚書」<sup>(26)</sup>の記述は、「寛政四子八月廿六日 五人扶持被下置」から始まる。<sup>(27)</sup>分限帳に御用医師として記載されるのであれば、「家中トナル」ことであろう。

それを示すように富士川英郎氏が『菅茶山』<sup>(28)</sup>の中で『萬波醒廬日記』が紹介されている。寛政四年九月五日の項に、筑前の藩儒亀井南冥が塾居謹慎となった記事に続き、「備後州神辺の隠士菅太仲、姓を称し、帯刀することと許され、月俸五口を福山侯に賜る。」と記されているのである。以上のことから、寛政四年に公的に「菅家」と名乗り、実家(新宅)の当主を弟の圭二に譲ったのである。茶山は藩士となり、廉塾の塾主(世話人)として、建前上は別家をした形となったのである。

茶山の実家「上本庄屋菅波家」の当主は、弟の圭二<sup>(29)</sup>(恥庵)、甥の養助<sup>(30)</sup>(万年)、姪孫の菅三<sup>(31)</sup>(自牧齋)が引き継いだ。

この菅三が、文政十年(一八二七)の茶山の死去と同日に、茶山の養子となり、「菅家」を嗣いだたため、実家の菅波家は絶家となり、塾主としての「菅家」が残った。菅三も、弘化三年(一八四六)には、「菅(すが)」と名乗っていることも確認できる<sup>(32)</sup>。

こうした経緯で、漢詩という世界での「かん」と、家としての「すが」の混同が起きたのではないだろうか。

おわりに

ここまで、「菅茶山」の姓・名・号について、検討した結果は次のとおりである。

- ① 号の「茶山」は「ちゃざん」と発音されること。
- ② 名は「ときのり」、通称は「たちゅう」であること。
- ③ 姓の「菅」は、家としては「すが」であったこと。
- ④ 「かんちゃざん」は漢詩の世界で通用したものであること。
- ⑤ しかし、「菅(すが)」を公的に使用し始めた時期は、寛政四年(一七九二)に五人扶持を下賜された頃であるが、私的に使用し始めた時期は確定しきれなかった。その解明には、「新宅」(実家)と「塾」(茶山が別家した形)の関係を紐解く必要があると考えている。

【注】

- 1 菅波樗平(一七二七〜一七九二)は、名を扶好、通称を久助、芦丈・樗平と号した。茶山の実父である。川北村(福山市神辺町)の高橋家の人で、本荘屋菅波家に養子入りし、四代目を継いだ。後に分家して上本荘屋と号した。文芸は、主に俳諧を嗜んだ。
- 2 『黄葉夕陽村舎詩』遺稿附録 天保三年  
頼山陽(一七八〇〜一八三二)は、名を襄、字は子成、通称は久太郎、山陽と号した。茶山の親友である頼春水の子。文化六年末から八年にかけて、廉塾の都講を勤めた。『黄葉夕陽村舎詩』を批正とともに、出版にも関わった。
- 3 『日本人名辞典』第三版 参文舎・積文社 明治三十九年

- 『角川日本史辞典』第二版 角川書店 昭和六十年
- 『広辞苑』第二版第九刷 新村出編 岩波書店 昭和五十年  
等は「カンザン」のみの記述である。
- 4 『広辞苑』第七版 新村出編 二〇一八年 岩波書店
- 5 『日本近世人名辞典』二〇〇五年 吉川弘文館
- 『日本史大辞典』第二卷 下中博編 平凡社 一九九三年
- 『国史大辞典』第三卷 国史大辞典編集委員会 昭和五十八年 吉川弘文館
- 6 『備後史談復刻』芸備郷土誌刊行会 昭和四十五年
- 7 小寺清先(一七四八〜一八二七)は、通称を常陸介(後に典膳、楢園等と号した。笠岡陣屋稲荷社の祠官をつとめた。寛政十年には、笠岡代官の早川正紀が設立した郷校・敬業館において教育にも従事した。『楢園集』は、清先の和歌集で、文政六年に刊行された。茶山は、清先の依頼を受け、序文を寄せている。
- 8 重要文化財菅茶山関係資料 著述・稿本類272刊本では「菅晋帥しるす」となっている。
- 9 『山村蘇門―近世地方文人の生涯―』今田哲夫 郷土出版社 昭和六十三年  
177ページ
- 10 重要文化財菅茶山関係資料 書画類 195
- 11 重要文化財菅茶山関係資料 書画類 185
- 12 『大漢和辞典』修訂版第十刷 大修館書店 平成二年
- 13 『菅波信道一代記』は、尾道屋菅波家の当主である菅波信道(一七九二〜一八六八)が晩年に口述筆記させた自叙伝である。広島県重要文化財に指定されている。信道(幼名は浅之丞)は、医学を志し、廉塾に入塾する。しかし、茶山から学問には不向きであるとして、尾道屋菅波家の養子となるよう勧められ、文化九年(一八



一二)に入室した。茶山との関係からして、確実に「茶山」と呼ばれていたことが分かる。

14 黄葉夕陽文庫資料 J03-055 「茶翁口授」は、『黄葉夕陽村舎詩』前編及び後編の語句解説。

15 上・中・下の三軍を作るのは、大国の制度である。

16 中軍の将をいい、三軍の全てを統率する。

17 『広島県史』近世資料編IV 一九七六年 189ページ

18 黄葉夕陽文庫資料 J03-085 この書状には、漢字の音についてのやり取りが記されている。長崎の高松弥六という人が、音について、茶山の門生に対し、「第一ソチノ先生か名ヲ一ツの音の通りニ守よまぬ事と申候て、タチユウといふなるへし、アレハタイジウと可申事也」といったという。差出人は不明であるが、音の通りに読めば、「タイジユウ」であるのに「タチユウ」と発音していたことが分かる。この書状からは、江戸時代の名や号が、正しい音で必ずしも使われていたとは限らないと推測できるものである。

19 尾道屋菅波家の当主・菅波序平が口述筆記させた『菅波信道一代記』前編巻之八に、一族の系譜が記されており、実家(新宅)は、「上本荘屋長作世代之大略」として、「初代 菅波久助扶好」,「二代 菅波太中」と記されている。それとは別に、「上本荘屋一ノ分家」として「紅葉夕陽村舎世代之大略」として、「初代 菅波太中」,「二代 菅三郎」となっている。

20 『菅波老父一代記』は、『菅波信道一代記』とはほぼ内容・挿図等を同じくしている。それぞれの「目録」に記される一ツ書の項目は、それぞれ一九四項目と一八四項目である。

21 書状類541の「日謙書状」の封書に「神辺管茶山先生様侍史下」、書画類11の「蹊

蹊餌図」には谷文晁が「写祝 管茶山先生七十晋 文化十丑初夏会九 文晁」と記している例がある。この二例は、「茶山」との組合せである。唯一、「管太中」と記される例が、書画類202の「赤崎海門書状」がある。これについては、改めて検討したい。

22 ただし、「菅」の「官」は「管に通じて、くだの意味。茎がくだ状になっているすげの意味を表す」とされ、「すげ」は「すが」ともいうという点も押さえておきたい。

23 「菅」家は、「菅波」家の分家である。本家は「本荘屋」という屋号で本陣役を勤めた。茶山の父樗平が「本荘屋」から分家して、「新宅」(上本荘屋)となった。この時の当主は父樗平である。茶山は、安永二年(一七七三)頃、新宅の当主となり、樗平は隠居した。寛政三年(一七九一)に本格的に塾を始めた茶山は、弟の圭二に家を譲り隠居した。隠居した時期は、寛政四年(一七九三)頃と推定される。この家督相続については、茶山が家督を譲る際に認めた「庭訓」(黄葉夕陽文庫資料からもうかがえる。この「庭訓」は、家督相続に当たって、当主の心得等を記したものであるが、茶山が当主であった時期の出来事についても記している。「天明の一揆」「弟猶右衛門の死去」「京都遊学」等が記されている。寛政二年に最初の塾建物を建てた「土手ふしん」も記されているが、下限は、寛政三年の「親仁様死去」である。「親仁様死去」は、父樗平の死去である。父の喪に服している間に、家督相続が行われるとは、考えにくく、喪が明けた寛政四年以降に家督相続と考えるのが妥当であろう。

24 『福山市史』近世資料編II 教育・文化・宗教 福山市 平成二十四年 293ページ

25 『福山市史』近世資料編I 政治・社会 福山市 平成二十三年 47ページ

補注に、「西備名区『備後叢書』では寛政末年となっているが、記載される軼奉  
 行の在職期間から寛政末年（十二年）であろう。」としている。

26 重要文化財菅茶山関係資料 文書・記録類279

寛政四年から文政三年までの履歴を簡条書きにした記録である。

27 この寛政四年の五人扶持が与えられたことについては、頼山陽「茶山先生行状」  
 『黄葉夕陽村舎詩』遺稿附録』に林大学頭と阿部正倫のエピソードが知られて  
 いる。そのため、漢詩人として茶山が評価をされたとされるが、塾の開塾と福山藩  
 からの扶持米は、無関係とはいえない。正倫が、茶山の行状を調べさせたところ、  
 「学行兼茂の状を得」た。つまり「学問とその行いが共に優れている」という報告を  
 受けたので「五人扶持を与えたのである。」

28 『菅茶山』 富士川英郎 福武書店 一九九〇年 上巻 287ページ

寛政二年に始まる「寛政異学の禁」の影響が、各藩へ広がりつつある状況を示し  
 ている。

29 菅圭一（二七六八〜一八〇〇）は、名を晋玉、字は信卿又は圭二、恥庵と号し  
 た。茶山の末弟である。天明二年（一七八二）に西山拙斎に学び、その後、京・大  
 坂・長崎に游学した。寛政十年（一七九八）に京で塾を開いたが、同十二年に病没  
 した。

30 菅養助（二七七三〜一八一二）は、名を万年、字を公寿、養助、後に長作と称  
 した。茶山の弟の子で、甥に当たる。圭二が京へ出た寛政十年に、その跡を嗣いだ。  
 天文学に関心を持っており、菅茶山関係資料に天文関係の資料を多く残している。

31 菅三郎（二八一〇〜一八六〇）は、名を惟繩、字は昭叔、通称は菅三、三郎、  
 自牧斎と号した。養助と茶山の姪である敬の子。

32 『菅波信道一代記』卷之十六には、弘化三年（一八四六）菅波家の祖畠山道元の  
 二百年家祭に参加した「菅三郎」に「すが」とルビがふられている。

## 吉川興経の引退と毛利元春の家督相続

木村 信幸

はじめに

十六世紀中頃に安芸国の国人領主吉川氏の当主であった興経が引退し、毛利元就の次男の元春が興経の養子として吉川氏の家督を相続する経緯については、従来、瀬川秀雄氏<sup>(1)</sup>や河合正治氏<sup>(2)</sup>が定説を形作ってきた。その内容は、おおよそ次のとおりである。

### 瀬川秀雄説

「興経は攻城野戦の勇将で、外に在って活躍してゐたので、其内政は」「大塩右衛門尉に一任して顧みなかった。」その重課税等により「領民は困窮に悩まされ、其政治は漸く紊乱するに至った。」そこで、吉川経世・森脇祐有等は「大塩」「右衛門尉父子を殺戮し」、「与谷城に決死籠城した。」そして、「吉川氏と重縁の関係にある毛利氏より、元就の二男元春を迎へ、興経を隠居せしめて、其後を継承せしむること」とし、元就もこれを受諾した。

天文十五年（一五四六）、興経は「有田の地を隠居分として分譲し、与谷を以て其城地に充つこと」を「希望していたが、「四囲の事情を酌量し、遂に元春を養子として迎へ、自分は隠退することを承諾した」。

翌十六年七月、興経は経世をとおして下本地などを隠居所とするなどと要求した。しかし、毛利元就はこれを「斥け」、「興経隠退後は毛利氏の領内に移住すべきこと」などの「代案」を記した「隆元・元春と連署の起請文を認め」た。興経はその「代案」を受け入れることとし、「誓書を元就・隆元・元春に認めて」「三氏に対し異心を挟まざることを誓約した。」同年閏七月には、「吉川経世・吉川経好・今田経高の三人」と「元就・隆元・元春は誓書を」交わし合「い互いに他意なきことを誓約したので、」興経は天文十六年（一五四七）八月「十数人の家臣を従へ、家城小倉山を出て、布川に隠退した。」

「元就は猶万一を慮り、元春をして新荘に入城することを許可しなかつた」が、吉川家臣の知行替えや元春家臣の知行宛行を行い「不慮の変事に備へた」後、吉川経好からの入城要請を受け、天文十九年（一五五〇）二月「三十六人の家臣を従へ新荘に入城した。」「興経は布川より新荘小倉山城に参入して、賀辞を呈し、且父祖伝来の家什重宝を元春に譲渡した。」

元就は「興経を現在の状態に於て放任することは、禍根を将来に残す」と考え、熊谷信直・天野隆重らに「天文十九年九月廿七日不

意に布川の居館を襲撃」させ、肃清した。

### 河合正治説

瀬川説とほぼ同内容であるが、若干の異同がある。

天文十二年（一五四三）、出雲国から帰国した大内義隆は、富田月山城に逃げ込んだ「吉川興経の伝来の所領を、すっかり元就に与えた。しかし、元就は大内氏にとりなして、興経が吉川氏当主として富田月山城から帰国することを許した。これはおそらく、吉川氏の留守をし行政の実権を握っていた興経の叔父吉川経世と、宿老森脇祐有から懇願されたためであろう。」「興経は軍事では優れた武将であつたが、「行政の実権を」吉川経世・森脇祐有「から奪い寵臣の大塩氏に任せてしまったので、この兩人から強い反発をかつた。」

「経世・祐有らは大塩氏を討取り、吉川領南部の寺原の与谷城に立てこもり興経に対抗した。」「天文十五年七月ころから、経世・祐有らの側から興経を隠退させ毛利氏から元春をその養嗣子に迎える案が出された。これは当面には元就が受身のようにみえるが、裏面では相手方の家中を二分させその間隙につけ入るといふ、かれ得意の調略を吉川氏内部にも実行していたのであろう。翌年二月には興経も元春を養子に迎えることを承諾させられるが、毛利氏側が次第に厳しい条件を出したため、両家間に契諾が成立したのは同年閏七月であり、その翌月には興経は本拠の小倉山城を退去し、毛利領内の布川に幽閉の形で隠居させられてしまう。元春は天文十七年六月にはまだ吉川氏領に入部していなかったが、すでに吉川氏当主とし

てその家臣らを率いて備後神辺城の攻撃に加わっている。」

天文十八年、「元就は元春・隆景を伴って山口を訪問した。」このとき「元春・隆景の吉川・竹原小早川氏養子相続などが承認された」。

翌天文十九年二月、「元就はそれまでに吉川氏家臣らの知行替を注意深く行なつて後、毛利家譜代の家臣から」「三十六人を随従させて、元春を大朝新莊の小倉山城に入城させる。それでも前主の興経が生存しているうちは不穩の種がたえないと考え、興経が服従の起請文を差出しているにかかわらず、同年九月布川の居館を襲撃させ、興経とその子千法師を殺害しその血統を断っている。」

その後、『千代田町史』の編纂が進み、「毛利氏の発展と吉川氏」<sup>(3)</sup>について執筆した河村昭一氏は、前述の瀬川説・河合説の基になった『陰徳太平記』等、後世に編集された史書の類「の伝える興経追放劇」を概観し、「大塩の話はあまりにも作為性が強く、そのまま信じることはできない」が、「興経と経世ら宿老の間に対立があつたことは十分考えられ」、「興経の方針をめぐって、家臣の中に」「興経支持派と、経世・森脇祐有ら反興経派の対立が生じた」とした。しかし、「興経から元春への相続を、単なる吉川家の内紛の結果とのみ考えるのも正しくなからう」として「興経隠居↓元春相続のシナリオには、毛利側によつて描かれた側面もあつた」とし、その経緯を次のように見直した。

## 河村昭一説

「吉川経世らと毛利元就の交渉がいつごろから始まったのかはよくわからないが、」天文十五年（一五四六）「七月ごろにはかなり具体的な内容まで及んでいた。」この時、吉川氏重臣らは「興経の隠居地」として有田、「隠居分として」「与谷城に付属する所領」を要求した。「これらの提案が興経の同意を得ていたかどうかはわからないが、翌十六年二月「までに興経は経世らの要求を受諾し、かつ毛利家と経世らの間でも一定の合意が成立していた」。「しかし、その後も交渉が続けられ、七月十三日には吉川経世から毛利側に」「隠居分として」「下本地などを要求している。「興経退城・元春入城の手順、興経に与える隠居分をめぐって両家の主張が一致していなかった」のである。

「このあとすぐに毛利側は、元就・隆元・元春父子三人の起請文によって」「興経の毛利領隠居等について提案し、「興経は七月十九日、血判起請文によって毛利側の示した条件を受諾、誓約し」、「翌閏七月には、交渉の実務に当たった吉川経世・同経好・今田経高の三人が、やはり血判起請文を毛利家に提出して、異心なきことを誓っている。」「興経の隠居地は結局深川とされ、八月一日、手島内蔵允らのおそらくの家臣に伴われて新庄を後にしたと『陰徳太平記』はいう」とする。

「九月になって、元就は大内氏に対して、おそらく吉川家から日山城を受け取る際の立会人の派遣を要請したのに対して、安芸佐東郡あたりにいたと思われる笠井帯刀左衛門尉らが送られた。こうし

て興経の隠居、元春の吉川家相続の手続きが完了した。同十八年「四月には、正式に大内氏から元春の吉川家相続が承認され」たが、元春は「吉田を離れず」「十二月から翌十九年正月にかけては吉川経好との間で起請文を交換して協力関係を確認」し、「万全の環境整備をしておいて、同年二月、ようやく元春は日山城にやってきた。」  
「二一歳になっていた元春は、すでに熊谷信直の息女と結婚しており、養子といても、実態は毛利家による吉川家の吸収に他ならなかった。」「元春が日山城に入城すると、同年九月、元就は深川に熊谷信直（元春の舅）らを送り興経・千法師父子を殺させた。」

これらの従来説に共通するのは、次の六点である。

- ① 吉川氏では、当主の興経と重臣の吉川経世・森脇祐有らが対立し、経世らは毛利元春に家督を相続させることとし、与谷城に籠った（吉川家中の分裂）。
- ② 天文十五年（一五四六）七月、吉川氏は興経の隠居所として有田などを毛利氏に希望した。
- ③ 翌十六年（一五四七）七月、吉川氏は興経の隠居所として下本地などを希望した。
- ④ 同年八月までには、興経の引退、元春の相続という契約が締結され、程なく興経は本拠城から下りて深川（布川）へ転居した。
- ⑤ 「不慮の変事に備へ」「万全の環境整備をして」天文十九年（一五五〇）二月になってようやく元春は本拠城に入城した。
- ⑥ 同年九月、興経らは殺害された。

このうち⑥については、天文十九年九月二十七日が興経の命日と考えられる(後註56)ので、興経・清は史実と考えるが、その他については納得のいかない点が多々ある。例えば、①では、森脇祐有は興経とともに本拠城にいたと考えられるし、②の根拠史料(後掲史料1)と③の根拠史料(後掲2)は、同じ天文十五年七月のものと思われる。最も問題なのは④で、興経は天文十九年正月まで本拠城を離れなかったと私には考える。なお、この本拠城については、瀬川説・河合説が小倉山城とするのに対し、河村説では私が執筆した『千代田町史』の「日山城下町の構造」<sup>(4)</sup>の記述を根拠として日山城とし、意見の対立が見られる。

そこで、本稿では、改めて吉川興経の引退と毛利元春の吉川家相続の背景と経緯について考えてみたい。

## 1 家中分裂の背景と経緯

ここでは、吉川家中が分裂するに至った背景と経緯をまとめておきたい。

天文十年(一五四一)正月、尼子詮久軍が安芸国吉田から退却して郡山合戦が終結すると、大内氏方軍勢は、四月初頭に尼子氏の後盾を失った厳島神主家を、五月前半に同じく安芸国分郡主武田氏を滅ぼす<sup>(5)</sup>。郡山合戦で尼子氏方として在陣した吉川氏は、次は我が身かと戦々恐々としたと思われる。八月下旬に大内義隆は金山城(広島市安佐南区)から「三入」の観音寺(同安佐北区)へ陣替えし、越年する<sup>(6)</sup>。おそらくこれまでの間に、吉川氏では大内氏に対し詫びを入れ、恭順な態度を

示し、大内氏陣営への復帰と当知行安堵を懇願したと思われる。

大内氏は、この機会に尼子氏攻めに転じることを決めると、天文十一年(一五四二)二月に陶隆房ら重臣層を「新庄西禅寺」へ「陣替」させる。西禅寺は吉川氏の本拠小倉山城に隣接する吉川氏の菩提寺である。吉川氏では、彼らを精一杯もてなして許しを請うたであろう。翌三月、地ならしを終えた陶氏らは「出羽二山」(島根県邑南町)へ「陣替」し、翌日には大内義隆自らが西禅寺へ「陣替」する。吉川氏では更に最大限のもてなしを行い、恭順な意を表したと思われる。義隆は、尼子氏攻めの戦力として吉川勢を動員するためであろう、翌閏三月に大朝・新庄・北方(北広島町)の知行を安堵した<sup>(7)</sup>。

また、毛利元就が吉川氏へ返還しないように訴えた寺原(同町)の与谷城については大内氏方が接收することとし<sup>(8)</sup>、同年六月、吉川氏が「無二之忠節」を尽くすことを条件に、寺原の領有を吉川氏に安堵したのであった<sup>(9)</sup>。

こうして、吉川氏は当知行安堵を獲得し、大内軍に加わって出雲攻めに進発した。興経は、七月に安芸国衆平賀氏の軍勢とともに陶隆房の「御老所」として出雲国「赤穴せとの山」を攻撃し、「平原」で越年、三月から富田城攻めに加わった<sup>(10)</sup>。しかし、この富田城攻めで再び尼子氏方となるのである。

命からがら退却した大内義隆は、天文十二年(一五四三)八月十八日付けで「吉川所帯」を毛利元就に与えた<sup>(11)</sup>。大内氏による吉川家没収・取り潰しである。これにより、毛利氏は大内氏陣営にいる限り合法的に吉川家を奪うことができることとなった。

しかし、この大内氏の処分にかかわらず、現実には吉川家は存在していたのであり、この危機的状況下においてどのように振る舞うかが、吉川氏の最大の課題であった。この処分を容認し泣き寝入りすることは滅亡に他ならないので、吉川氏として取るべき道は、このまま尼子氏陣営にとどまり敵対を続けるか、大内氏陣営に再び転じて処分撤回を求めるか、二つに一つであった。

当主興経を補佐・後見する「隠居」<sup>(12)</sup>の祖父国経が健在であった当初においては、毛利元就の妻（戒名成室妙玖）となっていた国経の娘（興経の叔母）を通じて毛利氏と協調し、毛利氏による吉川氏の吸収・併合を防ぎつつ、近い将来における処分撤回を求めていると思われる。そのため、毛利氏もすぐさま吉川氏の掌握には乗り出さなかったであろう。

しかし、天文十三年（一五四四）五月以前に国経が死去すると、興経は、毛利氏と決裂し尼子氏方の旗幟を鮮明にして、郡山合戦の戦後処理の一環で奪われた与谷城に替わる山県表侵攻の拠点として日山城を築き入城する。「隠居」の死により権力を一元化した興経は、大朝新荘と山県表との境目にある火野山に築城することによって、山県表で勢力が拮抗する毛利氏を攻撃する意思を表明したのである。

これを受け、毛利元就は、先の大内義隆宛行状を根拠として「吉川所帯」の実効支配に向けて乗り出したものと思われる。事前に陶隆房を通じて大内氏に伺い「同心」を得る<sup>(13)</sup>と、妻を通じて吉川氏親類衆で「役人」<sup>(14)</sup>の地位にあった吉川経世（国経の三男<sup>(15)</sup>。興経の叔父）と交渉したと思われる。程なく元就の妻は死亡する<sup>(16)</sup>が、吉川経世らは父国経の遺志を継ぎ、毛利氏との協調路線を進むべきとして反興経の立場を

取り、与谷城を拠点として毛利元就・成室妙玖夫妻の次男元春を擁立する。こうして吉川家中が分裂したのである<sup>(17)</sup>。

天文十五年（一五四六）頃に吉川家中が分裂していたことを示すのが、次の史料1である。

#### 史料1（吉川家文書四二三）

〔端裏書〕  
「天文十五

七月六日」

手日記

- 一 火野山わたし申候て、其まゝ二郎殿御座候て可然候事、付、や  
かて御帰など候て、其方此方合番衆候てハ、けんくわなど何  
も不可然候事、
- 一 彼山たゝかへハ、世上の沙汰にハ、吉河家をわたすと申候へ共、  
城をおひおろされたと申事、人めしち不可然事、
- 一 ゐんきよふん事、無御座候てハ無曲事、
- 一 彼時儀万相調候辻以、与谷之事和泉守進退之事早々可被仰付事  
申迄なく候へとも、御わすれ候てハとの申事、
- 一 御ゐんきよの在所、何かたと可申事候哉、相調候者、それへす  
くに治部少輔可罷事、在所ありた、
- 一 与谷在城分ゐんきよふんに可給事、是ハ城もたすのとき也、
- 一 寺原へ退衆、寺原より此方へ退衆、やうく帰事、  
是ハすみたる事なり、
- 一 興経若子、もりの二郎にあひすむ事、

一 二郎殿子とも出き候ハヽ、興経女子いてき候ハヽ、ゑんに申あ  
わせ候事、

内容は、次のとおりである。(箇条書きを順番に①～⑨とする。)

- ① 「火野山」を元春に渡してそのまま元春が在城するのがよい。やがて元春が吉田へ帰って「其方」「此方」が合い番を務めて喧嘩など起こるのはまずい。
- ② 火野山で戦いが起こると、世間では、興経が元春に「吉河家」を渡すといいながら、「城」を追い下ろされてしまったのだとの評判が立つてしまい、実にまずい。
- ③ 隠居分がないのはまずい。
- ④ これらの条件が全て調ったら、与谷城は森脇祐有が「進退」することとを、早々に(毛利氏から)お命じになること、言うまでもないことであるが、お忘れになってはいけないと申すこと。
- ⑤ 興経が隠居する在所はどこがよいと言うべきか。調整がいたら、そこへすぐに興経が向かうこと。有田はどうか。
- ⑥ 「与谷在城分」を「隠居分」として興経に与えてほしいこと。これは興経に与谷城を持たせる場合。
- ⑦ 寺原(与谷城)へ退いた衆・寺原から「此方」へ退いた衆は、それぞれ帰還すること。

既に調整済みの事項

- ⑧ 興経の若子の千法師は、元春と一緒に住むこと。
- ⑨ 元春に男子が、興経に女子が、それぞれ出生したら結婚させること。

⑦に「寺原へ退衆、寺原より此方へ退衆」とあるように、天文十五年(一五四六)七月段階に、吉川家中が「寺原」と「此方」へ分裂していることが知られる。「此方」とは、この文書の筆者が所属する集団で、①から分かるように日山城に籠城し、⑤・⑥で興経の隠居分や隠居城の要望を代弁していることから、興経与党のことである。史料2で後述するが、森脇祐有(和泉守)がこの代表と思われる。「寺原へ退衆」とは与谷城へ籠城した勢力のことで、①にあるとおりの元春が相続して日山に在城すると家中の分裂が収束して「其方此方合番衆」となることから、反興経派のことである<sup>(18)</sup>。

したがって、この文書は、興経とともに日山城に籠城した興経与党が、興経の政策に反対して与谷城に籠城した反興経派と協議・交渉するためにしたためた「手日記」(メモ)と言える。①によると、興経与党も元春が興経の跡を継承することを既に認めている。家中は分裂しているが、既に収束に向けて動き出していたのであった。

なお、①・②によると、興経が「火野山」の「城」を下り、「吉河家」を相続した元春がその「城」へ入るといことがうかがわれる。「火野山」を渡すことは「吉河家」を渡すことと同じ意味であり、既に日山城が本拠城であることは明らかである<sup>(19)</sup>。

興経与党と反興経派が協議・調整し、その結果、毛利氏に提示したと考えられるのが、次の史料2である。



史料2（吉川家文書四二二）

条々

- 一 二郎殿何時も御入城可為本望之事、渡申候てハ何と成共可被仰付事、
- 一 ゐんきよ所之事、下本地三百貫、後有田、上本地廿五貫、以上此前申事、
- 一 興経より前二和泉守下城之事、

以上

経世（花押）

七月十三日

与三右衛門尉殿  
（井上元景）

三郎右衛門尉殿  
（児玉就忠）

藤右衛門尉殿  
（栗屋元俊）

これは、吉川興経の叔父の経世が、毛利隆元の側近井上元景（後に元有）・元就の側近児玉就忠・元春の側近栗屋元俊の三名に宛てた文書である。一か条目で元春の日山在城と家中統制の依頼を行い、二か条目で興経の隠居所の希望、三か条目で興経の前に森脇祐有が日山から下城することを述べている。史料1の①が一か条目に、③・⑤・⑥が二か条目に、④が三か条目に姿を替えて毛利氏側に示されたのである。つまり、吉川家中の興経与党と反興経派の協議・調整の結果が史料2と推定されるのである。史料1の②に相当する箇条が史料2にないことは、吉川家中ではこのような沽券に関わる事項も本音で協議できるが、吉川・毛利という国衆間となると、たとえ重縁のある両家であっても文字にして示すこ

とが憚れたのではないかと考える。

従来、史料2は、天文十六年七月に交わされた毛利氏と吉川興経の起請文<sup>20</sup>に関連付けられたためか、『大日本古文書 吉川家文書』の編者によって年代が「天文十六年」に比定されてきた。しかし、その内容は上述のとおり史料1に対応しているものであり、年代は史料1の端裏書の年代に従うべきと思う。つまり、天文十五年（一五四六）七月六日に興経与党の案がまとめられ、これを基に反興経派との協議が進められ、一週間後の十三日に反興経派の吉川経世によって吉川氏としての意見がまとめられて毛利氏側に提案されたと考えられる。

次に、史料1で既に調整済みの事項とされた⑧・⑨について、史料2では全く触れられていないことや、史料1の④で興経・元春契約が万事調ったら与谷城を森脇祐有が「進退」するよう毛利氏から命じることの確実な履行を興経与党が求めていることから、天文十五年七月よりも前に吉川・毛利両氏間で興経・元春の契約についての協議が始まっており、その段階で既にこれら三つの事項については合意に達していたことがうかがわれる。

そして、前述したように、天文十五年七月段階には、興経与党・反興経派ともに興経の跡を元春が継承することについて合意していることが知られ、両者の争点は興経の隠居所をどこにするかということであった。興経与党が有田を望んだのに対し、反興経派は有田に隣接する下本地・上本地と後有田を提示したことから、当時有田を領有した吉川家中の勢力<sup>21</sup>が反興経派に属していたと思われる。

有田は、永正十二年（一五一五）に毛利・吉川両軍が攻略し、毛利興

元から吉川元経（興経の父）に与えられ<sup>(22)</sup>、以後吉川氏が領有していたと考えられる。下本地・上本地は、郡山合戦の戦後処理により、天文十一年（一五四二）以降は毛利氏勢力下に帰属した<sup>(23)</sup>。後有田も同様に、毛利氏領であった<sup>(24)</sup>。

これらのことから、興経与党が吉川氏領内での隠居所を提案したのに対し、反興経派は毛利氏領内での隠居所を提案し、両者で協議した結果、吉川氏としては毛利氏領内で要求することになったと考えられる。このことは、史料1の②の「吉河家をわたす」と言いながら「城をおひおろされた」との評判を、反興経派も「不可然事」と認識していたことを示すものである。反興経派は、吉川家を毛利元春に相続させることと引き換えに、「山県表」の毛利氏領の一部を興経の隠居所に割譲することを要望したのである。また、史料2の三か条目は、森脇祐有が単に日山から下城することを約束しただけでなく、これを示すことで史料1の④で毛利氏に履行を求めた与谷城受け取りの意思を示したといえるであろう。なお、興経当主期の行政的・統治権的支配に当たる吉川氏の「役人」は吉川経世と森脇祐有であった<sup>(25)</sup>。史料2の三か条目から森脇祐有が興経とともに日山城にいたことは明らかであり、史料2を発出した吉川経世が史料1の「寺原へ退衆」のリーダーであったと推定される。家中の分裂は、直臣団を代表する「役人」の森脇祐有が当主興経側に付き、親類衆を代表する「役人」の吉川経世が反興経派を牽引することにより明確化し、親類衆・直臣団が各自この両派のいずれかに分かれたと考えられるのである。

## 2 家中分裂の収束 — 「興経元春契諾」 —

ここでは、分裂した家中がどのようにして収束したのか、具体的には吉川興経と毛利元春との養子契約がどのように締結され、元春がどのように吉川家を継承していくのか明らかにしたい。

毛利元就の次男元春が吉川興経の「養子」となる契約の交渉は、反興経派と毛利氏との間では先述したように天文十四年（一五四五）から開始されていたが、興経（とその与党）と毛利氏との間では天文十五年（一五四六）に始まり、翌年二月十一日以前に内定していた<sup>(26)</sup>。しかし、肝心の興経の隠居所や隠居分は定まらないままであった。同年七月、毛利氏は、元春の新庄居住（日山入城）と興経の「愚領御出」（毛利氏領移住）を要求し、「御隠居分」として「所帯」を与えること、その「所帯」は「興経御一代之後」に「千法師殿」へ与えること、「防州」（大内氏）や「備後」（山名氏）に身柄を渡さないことを約束した起請文を興経に提出した<sup>(27)</sup>。

興経は、同十九日付けで、「元春契約」（元春の家督相続Ⅱ日山入城）と引き換えに「御領中居住」（毛利氏領移住）を約束し、「元春・隆元・元就」に対しいささかも「別儀悪心」を抱かないことを起請文で誓っている<sup>(28)</sup>。史料1・2のとおり、吉川氏側では、興経与党が興経の隠居所として山県郡内の有田を希望し、反興経派と調整した結果、有田周辺の下本地・上本地・後有田を毛利氏に要望した。おそらくその後の毛利氏との協議の中でも、下本地などをはじめとする山県郡内の毛利氏領で調整していたと思われる。毛利氏からの毛利氏領移住の提案を受けた吉

川氏側では、これら山県郡内の毛利氏領を想定し、その結果「御領中居住」を承諾したと思われる。

さらに、翌閏七月二十二日には、吉川経世・同経好（経世の長男）・今田経高（経世の次男）の三名が連署して、「興経元春契諾」が全て調ったことを慶び、この上は「元就様・隆元様・元春様」に対し少しも「別儀悪心」を抱かないことを起請文で誓っている<sup>(29)</sup>。毛利氏では、同二十五日付けで元春・隆元・元就が連署して、「興経元春御契約」が「御調法」により調ったことを感謝し、今後いささかも「別儀」のないことを誓う起請文を返信している<sup>(30)</sup>。

これら四通の起請文の交換によって、興経（とその与党勢力）及び反興経派を併せた吉川家中全体と毛利氏との間で、興経の養子として元春が吉川家を相続するという契約が正式に締結されたのであった。従来、これによって、興経が下城し毛利氏領深川（布川）に移ったと言われてきたが、それを裏付ける確実な史料はない。契約締結の段階ではまだ興経の隠居所は定まっていないから、興経の日山下城はあり得ないし、元春の日山入城も果たそうにも果たせないのが現実であった。

契約締結の三日後の閏七月二十八日、元春と父元就が連署して、朝枝残六（孫六カ）の「当給地」を安堵する「一行」が発出され<sup>(31)</sup>、以後年内に知行安堵・宛行の両名の連署状が三通確認される<sup>(32)</sup>。家臣に対して一行状を發して知行安堵・宛行を行うのは当主（家督）の権限である。契約締結を機に、元春は、父毛利元就のバックアップを受けて、吉川家政をスタートしたのであった。

翌天文十七年（一五四八）、元春は、家臣団を引き連れて大内氏による

備後国神辺攻撃に参戦すると、家臣に対し感状を發している<sup>(33)</sup>。また、大内氏に対して手負注文を提出し、義隆から軍忠を賞されている<sup>(34)</sup>。大名の軍勢催促に応じて家臣団を率いるとともに、家臣に対して感状を發給するのは当主（家督）の職権である。このように、元春は、宛行状・安堵状・感状といった判物を發給したり軍事指揮を行ったりして、内政と外交・軍事の実績を作り、吉川家相続の事実を家中の内外に示していたのである。

翌天文十八年（一五四九）三月、元春は弟の小早川隆景とともに父毛利元就に連れられて周防国山口を訪問し、五月まで滞在する<sup>(35)</sup>。元春の吉川家相続と隆景の竹原小早川家相続について、大内氏から承認を受けるためである。四月二十二日、元春は「吉川家督」を認められるとともに、吉川氏家督の官途である「治部少輔」の任官を推挙される<sup>(36)</sup>。このとき家督相続が承認されたのは、吉川氏の他に笠間氏・出羽氏があった<sup>(37)</sup>。いずれも安芸国・石見国に本拠を有する国衆である。大内氏によって取り潰された安芸国衆吉川家であったが、このとき「復活」を果たしたのである。

なお、この「復活」は、従来と同じ安芸国衆吉川氏の復活ではなかった。このことについては、「むすびにかえて」で述べる。

大内氏による吉川家没収という処分撤回を果たした吉川氏の次の課題は、平和的な本拠城の受け渡し、すなわち興経の日山下城と元春の日山入城である。先述したとおり、興経は天文十六年（一五四七）の「興経元春契諾」締結後も下城せず、約二年半にわたり日山城に居座っていたのである。

史料3 (吉川家文書四二九)

(前略)

就少輔次郎殿吉川契約之儀、御申之趣、具逐披露候、仍火山可被請取事、尤肝要候、然者暫時人数事、被仰請度之由候、從爰許被差上候者、可遅々候之間、笠井帯刀左衛門尉以下可登城之由申遣候、被得其心可被仰談候、委細常楽寺申候、恐々謹言、

九月九日

(小原) 隆言 (花押)

(青墨) 隆著 (花押)

(陶) 隆満 (花押)

毛利右馬頭殿  
御返報

この史料は、大内氏の奉行人三名が毛利元就からの要請に応え、「火山(日山城)を受け取るための「人数」として、「笠井帯刀左衛門尉以下」に登城を指令し、元就に彼らと相談するように伝えたものである。元春の吉川家相統が契約済みにもかかわらず、大内氏の軍勢の派遣を受けて日山城を受け取ろうとするのは、未だ元春が入城していないこと、すなわち興経が下城していないことを示している。前述のとおり元春の「吉川契約」は天文十六年(一五四七)閏七月頃に締結され、以後元春が家督としての実績を内外にアピールしていき、天文十八年(一五四九)四月に大内氏が元春の「吉川家督」を承認したのであった。家督の相統と本拠城の継承は同義<sup>38)</sup>であるから、元春の日山城受取のために大内氏が加勢するというのは、天文十八年四月の大内氏による家督相統承認後のことと思われ、この文書は天文十八年九月に書かれたと推定される。

毛利氏は、こうした大内氏とのやり取りも吉川氏側に提供して圧力をかけ、興経に下城を迫ったと思われる。そして、翌天文十九年(一五五〇)二月までに元春は「新庄」(日山)入城を果たす<sup>39)</sup>。したがって、天文十八年九月から翌年正月までの間に、興経は下城したのである。この間にどのような動きがあったのか、吉川経好という人物に注目して考えてみたい。

吉川経好は、吉川経世の長男であり、興経とは従弟の関係にある。弟の今田経高が「乙酉」(大永五年(一五二五))生まれ<sup>40)</sup>なので、経好はこれ以前の誕生である。ちなみに興経は、享祿四年(一五三一)正月頃に元服したと思われ<sup>41)</sup>、数え十五歳の元服とすれば永正十四年(一五一七)の誕生<sup>42)</sup>となることから、おそらく経好は興経よりも少し年下の従弟として共に成長したと考えられる。

史料4 (吉川家文書四三五)

謹言上仕候、抑忤存分申上、御意被下候、猶心底不致偽口才可申上候、殿様寄茂不被置御心、御意可被下候、縦親兄弟子候者二ても候へ、

元春様対於致筋目相違ハ、不可存同意候、此旨於偽者、日本国大小神祇、別当国巖島両明神、八幡大菩薩可罷蒙御罰者也、仍如件、

天文十八年

式部少輔

十二月七日

経好 (花押血判)

進上

栗屋藤右衛門尉殿

史料5 『萩藩閥閥録』巻一四〇〈市川三右衛門〉1ほか<sup>(43)</sup>

就其表元春可罷越之儀、存分之通以神文承候、对元春於別儀衆者、親兄弟成共不可有同心之旨承候、本望候、然上者大小事頼存候、經好無表裏候者、我等事一切不可有別心候、若此儀偽候者、日本国中大小神祇・八幡大菩薩・祇園牛頭天王・巖島両大明神可罷蒙御罰者也、仍状如件

天文十九

正月十二日

元春御判

元就御判

吉川式部少輔殿

史料4は、天文十八年（一五四九）十二月七日付けで吉川経好が粟屋元俊を通じて元春に提出した血判起請文である。この前日、父経世は粟屋元俊ら三名に対し手紙をしたため、毛利氏から「御書」により指示された内容に従うこと、「ちひやう」（持病）を患ったため「祇候」できないことを伝えている<sup>(44)</sup>。天文十三年（一五四四）の国経の死去以降、毛利氏との交渉・調整は経世が中心となつて行つてきたと思われるが、これ以降経好が父経世に代わつて行つたと考えられる。もちろん、経好は父経世に報告・相談はしていたと思われる。

経好は「忤存分」を申し上げて「御意」を頂戴したが、なおも本心を申し上げること、「殿様」からも心置きなく命じてほしいこと、たとえ「親兄弟子」であつても「元春様」に対し「筋目相違」を致す者には「同意」しないと述べ、元春を決して裏切らないことを誓う。そして、十二月十

八日に井上元有・児玉就忠・粟屋元俊に宛て、十日を過ぎても「殿様」より「御返事」がないので、先の「神文」の「御披露」を依頼し、「文言」が「悪敷候」わば書き直すとまで伝えている<sup>(45)</sup>。

これを受けて、翌天文十九年（一五五〇）正月十二日、元春が父毛利元就とともに経好に宛てたためた起請文が、史料5である。この中で、元春の「其表」移住（日山入城）についての経好の「存分」を記した「神文」を受け取つたこと、元春に対し「別儀」の衆は、たとえ「親兄弟」であつても「同心」しないということを承知したこと、「大小事」を頼むこと、「経好」に「表裏」なければ「我等」も一切「別心」ないことを誓う。こうして、吉川経好と毛利元就・元春父子との盟約が成立したのである。この起請文の交換によつて、史料4の経好の起請文の「忤存分」が元春の日山入城についてのことであつたことが知られる。そして、同年二月六日までに元春は「新庄御入部」を果たしているので、同年正月十二日から二月六日までの間に興経の日山下城と元春の日山入城が行われたとさらに絞り込むことができ、これに経好が関与したことは間違いない。

興経の死後、経好は「安芸之市川邑」へ「蟄居」し「市川経好」と名乗る<sup>(46)</sup>といわれているが、前述のとおり経好と毛利氏との盟約のもとに興経の下城、元春の日山入城が果たされたのであるから、「蟄居」はありえない。事実、市川経好は、天文二十一年（一五五二）七月の備後国志川滝山城攻撃に加わっている<sup>(47)</sup>。天文二十二年頃に行われた毛利氏の「具足さらへ」（動員力確定作業）<sup>(48)</sup>では、福原貞俊の百四十両、桂元澄の六十両、山中衆・和智元俊の五十両、志道元保の三十五両、粟屋

元真の三十二両に次ぐ二十五両を、長屋小次郎・内藤殿・坂広昌とも負担することとされている<sup>(49)</sup>。福原貞俊・桂元澄・志道元保・長屋小次郎・坂広昌は毛利氏の親類衆であり、山中衆もその可能性が高い<sup>(50)</sup>。粟屋元真は譜代家臣、内藤殿は中郡衆であり、和智元俊は国衆和智氏出身であろうか。

このように、市川経好は毛利氏の最有力の親類衆らに次いで、長屋氏・坂氏・内藤氏と同等の軍役を果たす存在として毛利氏家中に加わったのであり、その軍役は、経好が吉川氏家中において親類衆として果たしていた軍事力によって務められたと推定される。経好は毛利氏の命により大朝本莊大塚の平城<sup>(51)</sup>から毛利氏領の市川<sup>(52)</sup>へ自らの家臣団を引き連れて転居したと考えられる。史料4で、「殿様」からも心置きなく命じてほしいと述べ、元春を決して裏切らないと約束した経好にとって、毛利氏の命令に従わないという選択肢はなかった。

経好の転居の時期は、興経の死後ではなく、経好と毛利氏との盟約締結直後の蓋然性が高い。そして、経好の転居に合わせて、毛利氏は興経にも毛利氏領深川<sup>(53)</sup>への転出を指示したと思われる。既に天文十六年(一五四七)七月に興経は元春の吉川家相続と自らの毛利氏領移住を承諾していた。同十八年四月には大内氏も「吉川家督」を元春に安堵していたし、同九月には毛利氏による日山城の受取に大内軍も加勢することとなり、その情報は吉川氏側に提供されていたと推測される。興経にとっては、もう既に「外堀」をすっかり埋められていたのである。

そして、経好が自らの軍事力を維持したまま市川へ転出するのと同様に、興経も吉川氏の「隠居」としての軍事力を率いて深川へ転出するこ

とが認められたのではないかと思う。史料1の②で、興経が元春に「吉河家」を渡すといひながら「城」を追い下ろされてしまったのだとの評判が起こることを、吉川氏家中は恐れていた。前述したように、それを防ぐため、反興経派も毛利氏領での興経の隠居所を望んでいた。深川は吉川氏領から遠く離れた土地であるが、興経が前当主「隠居」として堂々と下城することを毛利氏から認められたのであれば、興経と興経与党、そして反興経派も、毛利氏の指示に従って深川転出を受け入れたと思われる。

こうして、吉川氏では、史料2のとおり森脇祐有がまず日山から下城し、代わって吉川経世・経好父子が入城したと思われる。次いで、経好は興経とともにそれぞれ軍勢を引き連れ下城して毛利氏領へ転出した。そして、元春が吉田から直臣団を引き連れて日山入城を果たしたのである。

日山入城後の二月十六日、元春は単独で吉田から召し連れた直臣団に対し知行を宛行う<sup>(54)</sup>。また、元春は三月三日付けで森脇祐有に対して史料5と同内容の起請文を提出する。これは史料4の吉川経好起請文と同内容の「神文」を森脇祐有から受けてのことであった<sup>(55)</sup>。これによって、森脇祐有と吉川元春(毛利氏)との盟約が締結されたのであった。

こうして元春と毛利氏は、興経与党のリーダー森脇祐有と反興経派のリーダー吉川経世の後継者吉川経好の両人と盟約を取り交わすこととなり、興経を孤立させることに成功した。そして、毛利氏は、井上衆を誅伐した天文十九年七月に続き、九月二十七日に興経を肅清したようである<sup>(56)</sup>。

経好は、この後「毛利氏の命をうけて吉田から派遣され山口在番の任に」当たり<sup>(57)</sup>、毛利氏の領国支配を支える。経好と毛利氏との盟約を踏まえるならば、経好は毛利氏の命令に服することで、毛利氏から自らの生存が保障されたのであり、それゆえ毛利氏は経好の忠節を試す狙いも込めて占領地である周防国山口へと派遣したのであろう。

経好の父経世は、興経下城・元春入城後の天文十九年四月、粟屋元俊に起請文を提出し、「総領」（元春）を重んじることを誓っている<sup>(58)</sup>。数年後のことであるが、経世は毛利氏に対し「愁訴」をしたようで、元就は「妙玖へ之御届」「妙玖へ之御志」として善処することを隆元に指示するとともに、森脇祐有も「是又忠之者」「此方へ忠儀之真中之者」と評して、その訴えに対し適切に対応する意向を示している<sup>(59)</sup>。

### むすびにかえて

以上二章にわたって、吉川興経の引退と毛利元春の吉川家相続について、その背景と経緯を時系列に従って見てきた。天文十二年（一五四三）八月、大内氏から「吉川所帯」が毛利元就に与えられ、事実上の吉川家没収・取り潰し処分を受けた吉川氏では、「隠居」の国経が毛利元就の妻となっていた娘（成室妙玖）を通じて処分撤回を目指した。翌天文十三年に国経が死去すると、吉川家中では、処分撤回という国経の遺志を継承する反興経派と、尼子氏方として敵対強化する興経与党とに分裂した。天文十五年頃両派とも吉川家存続のため、毛利元就夫妻の次男の元春に「吉河家をわたす」ことで合意し、両派で調整した結果、興経の隠居所

として毛利氏領内を割譲するよう毛利氏に要求した。天文十六年七月、毛利氏は元春の新庄居住と引き換えに興経の毛利氏領移住を求めるとともに、興経に「御隠居分」として「所帯」を遣わすことを約束した。興経とその与党は同月十九日に、反興経派も翌閏七月二十二日にこれに同意し、共に毛利氏に対し「別儀悪心」を抱かないことを誓った。こうして「興経元春契諾」が調い、以後元春は吉川家政と外交・軍事を行うことによつて吉川家相続の事実を内外に示していった。そして遂に、天文十八年四月大内氏から「吉川家督」が元春に安堵されたのであった。こうして大内氏によつて一度取り潰された安芸国衆吉川家が「復活」したのである。しかし、この「復活」は、従来と同じ安芸国衆吉川氏の復活ではなかった。最後にこのことについて触れ、結びに代えたい。

「吉川所帯」が大内義隆から毛利元就に与えられた天文十二年（一五四三）八月、元春は兄隆元から加冠されて「元」字を拝領する<sup>(60)</sup>。元春は隆元の家臣となったのである。

翌十三年十二月二十日には、元春は叔父の北就勝（元就の異母弟）と「契状」を交わしている<sup>(61)</sup>。就勝は「山手常楽寺」で「出家」していたが、国衆高橋氏滅亡後に元就が呼び寄せ「知行」を与えて「北殿」とした<sup>(62)</sup>。就勝の「知行」とは、国衆高橋氏の所領であった北（現在の安芸高田市美土里町北）のことである<sup>(63)</sup>。就勝は「実子不所持」なので「少知行」を「一期之後」に元春に譲ることを約し、「何事茂悉皆御扶持頼存」じた。一方、元春は、「御知行」の譲与を感謝するとともに、「如此申合候上者、悉皆共可致奉公候」と誓っている。

国衆同士が同年月日に同じ契約内容を起請文に記して交換するのは

「書違」と呼ばれ、室町初期から戦国時代に安芸・石見両国において盛んに用いられたことが、岸田裕之氏によって明らかにされている<sup>(64)</sup>。そして、「戦国時代の書違のキーワードは、「扶助」を得て「奉公」をやる、であり、「対等の関係の国衆二人がお互いに言い合っているのだから、縦の関係においてはではなく、横の関係でその意味をとらえなければならぬ」と指摘している。

就勝・元春間の「契状」は起請文言がないが、実子のない就勝が（生前も死後も）あらゆることに關して元春の「御扶持」を頼み、元春が「奉公」を致すことを誓い合ったものである。それを取り結ぶのが就勝の「知行」である。したがって、この二つの「契状」は就勝と元春が交わした養子縁組の「書違」であると位置付けられるであろう。こうして元春は、就勝の「知行」のみならず、高橋北氏を継承することになったのである。

そして、天文十六年に吉川家を相続し、同十八年に大内氏から「吉川家督」を承認されたことは上述のとおりである。

つまり、元春は隆元の臣下のまま親類衆の高橋北氏と国衆吉川氏の当主になったのである。天文十九年（一五五〇）正月、元春は日山に入城すると、年末には、毛利元就・隆元から下品地・今田・上品地・春木（いずれも現在の北広島町内）を宛行われ、「忤家中不殘可申付諸役等之事、全可被仰付候」と、毛利氏家中同様に諸役を負担するよう命じられている<sup>(65)</sup>。大内義隆が元春に安堵した吉川家は安芸国衆家には相違ないが、毛利元就・隆元・元春の父子間においては、吉川氏は毛利氏の家臣、より厳密に言えば、当主隆元に最も身近な親類衆であるとの認識であったと思われるのである。

中司健一氏は、志道通良が高橋口羽氏を継承したことは、芸石国人領主連合の中で、「高橋口羽氏という家が、さらには高橋氏という家が形成していた国人領主間の結びつき、そして持っていた情報を継承することを意味する<sup>(66)</sup>」という重要な指摘をしている。元春の高橋北氏の継承も、通良の高橋口羽氏襲家と同様であると思う。高橋氏は大内氏方の芸石国人領主連合の盟主の地位にあった。その高橋氏の一族である北氏は元春が相続したということは、元春が特に大内氏方の芸石国人領主の面々との関係・情報を継承したことを示しているのである。

また、元春は、本稿で検討したように、吉川氏の家督を相続する。吉川氏が歴史的に石見国衆と関係を形成・維持してきたことはよく知られている<sup>(67)</sup>。そして、室町期においては管領細川氏、戦国期においては尼子氏の陣営に属することが多かったため、反大内氏方の芸石国人領主と関係を取り結んでいたのがあった。

したがって、元春は、高橋北氏と吉川氏が歴史的に形成してきたネットワークと情報を継承したのであり、それは、地域大名大内氏に与する領主と反大内氏方の領主の両方、つまり全ての領主との関係・情報を獲得したことを意味するのである<sup>(68)</sup>。そして、この後、毛利氏が戦国大名化する、元春は毛利両川としてその一翼を担う。その機能を果たす上で、高橋北氏と吉川氏を継承し、安芸国・石見国における全ての諸領主層との関係・情報を獲得したことは、極めて重要であったのである。



【注】

- 1 瀬川秀雄『吉川元春』（富山房、一九四四年。後に一九八五年にマツノ書店から復刻）三七〜五一ページ。なお、大朝町『大朝町史 上巻』（一九七八年）第四章「中世の大朝町」（久枝秀夫氏執筆）は上記瀬川氏著書とほぼ同内容である。
- 2 河合正治『安芸毛利氏』（新人物往来社、一九八四年）一五三〜一五八ページ
- 3 千代田町役場編集・発行『千代田町史 通史編（上）』（二〇〇二年）二七六〜二八二ページ
- 4 前注3『千代田町史 通史編（上）』三四〇〜三四三ページ（木村信幸執筆）
- 5 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収「房頭覚書」一九
- 6 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収「房頭覚書」一九、吉川家文書別集五六一
- 7 吉川家文書三八六
- 8 毛利家文書二二一、『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』所収「厳島野坂文書」八四
- 9 吉川家文書三八七
- 10 吉川家文書別集五六一
- 11 毛利家文書二五九
- 12 「隠居」の定義については、木村信幸「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」『史学研究』第二二五号（一九九九年）を参照していただきたい。
- 13 吉川家文書二二五五・一二五七
- 14 「役人」の定義については、前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」を参照していただきたい。
- 15 系図では国経の三男とするが、次男の「経長」は史料では確認できない。
- 16 『広島県史 古代中世資料編Ⅰ』二二四九「江氏家譜」
- 17 以上の吉川家中分裂までの経緯は、前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」、同「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」『芸備地方史研究』第二二二号（二〇〇〇年）、同「永正末年から天文年間前半頃までの吉川氏と大内氏」『戦国遺文 月報3 大内氏編』第三卷（二〇一九年）を基にまとめた。
- 18 前注17木村「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」では、「其方」を毛利氏家臣団と理解していたが、反興経派の吉川氏家臣団と訂正する。
- 19 前注17木村「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」
- 20 吉川家文書四二五・四二四
- 21 元春が日山に入城した後の天文二十一年（一五五二）十一月の有田八幡宮社殿造立棟札（千代田町史 古代中世資料編二八〇）によると、有田の「代官朝枝加賀守経家」とあり、吉川氏親類衆の朝枝経家が反興経派であったと推定される。
- 22 毛利家文書二五一
- 23 木村信幸「安芸国人吉川氏の山県表占拠について」広島県教育委員会『中世遺跡調査研究報告第四集 史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』（二〇〇二年）
- 24 前注3『千代田町史 通史編（上）』三〇四ページ（河村昭一氏執筆）
- 25 前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」
- 26 吉川家文書四一八・四一九・四二〇
- 27 吉川家文書四二五

- 28 吉川家文書四二四
- 29 吉川家文書四二六
- 30 吉川家文書四二七
- 31 『広島県史 古代中世資料編V』所収「吉川家中并寺社文書」〈朝枝七兵衛家御書御感状御下字等写〉一
- 32 『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉九、同〈森脇純安〉三、吉川家文書別集三二九
- 33 『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉一〇、同〈森脇純安〉四、同「御書感状写」〈森脇七郎左衛門〉二
- 34 吉川家文書五〇七・五〇八。なお、大内氏としては、天文十二年（一五四三）に「吉川所帯」を毛利元就に与えているので、天文十七年の元春の軍事行動は、父元就の命令に従った軍事指揮官としての位置付けであり、吉川家督として認められたものではなかったと思われる。大内氏が元春の吉川家督を承認するのは、天文十八年のことである（後述）。
- 35 『山口県史 史料編 中世1』所収「元就公山口御下向之節饗応次第」
- 36 吉川家文書四三〇・四一〇・四三一。なお、元春が「治部少輔」を自称するのは、日山入城後である。後述するように、興経は、大内氏から元春が家督を承認され治部少輔に推挙されても、治部少輔を名乗って日山に在城し続けたのであった。
- 37 吉川家文書六〇六、萩藩閥録巻四三〈出羽源八〉81
- 38 木村信幸「吉川元春館の建設と石之村」広島県教育委員会編『中世遺跡調査研究報告第二集 吉川元春館跡の研究』（二〇〇一年）九ページを参照していただきたい。
- 39 吉川家文書四四二、『広島県史 古代中世資料編V』所収「御書感状写」〈森脇半兵衛〉二
- 40 『千代田町 古代中世資料編』三三〇「今田八幡宮社殿再建立棟札」
- 41 吉川家文書三八二、『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉四
- 42 前注1瀬川著書三七ページによると、天文十九年（一五五〇）の興経の死亡年齢には三十三歳（吉川氏譜）と四十二歳（文化御系図）の二説あるという。これに基づけば、誕生年は永正十五年（一五一八）又は永正六年（一五〇九）となる。享祿四年（一五三二）の元服時の年齢はそれぞれ十四歳・十二歳となり、後者では遅い感が否めない。
- 43 吉川家文書四三七、『萩藩閥録』巻三八〈市川七右衛門〉1・同巻一四〇〈市川三右衛門〉1
- 44 吉川家文書四三九
- 45 吉川家文書四三六
- 46 『萩藩閥録』巻一四〇〈市川三右衛門〉伝書
- 47 毛利家文書二九三
- 48 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九九八年）第二編第一章参照
- 49 毛利家文書六二三〜六二六
- 50 享祿五年（一五三二）の福原広俊以下家臣連署起請文（毛利家文書三九六）に、福原広俊・志道広良ら親類衆と並んで山中元孝の署名がある。なお、篠原達也「世羅郡山中郷の山中要害について」『広島県文化財ニュース』第一七八号（二〇〇三年）を参照した。

- 51 大朝本荘大塚の平城が吉川経好の本拠であったことは、木村信幸「宇都宮神社棟札と吉川元長」『広島の考古学と文化財保護―松下正司先生喜寿記念論集』（二〇一四年）四五四ページを参照していただきたい。
- 52 天文七年（一五三八）十一月、源元盛が市川の八幡宮宝殿を造立している（『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収「棟札」亀山神社一）。源元盛は、享祿五年（一五三二）の福原広俊以下家臣連署起請文（毛利家文書三九六）に目下から十三番目に署判する井上中務丞元盛のことと思われる。また、天文十九年（一五五〇）七月には、井上衆とともに「市川父子」も処刑されている（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「山口県文書館所蔵文書 譜録」（井上孫六景光）二）。以上のことから、天文十九年初頭の市川は、井上衆の勢力下にあったことが知られる。したがって、吉川経好が直接市川に転居することとは井上衆の抵抗もあると考えられるので困難であったと思われる。そこで、実際には興経とともに一旦深川に移住し、井上衆の誅伐後に市川に入部したのではないかと考える。毛利元就は、天文五年（一五三六）の「頭崎御弓矢」の前から井上衆の誅伐を企てていた（毛利家文書三九八）が、ついに実行することを決意し、その闕所地の一つである市川を経好に与えて吉川家中から離脱させ、毛利家中で活用することとしたのである。
- 53 当該期、深川は、毛利元就の直轄領「佐東」に含まれていた。岸田裕之『大名領国の経済構造』（岩波書店、二〇〇一年）第三章「毛利元就直轄領佐東の研究」を参照した。元就は、毛利領でも元就の直轄領内で興経を監視しようとしたのであった。
- 54 『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「吉川家中并寺社文書」（粟屋氏御書）1、同所収「藩中諸家古文書纂」（井上佐太夫）2・3、同（長和伊三郎）1、同（黒杭惣左衛門）1、吉川家文書別集七三四
- 55 『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「御書感状写」（森脇半兵衛）2
- 56 従来、天文十六年（一五四七）に比定されてきた八月十七日付け毛利元就宛て吉川興経自筆書状（吉川家文書四二八）は、天文十九年七月の井上衆誅伐後、経好が市川へ転居して孤立した興経が、身の危険を感じてしたためたのではないか。
- また、興経肅清に関する確実な史料を確認していないが、天正十年（一五八二）と推定される吉川元長自筆書状（吉川家文書別集二二〇・八四）によると、九月二十七日に「安叟」「常仙」を「居士号」とされる人物の法要が「常仙寺」で催されることが知られる。興経の戒名は「桃源院安叟常仙大居士」であることから、興経が同日に死去したと推定される。なお、天正十年は興経の三十三回忌に当たる。
- 57 松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」藤木久志編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九八四年）
- 58 吉川家文書四三八
- 59 毛利家文書四二二・四二三
- 60 吉川家文書四〇九
- 61 吉川家文書四一六・四一七
- 62 岸田裕之『大名領国の構成的展開』（吉川弘文館、一九八三年）第三編第六章（四二三頁）参照。
- 63 この北就勝の「知行」は、就勝死後にこの契約どおり元春が相続し、天正三年（一五七五）に「百貫地」が元春次男の仁保元棟に毛利輝元から宛行われた（『山口県史 史料編 中世3』所収「阿川毛利家文書」一一）が、天正

八年（一五八〇）に至っても元春の権益が存在した（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「藩中諸家古文書纂」（小野半太夫）1）。

64 岸田裕之『大名領国の政治と意識』（吉川弘文館、二〇一一年）第一編第二章（八二ページ）

65 吉川家文書四四六

66 中司健一「毛利氏「御四人」の役割とその意義」『史学研究』第二四五号（二〇〇四年）。

67 前注62岸田著書第三編第六章（四三四〜四四二頁）。

68 同様のことは、隆景の小早川家相続についても言える。中司氏は前注66論文の中で、「小早川隆景の場合は竹原・沼田両小早川家を相続したことにより、応仁の乱以来の、山陽の東軍側・西軍側の両勢力が形成していた結びつきを継承したと考えられる」と述べている。沼田小早川氏は室町幕府・管領細川氏と、竹原小早川氏は地域大名大内氏と、それぞれ良好な関係を維持し、それぞれの陣営に属することが多かったことはよく知られている。隆景が両小早川家を相続したことにより、幕府・細川方と大内方の両方の領主層とのネットワーク・情報を継承したのである。

# 研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について ～「松前えそ図」と「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～

久下 実

## はじめに

令和元年十月、質量ともに国内最大級の古地図を中心とした個人コレクションである「守屋壽コレクション」が広島県立歴史博物館に寄贈された。同コレクションは、平成二十六年に同館に寄託されて以降、二十八年、三十年度と追加で寄託があり、当館では寄託を記念して企画展をそれぞれ開催し、多くの来館者があった。

このコレクションには、松浦静山旧蔵の「日本輿地図」（「享保の日本図」、平成二十六年寄託）、正保二年の「万国総図」の対幅（平成二十八年寄託）、「日本扶桑国之図」（平成三十年寄託）など、寄託を受ける度に、新たな発見が注目を集めた希有なコレクションである。

そして、本稿でその中から、いわゆる「文化元年東日本伊能小図」の写本である「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を取り上げる。本資料は平成三十年に寄託されたものの一つで、同年四月に同館で記者発表を行い、続いて企画展「初公開！ 世界を驚かせた日本人の地図づくり」で初公開されたものである。

また、本稿では、当館が所蔵する重要文化財「菅茶山関係資料」にも同時期の蝦夷地（北海道）の地図である「松前えそ図」も取り上げる。

これら二点の地図資料は、来歴などは全く異なるものの、内容を比較するといくつかの共通点がある。そこで、両資料の特徴を明らかにした上で、具体的に比較検討を試みたい。

本稿の目的は、次の三点である。まずは、菅茶山関係資料所収の「松前えそ図」についての再評価である。この資料については、過去に当館での展示会で何度か紹介<sup>①</sup>されており、平成二十五年に拙稿「黄葉夕陽文庫「松前えそ図」について」で詳細に報告している。しかし、その後、拙稿に対する反論を受けて、再検討した結果、修正を行った部分もあり、その点について報告する。

次に、守屋壽コレクション所収の「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」について、その特徴を改めて確認し、伊能忠敬の実働期における伊能図の伝播について、事例を紹介することである。これまでこのような伊能図の存在が知られていなかったこともあり、先行的な研究はほとんど見られないが、菅茶山関係資料の「松前えそ図」と比較することで、若干の考察を試みたい。

一 「松前えそ図」について

(1) 絵図の概要と来歴の再評価

本図は、重要文化財菅茶山関係資料のうち指定番号が絵図40（写真1・黄葉夕陽文庫F11-91）である。なお、同資料群中に本図と同名の別の写本が存在する（絵図41「F11-91-2」）が、注記などの情報量が本図の方が多く、別図には本図以上の情報がないことから、本稿では前者（絵図40）の「松前えそ図」のみを扱う。

前稿では、この図が近藤重蔵系の北方図であること、類例が北海道大学に所蔵され、文化年間の作成と評価されていることを紹介した。その一方で、本図には茶山の筆とみられる端裏書（写真2）があり「此図もと鯨取又左衛門へ公儀より被下候 又左衛門 えそへ鯨取に参候節之事と云」と記されることから、本図が寛政十二年（一八〇〇）の幕府による択捉の捕鯨調査と関わりがあると茶山が認識していたことに言及した。前稿において筆者は、これを含む本図の注記の情報は、茶山が原図を入手した際に同時に入手した情報と考えられると推測し、原図の提供者を茶山とも交流があった近藤重蔵と推測した。

この点について、その後、北方図の研究者高木崇世氏から、「松前えそ図」にはノサップ岬が明確に描かれている点を根拠に、文化年間以降の図で、享和より早い段階には存在し得ない図である旨の御指摘を受けた。また、広島県立歴史博物館で菅茶山関係資料を担当している岡野将士主任学芸員からは、菅茶山の日記の文化五年（一八〇八）四月二十四日の記述に「仮谷東平蝦夷図」、同年六月八日には「東平来宿還蝦夷図」<sup>②</sup>とあり、この日記中の「蝦夷図」が本図に当たるのではないかと、この御教示を受けた。ただし、「仮」には「借り

る」と「貸す」の両方の意味があり、この場合どちらなのかというのは、日記の記述だけでは特定が難しい<sup>③</sup>。茶山が借りたのであれば、茶山は文化五年に「松前えそ図」を入手したことになる。一方で茶山が東平に貸したのであれば、別の人物から入手したこととなるので、茶山は文化五年までに「松前えそ図」を入手していたこととなるため、別の経路で入手したことになる。いずれにしても、「松前えそ図」を谷東平と菅茶山との間で貸借していた可能性は十分にあると考えられる。なお、谷東平については次節で述べたい。

ところで、この図の端裏書の、択捉での捕鯨調査に関わる地図という記述内容については、高木氏の御指摘の年代観と矛盾をするが、記述内容の真偽はともかくとして、少なくとも茶山がそのように認識していた（この蝦夷図をそのように認識した者がいて、茶山にその情報を伝えた）と考えられることは、押さえておきたい。あわせて、これまで本図の類例として北海道大学に所蔵されている「蝦夷新図」の年代について先行研究では文化年間とされている<sup>④</sup>が、遅くとも文化五年の四月段階にこの系統の地図が地方に伝播していることを考慮に入れれば、遅くとも文化三〜四年頃までには成立していたと考えられる点も指摘しておきたい。

さて、ここで、択捉島付近で行われた捕鯨調査について、概略を紹介しておく。幕府は、南下政策を進めるロシアに対応するため、蝦夷地など北方の防備を充実させる必要に迫られていた。一方で、寛政年間以降、この地を調査し、北海道の東部や北方四島近海に鯨が棲息しているのを確認した幕府は、捕鯨の漁師たちをこの地に定住させた上で有事には防備に当たらせる、いわば屯田兵のような役割を担わせられないか、検討した。そのための現地調査が行われたのが先述の寛政十二年で、この時、当時九州で盛んだった捕鯨の中心的存在

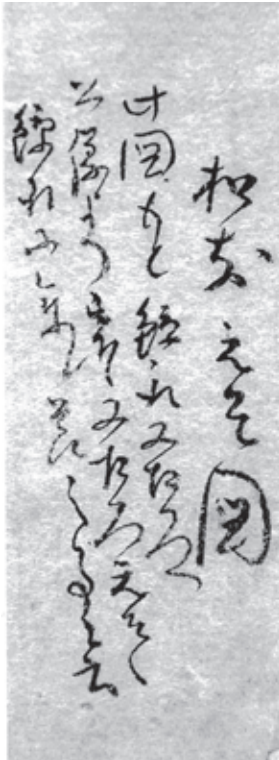


写真2 「松前えそ図」の  
端裏書



写真1 「松前えそ図」(重要文化財菅茶山関係資料 絵図-40)



写真3  
「文化改正 拾遺日本北  
地全図」(守屋壽コレクシ  
ョン 当館蔵)

であった平戸藩生月島の捕鯨集団の指導者益富又左衛門が、幕府の役人達とともに現地の見分を行った。結果は、捕鯨集団の生活が成り立つほどのものにはならないとの判断が下され、捕鯨集団の移住計画は頓挫した。

翻って「松前蝦夷図」の端裏書には淡々とした事実のみが書かれるが、それはただ平戸の鯨漁師が北の果てに見分に赴いたという「物珍しい話」というのではなく、この背景にはロシアの南下に対する幕府の危機意識があった、ということも普茶山も理解した上でこの地図や蝦夷地に関心を寄せていたことは想像に難くない。

ところで、現代に暮らす私たちが「松前えそ図」を見た時、多くの人が無意識のうちに北海道の地図であることを認識するだろう。しかし、文化年間當時において、蝦夷地（北海道本島）の外形がこのような形であるとの認識を持っていた人はごくわずかであったと考えられる。実際のところ蝦夷地や江戸からも遠く離れた西国の福山藩領に、このような外形の「蝦夷地」の地図がもたらされたのは、この図が初例であった可能性すらある。

実際に、十九世紀初頭の段階では、北海道本島の図形について、幕府などの蝦夷地政策に関わるごく一部の関係者を除いて（やや大げさに言えば）世界中のほとんど誰も知り得なかった情報であったと推測される。ちなみに松前藩が十八世紀末に作成した地図は、茶山の蝦夷図とほぼ同時期の文化年間に印刷され商業出版されたが（写真3）、一見して分かる通り形は扁平で方角の精度は高くない。その後も、同様の扁平な北海道本島の図形は様々な形で流布しており、これが市井に流布していた「蝦夷地」の外形のイメージであった。いくら普茶山が全国各地の学者とのネットワークを持っているとはいえ、地方に暮らす一介の藩儒の下に「松前えそ図」のような当時最新の測量図が所蔵されてい

たことについては、もっと注目されてよいように思われる<sup>⑤</sup>。

そのような文脈で「松前えそ図」を捉えた時、茶山が写本を二鋪作成していたことは、茶山自身、本図を重視していたことの表われとも解釈ができるのではなからうか<sup>⑥</sup>。

## （2）谷東平について

ところで、茶山と「蝦夷図」を貸借したと推測される谷東平とはどのような人物なのだろうか。彼は、安永三年（一七七四）生まれの備中の測量家、上方や江戸で測量、算術を修めたことが知られている。上方では麻田剛立らに師事していた。その後、江戸で伊能忠敬に天文学や測量を学んだという。伊能測量隊が備中を測量調査に訪れた際、東平も一緒に測量を行ったというが、それも自然な流れであっただろう。

そして、文化年間の初め頃には帰郷していたようだ。算術や測量の著作も遺しており、郷里で塾を主宰し後進を育てた。独自に備中国の測量図も製作したと言われる。文政七年（一八二四）に五〇歳でその生涯を終えた。

茶山との関わりを見ると、彼の日記にはしばしば谷東平の名前が見え、継続的に交流があったことが窺える。現在確認できる中では、茶山の日記に最初に登場するのが文化三年（一八〇六）七月二十五日、「谷東平恵東国名勝図」、同九年（一八一二）二月十六日には「東平来還備後図」とある。東平は「蝦夷図」のほかにも茶山に地図資料や天文書を提供したり、貸し借りしたりしていたことが分かる。ちなみに、東平の号「以燕<sup>もちすけ</sup>」は茶山が名付けたものであった。

また、谷東平は、備後国箱田村の庄屋を務めた細川家ともつながりが深かつ



た。文化四年に伊能忠敬が福山に立ち寄った際に、同家子息が伊能忠敬の門下に入り（この人物は後に箱田良助を名乗る）、文化六年（一八〇九）に伊能忠敬の測量旅行の一員となるに当たって誓約書を提出したが、その後見人に、実父とともに谷東平が連署している<sup>②</sup>。

伊能忠敬に箱田良介を紹介したのは谷東平と推定され、伊能忠敬の谷東平に対する信頼の様子も推しはかることができる。

谷東平は、伊能忠敬とも親交があり、麻田剛立の門下でもあったので、江戸や上方で活動する中で、当時の著名な測量家たちとの交流を持っていたことは想像に難くない。そして、そのような中で谷東平は近藤重蔵系の「蝦夷図」を入手できる立場であったのかもしれない。

## 二 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」について

### (1) 資料の基本情報と来歴

本資料は、豊物の地図は展開すると不定形（写真4 a）で、最大長二四四センチメートル、最大幅二〇六センチメートルを計る。

地図の端書には文化四年（一八〇七）五月二十三日から六月二日に「澁華井」が筆写した旨が記される。幹華井は、越後高田藩の中老を務めた鈴木甘井の号で、本図がこの人物によって写されたことが分かる。

本図が守屋壽コレクションに所収される以前のこととは詳らかではないが、わずかに昭和十年代に、東京で公開されていたことが知られている<sup>③</sup>。

### (2) 「文化元年東日本小図」と筆写した人物

では、この鈴木甘井とはどのような人物であったのだろうか。『上越市史』と『高田市史』等によって概観したい。

この人物は越後高田藩の鈴木弥市右衛門で、延享元年（一七四四）に生まれている。田沼時代に藩の江戸詰の中老として、積極的な殖産興業策を講じ、藩の財政再建に貢献したとされる。しかしながら、寛政期以降、田沼時代の風潮が退けられる中で、反対勢力によって処分を受け隠居したという。

彼は、江戸詰時代から、茶道、有職故実、本草等の芸事・学問に秀でた好学の士として知られていた人物で、多くの文化人とも交流があったという。

とりわけ俳諧には秀でていたようで、高田藩の俳諧を牽引する存在であったようだ。「澁花井」（「澁華井」）は、基本的に俳句の号であったらしい。文化九年（一八一二）に亡くなるが、その直前に、自らの蔵書を藩に寄贈した。

現在、地元にも彼の著述や記録などはほとんど残されておらず、実像が不明な点が多い人物とされている。彼と伊能忠敬の交流の有無も不明であるが、伊能忠敬が測量のために越後高田に入ったのが享和元年（一八〇二）で、この時一行が宿泊した宿は、鈴木甘井の屋敷と比較的近い場所であった。あるいは面識があったかも知れないが、茶山と忠敬に見られる親交があったという事実を伝える史料は確認できない。

ちなみに、甘井が高田藩に寄贈した書物の多くは散逸しているようだが、一部現存し地元伝わっている。その中には絵図類も数点あるものの、城の絵図や街道の絵図で、本図のような広域の地図は伝わっていない。



文化四年丁卯六月四日領事官...  
 三十四度  
 伊能嘉矩

写真4b

写真4a 「從尾張国至蝦夷北極出地度量図」(守屋壽コレクション 当館蔵)



写真4c

地圖合印  
 □ 國名 □ 郡名  
 ○ 城下 ○ 陣屋 ○ 町 ○ 郡及  
 △ 山寺 △ 津湖 △ 道路 △ 戸神祠  
 ▲ 方位 ▲ 極度測地 ▲ 山岳 ▲ 海川  
 ● 砂濱 ● 田畑  
 〇 凡 ● 凡  
 文化元年甲子八月  
 伊能嘉矩謹圖

写真5b

從尾張國至蝦夷北極出地度量圖説

写真5a 「從尾張国至蝦夷北極出地度量図説」(守屋壽コレクション 当館蔵)

研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について  
 ～「松前えそ図」と「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～（久下）

	平面形	年代	所蔵先	備考（《内題・外題等》）
1	不定形	文化元年 (1804)頃	個人	伊能忠敬作成。伊能家に伝わった副本
2	長方形	同上	国文学研究資料館	伊能忠敬作成。旧津軽家伝来の副本
3	長方形	同上	国立国会図書館	伊能忠敬作成。 堀田撰津守（忠敬測量時の若年寄）旧蔵 《日本沿海分間図官撰東国完》
4	長方形	不明	神戸市立博物館	佐野常民旧蔵
5	長方形	不明	国立国会図書館	勘定奉行中川忠英旧蔵。文化4年に蝦夷地派遣。 《日本沿海分間図官撰東国完》
6	長方形	不明	名古屋市蓬左文庫	尾張藩士大道寺家用人水野正信筆写 《大日本沿海里程測量図》
7	長方形	嘉永元年 (1848)	前田尊経閣文庫	加賀藩士藤井三郎が筆写
8	長方形	不明	早稲田大学図書館	旗本久須美家旧蔵
9	長方形	文政12年 (1839)	古河歴史博物館	鷹見泉石関係資料（国重文）。鷹見泉石筆写
10	長方形	幕末期	長崎歴史文化博物館	峰源助筆写，安政期頃か
11	長方形	不明	那谷寺（石川県）	
12	長方形	不明	宮内庁書陵部	
13	長方形	不明	太鼓谷稲荷神社（島根県）	1/2の縮小図。
14	長方形	不明	国立公文書館	同上
15	不定形	文化4年 (1807)	広島県立歴史博物館 守屋壽コレクション	越後高田藩の鈴木甘井筆写。 《従尾張国至蝦夷北極出地度量図》

※1-3は焼失した原本に近い資料。4-12・15はその他の写本。13・14は縮小図。  
 鈴木純子「伊能図の内容と構成（『伊能図大全』河出出版）をもとに作成

表1 文化元年東日本伊能小図の類例一覧(縮小図を含む)

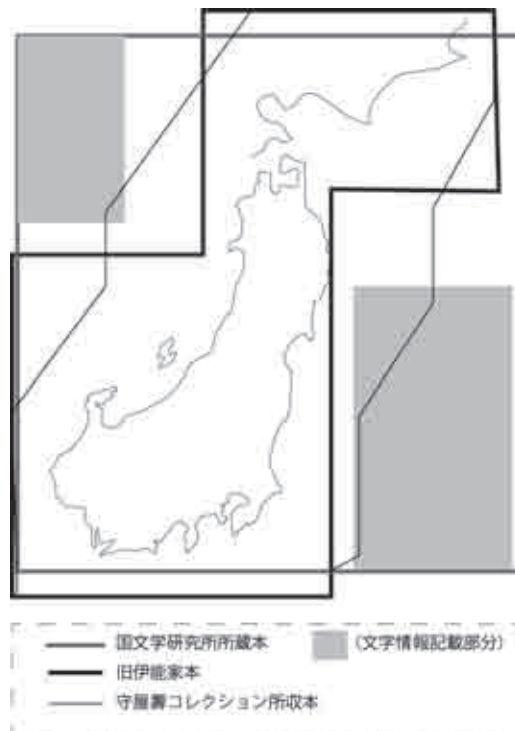


図1  
 文化元年東日本伊能小図の展開時  
 の平面形比較

### (3) 地図と本資料の特徴と類例との比較から

本資料は、文化元年東日本小図と呼ばれる伊能図の写本である。文化元年東日本図は、伊能忠敬が、まだ幕府の直轄事業ではない第一次～四次調査の成果をまとめて地図化したもので、幕府に上呈され、高い評価を受けた。この結果伊能忠敬は全国の測量調査と地図製作が幕府に認められ、以後の調査と日本全図の作成を幕府の直轄事業として行うこととなった。文化元年東日本図は伊能忠敬にとつても文字通り画期的な成果であった。また、この伊能図には縮尺により、大図・中図・小図があったことが知られており、本資料はそのうちの小図で縮尺は三分一里(約四三二、〇〇〇分の一)である。

では、本資料について、資料名、形状、針孔、端書の四つの観点で、類例等と比較して、その特徴を確認する。なお、鈴木純子氏によれば、文化元年東日本小図の写本等の類例は、表①のとおりである。

#### ① 資料名

本資料には表紙が付いており、そこには外題(従尾張国至蝦夷北極出地度量図)が記された題簽が貼られている。尾張国から蝦夷地に至る北極出地(＝緯度)の実測図、といった意味である。一方で表①に示した他の類例については、筆者が実見できておらず、内題や外題などを確認できていないが、「沿海地図」と表記されているものが多い。No.2・4は「日本沿海分間図官撰東国完」とあり、文化元年の伊能図はこういった名称の図として知られていた。これらと比較しても、本資料の名称が独特であることが分かる。ただし、この点について、国宝伊能忠敬関係資料には、伊能忠敬が残した地図関係の資料に「従◇◇至△△北極出地度量図」という名称のものが一定数あり<sup>9)</sup>、本資料のネーミングは、これらと同様であることから、伊能忠敬の地図らしいものと言えるかも知

れない。

#### ② 形状

本資料は、先述のように、表紙付きの畳物であるが、展開すると不定形のプランを呈する。一方で表①に示した現在知られている類例はほとんどが長方形のプランであり、不定形を呈するのは伊能家の控え図とみられる現在個人蔵の図(以下、「旧伊能家本」という)のみである(図1)。このことには注目をしておきたい<sup>(10)</sup>。

また、本資料には、識語・跋文・測量データ・凡例などの文字情報を収録した折本装の「従尾張国至蝦夷北極出地度量図説」が伴う。このことも本資料の大きな特色である。他の類例では、これらの文字情報は罫紙(地図の余白部分)に書かれている。ただ一点、旧伊能家本のみ、これらのデータが図中に記載されていない。この点でも、本資料の特徴と一致している<sup>(11)</sup>。

幕府に提出された東日本伊能小図は、その後焼失したため、実物が残っており、その形状は明らかでないが、例えば表①のNo.2・3は、伊能忠敬が製作したもので、幕府に提出した図の複製として作成したものと解釈されており、その他の類例がいずれも同様の特徴をもつ(長方形のプランで、罫紙に文字情報を伴うスタイル)ことも、これらがいずれもこの系統の写本と考えると説明が付く。これらを仮に「幕府上呈図系」と呼ぶことにする。一方で、本資料と旧伊能家本はこれまで見てきた特徴から「幕府上呈図系」とは異なる別の系統に分類できそうである。そこでこのグループを「伊能家本系」と仮に呼ぶこととする。

#### ③ 針孔

伊能忠敬が作成した系統の地図を一般に「伊能図」と呼ぶが、これらは大ま

かに、伊能忠敬が作成した原本(下図を含む)、伊能忠敬が依頼を受けて作成した複製、第三者が筆写した写本に分類できる。

このうち、伊能忠敬が作成に関わった地図は、図中に作成時の痕跡として小さな針孔があることが明らかにされている<sup>(註)</sup>。一方、針孔のない伊能図の写本は、図の精緻さにおいて、伊能図が本来備えている細やかさを必ずしも反映できていないものと見なされている。

実際、本資料には針孔がない。旧伊能家本と本図の海岸線の描線を比較すると、本資料では海岸線など屈曲した描線が単純化されており、いわゆる甘い線となっている。

ところで、針孔のある伊能図の写本は、忠敬が作成に関わった可能性が高いことから、伊能図を研究・評価する上でこの針孔の有無が、写本としての資料を評価する際の重要な情報の一つと見なされてきたが、それを踏まえて本資料には「針孔がない」ことを特徴の一つとしてあげておきたい。

#### ④ 端書

先述の通り、本図には筆写した人物によるとみられる端書があり、「原本此印不見」と記されている(写真4b)。

表①でも示したように、本資料は、年代が確定できる東日本伊能小図の写本のうち、現在確認されている最も古い事例である。伊能忠敬が原図を完成させたのが文化元年七月なので、わずか三年足らずで写されていたことが分かる。

また、本資料の図中および図説(別帖)に記載の凡例の部分には、筆写した際に鈴木甘井の補足とみられる小さな注記が確認できる。そこには「原本此印不見」という記載がある(写真5b)。凡例に印がある以上、本来は図中に示されているべき記号が、鈴木甘井が入手した「原本」には、図中に見当たらない

ことを書き留めたものとみられる。この写本を閲覧する際の注意書きであると同時に「原本」の記載漏れを指摘した形にもなっている。

ところで、本資料と「旧伊能家本」が、題名や形状から、本図資料が他の「幕府上呈図系」とは異なる「伊能家本系」の系統に位置づけられる可能性についてはすでに触れたとおりだが、では、両者に何らかの関係性は見出せるのだろうか。甘井が「此印不見」とした箇所を「旧伊能家本」の図中の内容を確認すると、当然ながら、いずれもデータが漏れなく記され、凡例の記号は図中に全て使用されている。これは、甘井が入手した「原本」が、「旧伊能家本」でなかったこと、すなわち鈴木甘井筆写の伊能小図は、「旧伊能家本」の孫図(二次的な写本)またはその次以降の写本であったことを示す。

本図の存在が明らかになるまで「旧伊能家本」の系統の写本は確認されおらず、「旧伊能家本」が写されていたことも想定されていなかった。今後、このような事例が発見される可能性もあるかもしれないが、本図が初例であることを鑑みてもこのような写本は、ごくわずしか作成されなかったと考えるべきかもしれない。甘井が入手した「原図」は希少なものであったと思われるが、その写本を、特に伊能忠敬と親密な交流があったとは考えられない越後在住の知識人が筆写し所蔵していたという事実は、興味深い。

本図は、文化元年に伊能忠敬が作成した東日本伊能図の写本であるが、単に年代が確定する最も古い事例というだけでなく、これまで知られているうちで唯一の「旧伊能家本」の系統の写本と考えられる資料であることが明らかとなり、その点でも貴重である。

### 三 両図の比較検討を通して

ここまで、二つの北方図の概略と特徴を紹介してきた。そこで、この両者を比較検討し、とりわけ、両者の共通点を抽出することで、ここから読み取れる十九世紀初めにおける地図の地方への伝播について、若干の考察を試みる。両図の共通点としてあげられるのが、ともに幕府系の北方図という点である。また、筆写年代が文化五年頃までと、時期が近いのも共通点と言えよう。そのほか、筆写・所蔵者が、地方に住む半ば在野の知識人であることや、両図とも針孔がない写本である点も共通点する。これらについて、順に検討していきたい。

まず、「松前えそ図」も「東日本伊能小図」も、元々の原図は民間や藩のレベルで作成したのではなく、幕府が製作に深く関与した地図である。「松前えそ図」は、寛政期から享和、文化初年頃に、幕府が、ロシアの南下政策への対応に迫られる中、蝦夷地の調査を実施し、沿岸測量を行って作成した地図の一つである。その意味で、茶山が裏書きした「蝦夷地での調査に使用した地図」というのは、情報の真偽の検証は必要となるものの時代状況を鑑みれば一定の説得力はあると言える。

「東日本伊能小図」に描かれる蝦夷地は、寛政十二年の伊能忠敬の第一次調査で行った蝦夷地の太平洋側の地形のみであるが、伊能忠敬が蝦夷地の地形を測量したのも、幕府が蝦夷地経営という課題を抱えていたからこそであった。

また、このような作成の動機に幕府が関与している地図、且つ蝦夷地という当時ほとんど未知の土地の地図を、作成から数年以内という情報の「鮮度」が高い時期に外部に伝播していることは、とても興味深い。

次に、筆写の時期について注目したい。両図の筆写時期、すなわち文化四五年といえは、文化二年三月に半年間の軟禁を経てレザノフに長崎からの退去を命じ、翌三年九月、四年五月にいわゆる文化露寇事件（フヴォストフ事件）が発生するなど、ロシアとの対立や沿岸防備などに関心が高まっていた時期であった。その時期に、精度の高い地図が、地方に流布し写本が作成・所蔵されていた事例が複数あることは、単なる偶然か、当時のあり様をある程度反映したのか、現段階では判断材料に欠けるが、このタイミングでの北方図の地方伝播には注目したい。

これまで見てきたとおり、伊能忠敬の門下生でもあった谷東平は、茶山と親交があり地図資料や天文書などを貸借していた。東平は、その経歴からも茶山の他にも文人や測量家と様々なコネクションを持っていたはずで、蝦夷地の地図を始め、貴重な地図を入手し筆写したのだろう。仮に「松前えそ図」を東平が入手し、茶山に貸したとすれば、東平がそのようなネットワークを持っていたことになる。一方の「東日本伊能小図」については、甘井が誰から入手したのか具体的な候補も見当たらないが、これまでの検討の中で、伊能忠敬に近く「旧伊能家本」を写すことができた人物を想定したい。

茶山も甘井も、藩や幕府など公的な手続きを経てこれらの北方図を入手したわけではなく、伊能忠敬など幕府の調査事業に関わった人物とつながりがある者を経由して入手したことが窺える点でも共通している。言わば知識人達の「ネットワーク」が機能して、通常なら所持するどころか閲覧することもできないような幕府系の地図が地方に伝播したということであろう<sup>15)</sup>。

菅茶山は福山藩の藩儒であるが、非常勤であり、そもそもは在野の学者・教育者であった。鈴木甘井もかつては江戸詰の中老として、藩政の一翼を担って

いたが、寛政期以降、隠居を余儀なくされ城下で塾を主催するなど、藩府とは一定の距離を置いていたと考えられている。ともに地域を代表する知識人の一人であったが、彼らの下に幕府系の北方図が非公式なルートでもたらされ写本として伝存しているという点については、当時の知識人たちの対外関係に対する関心の高さを示す一例と捉えたい。

現段階では対露関係の事件などに関して、この二人の知識人が考えを示したような記録は確認できていないが、西洋の船が日本列島周辺に出没し始めるなど、変化しつつある時代状況の中で、北方や西洋諸国の動向などについて関心を高めていたと考えられる。

最後に、針孔がないという共通点について検討しておきたい。

地図を筆写するには、いくつか方法があることが知られている。針孔を穿って作成された複製では、図形はより正確に写し取られ、描線もシャープに描くことが可能である。その一方で、上から重ねての敷き写しや、左右に並べての模写であれば、図形や描線も正確さを欠き、地図としての精度は下がってしまう。

地図は、そもそもそこにある情報（描線や地名などの情報、凡例、彩色など）に価値が置かれるものであるので、例えば、針孔があるものは、原図をより正確に写し取られた図であると見なされる点で資料的な価値が高まるというのは、一般的にはその通りである。

しかしながら、今回取り上げた両図のように、文化人・知識人のネットワークの中で入手することができた（借りることができた）地図を借りた側が手元に置いておこうとすれば写本を作成する以外に方法はない。しかし、借用した図を汚さず傷めず返却する必要があるので針孔を開けてまで正確な写しを作

ることはできず、多少の精度の低下はやむを得ないものとして敷き写しなど別の方法で図を写すのが当然と思われる。

今回取り上げた両図に関しては、針孔がない事や情報の欠落などについても、入手ルートを知る上での手がかりとなりうるものと言えるだろう。

## おわりに

以上、ここまで、二つの北方図について検討をしてきた。「松前えそ図」については、茶山の図の入手ルート、筆写時期などについて修正を行ったが、このような地図資料が、文化五年段階で、西国街道の宿場町・福山藩領神辺に伝わっていたということは、当時の蝦夷地に関する情報の広がりを考える上で興味深い事例と言える。

一方の「文化元年東日本伊能小図」の写本「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」は「針孔を持たない伊能図」ではあるが、伊能忠敬が測量活動を実施中であり、幕府に上呈して数年以内という時期に、地方に非公式なルートで伝わっていたことを示す貴重な事例である。

今回、この両図から幕府系の北方図が製作後数年程度で地方に伝播するという現象が共通してみられることが判明した。

また、この時期の在野の知識人による地図利用や収集目的については、文化初年のロシアとの外交問題を念頭に置きつつも、史料上の制約や事例の不足から検討には限界があった。この点については、今後、より多くの事例を集めた上で検証する必要がある、今後の課題としたい。

冒頭でも述べたように、今年度、国内最大級の古地図コレクションである守

屋敷コレクションが当館に寄贈された。このことを受けて、今後、さらに調査研究や公開・活用を進めていかななくてはならないが、この稀有な資料群が所収する貴重な資料は、菅茶山関係資料など当館所蔵の資料を始め、様々な資料と併せて考察することで、さらに多くの知見をもたらしてくれるものと期待したい。

【付記】

本稿は広島県立歴史博物館平成三〇年度企画展「初公開！ 世界を驚かせた日本人の地図づくり」の関連行事として、展示会の主担当であった筆者が行った記念講演会「守屋壽コレクションの文化元年伊能小図について」（同年九月二十二日実施 於広島県立歴史博物館講堂）の発表内容を基に作成した。

【注】

- 1 平成十年度春の企画展「菅茶山とその世界Ⅱ―黄葉夕陽文庫の概要―」、平成十四年度夏の企画展「菅茶山と化政文化を彩る七人の巨人たち―菅茶山とその世界Ⅳ―」など。上記展示会の展示図録には「松前えそ図」の図版も掲載されている。
- 2 「蝸角構札」（重要文化財菅茶山関係資料〔指定番号 文書記録類No.2〕）。
- 3 「蝸角構札」など茶山が残した日記には、書籍などを貸借した記録が他にも多数見られるが、用字として「貸」「借」ともに使用されている一方、本件のような「仮」は他には見られず、他の記述の検討からも茶山が「仮」を貸借のどちらの意味で使用したのか判断ができなかった。
- 4 秋月俊幸『日本北辺の探検と地図の歴史』北海道大学出版会 一九九九年 二四八ページ
- 5 阿部家文書の中の近藤系の北方図「蝦夷地図」があるが、本図を紹介した二〇一五年の福山城博物館展示会『福山阿部家展 受け継がれた武家資料』の展示図録の解説によれば、幕末の嘉永期に板倉伊予守からもたらされたものと考えられている。
- 6 重要文化財菅茶山関係資料の地図の中で、同一図が複数所蔵されている例は「松前えそ図」の他には見られない。
- 7 菅茶山が所蔵した「松前えそ図」には、地図中の九か所にわたり、蝦夷地各所の地勢や地形などの情報が茶山の筆で墨書されている。地図そのものを写したのはおそらく茶山本人ではなく、門下生などではなかったかと推定されるが、墨書は茶山の筆とみてよい。このことは、借りた地図にこれらの情報が書いてあったのではなく、図を写した後で得た情報を、茶山が記したと考える方が妥当である。これに関連して、東平からの蝦夷図借用期間中の文化五年五月十一日の日記に、「松前人来乞書」という記述があり、注目している。東平自身も蝦夷地への渡航経験はない。
- 8 秋岡式次郎氏が、「伊能図 従尾張国至蝦夷地極出地度量図 同図説 文化四年十月澁花井模写」が昭和一〇年代に東京大橋図書館書庫増築記念展覧会に出品されていたことを報告している（秋岡論文 昭和四十二年）。
- 9 国宝伊能忠敬関係資料 指定目録（地図・絵図編）にはこのような「●より▲▲に至る」と記された資料名の地図資料が多い。「自江戸至奥州沿海図」（指定番号



59) などはその典型例である。

なお、当該目録は、次のサイトで公開されている(令和三年八月十日、最終アクセス)

[https://www.city.katori.lg.jp/sightseeing/museum/kokuhito\\_files/kokuhito-Catalog-01.pdf](https://www.city.katori.lg.jp/sightseeing/museum/kokuhito_files/kokuhito-Catalog-01.pdf)

10 箱田良助は、「大日本沿海輿地全図」完成目前にして伊能忠敬が亡くなった後、同事業を引き継いで完成にこぎ着けた人物で、榎本家の養子となり晩年は旗本として勘定方に務めるなど、伊能忠敬の門下では出世頭であった。また良介は、幕末維新期の政治家榎本武揚の実父としても知られる。

11 ちなみに、「旧伊能家本」のプランは、地図を描く上で最小限の紙が貼り継がれているのに対し、本図は周囲の余白が「旧伊能家本」よりも少しずつ広く取られている。おそらく図を写し取る上で、原図の各部分に紙を敷いて写したものと推定され、本図が「旧伊能家本」の系統の図であることを示唆するものと考えられる。

12 この点について、平成三十年に伊能忠敬記念館の酒井一輔氏から、一つの可能性として旧伊能家本も、本来は「従尾張国至蝦夷北極出地度量図説」のような別帖が存在していたのかも知れない、との御教示をいただいた。従来、この旧伊能図本に測量データや凡例が書かれていないことについて「控え図のため、序文、凡例、里程表などの記載はない。」(渡辺一郎・鈴木純子『伊能忠敬の地図をよむ 改訂増補版』七二ページ)といった解釈がなされていたが、実際のところ、控え図であるならば、序文や識語はないことも考えられるが、凡例が掲載されていないと地図そのものが理解できないことになり、従来の解釈であれば、この点がうまく説明できない。その意味でも本図の存在は、これまでの「旧伊能家本」の解釈にも見直しを迫るものであると言える。

13 菅茶山も鈴木甘井も、このほかにも地図資料を収集している。近世の知識人と呼ばれる人たちの地図収集については、ほかの博物学的な収集の一環として、彼らのネット

ワークの中で形成されていったということが上杉和央氏により明らかにされたが、茶山も甘井も、博物学的な関心もあったと考えられ、彼らの地図収集も同じ文脈で捉えられると考えられる。

その上で、彼らが文化年間において今回取り上げたような幕府が関わった北方図を手したことについては、ロシアを始めとする対外危機的な意識が基底にあったためではないかと筆者は推測している。

#### 【参考文献】

- 新潟県高田市教育会『高田市史』大正三年  
秋岡武次郎『伊能忠敬作成の日本諸地図の現存するもの若干』(『地学雑誌』76巻6号) 昭和四十二年  
秋月俊幸『日本北辺の探検と地図の歴史』北海道大学出版会 一九九九年  
対外関係史総合年表編集委員会『対外関係史総合年表』吉川弘文館 平成十二年  
上越市『上越市史』通史編4 近世2 平成十六年  
福山城博物館展示図録『箱田良助と榎本武揚』二〇〇九年  
渡辺一郎、鈴木純子『図説 伊能忠敬の地図をよむ』改訂増補版 河出書房新社 二〇一〇年  
○一〇一年  
上杉和央『江戸知識人と地図』京都大学出版会 二〇一〇年  
杉本史子ほか編『絵図学入門』東京大学出版会 二〇一一年  
高木崇世芝『近世日本の北方図研究』北海道出版企画センター 二〇一一年  
鈴木純子『伊能図の内容と構成』(『伊能図大全』河出出版 二〇一三年)  
福山城博物館展示図録『福山阿部家展―受け継がれた武家資料―』二〇一五年  
拙稿『黄葉夕陽文庫「松前えそ図」について』(『広島県立歴史博物館 研究紀要 第

十五号』所収) 平成二十五年

広島県立歴史博物館所蔵品目録『広島県立歴史博物館所蔵品目録八 重要文化財』菅

茶山関係資料』指定目録』平成二十八年

広島県立歴史博物館蔵『平成三〇年度企画展 守屋壽コレクション追加受託・伊能忠

敬没後二〇〇年記念 初公開! 世界を驚かせた日本人の地図づくり―行基図から

伊能図まで』展示図録 平成三〇年

## 「山陽先生詩稿」 訳注 (一)

花 本 哲 志

はじめに

「山陽先生詩稿」は、江戸時代後期に広島藩儒として活躍した頼春水（一七四六～一八一六）に始まる広島頼家に伝来したものである。広島頼家伝来資料は、頼春水が広島藩から拝領した袋町の屋敷地のあるあたりがかつて杉ノ木小路と呼ばれたことに因み、杉ノ木資料と総称される。概数は九千点に及び、日常生活の中でしたためられた書簡や日記、家計に係る帳簿類、いずれも能書家として知られた頼家の人々の遺墨や詩文の草稿類、交遊のあつた学者文人から贈られた書画類、公務に関する文書・記録類や、多種多様な典籍類、日常生活で用いられた器物類など、内容は多岐にわたるが、頼山陽自筆の資料は決して多くはない。寛政九年（一七九七）の江戸遊学に際し、広島から江戸までの絵入りの道中日記である「東行手記巻」や江戸から広島の実家に宛てた書簡の断簡、脱藩騒動による幽閉中に認めた口上覚や自らの宿志を表明した「幽居中の陳情」などが存在するだけで、京都に出て一家を成してから母梅麿に宛てた書簡などは残っていない。詩文の稿本がいくつか伝わっているもの、いずれも写本である。今紹介する資料も外題に「山陽先生詩稿」とあるように、山陽の詩稿を筆写したものである。筆者は、広島頼家に

おいては山陽の長男幸庵（一八〇一～一八五六）によるものと伝えられてきたが、幸庵の子・誠軒（一八三〇～一八九四）の可能性もあり、定かではない。

頼山陽の詩集としては、生前に唯一刊行された『日本楽府』や没後に刊行された『山陽詩鈔』『山陽遺稿 詩』があるが、そこに収録されていない詩も多い。未収録の詩は、遺墨や稿本を典拠として『頼山陽全書 詩集』（以下、『全書 詩集』という）に収録されている。本資料も『全書 詩集』を編集する際の典拠となったものと考えられる。

頼山陽の詩集に訳注を加えたものは決して多くはなく、『頼山陽詩集』（伊藤靄谿著 書藝界 一九八五年・『山陽詩鈔新釋』と『山陽遺稿詩新釋』の二冊本）、『頼山陽詩集』（安藤英男著 近藤出版社 一九八二年）、『江戸詩人選集 8 頼山陽 梁川星巖』（入谷仙介著 岩波書店 一九九〇年）、『頼山陽詩選』（揖斐高著 岩波文庫 二〇一二年）、『頼山陽のこゝば』（長尾直茂著 斯文会 二〇一七年）などがあるが、いずれも『山陽詩鈔』や『山陽遺稿詩』に収録された詩の訳注であり、未収録の詩（『全書 詩集』には収録されている詩）について訳注を加えた例は皆無に等しく、わずかに西遊稿（『山陽詩鈔』巻三・四）の初稿にあたる「西遊詩巻」を取り上げた『西遊詩巻―頼山陽の九州漫遊』（谷口匡著 法藏館 二

○二〇年）があるくらいである。

ここで取り上げる「山陽先生詩稿」は、刊本に収録されていない詩が大半を占めている。しかも京都に出る前の、広島時代に作詩されたものであることから、頼山陽の伝記や詩を研究するうえで基礎資料となるものといえる。筆者が浅学の身を顧みず、訳注を加えようとするのもそれ故である。

本稿の作成にあたっては、原詩の漢字は旧字体を用い、俗字・略字になつているものも正字に改め、訓読の漢字は通行の字体を用いた。訓読の送り仮名は現代仮名遣いとした。翻刻にあたっては、推敲過程がわかるよう、原本に忠実に表記するようにし、訓読についても修正前の原案がわかるように併記している。訳文ならびに語釈については、谷口匡氏（京都教育大学教授）に御教示をいただいた。ここに深甚なる謝意を表したい。

## 一 資料の概要

本資料の形態は袋綴装大和綴で、縦二四・五センチ、横一六・五センチ、本文五十三丁で、共紙表紙である。第二丁表に朱文方印「頼氏必正楼」一顆が捺されている。批正は朱書・墨書によるもので、これにより推敲の過程を辿ることができる。欄外には墨書による注記や朱書による評語が記されており、原本を忠実に筆写したものと考えられる。

本資料には、二百一十一題、二百六十二首の詩が収録されている。さらに巻末には「皞々居記」が収録されているが、これは『頼山陽全書 文

集』収録の初案である。詩は、寛政五年（一七九三）の「書感」（癸丑歳偶作）の初案）から文化八年（一八一二）の廉塾（備後神辺の儒者看茶山の塾）滞任時代までの、山陽前半生の広島時代に作詩されたものであり、山陽青年期の詩作を知るうえで貴重な資料といえる。『山陽詩鈔』冒頭の「癸丑歳偶作」の原作とされる「書感」の前に寛政九・十年（一七七七・七八）の詩が収録されるなど、前半は必ずしも時系列になつていない。また、幽閑中であつた享和三年（一八〇三）から文化二年（一八〇五）にかけての作も、年代が前後しているものが見受けられる。これは筆写の際に生じたものである。字句の修正箇所もそのまま筆写されており、推敲過程を知ることができる。

本資料に収録された内容は、以下のとおりである（括弧内の年代は『頼山陽全書 詩集』による）。

- |          |                  |                  |             |             |             |             |                 |            |               |             |             |               |             |                 |               |             |             |              |               |             |             |             |                  |                 |             |           |
|----------|------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-----------------|-------------|-----------|
| 1 擬古（未詳） | 2 紀遊五首（五首）（寛政九年） | 3 詠古五首（五首）（寛政九年） | 4 一谷歌（寛政九年） | 5 湊川歌（寛政九年） | 6 筑海行（寛政十年） | 7 醍醐行（寛政十年） | 8 餓塚行（二首）（寛政十年） | 9 書感（寛政五年） | 10 甲寅元日（寛政六年） | 11 咏梅（寛政五年） | 12 舟暁（寛政五年） | 13 舟歸廣島（寛政五年） | 14 明妃（寛政五年） | 15 暑日遊照蓮寺（寛政五年） | 16 石州路上（寛政八年） | 17 甌坂（寛政八年） | 18 夜坐（寛政八年） | 19 青楼曲（文化二年） | 20 東遊路上（寛政九年） | 21 山崎（寛政九年） | 22 美濃（寛政九年） | 23 望岳（寛政九年） | 24 題黄安仙人図（享和三年か） | 25 閨情倣陸渭南（享和三年） | 26 雨歌（享和三年） | 27 江戸所見（寛 |
|----------|------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-----------------|-------------|-----------|

- 政九年か。『全書 詩集』は寛政六年とする) 28 赴竹原舟中作二首(二首・文化二年) 29 奉盈樓陪飲昔先生及家君席上分得眼字二十二韻(文化二年) 30 甲子樓即目(文化三年) 31 江上二首(二首・文化三年) 32 三月甲子樓集分得山字(文化三年) 33 靚齋集分得相字六言律體(文化三年) 34 以西嶺雲霞色滿堂為首句賦一律壽嶺霞堂主翁八十(文化三年) 35 丁卯孟春木村氏招飲分韻得遇(文化四年) 36 丁卯書事(文化四年) 37 城門失火謝龍山師(文化四年) 38 仲春泛舟港口時羽隅君千強將之浪華得人字(文化四年) 39 常照庵集有竹筍之供戲賦呈主人(文化四年) 40 訪靚齋(文化四年) 41 丁卯正月十三日集松石亭分得枝字(文化四年) 42 春尺集松石亭(文化四年) 43 或贈京醞名鴨川者(文化四年) 44 家王父廿五回忌辰家翁會寒賦詩(文化四年) 45 懷仲父大人在九州(文化四年) 46 題黃山谷園(文化四年) 47 午庵晚集(文化四年) 48 問三谷達夫(文化四年) 49 抱素堂集分得五言古体蒸韻(文化四年) 50 題熊谷蓮生倒騎馬園(文化四年) 51 書自著外史新策二書後(文化三年) 52 出遊(文化四年) 53 題画山水(文化四年) 54 江都中秋(未詳) 55 篤老招飲(文化四年) 56 夜行(文化四年) 57 越後人來索詩(文化四年) 58 上黒瀑山寺(文化四年) 59 竹原陪飲三老題屏風諸葛武侯図(文化四年) 60 龍山會題玉蘊女史画牡丹(文化四年) 61 山行(文化四年) 62 澹寧居集有懷故獅絃上人分李傾過廬五日居詩一聯同賦余珠以其十四字安句頭賦此(文化四年九月廿五日) 63 村上氏招飲見獅絃詩于壁間依韻賦呈(文化四年九月二十八日) 64 玉浦女玉蘊画松樹卒賦題之(文化四年) 65 十月望松廬小集得江字(文化四年) 66 長府文学臼杵君太仲見訪且示茶山翁詩依韻卒賦(文化四年十月十八日) 67 至日松廬集杏翁静齋將役江戶梧亭將役大坂(文化四年十一月廿四日) 68 侍飲佐々君子廬分得韻家(文化四年) 69 松廬集分得韻文(文化四年三月) 70 和家翁歲首韻(文化五年元日) 71 人日午庵例会用廬同韻(文化五年一月七日) 72 立春抱素堂集(文化五年正月九日) 73 游柞村過渡部氏和杏翁韻(文化五年) 74 公駕出菟憩于春風館家君有詩依韻賦此次叙窃喜之意(未詳) 75 豊前僧大含來訪云將上京出其郷画工所画伯牙鐘期図乞題走筆頭之(文化五年四月八日) 76 聞午庵翁避暑東山有此寄(文化五年) 77 題慈仙画(文化五年) 78 慈仙寓藤井氏玫瑰園余往訪焉觀其所藏享保諸家真跡(文化五年) 79 奉寄茶山先生用家翁韻(文化五年) 80 贈善画紀伯拳(文化五年) 81 和三原本莊子遊妙正寺韻(文化五年) 82 題玉蘊所画蜀三傑図(文化五年) 83 玄金精舍集有懷故友人金子熊介分得韻青、坐間偶觀杜甫悼鄭虔詩亦為青韻因步其押(文化六年) 84 訪慈仙時慈仙將東歸(文化六年十月上旬) 85 寄題挹翠園(文化六年) 86 題美人図(文化六年) 87 和武元景文韻却寄(文化六年) 88 景文至自嚴島和其韻(未詳) 89 赤馬関人廣江殿峯贈銅印其自刻云(文化六年) 90 贈医生某、某妙於眼科(文化六年) 91 題玉蘊画山水(文化六年) 92 題二妓人図(文化六年) 93 題画妓(文化六年) 94 再餞岡田子亭(文化六年) 95 画山水(文化六年) 96 慈仙師自嚴島再来本府(文化六年) 97 送平島生帰筑(文化六年) 98 題諧歌七部集後(文化六年) 99 題画龜(未詳) 100 題画鶴(文化七年) 101 題画蘭(文化七年) 102 画山水(未詳) 103 武侯衷甲図(未詳) 104 明妃(未詳)

- 105 赴備後途上十絶(十首)(文化六年十二月廿七・八・九日) 106 始  
 寓廉塾上菅茶山翁二首(二首)(文化七年) 107 渡部伯高至(文化七年)  
 108 似伯高(文化七年) 109 題山侯櫻花図(文化七年) 110 讀鄭延平  
 伝(文化七年) 111 調迂村(文化七年) 112 出門(文化七年) 113 黄  
 葉城墟(文化七年) 114 国分寺(文化七年) 115 丁池(文化七年)  
 116 送人遠遊(文化七年) 117 荒驛(文化七年) 118 樂府二首(鮮卑  
 兒・賀六渾)(文化七年) 119 豊後館萬里見過其明備中小寺子和来同賦  
 (文化七年) 120 本莊生之京内山生帰筑同日而発賦此分贈(文化七年)  
 121 謝惠甫(文化七年一月) 122 謝永野生(文化七年) 123 答岡田子  
 亨(文化七年三月十八日) 124 觀梅采谷(文化七年) 125 春闈怨(文  
 化七年) 126 薔薇(文化七年) 127 三日上翠嶺(文化七年三月三日)  
 128 片雲師之京出画竹索詩卒賦之(文化七年) 129 寄題龍谷(文化七  
 年) 130 題芙蓉石応意戒法師需(文化七年) 131 竹枝詞(文化七年)  
 132 贈土屋子潤(文化七年三月十八日) 133 為子潤題梅花棲鳥図、図  
 係同人作(文化七年) 134 武元君立到(文化七年) 135 太田大幹東  
 役来過賦謝(文化七年) 136 春日客懷十首(文化七年) 137 因肥前  
 草場揀芳寄古賀溥卿(文化七年) 138 長崎徳見如懷至云登々庵近以眼  
 医得財買妾因戲贈(文化七年) 139 送本莊生遊京聯句(文化七年) 140  
 送栗田伯彦歴詣觀音大士聯句(文化七年) 141 福山国老内藤氏招飲分  
 韻得微(文化七年) 142 宴罷宿岡氏書齋夢遊尾路(文化七年) 143 鈴  
 木教授至欲觀我外史(文化七年) 144 題社日図(文化七年) 145 宮  
 詞二首(二首)(文化七年) 146 壽浪華奥村翁六十(未詳) 147 題慈  
 仙山水(文化七年) 148 淡路人半仙乞詩、戲賦贈(文化七年) 149 六  
 月晦菅波氏招飲(文化七年六月晦日) 150 七夕(文化七年) 151 新  
 塾荷花(文化七年) 152 題觀月図(文化七年) 153 七月十五夕(二  
 首)(文化七年) 154 謝叢亭山人恵明墨、墨写群馬図(文化七年) 155  
 聞杏坪大人賜第京口門外、賦奉謝(文化七年) 156 四睡図(文化七年)  
 157 林逋図(文化七年) 158 中秋無月(文化七年) 159 赴今津玩事路  
 上所見(文化七年) 160 宿高橋生書齋(文化七年) 161 謝高橋庸次  
 (文化七年) 162 帰途所見(文化七年) 163 題李白醉図(文化七年)  
 164 題鬢蟹図(文化七年) 165 題赤馬関図(文化七年) 166 庚午中秋  
 環碧亭從菅先生及福山国老以下、同賦得元(文化七年) 167 藥師寺賞  
 月席上得成二十韻(文化七年) 168 送杏翁帰途(文化七年) 169 奉  
 別杏坪大人(文化七年) 170 弟鼎請余筭記沿路名勝(文化七年八月三  
 十日) 171 逢村田君来過(文化七年) 172 送惠甫帰觀(文化七年)  
 173 九日登高得山字(文化七年九月九日) 174 十三夜陪飲于長尾寺因  
 寺名懷故古第六及焉(文化七年九月十三日) 175 白巖氏招飲分得村字  
 (文化七年) 176 戲贈歌者士徳(文化七年) 177 寄嚴洲佐伯士幹(文  
 化七年) 178 即事(文化七年) 179 余聞登々庵菅妾寄詩調之、書到  
 漠無所対因更寄焉(文化七年) 180 与石原柳庵同賦得帖字(未詳) 181  
 十二月二日夜(文化七年十月二日) 182 誦項羽紀(文化七年) 183 廉  
 塾四首(四首)(文化七年) 184 題円山応瑞胡枝花(文化七年) 185 烽  
 火台詞寄龜井元鳳(二首)(文化七年) 186 鍾馗(文化七年) 187 又  
 錦幄(文化七年) 188 飯罷(文化七年) 189 和大含師韻都寄(文化  
 七年) 190 謝藤井士晦惠薦、薦係丹産(文化七年) 200 小寺子和至  
 同賦得明字(文化七年) 201 朱舜水祠堂歌(文化七年) 202 書懷十

- 首 (十首) (文化七年) 203 和茶山老先生除日韻 (文化七年) 204 再  
 和其元日韻七首 (七首) (文化八年) 205 送河合翁赴江戸 (文化八年)  
 206 封梅花寄家 (文化八年) 207 客至 (未詳) 208 輓岡元齡翁 (文化  
 八年) 209 壽石井翁、翁善笛 (文化八年) 210 松風館即事 (二首) (文  
 化八年)  
 211 詠史十二首 (十二首) (文化四年・文化十一年の識語あり)  
 212 曝々居記

以上、収録された詩は、全二百一十一題・二六二首に及ぶ。気の遠くなるような話ではあるが、順次訳注をまとめ、発表していきたいと考えている。

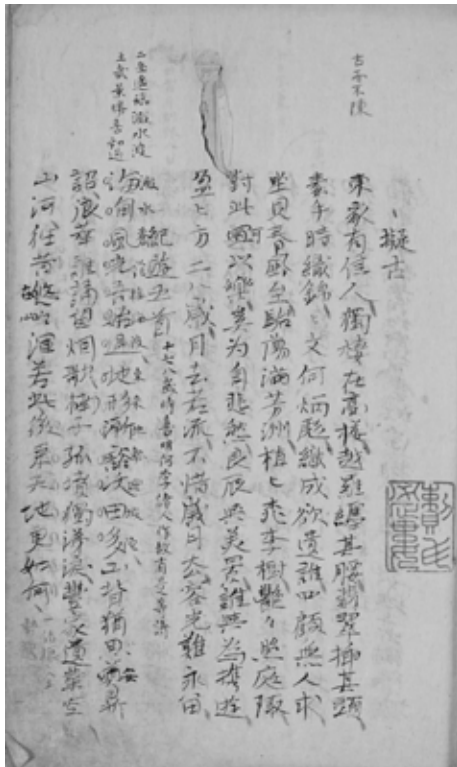


図1 「山陽先生詩稿」(冒頭)

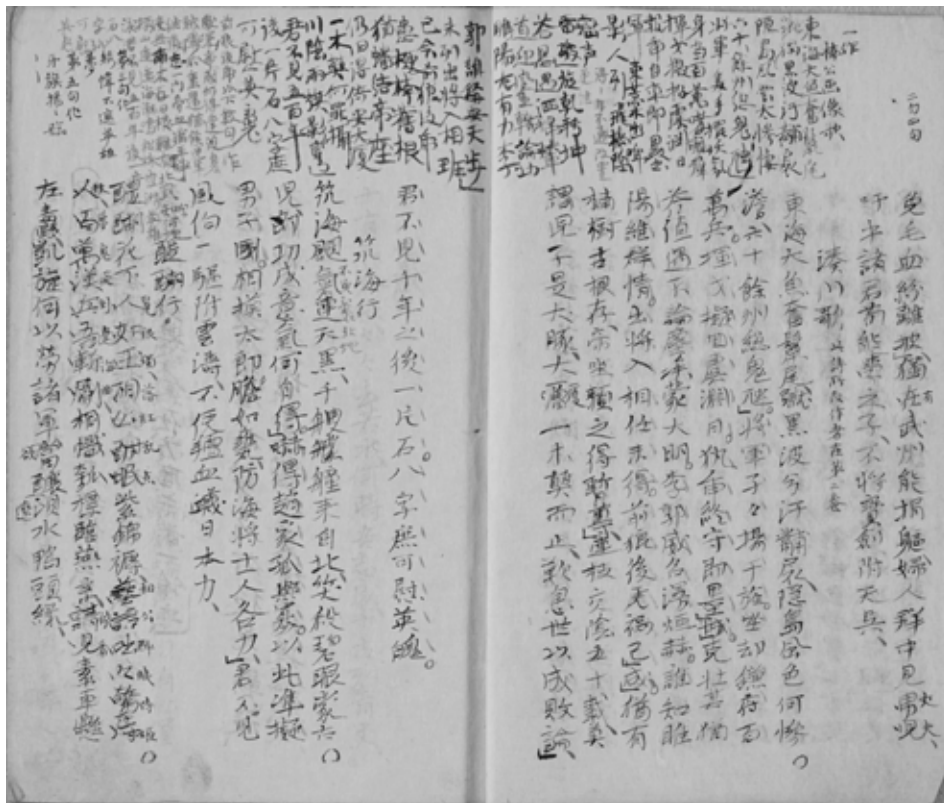


図2 「山陽先生詩稿」(「漢川歌」)

二 「山陽先生詩稿」 訳注

1 擬古

東家有佳人  
獨棲在高樓  
越羅纏其腰  
翡翠挿其頭  
素手時織錦  
錦文何炳彪  
織成欲遺誰  
四顧無人求  
坐見春風至  
貽蕩滿芳洲  
植々桃李樹  
艷々照庭陬

擬古

東家に佳人有り  
ひとり棲みて高樓に在り  
越羅を其の腰に纏い  
翡翠を其の頭に挿す  
素手時に錦を織り  
錦文 何ぞ炳彪たる  
織り成して誰にか遺らんと欲する  
四顧するも人の求むる無し  
坐して見る 春風至り  
貽蕩として 芳洲に満つるを  
植々たる 桃李の樹  
艷々として 庭陬を照らす

可

此れに対して 宜しく以て樂しむべし

奚爲自悲愁  
良辰與美景  
誰與爲攜遊  
盈々方二八  
歲月去若流  
不惜歲月去

此れに對して 宜しく以て樂しむべし  
奚爲れぞ 自ずから悲愁せん  
良辰と美景と  
誰と与にか携遊を為さん  
盈々として方に二八  
歲月 去りて流るるが若し  
歲月の去るを惜しまざれば

容光難永留

容光 永く留め難し

(欄外・朱批)

古而不陳

古にして陳からず

【語釈】

〔佳人〕『漢書』外戚伝上・李延年の歌に「北方に佳人有り」とある。〔越羅〕越の国の特産の羅。〔素手〕白く美しい手。「古詩十九首」其十(『文選』卷二十九)に「織織として素手を擽んで、札札として機杼(機織りの道具)を弄す」とある。〔炳彪〕明るくかがやくさま。〔欲遺誰〕「古詩十九首」其六に「之を采りて誰にか贈らんと欲する」とある。〔四顧〕四方をふりかえりみる。「古詩十九首」其十一に「四顧するに何ぞ茫茫たる」とある。〔貽蕩〕のびのびとしたさま。謝玄暉の詩「中書省に直す」(『文選』卷三十)に「春物は 方に貽蕩たり」とある。〔庭陬〕庭の隅。「良辰」良い日。吉日。「惜歲月去」曹丕の詩「清河に於て船を輓くの士新たに婚し妻に別るるに見う一首」(『玉台新詠』卷二)に「但だ歲月の馳するを惜しむ」とある。

【訳】

古詩に擬える

東の家に美人がいて、高樓に一人住んでいた。腰には越の薄絹を纏い、頭には翡翠の髪飾りを挿している。美しい手で時々錦を織ると、錦の模様は何と光り輝くことか。錦を織り上げて誰に贈ろうというのか。周りを見回しても求めてくる人はいない。ただ静かに座つてのんびりとした春風が花の咲き乱れる中洲に吹きわたるのを眺めている。桃や李の樹々



が群生し、艶やかに庭の隅を照らしている。これを前にしては楽しむべきだ。どうして悲しみに沈んだりしようか。このよき時節と美しい景色とを、誰と一緒に楽しんでくれるだろうか。この美しい人も今や十六歳になって、歳月は流れるように過ぎ去っていった。歳月が流れるのを惜しまなければ、その美しい姿を長くとどめることはできない。

(欄外・朱筆) 古体ではあるが陳腐ではない。

## 2 紀遊五首 遊を紀す五首

(欄外) 十七八歳時喜明何李諸人作、故有是等詩

十七八歳の時、明の何李諸人の作を喜ぶ。故に是等の詩有り

(1)

澗水蒼茫接海波  
海甸風光吾始過  
東來地勢迴坡陀  
地形漸豁沃田多

澗水 蒼茫として海波に接す  
海甸の風光 吾れ始めて過ぐ  
東來の地勢 迴かに坡陀たり  
地形漸く豁けて沃田多し

安

安

山背猶思奠鼎詔  
浪華誰誦望烟歌  
楠子孤墳獨涕淚  
豐家遺業空山河

山背 猶お思う 奠鼎の詔  
浪華 誰か誦せん 望煙の歌  
楠子の孤墳に ひとり涕涙  
豐家の遺業 山河空し

在心

心に在りて

往昔悠々渾若此

往昔 悠々として 渾て此の若し

後來天地更如何 後來 天地 更に如何

(欄外・冒頭二句)

二岳遙かに澗水の波に臨み  
王畿景勝喜初過  
二岳遙かに澗水の波に臨み  
王畿の景勝 初めて過るを喜ぶ

(欄外・朱批) 一結振全勢起

一結振い 全勢起こる

### 【語釈】

〔紀遊五首〕寛政九年(二七九七)、十八歳で江戸に遊学した時、目にした風物とそこから触発された感慨や史実を歌う。『山陽詩鈔』では巻一に「丁巳東遊」と題して六首を収める。(1)は「丁巳東遊六首」其一の初案。「何李」何景明と李夢陽。いずれも中国明代中期の詩人。何景明は信陽(河南省)の人。復古主義を唱えた前七子(李夢陽・何景明・徐禎卿・辺貢・康海・王九思・王廷相)の七人。秦漢の文と盛唐の詩を貴んだ)のなかでは、李夢陽とともに指導的立場にあり、李何と並称されたが、のち夢陽は模擬を、景明は創造を主張して対立した。李夢陽は慶陽(陝西省)の人。李東陽(李夢陽らの前七子に先だつて復古を目ざした。その詩は格調を尊びながら平明で、歴史故事を歌った古楽府の連作で知られる)の門人としてその影響を受け、彼の主張をより鮮明にした復古主義を提唱した。「澗水」淀川の中国風の名称。「蒼茫」空・海・平原などのひろびろとして果てしないさま。「海甸」海辺の町はずれ。海に接した地方。「東來」東の方にやってくる。「坡陀」斜めにかたむいて、平らかでないさま。「沃田」地味のこえた田地。「山背」山城国の古称。「奠都」都を定める。ここでは平安遷都を指す。「望

歌)仁徳天皇の御歌「高き屋に登りてみればけぶり立つ 民の竈はにぎはひにけり」(『新古今和歌集』巻七賀歌)を踏まえる。「楠子孤墳独涕淚」「楠子」は楠正成。「涕淚」は、なみだを流すこと。東上の途中、三月二十三日に正成の墓を訪れて感慨を催し、古詩を作っていることを指す。そのうちの一首は5の「湊川歌」。「豊家」豊臣秀吉。「往昔」すぎさつた昔。いにしえ。「後來」今からのち。将来。

【訳】(欄外)十七・八歳の時、明の何景明や李夢陽らの作を好んだ。よってこれらの詩がある。

旅を記す 五首

淀川が青々と広がって海に流れ込んでいる。(芸州から)東に来てみると、土地が遠くまで広がり、起伏しているのがわかる。

畿内の海辺の景色に初めて接した。ここまで来るとしだいに土地は開け、よく肥えた田も多い。山城では今もなお平安遷都の詔の事を思うが、難波では誰が望煙の歌を詠唱しているようか。楠公の墓の前に佇むと涙が止まらず、豊臣秀吉の天下統一のあと、山河はがらんとして空し

私の心の中にある

い。昔のことはすべてこのように悠々と過ぎ去る。この世は将来どうなっていくのだろうか。

(欄外・冒頭二句)二つの山岳は遙か彼方から淀川を臨んでいる。

(欄外・朱批)

(2)

控

五十三亭接海東  
草津驛路轉飄蓬  
湖南草樹春雲碧  
畿内峰巒夕日紅  
形勝依然此山水

流峙寧移一形勝  
興亡已閱幾英雄  
分明攻守千年勢

將 著論欲追賈誼風

(欄外・朱批)六略胚胎

六略胚胎す

初めて畿内の景勝を目にして喜んでい。結句が振るうと、全体の勢いがおこる。

を控え

五十三亭 海東に接し  
草津の驛路 転飄蓬  
湖南の草樹 春雲碧く  
畿内の峰巒 夕日紅なり  
形勝 依然たり 此の山水

流峙 寧んぞ移さん一形勝  
興亡已に閱す 幾英雄  
分明なり 攻守 千年の勢

將に追わんとす 著論 追わんと欲す 賈誼の風

【語釈】

「丁巳東遊六首」其三の初案。「五十三亭」東海道五十三次。「控」を間近にする。但しこの意味は漢語にはなく、和語の用法。「海東」東海。押韻の関係での語順になっている。「転飄蓬」「蓬」は風に吹かれて転がり飛ぶ植物。流浪して居どころの定まらないたとえ。「峰巒」みね。山々。「形勝」地勢・風景などのす

ぐれていること。〔流峙〕山河のたたずまい。〔賈誼〕「前二〇〇〜前一六八」中国、前漢の学者・政治家。洛陽（河南省）の人。文帝に信任されたが、重臣らの反対にあつて左遷された。その後ふたたび文帝に召されて文帝の子の梁王の太傅となり、重要な献策を行ったが、三十三歳の若さで病死した。文章家・思想家としても知られ、著書に「過秦論」「新書」などがある。

【訳】

東海を間近にし

東海道は、五十三の宿駅が東海に接していて、その一つである草津の駅を通る道を、私は風に転がる蓬のように彷徨っている。琵琶湖の南には草木は春の雲の下で青々と茂り、畿内の山々は夕陽を受けて紅に染まっている。

この山河のたたずまいは依然として変わらず

この山河は同じ一つの美しさを変えることなく、幾多の英雄の興亡を眺めてきた。長い間練り広げられてきた英雄たちの攻守の形勢が、私には手に取るように分かるから、賈誼のような著作を、まさに書き起こそうとしている。

（欄外・朱批）『六韜』『三略』の風を萌している。

(3)

思郷何

家人莫問大刀頭

思郷何ぞ問わん

家人問う莫れ

大刀の頭

悠々

書劍茲生未倦遊  
年少吾將事觀國  
時平誰復索封侯  
天邊層巔連三越  
雲裡重關入八州  
堪識驩虞有基趾  
居然十世舊金甌

悠々として

書劍 茲の生 未だ遊に倦まず  
年少うして 吾れ將に觀國を事とせん  
時平らかにして 誰か復た封侯を索めん  
天辺 層巔 三越に連なり  
雲裏 重関 八州に入る  
識るに堪えたり 驩虞 基趾有るを  
居然として 十世旧金甌

（欄外・朱批） 果非遺世之人 果たして遺世の人に非ず

【語釈】

「丁巳東遊六首」其四の初案。「思郷」故郷を懐かしく思うこと。望郷。「大刀頭」鐔（刀の頭部に付ける輪）を指す。「還」と同音であることから、「還る」を意味する隠語。「書劍」書物と劍。むかしの文人が常に携帯したものの。「茲生」「此生」と同じ。来世に対してこの世のこと。「封侯」領土を与えて諸侯（大名）にする。「層巔」重なり合った山のいただき。「重関」いくえもの関所。「驩虞」「覇者の民は驩虞如たり」『孟子』尽心章句上に基づき、覇業をいう。「基趾（基址）」もとい。いしずえ。土台。転じて物事の成り立つもと。「居然」どっしりとすわって動かないさま。「金甌」金甌無欠Ⅱ黄金のかめで、少しも欠けたところがない。転じて物事の完全なこと。特に外国の侵略を受けたことのない完全な独立国家のたとえ。

【訳】

どうして故郷に帰ることを問うだろうか

悠々として

家人よ、どうか帰ることを問わないでほしい。書と剣を携えて私はまだ東遊に飽きて帰ろうという気にはなっていない。年若くして天子の御威光を觀ようとしている。この太平の世に誰が諸侯となることなど求めようか。

天にそそり立つ峰々は三越(越前・越中・越後)に連なり、雲の中を幾重にも重なる関所を越えて関東八州に入った。今の覇業にはその土台があることがよくわかる。だからこそじつと動かずに十代にわたって欠けるところがなかったのだ。

(欄外・朱批) 果たして世俗を忘れた人ではない。

(4)

鐵馬當年撥戰塵

鐵馬 當年 戰塵を撥い

壯

遙思天慶雄圖新

遙かに思う 天慶の雄圖 新なるを

虎符據險驅群牧

虎符 險に拠つて 群牧を驅り

蛛網經邦籠萬人

蛛網 邦を經して 万人を籠む

輝

戈戟高開將臺色

戈戟 高く開く 將台の色

節旄遠撫帝鄉春

節旄 遠く撫す 帝郷の春

吾行亦知蒙恩澤

吾が行 亦た知る 恩沢を蒙るを

千里山陽如比鄰

千里山陽 比隣の如し

【語釈】

「丁巳東遊六首」其五の初案。「鐵馬」鉄製の冑を着た騎兵。「當年」往年。「天慶雄圖新」「天慶」は平安時代の半ばに平将門が起こした天慶の乱。「雄圖」も「壯図」も規模が大きくてりつぱな計画。天慶の乱は平定されたが、武士がおこる契機となった。将門によって始まった武士の世を徳川家康がさらに盤石なものにしたことを指すか。「虎符」古代中国で、虎の形につくった銅製の割符。参戦する将軍が兵を徵発する時の証明として天子から与えられた。「群牧」多くの地方長官。諸侯のこと。ここでは諸大名をさす。「蛛網」くもの巣。「戈戟」いずれも打つて刺し殺す武器。戈は単枝のもの、戟は双枝(えだ刃)のものをいう。「將台」将軍が指揮する台。「節旄」昔、中国で、天子から将軍や使節に、任命のしるしとして与えられた旗。ヤクの毛を竿の先につけたもの。「帝郷」天帝のみやこ。ここでは江戸をさす。

【訳】

壮大な

甲冑を身に纏い、馬を駆って戦塵を掃った平将門の雄大な野望に、徳川家康が新たな歴史を加えたことに思いを馳せている。将軍の証を掲げ、峻険な八州の地を根拠に諸大名を駆使し、巧緻な法の網をもって国を覆い万人を治めた。その武威は燦然と花開き、その指揮の下において、江戸は春を謳歌しえたのである。

輝いており

自分の東遊もまたその恩沢を蒙るものであることを知っている。山陽と江戸とが遠く離れていても近所にも出かけるように安心できるのだから。

(5)

霸氣千秋蒨鬱哉  
 雲虹遙擁幾樓臺  
 女牆出樹雙城聳  
 雄岳凌空八朶來  
 終古草茅迎白月  
 即今闌闌起紅埃  
 肩摩轂擊家々給  
 管晏何過諸子才

霸氣 千秋 蒨鬱なるかな  
 雲虹 遙かに擁す 幾樓台  
 女牆 樹を出て 双城聳え  
 雄岳 空を凌いで 八朶來る  
 終古 草茅 白月を迎え  
 即今 闌闌 紅埃起こる  
 肩摩轂擊 家々給す  
 管晏 何ぞ過ぎん 諸子の才に

【語釈】

「丁巳東遊六首」其六の初案。「蒨鬱」香りが強く濃厚であるさま。「女牆」城のまわりにめぐらした低い垣。また、低い生垣や塀。ひめがき。「八朶」蓮の花。「芙蓉」と呼ばれる富士山のこと。「終古草茅迎白月」藤原良経の和歌「行く末は空もひとつの武蔵野に草の原より出づる月影」(『新古今和歌集』秋歌上)を踏まえたものか。「即今」現在。「闌闌」街市。「肩摩」道などが混雑して、肩と肩とがすれ合うこと。「轂擊」車馬の通行がきわめて多いこと。人が多く、こみあうこと。「管晏」管仲と晏子。管仲は春秋時代の齊の政治家。名は夷吾。鮑叔牙の推薦で齊の桓公の宰相となり、富国強兵策をとってその覇業を助けた。晏子

(晏嬰) は中国、春秋時代の政治家。齊の三代の王に仕え、名臣として管仲と並び称された。

【訳】

將軍の威光は長い歲月の間満ち溢れて、雲と虹がいくつもの物見台を取り囲んでいる。ひめがきが木々の間から出て本丸と西丸が高く聳え、靈峰富士山は天に聳えて雄壮な姿を見せている。大昔は草むらの上に白いが月が浮かんでいたこの地も今では大きな街となつて賑わっている。車馬が多く行き交い、人々は豊かに暮らしている。かの管仲や晏子も江戸幕府を支えた名臣たちの才には勝てないだろう。

3 詠古五首

古を詠ず 五首

(1)

此一首可入前紀遊中

此の一首、前の「遊を紀す」の中に入るべし

百揆簪纓此駿奔  
 觀光亦識帝王尊  
 紫霞低拂紫宸殿  
 朱旭高開朱雀門  
 寶器由來存邨廓  
 土田不必問溫原  
 西方赤縣終腥羶

百揆の簪纓 此れ駿奔  
 觀光 亦識る 帝王の尊きを  
 紫霞 低く払う紫宸殿  
 朱旭 高く開く朱雀門  
 宝器 由來 邨廓に存し  
 土田 必ずしも温原を問わず  
 西方の赤縣 終に腥羶

皇 大猷 後昆を裕にするに孰若ぞ

(欄外) 小日本史

【語釈】

「丁巳東遊六首」其二の初案。すなわち寛政九年における東上の途上の作。同年三月二十五日、京都を通った時、御所を見て、天皇への畏敬の念を吐露した作である。「百揆」もろもろの政治を統へはかる官。百官の長。「簪纓」かんざしと冠の紐。転じて、高位高官。また、その人。公卿。「駿奔」すみやかに走る。祭祀の際の礼にかなった官吏の動きをいう。「郊廓」周の成王の都。「土田」土地。天子が支配する領地の意。柳宗元の「封建論」に「周の天下を有つや、土田を裂いて之を瓜分す」とある。「温原」温と原。周の襄王が晋の文公に与えた領地。「春秋左氏伝」僖公二十五年。「赤泉」中国。「史記」孟子荀卿列伝に「中国を名づけて赤泉神州と曰う」とある。「腥羶」なまぐさいこと。「大猷」大きなはかりごと。大きな道。「皇猷」天皇の国を治める計画。天子の治世の道。「裕後昆」「後昆」はのちの世の人。後人。子孫。後裔。「書経」仲虺之誥の「義を以て事を制し、礼を以て心を制し、裕を後昆に垂れよ」に基づく。

【訳】

百官の臣が正装して奔走している。このような威儀を見るにつけても、天皇の尊さを知ることができる。紫がかつた雲が紫宸殿にかかり、赤々とした旭日が朱雀門の上に高く昇っている。三種の神器は、もともと王

城にあり、国土は將軍の領地であるとないと拘らず、あまねく天皇のものである。血腥い争いを繰り返してきた中国と、天皇という大きな道によって子孫を導いている我が国と、いずれが優れているだろうか。

(欄外) 小日本史ともいうべきである。

(2)

(欄外) 以下四首并別録八首為詠古十二首

以下の四首并びに別録八首を

詠古十二首と為す。

撃鑑勿々酬武功 遼矣都俞共亮工 戰塵頻到紫宸宮 竈場未病太明通 一従 曾縁棟鄂禁人紀 遂使黍離入國風 江左衣冠誰仲父 河陽弓矢幾文公 姬姜迭起陳迹 黄雞黒鼠終何在 又見趙韓交競 復使猿犬爭號雄

撃鑑 勿々 武功に酬い 遼たり 都俞 共に亮工 戦塵 頻りに到る 紫宸宮 竈場 未だ病まず 太だ明通 一たび 従い 曾て棟鄂の人紀を禁すに縁り 遂に黍離をして国風に入らしむ 江左の衣冠 誰か仲父 河陽の弓矢 幾文公 姬姜迭いに起り 終に陳迹 黄鶏黒鼠 終に何くにか在らん 又 趙韓見えて 交競 復た猿犬をして争うて 雄を号さしむ

【語釈】

「詠史十二首」其一の初案。「盤鑑」鏡のついた大帯。「都兪」都兪吁咈とゆくふつといい、都兪は賛成、吁咈が不賛成の意。君臣の討論審議の意に用いる(『書経』益稷)。「亮工」天子を助けて天下の功を立てること(『書経』益稷)。「黄雞黒鼠」姦雄を指した語か。ここでは足利氏をいう。「竈煬」煬竈で竈に当たること。転じて、一人が竈に当たれば他の者はこれに当たるとはおろか、見ることもさえないこと。佞倖の徒が政をほしいままにして君の明を蔽う喩。竈の火を君の明に比して言う(『戦国策』衛策、『韓非子』内儲説上)。「棟鄂」棟鄂之情トウガクノシヨウ仲が良く美しい兄弟の情。棟は庭梅。鄂は花のがくのこと。「人紀」人たる者の履むべき筋道。「黍離」『詩経』王風の篇名。滅亡した国の都のあとにキビが生い茂つて荒れはてた光景。世の栄枯盛衰を嘆く語。「江左」揚子江の下流地方。今の江蘇省と浙江省の地。「河陽」春秋時代、晋の文公が周の襄王を呼びつけて狩をさせた土地。「春秋左氏伝」僖公二十八年。「弓矢」晋の文公が周の襄王より与えられた褒美の品。この時、諸侯の長に任命された(『春秋左氏伝』僖公二十八年)。「姬姜」晋の王は姬姓。齊の王は姜姓。源平二氏に擬えている。「迭起」かわるがわる現れる。『日本外史』楠氏論纂に北条氏・足利氏を指して「姦雄迭いに起る」とある。「黄雞黒鼠」姦雄を指した語か。ここでは足利氏をいう。

【訳】

(保元の乱で)論功恩賞が軽率に行われたため 紫宸殿にまで戦塵が及んでしまった。

遙か昔は忠実で賢明な臣がいたため、佞臣の災いも未だ朝廷を蝕むに至つていなかった。かつて(崇徳・後白河の)兄弟の不和が争乱を招いたために、そのまま天皇の威勢は地に墮ちてしまった。管仲に匹敵する(大

江広元の)ような人物が現われ、(足利義満や豊臣秀吉のような)天皇の源平の争乱も遠い昔の話となり

行幸を受ける人物が何人も現れた。姦雄たちもついにいなくなつてしまひ、再び群雄が割拠する時代となつてしまった。

(3)

平城讎復亦徒爲	平城 <small>へいじょう</small> の讎復 <small>しゅうふく</small> 亦徒爲 <small>またとい</small>
業就磨崖未勒碑	業就 <small>ぎょうな</small> りて 磨崖 <small>まがい</small> 未だ碑 <small>ひ</small> を勒 <small>ろく</small> さず
衰職豈無周仲甫	衰職 <small>せんしき</small> 豈 <small>あ</small> に無 <small>な</small> からんや 周 <small>しゅう</small> の仲甫 <small>ちゆうほ</small>
簧言獨患晋驪姫	簧言 <small>こうげん</small> ひとり患 <small>うれ</small> う 晋 <small>しん</small> の驪姫 <small>りき</small>
叢(璧)	叢 <small>そう</small> (璧 <small>へき</small> )
蠶桑半壁開天日	蠶桑 <small>さんそう</small> 半壁 <small>はんへき</small> 天 <small>てん</small> を開 <small>ひら</small> くの日 <small>ひ</small>
三	三 <small>さん</small>
劍璽五朝離國時	劍璽 <small>けんじ</small> 五朝 <small>ごちよう</small> 國 <small>くに</small> を離 <small>はな</small> るの時 <small>とき</small>
不憾陳生謬順逆	憾 <small>うら</small> みず 陳生 <small>ちんせい</small> の順逆 <small>じゆんぎやく</small> を謬 <small>あやま</small> るを
夙	夙 <small>つと</small>
春秋猶有彦威知	春秋 <small>しゆんじゆう</small> 猶 <small>な</small> お 彦威 <small>げんい</small> の知 <small>し</small> る有 <small>あ</small> り

(欄外) 指正統記

正統記を指す

【語釈】

「詠史十二首」其一の初案。「平城」奈良。ここでは天皇が自ら政治を行つていた奈良時代のこと。「讎復」「復讎」に同じ。平仄の関係でこの語順となった。こ

ここでは建武の新政（後醍醐天皇による天皇親政の復活）を指す。「徒為」無駄なしわざ。建武の新政が二年で終わったことをいう。「衰職」天子を補佐する大臣宰相の職。『詩経』大雅・烝民に「衰職に闕（けつ）らば維れ仲山甫之を補う」とあるのに拠る。「仲甫」仲山甫のこと。仲山甫は中国周代の政治家。樊侯という。魯の献公の子で、周の宣王によって周王朝中興がなされた時の賢臣。後醍醐天皇の側近藤原藤房になぞらえる。「簧言」讒言。「簧」は笛の舌。「蛇蛇たる碩言は口より出ず。巧言簧の如く顔之れ厚し」『詩経』小雅・巧言。「驪姫」晋の献公の寵姫。後宮の寵臣たちと共に讒言を行い、太子の申生に代えて我が子を立てようと計った。ここでは後醍醐天皇の寵愛を受け、讒言によって皇子の護良親王を陥れた藤原康子に擬える。「蠶叢」伝説上の太古の蜀王の名。転じて蜀の別名。ここでは南朝のあつた吉野を指す。「半壁」「半壁」の誤写か。「壁」は皇位。それが南朝と北朝に分裂しているため「半」という。「開天」創始する。「劍璽」天子のしるしである劍と玉。「陳生」陳寿のこと。陳寿が正史『三国志』で魏を正統としたのは誤りで、蜀を正統とすべきだったとする。ここで山陽は、南朝が正統であると暗に言っている。「彦威」東晋の歴史家・習鑿齒の字。著書に『漢晋春秋』があり、蜀を正統とした。南朝を正統として『神皇正統記』を著した北畠親房になぞらえる。

【訳】

武家に復讐を果たしたともいうべき後醍醐天皇の新政も、その業績を碑に刻んで讃える前に終わってしまった。天皇を輔弼する（周の仲山甫のような）忠臣がいなかったわけではない。三位局藤原康子の讒言のために（藤原藤房の）諫言が聞き入れられなかったのは是非もないことで

あった。その結果、吉野に南朝を立てることになり、後醍醐・後村上・後龜山の三代にわたって劍璽を立てなければいけなくなつた。多くの人々は順逆を誤り、北朝を正統としているが、早くからどちらが正統かを正しく理解している人物（北畠親房）がいる。

（欄外）（北畠親房の『神皇正統記』を指している）。

（4）

白旄披拂九重雲	白旄 披き払う九重の雲
始見武人爲大君	始めて見る 武人の大君と為るを
脩怨能除僧相國	怨を脩めて 能く除く僧相國
貽謀豈料尼將軍	謀を貽して 豈に料らんや尼將軍
險濟	險難を濟す
五蛇求穴艱難定	五蛇 穴を求めて艱難定まり
威柄	威柄
三馬同槽封域分	三馬 槽を同じうして 封域分かる
休謂苟生忘漢室	謂うを休めよ 苟生 漢室を忘ると
削平誰得競元勳	削平 誰か元勳を競うを得ん

【語釈】

「詠史十二首」其三の初案。「白旄」源氏の旗印。「九重」①いくえにも重なること。「錦衣九重」②宮中。宮廷。このえ。「威柄」人を恐れさせ服従させる力と、権力。「五蛇」春秋時代、晋の文公（重耳）に従った五人の臣下（子偃・



趙衰・魏武子・司空季子・介子推)。文公は即位するまでに十九年に及ぶ亡命の苦難があった。ここでは伊豆に流されて二十年間流人の生活を送った源頼朝の臣下たちを指す。「三馬同槽」魏の曹操が三匹の馬が同じ槽(飼葉桶)でまぐさを食べている夢を見て不吉に思った故事『晋書』宣帝紀)。三馬は、魏で曹操から権力を奪っていった司馬氏の三人のことであるが、ここでは頼朝の死後、幕府の実権が北条氏に移っていったことをいう。「荀生」荀彧。はじめ後漢に仕え、後、魏の曹操の謀臣となる。ここでは、はじめ源頼朝に仕えながら、頼朝の死後は北条氏の参謀となって大功があった大江広元を指す。「削平」敵の勢いを弱めて平定する。「元勳」国家に尽くした大きな功績。

【訳】

白旗を翻し、平氏を滅ぼして宮廷にかかる暗雲を払い、初めて征夷大將軍となったのが源頼朝であった。怨みを晴らして平清盛を除くことができたが、子孫に政権を残したのに北条政子に持って行かれるとはどうして予想できよう。家臣らは彼のもとに集まって困難のちに天下を平定したが、北条氏三代(時政・義時・泰時)に権力を奪われてしまった。大江広元が(荀彧のように)朝廷の恩を忘れたなどいってはいけない。誰が広元の天下平定への功績に比肩することなどできようか。

(5)

還飽颯 一旦倒戈卜興亡 分明後虎與前狼  
飽颯に還る 一旦 戈を倒し 興亡を卜す  
一旦 倒戈卜興亡 分明なり 後虎と前狼と

袁 曹表跋扈終傾漢 曹表の跋扈 終に漢を傾け  
遂害 朱李爭衡豈爲唐 朱李の争衡 豈に唐の爲ならんや  
歸 要路長建三管領 要路 長く建つ 三管領  
中原暫見两天王 中原 暫く見る 両天王  
可知繁實披枝幹 知るべし 繁実 枝幹を披るを  
大樹何堪棲鳳凰 大樹 何ぞ鳳凰の棲みたるに堪えん

【語釈】

「詠史十二首」其四の初案。「飽颯」十分盗んで逃げる。「後虎前狼」「前虎後狼」とも。災難がしきりに来ることをいう。「曹袁」曹操と袁紹。互いに覇を争い、漢の衰亡を招いた。ここでは足利氏と新田氏を指す。「朱李」朱全忠と李克用。朱全忠(八五二〜九一二)は、中国五代後梁の初代皇帝。黄巢の乱に参加し、のち唐に降り節度使となった。九〇七年、唐を滅ぼし汴京(開封)に即位したが、次子の友珪に殺された。李克用(八五六〜九〇八)は、中国唐末の武將。突厥沙陀部の出身。後唐の建国者李存勗の父で、太祖と追号された。黄巢の乱を鎮圧し、河北を制して朱全忠と激しく争ったが病没。独眼竜の異名をとった。ここでは足利尊氏と新田義貞になぞらえる。「繁實披枝幹」『史記』范雎列伝に「木実繁き者は其の枝を披り、其の枝を披る者は其の心を傷く」とある。臣が強くなると主家は衰えるの意。「大樹」將軍の意。後漢の將軍馮異は、他の將軍たちが手柄の話を始めると、大きな樹の下に移動して自身の功績を語ろうとしなかったという。

「馮異大樹」は、謙虚で慕われるような人格のたとえ。

【訳】

恩賞を盗んでから叛旗を翻した

足利尊氏は、一旦は戈を収めていたが、反乱の機会を窺っていた。これは、「前門に虎を防いで後門に狼を進む」の喩えどおりであった。足利

争ったことが皇室を危うくし、

と新田がのさばつて皇室の力を弱め、彼らが覇権を争うことはどうしてついに衰微を招いたのである

皇室のためになるだろうか。その足利氏も実権を尽く三管領（斯波・細川・畠山）に奪われ、ついに足利仁の乱が起こり、一時は二人の王（山名・細川）が覇を競うような有様であった。あまりに臣下を優遇し、領土を与えすぎたため、「繁実枝を披る」の言葉どおり、足利氏は衰えてしまった。これでは大樹（將軍）とは名ばかりで、（聖王の世に現れるという鳳凰が棲むこともなく）瑞祥が現われることなどあろうか。

4 一谷歌

一谷の歌

播之首  
攝之尾

播之首  
攝の尾

吾視其地何雄偉  
山勢北來迥海濶  
松柏露根亂蘆葦

吾其の地を視るに何ぞ雄偉なる  
山勢北より来りて海濶に迥い  
松柏根を露わして蘆葦乱る

怒潮淘沙出白骨

啼小鬼兮哭大鬼

聞說平氏曾此鏃赤旂

崑崙爲城澎湃爲溝

左控王畿右甸服

舊物自期唾手收

無奈東人有機智

作何若

要害早已被耽視

九郎一身渾是膽

伏旗仆鼓出不意

蜀道雖難不用氈

懸崖絕壁如平地

組練劃山訝懸瀑

蹄間三尋真是鹿

秦宮殿宇從一炬

晋人爭舟指可掬

桓伊弄笛終貽禽

劉琨嘯歌亦遭戮

人

勝敗有機少年知

繪畫徒傳世上兒

一自貂蟬出介青

怒潮 沙を淘いて白骨を出し

小鬼啼き 大鬼哭す

聞説ならく 平氏曾て此に赤旂を鏃らすと

崑崙を城と爲し 澎湃を溝と爲す

左に王畿を控え 右に甸服

旧物自ら期す 手に唾して収めんと

奈ともする無し 東人機智有りて

何若と作さん

要害早く已に耽視せらるるを

九郎の一身 渾て是れ胆

旗を伏せ 鼓を仆して不意に出ず

蜀道難しと雖も氈を用いず

懸崖絶壁 平地の如し

組練 山を画して懸瀑かと訝る

蹄間三尋 真に是れ鹿

秦宮の殿宇 一炬に従い

晋人 舟を争いて指掬すべし

桓伊 笛を弄んで終に禽を貽り

劉琨 嘯歌して亦戮に遭う

人の知る少なし

勝敗機有り 少年知る

繪画徒らに 世上の児に伝う

一たび貂蟬 介青に出でし自り

上下文恬又武熙  
豈知養虎自遺患

じょうげふんてん またぶき  
上下文恬 又武熙  
あし 知らんや 虎を養いて自ら患いを  
遺せしを

既  
羽翼已成猶守雌  
敢忘越人殺其父  
白旄一出誰能支  
宛如翡翠遇飢鷹  
不免毛血紛離披

既に  
うよくすで 既に 羽翼已に成りて 猶お雌を守る  
あえ わす 敢て忘れんや 越人の其の父を殺せしを  
はくぼうひと 白旄一たび出でて 誰か能く支えん  
あたか ひすい 宛も翡翠の飢鷹に遇うが如し  
まぬか 免れず 毛血の紛として離披するを

有  
獨在武州能捐軀

ひと 武州の能く軀を捐つる在り

丈夫  
婦人群中見男兒

ふじんぐんちゆう 丈夫 婦人群中 男兒を見る

吁乎諸君苟能學之子  
不將寶劍附天吳

ああ 諸君 苟も能く之の子を学ばば  
ほうけん 宝劍を將つて天吳に附せず

(欄外) 起手不凡

起手凡ならず。

【語釈】

「過一谷懷平原興亡事作歌」(『山陽詩鈔』卷一所収)の初案。「雄偉」たくましくすぐれていること。「海墻」海岸。「蘆葦」植物のアシ。水辺に自生する。「赤旂」赤旗。平氏の旗である。旂は、旗の垂れさがった部分。ふきながし。「垂義」険しい山。山の巔。「澎湃」水がみなぎり逆巻くさま。「旬服」古代中国で、王

城を中心として五つに分けた地(五服)の一つ。周以前は、王城の周囲各五百里以内(千里四方)の地をいう。「旧物」祖先が遺したものの。「耽視」うかがい視る。「九郎」源義経。源義朝の九男で、源九郎と呼ばれた。「蜀道之難不用氈」李白の詩「蜀道難」に「蜀道の難きは青天に上るより難し」とあり、また、魏の鄧艾が蜀を攻めた際に毛氈に身を包み、険峻な蜀道を転がり下りたという逸話(『三国志』魏書・鄧艾伝)をふまえたもの。「組練」組甲と被練(絹で綴ったよろい)。転じて、よろい。「蹄間三尋」優れた馬が一蹴りで三尋の高さまで跳ぶこと。一尋は一八〇センチ。『史記』張儀列伝に「蹄間三尋にして騰る者、勝けて数うべからず」とある。「晋人争舟指可掬」『春秋左氏伝』の宣公十二年、邲の戦いで楚に敗れた晋軍が舟を争い、後から乗ろうとする者の指が切り落とされた様子を「舟中の指掬すべし」と表現したのをふまえている。「桓伊」東晋の人。笛の名手。同じく笛の名手である平敦盛に擬えている。「貽禽」首級を献じる。殺されることをいう。ここでは平敦盛が一の谷の合戦で熊谷直実に討たれたことを指す。「劉琨」西晋の人。詩人として知られる。段匹磾に殺された。和歌に秀でた平忠度(一の谷の合戦で阿部忠澄に討たれた)に擬えたもの。「貂蟬」貂の尾と蟬の羽を用いた冠の飾り、またその冠。冠をつける人、高位高官を意味する。「文恬武熙」文官も武官も安逸にふけて世をかえりみず、災いが兆すのに気づかないこと。「羽翼已成」「羽翼」は助けること。また、助ける人。補佐。『史記』留侯世家に「我(漢の高祖)之(太子)を易えんと欲すれども、彼の四人(東園公・綺里季・夏黄公・角里先生)之を輔け、羽翼已に成り、動かし難し」とあるのに拠る。「守雌」ここでは「雌伏」と同義。実力を養いながら活躍の機会をじつと待つこと。『老子』第二十八章に、「其の雄を知り、其の雌を守れば、天下の谿と為る」(男性的な剛強なあり方を知って、女性的な柔弱な立場を守っていく

と世の人が慕いよる谷間になれる」とあるのに拠る。「敢忘越人殺其父」越王句踐との戦いで負傷した吳王闔廬が死に際に子の夫差に語った言葉。「闔廬、太子夫差を立てしめ、謂いて曰く、爾、而は句踐が汝の父を殺せるを忘れんか、と」『史記』呉太伯世家に拠る。同じく父を殺された頼朝に擬える。「養虎」後日の災いとなる種を残すこと。「白旄」源氏の白旗。「毛血」毛と血。血まみれの羽根の意か。「離披」羽が無い落ちるさま。「武州」平知章を指す。「不将宝劍附天吳」壇ノ浦の戦いで平氏が敗れた時、二位尼(平清盛の未亡人時子)が安徳天皇を抱いて三種の神器とともに海に沈んだことを踏まえる。「天吳」は水に住む怪物の名。人面で八首八足八尾という。

【訳】

いちのたに  
一谷の歌

播磨の東、摂津の西。この一の谷の地を見るとその地勢の何と雄壮なことか。山は北から走って海岸に向かい、山肌には松や檜が根を露わにし、海辺には蘆や葦が茂っている。打ち寄せる波が砂を洗って白骨が現れ、老若多くの武者たちの靈魂が泣き叫ぶ声が聞こえてくる。聞くところによると、かつてここでは平氏の軍勢が赤旗を翻して群がり、険しい山を城郭とし、波が逆巻く海を濠とし、左に王城の地を、右には中国地方を控えて、旧来の覇業を回復しようしていた。ところが東国の武者に

如何ともしがたい状態に陥った

も機智を持つ者がおり、否応なくこの要害はいち早く監視されてしまった。源九郎義経は全身これ胆力ともいふべき男で、旗や鼓を伏せて不意打ちに出た。(蜀道に匹敵する鴨越の難所も)魏の鄧艾のように毛氈を使っ

て転がり下りることなく、険しい絶壁のような谷をあたかも平地のように駆け下りた。鎧を纏って山を画すように一斉に駆け下りる様は瀑布と見まがうばかりで、山を駆け下る駿馬はまさに鹿のようであった。こうして(一本の松明で焼け落ちた秦の阿房宮のように)福原の要害は灰燼に帰してしまった。秦の兵士は先を争って舟に乗り込もうとしてしがみついた者の切り落された指が両手で掬えるほど多かったというが、平氏の人々も我先に舟で逃れようとした。笛の名手であった平敦盛も熊谷直実に首級を上げられ、歌を能くした平忠度も討たれてしまった。戦の勝

そのことを知る人はまれで

敗には機(原因となるきっかけ)というものがあり、若者は知っているが、いたずらにこの合戦の様子を描いては子供たちに伝えているだけである。平氏が鎧を脱いで衣冠束帯を身に付け、公卿になってからは、文官も武官も遊樂に耽って世をかえりみることなく、源頼朝を生かしておくことが自分たちの災いとなることに気がつかなかった。頼朝は力を養って雌伏の時を待っていた。父を殺された頼朝は復讐することを忘れていなかったのだ。ひとたび源氏の白旗が翻ると、これを止め得る者はなく、あたたかも翡翠が飢えた鷹に遭遇したかのように血まみれになるといふ目に遭ったのは不思議なことではなかった。只一人、平知章が父知盛の代

丈夫

わりに討ち死にしたのは、婦人の群れの中に真の男児を見るといふべきものであった。ああ、平氏の人々が知章を見習っていたなら、草薙の剣を海神のものにしてしまうようなことにはならなかっただろう。

(欄外) 書き出しには非凡なものがある。

5 湊川歌

湊川の歌

此詩所改作者在第二卷

此の詩改作する所は第二巻に在り

東海大魚奮鬣尾  
蹴黒波兮汗黼辰  
隱島風色何慘澹  
六十餘州總鬼虺  
將軍子々揚干旌  
坐却鎌府百萬兵  
揮戈擬回虞淵日  
執甬終守即墨城  
克壯其猶答值遇  
不論塵埃蒙大明  
李郭威名漫烜赫  
誰知睢陽維群情  
出將入相任未得  
前狼後虎禍已成  
猶有楠樹古根存  
帝坐頼之得暫尊  
連枝交陰五十載  
莫謂兒子是犬豚

東海の大魚 鬣尾を奮い  
黒波を蹴り 黼辰を汚す  
隱島の風色 何ぞ慘澹たる  
六十餘州 総て鬼虺  
將軍子々として 干旌を揚げ  
坐して却く 鎌府 百萬の兵  
戈を揮い 回さんと擬す 虞淵の日  
甬を執り 終に守る即墨の城  
克く其の猶 を壯んにして 値遇に答え  
塵埃の大明を蒙るを論ぜず  
李郭の威名 漫りに烜赫たり  
誰か知らん 睢陽 群情を維ぐを  
出でては將 入りては相なるも 任未だ得ず  
前狼後虎 禍 已に成る  
猶お 楠樹有りて 古根を存し  
帝坐 之を頼り 暫く尊きを得たり  
連枝の交陰 五十載  
謂う莫かれ 兒子は是れ犬豚なりと

大層一木顛而止  
歎息世以成敗論  
君不見千年之後一片石  
八字庶可慰英魄

大層一木顛れて止む  
歎息す 世 成敗を以て論ずるを  
君見ずや 千年の後一片の石  
八字 庶わくは 英魄を慰むべし

【語釈】

「謁楠河州墳有作」(『山陽詩鈔』卷一所収)の初案。「東海大魚」『太平記』卷六に、北条高時の一味を指して「東魚来つて四海を呑む」という。「黼辰」斧の形をかいた赤い絹地の屏風。天子の御座のうしろに立てたもの。「子々」高くそびえるさま。『詩経』鄘風「干旌」に基づく語。「干旌」竿の上に付けた旗。「鬼虺」鬼と蛇。悪逆の者の意。「虞淵」中国の伝説上の場所。太陽の没するところとされる。「克壯其猶」『詩経』小雅「采芣」に基づく語。「値遇」優れた君主に出会つて実力を認められること。「李郭」李光弼と郭子儀。いずれも唐代の武将。李光弼(七〇八〜七六四)は、契丹の後裔で騎射軍略にすぐれ、天宝十四年(七五五)年に安史の乱が起ると唐朝に重用され、乱の鎮圧に尽力した。中興の戦功第一とうたわれ、臨淮王に封じられた。郭子儀(六九七〜七八二)は、安史の乱を平定した。その後、一時排斥されるが再び登用され、吐蕃の侵入を退けた。最高官の太尉、中書令に任ぜられ、汾陽王に封ぜられた。「烜赫」名声を高める。名声が鳴り響くこと。「睢陽」県の名。その故城。今の河南省・商丘県の南にあり、唐の張巡・許遠がここを守って安祿山に抵抗した。「出將入相」朝廷の外に出れば將軍として、朝廷の中に入れば宰相として力を發揮すること。学問と武術の両方の才能があることをいう。「交陰」木の枝が互いに陰を交える。ここで

は朝廷が南朝と北朝に分かれること。「大廈一木顛而止」「大廈」は大きな家。豪  
壮な建物。『文中子』事君篇に「大廈將に顛れんとす。一木の支うる所に非ざる  
なり」とある。

【訳】

東海の大魚(北条軍)が鱗や尾を振り立て、黒い荒波を蹴立てて押し寄  
せるような勢いで(関東から攻め寄せて)帝座を汚し、後醍醐天皇を隠岐  
島に流した。隠岐島の風雲は何とも傷ましく、日本六十六州は総て賊の  
ものとなった。

この時、將軍(楠木正成)は天皇に呼応し、高々と旗を掲げ、いなが  
らにして鎌倉方百万の兵を退けた。戈を揮つて没もうとする太陽を招き  
返そうとし、(斉の田單が即墨で兵士とともに城を築いたように)赤坂・  
千早城を築いて戦った。正成は大いに謀略を巡らして天皇の重用に応え、  
塵や埃が太陽を覆い隠すのを問題にしなかった。足利尊氏と新田義貞(李  
光弼と郭子儀に擬える)の名声はこれといった理由もなく高いが、誰が知  
ろう、赤坂・千早城(睢陽城に擬える)を守った正成が多くの人々の心を  
鼓舞し、繫いだことを。文武に才能を発揮した正成も正当な任務を得る  
ことが出来ずに、前門の虎(北条氏)を防いだかと思うと後門の狼(足利  
氏)が攻めてくるという禍が起こった。

楠木氏はなお健在であって、天皇は正成を頼り、しばらくは帝位を守  
ることができた。ついには南北朝に分かれる時代が五十年も続くことに  
なったが、正成の子供たちを才智のない愚か者だと言つてはいけない。  
巨大な建物も一本の木で支えることはできず、ついには崩れる。後世の  
人々が成功や失敗のみによって英雄を論じるのを私は歎く。

君は見るだろう。千年の後もお建っている一片の石を。そこに刻まれ  
た(嗚呼忠臣楠子之墓)の八字がどうか英雄の霊をなぐさめてほしい。

(欄外)

一作

楠公畫像歌

東海大魚奮鬣尾

蹴蹋黒波汗黼辰

隱島風雲太慘悽

六十餘州總鬼虺

將軍隻手擺妖氣

身當百萬哮鬪群

揮戈擬招虞淵日

(孰)

報甬自率即墨軍

束藁出陣影人列

飛橋陞壑声雷礮

旋乾轉坤答恩遇

洒掃輦道迎轡輅

論功睢陽尤有力

李郭誰稱安天步

未列出將入相班

已今前狼後虎患

一に作る

楠公画像の歌

東海の大魚 鬣尾を奮い

黒波を蹴り 黼辰を汚す

隱島の風色 太だ慘悽

六十餘州 総て鬼虺

將軍 隻手もて妖氣を擺い

身は當る 百万哮鬪の群

戈を揮い 招かんと擬す 虞淵の日

(孰り)

甬を報じ 自ら率いる即墨の軍

束藁 陣を出て影は人列

飛橋 壑を陞り 声は雷礮

乾を旋し 坤を転じて 恩遇に答え

輦道を洒掃して 轡輅を迎う

功を論ずれば 睢陽 尤も力有り

李郭 誰か称せん 天歩を安んずと

未だ将より出でて 相に入るの班に列せざるに

已に今 前狼後虎の患

榎楠舊根猶蟠結  
帝座仍舊得倚安  
大廈一木顛何罪  
攝川陰雨旗影彎  
君不見五百年後一片石  
八字庶可慰英魄

榎楠の旧根 猶お 蟠結  
帝座 旧に仍り 倚安するを得たり  
大廈 一木 顛るるは何の罪ぞ  
攝川の陰雨 旗影彎がる  
君見ずや 五百年の後 一片の石  
八字庶わくは英魄を慰むべし

【語釈】

〔飛橋〕高い所に架かった橋。ここでは正成の築いた千早城を攻めるために賊軍が造った雲梯を指す。〔哮鬪群〕吠え叫ぶ猛獣の群れ。賊軍を指す。〔報函〕

「報」は「執」の誤写か。ここでは「執」として解釈する。〔雷礮〕「礮」は雷の轟き響く音。〔恩遇〕天子のめぐみ。〔輦道〕天子の車の通る道。〔洒掃〕水をまき、箒で掃くこと。〔鑾輅〕天子の乗る馬車。〔天歩〕国の情勢。〔榎楠〕楠木氏のこと。〔榎〕はクスノキに似た木。〔蟠結〕わだかまりむすぼれる。〔陰雨〕しとしと降る陰気な雨。〔旗影彎〕楠木氏がついには滅んだことを指すか。

【訳】

東海の大魚(北条軍)が鱗や尾を振り立て、黒い荒波を蹴立てて押し寄せるような勢いで(関東から攻め寄せて)帝座を汚し、後醍醐天皇を隠岐島に流した。隠岐島の風雲ははなはだ傷ましく、日本六十六州は総て賊のものとなった。

將軍たちは天皇に呼応し、反旗を翻した。この時、楠木正成は一身で怪しい気を払いのけ、鎌倉方百万の賊軍に立ち向かった。戈を揮って没もうとする太陽を招き返そうとして、(齊の田单が即墨で兵士とともに城を築いて戦ったように)赤坂・千早城を築き、軍勢を率いて戦った。正成は藁人形を押し立てて人の列の

ように見せかけ、雲梯を造り、谷を登って攻めようとする賊兵は梯を焼き払われて叫びながら落ちていった。

こうして正成は、長い年月を耐え忍ばれた天皇の厚遇に応え、天皇の通られる道を通き清め、その輿をお迎えした。最も論功行賞に与かるべきは正成であつて、誰が足利尊氏と新田義貞(李光弼と郭子儀に擬える)が天下を安定させたというのか。

文武に才能を発揮した正成も、正当な任務を得ることが出来ないうちに、前門の虎(北条氏)を防いだかと思つて後門の狼(足利氏)が攻めてくるという禍が起こった。楠木氏はお健在で、天皇は以前のように正成を頼り、帝位を守ることができた。巨大な建物をささえた一本の木が倒れたのは誰の罪だということか。湊川に降る陰鬱な雨に軍旗の影は靡き伏している。

君は見るだろう、五百年後にこの一片の石を。そこに刻まれた(嗚呼忠臣楠子之墓)の)八字がどうか英雄の霊を慰めてほしい。

(欄外・朱筆)

前狼後虎以下數句一作  
獻策帝閭何得達  
設身賊陣不重還  
猶餘兒輩繼微志  
一門骨血藏王事  
使無南木存舊根  
難有北闕知何地  
攝山逶迤海潮鳴  
松楸空濺英雄淚

「前狼後虎」以下の數句、一に  
「策を帝閭に獻じて 何ぞ達するを得ん  
身を賊陣に設けて 重ねて還らず  
猶お 兒輩を余して微志を繼がしめ  
一門の骨血 王事に藏す  
南木をして旧根を存する無からしめば  
北闕の何れの地なるかを知ること有り難し  
攝山 逶迤として 海潮鳴り  
松楸 空しく英雄の涙を濺ぐ

若不見五百年後一片石

若<sup>なほ</sup> 見<sup>み</sup>ずや 五百年<sup>ごひゃくねん</sup>の後<sup>のち</sup> 一片<sup>いっぺん</sup>の石<sup>いし</sup>

八字聊慰可英□

八字<sup>はちじ</sup>聊<sup>い</sup>か英<sup>えい</sup>□を慰<sup>なぐさ</sup>むべし」に作る

【語釈】

〔帝園〕天子の宮門。〔逶迤〕うねうねと曲がる。〔松楸〕マツとヒサギ。墓地に植える木。転じて墓地のこと。

【訳】

前狼後虎以下の数句は、ある本では以下のようになっている。  
策を天子の宮門に献じたが、どうして栄達を得られようか。身を投げ出して敵陣に攻め込み、二度と帰らなかつた。なお子供らをとどめて我が志を継がせ、一門の者の骨も血も王事のために尽くした。楠木氏が朝廷の正統を保つてくれることがなかつたら、朝廷がどのような地にあるかを知ることが難しい。摂州の山はうねうねと曲がり、波の音が近くに聞こえ、墓地では英雄が無念の涙を濺ぐばかりだ。君は見ただろう、五百年の後、一片の石に刻まれた八字がわずかに英雄の魂を慰めているのを。

(欄外)

第三句作

第三句

綉幃不遮英雄夢

「綉幃<sup>しゅうき</sup> 遮<sup>さ</sup>らず英雄<sup>えいゆう</sup>の夢<sup>ゆめ</sup>」に作る。

第五句作

第五句

牙旗揚々臨

「牙旗<sup>がき</sup>揚々<sup>ようよう</sup>として臨<sup>りん</sup>む」に作る。

【語釈】

〔綉幃〕綉は綿の一片。繡と同じく用いる。繡は、縫い取り。縫い取りした布にしき。幃は、一重の帳(単帳)。〔牙旗〕大將軍の旗。

【訳】

第三句は、「綉幃<sup>しゅうき</sup> 遮<sup>さ</sup>らず英雄<sup>えいゆう</sup>の夢<sup>ゆめ</sup>」(錦繡の帳も英雄の夢を遮らない)に作る。  
第五句は、「牙旗<sup>がき</sup>揚々<sup>ようよう</sup>として臨<sup>りん</sup>む」(大將軍の旗は得意げにこれに臨んでいる)に作る。

以上、今回は、1. 擬古(未詳) 2. 紀遊五首(寛政九年) 3. 詠古五首(寛政九年) 4. 一谷歌(寛政九年) 5. 湊川歌(寛政九年)の十三首について訳注を行った。



# 広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡 — 翻刻と解題 —

湯谷 祐三  
廣森 美枝子

## 【解題】

雲華上人（一七七三〜一八五〇）は、江戸後期、頼山陽・田能村竹田らと雅交を繰り広げたことで知られる東本願寺の学僧である。筆者は雲華研究の一環として、中津市の雲華書簡などを翻刻紹介したことを皮切りに、道具屋の神戸氏や篆刻家田辺玄々などに宛てた雲華書簡五十通（往簡三十二通、来簡八通）や、雲華の雅友で山陽の主治医でもあった小石元瑞に宛てた書簡計二十六通などを翻刻紹介してきた<sup>1)</sup>。そしてこのたび、広島県立歴史博物館が所蔵する雲華書簡全九通の閲覧が許可されたため、その翻刻と解題を行いたいと思う。

その内訳は、「儒家・文人尺牘卷」として成巻された資料の冒頭から計七通の雲華書簡と、これとは別に一紙物で存在する菅茶山宛の二通の雲華書簡（重要文化財菅茶山関係資料書状類403・404）の合計九通である。便宜上、これらに【広1】〜【広9】までの通番号を振った。

宛先でまとめると、【広1】〜【広6】までが隆藏宛、【広7】が村瀬藤城宛、【広8】・【広9】が菅茶山宛の、すべて雲華発信書簡である。

まず、【広1】〜【広7】を納める「儒家・文人尺牘卷」は、その冒頭に村瀬太乙による「甲寅後七月」、すなわち安政元年（一八五四）閏

七月に書かれた序文が置かれている。村瀬太乙は、頼山陽の京都開塾以来の古い知己である村瀬藤城の伯母の孫にあたる人物で、山陽に師事して、晩年は犬山藩儒をつとめた。今日ではユーモラスな絵画作品が注目されている。その序文は、この「儒家・文人尺牘卷」の成り立ちを直接物語るものであるから、その全訳を次に示す。原文は翻刻を参照されたい。

隆藏師はわたしと同じく美濃の人である。師の郷里（関）とわたしの郷里（上有知）は隣り合っている。往時、わたし達は同時期に京都へ出て、隆藏師は雲華院大含上人に、わたしは頼山陽翁に、それぞれ師事した。時には、酒を入れた瓢箪や、茶籠を携えて、雲華・山陽の二翁につき従って遊山した。今、二翁は既にどちらも逝去された。隆藏師は、雲華・山陽の二翁とその他の手紙をまとめて一卷となし、わたしに序文を請うた。けだし、二翁が家兄士錦（村瀬藤城）に宛てた手紙には、わたしのことに言及した部分もある。今読んでみると、まるで昨日のことのように思われる。指おり数えれば、一つは十年前、一つは二十年以前である。そして、家兄もまた昨年（嘉永六年、一八五三）の秋に亡くな

った。ああ、わたし達だつてどうして老いないことがあるう。隆蔵師よ、人生は夢かまことか、どう思われるか？。わたしはこの夢が長く覚めないことを願う。往時を追憶して一文を巻頭に記すが、ただこれは夢中のうわごとのようなものだ。隆公師よ、お笑いおきください。甲寅（安政元年、一八五四）後七月、太乙老人併書。

つまり、村瀬太乙と同国である隆蔵師は、太乙が頼山陽の門下にしたのと同時に、雲華上人に従学して在京しており、おりおりには山陽・雲華の遊山に酒茶を持って随行していたが、両先生も亡くなり、太乙の縁者で山陽古参の門人でもある村瀬藤城も亡くなった翌年の安政元年（一八五四）に、隆蔵師は手許にある先師たちの書簡を一巻に表装して、その序文を太乙に求めたのである。これで、「儒家・文人尺牘卷」中の雲華書簡計七通の内、六通までが隆蔵宛のものであることの説明がつく（残る一通は村瀬藤城宛）。

それではこの隆蔵師とは如何なる人師であろうか。【広5】【広6】などによると、雲華の北陸行にも随従しており、雲華の差添（侍者）を勤めていたことがわかる。【広1】の末尾に「関正慶寺」とあり、岐阜県関市前町には「照慶寺」（真宗大谷派）があることから、平成三十年二月二日に同寺を訪問した。幼稚園が併設されており、園児の元気な声が響く中、住職鈴木専英師にお話をうかがうと、その墓域にある隆蔵師の墓碑に案内された。その碑文は村瀬太乙の筆で、「緑天院権律師隆蔵、安政六己未三月十二日逝矣 明治十三庚辰十月建之 法外友人太乙七十八翁誌」と彫られている。これによれば、隆蔵師は書簡集を



写真1 太乙筆隆蔵墓石（関市照慶寺）

装巻してから五年後の安政六年（一八五九）に示寂しており（年齢は未詳）、それから二十一年後の明治十三年（一八八〇）に、当時七十八歳の村瀬太乙により、この墓碑が建立されたのである（太乙は翌年逝去）。この太乙自筆の隆蔵の墓碑銘は、従来の太乙の研究書等には紹介されていないようなので、ここに掲げておく（写真参照）。

それでは以下順に雲華書簡全九通の内容を一つずつ概観し、各書簡の作成年次を考証していく。その過程で使用する資料として、雲華の漢詩草稿である「雲華草」を中心に活字翻刻した赤松文二郎氏編『雲華上人遺稿』（昭和八年、後凋閣）は『遺稿』、現在最も詳細な雲華の

年譜である拙編『雲華上人年譜稿』(『寺社と民衆』一〇、二〇一四年三月)は『年譜稿』とそれぞれ略称する。

【広1】は、文中「御殿講」で「易行品」を勤めたとあるから、これを『年譜稿』で確認すると、天保十年(一八三九)雲華六十七歳の作成と考えられる。「易行品」とは、龍樹造・鳩摩羅什訳『十住毘婆沙論』巻第五所収「易行品」第九のことで、その内容は、仏教を難行路と易行道の二種に分け、憶念称名を易行の法とし、特に阿弥陀仏の本願や往生の利益が示されている。

雲華は既に天保元年(一八三〇)春、九州の四日市御坊で「易行品」を講じ、『易行品真宗義』二巻も撰述している。また、天保三年(一八三二)夏には、佐伯の善教寺でも「易行品」を講じるなど、その講釈を得意としたようで、それが天保十年の御殿講につながっているのだろう。この講義は九月二日から十月七日までおよそ一ヶ月にわたって開講された。

本書簡には、それぞれ「題竹山詩卷」・「題蘭」と題された二つの五絶詩が記されている。前者は、天保十年の「雲華草」に「題竹山老人詩卷」として所収されている(『遺稿』二三三頁上)。その転句「声容猶在座」(「雲華草」では「言容如在座」)からすれば、「竹山老人」は既に亡くなって久しいが、その詩を読めば老人の声が髣髴するという。

雲華がかつて出会った可能性のある「竹山」と号する詩人は、中井竹山(名は積善、字は子慶)が考えられる。弟の履軒と共に五井蘭洲に朱子学を学び、懷徳書院院長となった。また、片山北海を盟主とし

て大坂で結成され、頼山陽の父春水が参加していたことでも知られる漢詩結社、混沌社にも関係しており、寛政十二年(一八〇〇)九月五日に二十一歳の山陽が京都へ出奔したおりには、十月一日に母梅颯に手紙を送っている。ただし、竹山は雲華三十二歳の文化元年(一八〇四)二月二日に七十五歳で逝去しており、これ以前の雲華と竹山との直接の接点は確認できていない。ここでは若き日の雲華がどこかで竹山の警咳に接していたと考えておく。次の「題蘭」と題する五絶詩は、天保十年も含めて『遺稿』不掲載の作品で、逸詩として貴重である。

隆蔵が居住する関に關係した内容として、「先年鉄屋松兵衛」からもらったという「懐中小刀」や「御小刀」をまた送って欲しいと記しているのは興味深い。現在も「刃物の町」として著名な関ならではの産物である。この「鉄屋松兵衛」については、【広4】にも出ている。

末尾に「托商嶺」とあるから、本書簡は「商嶺」なる人物に託して送達されたようであるが、この人物については、東本願寺高倉学寮の内部資料である『上首寮日記』の天保十年九月二十八日条に「美濃商嶺公帰国二付、絵付御納戸江願之」とある「商嶺」と同一人物と考えられる<sup>(2)</sup>。これは天保十年という本書簡の年次推定を更に補強する根拠ともなる。

【広2】は、「老拙事も正三より考妣遠忌二付、帰国候」とあること、日付が「後十一月六日」とあり、閏十一月を持つ年であることなどから、天保三年(一八三二)の書簡と断定できる。文中「画欲無余白…」の五絶詩が、天保三年の「雲華草」に掲載されていることも傍証とな

る(『遺稿』一七六頁上)。この年は九月に頼山陽が逝去しており、一方、正月から九州へ下向していた雲華は春から秋にかけて、岡や戸次、そして自坊正行寺のある中津で田能村竹田と過ごし、山陽逝去の報も竹田と共に接している。

書簡冒頭には、「二月十二日之書状」を唯今(後十一月六日)披見したとある。この年雲華は正月三日に朝夕二度も山陽と面談して両者苦笑している。結果的にはこれが永訣になるとは知る由もなく、雲華は翌四日に帰郷の途についた。その理由については、「考妣遠忌二付、帰国候」とあるように、四月七日から同月十四日までの一週間にわたり、故郷豊後岡の生家満徳寺にて、天明四年(一七八四)に示寂した実父円寧師の五十回忌法要を執行し、合わせて実兄円黙師の六十賀を祝うことがあった。

加えて、「考妣」は亡父と亡母の両者を意味するから、雲華の実母の遠忌も兼ねていたようだ。雲華は文政元年(一八一八)の「戊寅除夜」七絶詩の中で「哭妻喪母事参差」と詠んでおり(『遺稿』一一四頁下)、筆者は他の資料も勘案して、この「喪母」こそ、満徳寺故円寧師室である雲華の実母と考えている(雲華は自身がその継嗣となった正行寺頼恵鳳嶺師に嫁いだ実姉を「養母」と称している)。天保三年(一八三二)はその十五回忌ということになる。

ところでこの書簡には一つ不可解な点がある。文中「越年とも存候処、帰京候様ニ申参、無抛、先月御忌前ニ帰京申候」と記しており、これによれば、雲華は九州で越年するつもりであったが、帰京するようにとの連絡があったため、よんどころなく「先月御忌前」つまり宗

祖親鸞の忌日である十一月二十八日以前に帰京したという。

確かにこの年雲華は十一月十三日に帰京しており書面と矛盾しないが、急な帰京の理由は他でもない、去る九月二十三日に頼山陽が逝去したという知らせを、十月二十二日に中津で知ったからであった。即座に上洛の途に付いた雲華は、八日後の十一月朔日には広島に頼山陽実母梅颯を訪ね、二十日後の十一月十三日には着京すぐに頼家を弔問している<sup>(3)</sup>。

雲華が本書簡を草したのは閏十一月六日であるから、山陽の逝去から既に二ヶ月以上が経過しており、隆蔵の居住する美濃地方にも、当然その報が達しておかしくない。しかし雲華がここで全くそのことに言及しないのは何故か。【広4】には「御作御見せ被下、一面白事二候」などとあり、隆蔵も漢詩を詠む人物であることがわかる。たとえ彼自身は山陽と直接の面識がなかったとしても、雲華が刎頸の交わりというべき畏友の逝去に一言も触れず、急な上洛の本当の理由について一切黙っているというのはいささか奇異に感じられない。

【広3】の年代については、書簡中の次の五律詩が手がかりとなる。

尋梅何処去 散步避蹄輪  
嶺雪猶殘臘 林芳僅首春  
烹茶溪有水 置酒地無塵  
醉後歸城路 慇懃問野人

この詩は『遺稿』未収録であるが、『遺稿』は残念ながらいくつかの年次が欠落している。しかし、それらの年次の雲華の漢詩草稿「雲華草」が当初から無かったわけではなく、『遺稿』刊行時点で紛失していたと筆者は推定している。

よって、今後そうした『遺稿』未収録の「雲華草」の出現が期待されるが、現時点で『遺稿』の欠落を補う資料として、龍谷大学図書館蔵の『半雲隨筆』に所収される「雲華起草」が挙げられる<sup>(4)</sup>。その中の「雲華起草八」に「正月同竹田小石両兄遊西郊」と題する五律詩が収録されており、その詩句は前述の五律詩と一致することから、この五律詩が或年の正月に田能村竹田・小石元瑞らと西郊に遊んだ時のものであることがわかる。このことは「早春二竹田・小石と探梅之時之作」という書簡の文章とも合致する。

さらに、「雲華起草八」のこの五律詩の後には「和山陽老兄遊月瀬六絶韻」詩が見られることから、これらの漢詩は山陽が生前只一度月ヶ瀬に探梅した年、すなわち天保二年(二八三二)の作品と推定できる。天保二年の「雲華草」は『遺稿』に欠落しており、「雲華起草八」のこれらの詩は従来未見の逸詩として貴重である。如上の検討により、本書簡の年次は天保二年と考えられる。

ちなみに山陽は、この年の月ヶ瀬行に並々ならぬ意欲を示し、雲華を始め竹田や篠崎小竹らにも事前に勧誘していたが、何故か都合の悪い者が多く、雲華や竹田・小竹など山陽莫逆の知己が軒並み欠席している。山陽は翌天保三年九月に逝去するため、ついに山陽との月ヶ瀬探梅の機会を失った雲華は、天保四年春に同地を訪れ亡友を追憶する

のであった。書簡の内容としては、昨秋旅中で世話になったことや村瀬藤城からも手紙を得たこと、隆蔵の弟が雲華に入門したこと、干し柿への謝礼なども記されている。

【広3】と【広4】の間には、紙幅を異にする紙片がはさまれており、かつて雲華が漢詩の添削を受けた博多の儒者亀井南冥を追慕する五絶詩二首が記されている。その詩句に「豪談猶在耳、二十四年前」とあり、二十四年前の南冥の「豪談」がいまだに耳に残っているという。雲華と亀井南冥との初見は享和元年(一八〇一)で、それ以後の交流は漢詩稿の添削のやりとりであったと考えられるから(『年譜稿』、初見時から二十四年後とすると文政八年(一八二五)、あるいはその前年の製作と考えられるが、『遺稿』にこれらの五絶詩は見られず、やはり逸詩であろう)。

【広4】は、文中「九月御立柱ニハ御上京とも存し居候」とあることが年次推定の根拠になりそうであるが、雲華の伝記中これに相当する記事をいまだ見いだしていない。それとは別に、「鉄匠松兵衛氏より被懸心頭鉢御送恵」云々とある「鉄匠松兵衛」が、【広1】に出てきた「鉄屋松兵衛」と同一人物であろうことに注目して、本書簡は【広1】に続くものではないかと考え、しばらく【広1】と同一年次、すなわち天保十年(一八三九)のものと考えておく。この「松兵衛」は「業余風流被楽候よし」という人物であるから、刃物製作の傍ら、何らかの「風流」を楽しんでいたようである。その他「岐州之名産小鮮一箱」

への謝辞もある。「小鮮」とは小魚の佃煮などであろうか。美濃の土産としては、【広2】に出る「乾柿」（干し柿）やこの「小鮮」が一般的であったようだ。

【広5】【広6】の二通（どちらも六月九日付）は、雲華の「越後行」（北国巡教）に言及することから、天保四年（一八三三）六月九日のものと断定できる。この巡教は天保四年秋から翌年三月までのおよそ七ヶ月に及ぶ長期の旅行で、その行程は越前・越後の親鸞や蓮如の旧跡を巡拝し、諸所で法話をおこない、信濃善光寺に参詣して中山道より帰洛するというものであった（『年譜稿』）。雲華にとっては、前年に畏友頼山陽を失っており、その一周忌（九月二十三日）を目前にしての出発であった。しかも、巡教の途次の越後で迎えた歳末、自坊正行寺の継嗣に据えていた大有広慶師が十月既に急逝していたという、思いもよらない悲報に接する。しかし、公用の途中で法務を離れることも出来ず、悲しくもどかしい思いで、住持を失った寺をよくよく守るようにと自坊に手紙を草している<sup>(5)</sup>。

この二通の書簡からは、北国巡教の出発直前の雲華の様子が判明する。隆蔵自身が巡教への同行に同意していたというのは初めて知る事柄である。そして当初は高山経由となっていたが、これは取りやめとなり、京都から北国まわりで越後へ出るという行程に変更された。【広5】によれば出発の日取りは、「七月十日前後」「多クハ十一二日頃」と述べているが、同日に続けて発せられた【広6】によると、法話の予定地（越後三条御坊か）の「差支」により、出発は遅れて「八月朔

日二日頃」と改められた。

雲華が両書簡で繰り返し確認しているのは、美濃から出発する隆蔵が、雲華の出発日までに必ず上洛しているようにという点である。道程としては、琵琶湖の東岸を通る北国街道を利用するなら、美濃から来る隆蔵とは、中山道と北陸街道が交わる「鳥井本」あたりで合流すればいいようなものだが【広5】、あえて雲華は隆蔵の上洛を念押ししている。その理由としては、「荷物など入組ニ而不便宜」（荷物が複雑で都合が悪い）ことを挙げている。荷物についてはさらに、「荷物ハ専ら省略被成候」（広5）といい、「拙か荷とも二本馬一疋二候」（広5）・「手前荷物共々本馬一疋二候」（広6）と、雲華・隆蔵二人の荷物を合わせて「本馬」（一定の賃金で利用できる宿場の駄馬）一疋におさめることを繰り返し強調し、荷物は「手軽可被成候」と最小限にするよう指示している。

なお、【広6】では出発の日取りについて「八月朔日二日頃」と述べているが、遅延の理由は不明なるも、実際の出発は更に遅れて九月四日の出発であったことが、小石元瑞宛雲華書簡により判明している<sup>(6)</sup>。このことは、翌年三月の帰京の日に雲華が詠んだ五絶詩に「去年重九前、黄菊別京去、今日又帰来、紅桃媚随处」（『遺稿』一九二頁下）とあり、重陽の前に出発したと詠んでいることと符合する。

【広7】の宛所はこれまでの書簡と異なり、隆蔵ではなく村瀬藤城である。村瀬藤城は、名は斐、字は士錦、通称平次郎、藤城・庸斎・嘉溪徳と号した。上有地（現美濃市）の庄屋の出身で、頼山陽に師事

した人物である。その弟の秋水は南画をよくし、山陽や雲華とも面識があった<sup>(7)</sup>。

本書簡の発信年次は、雲華が名古屋へ行った後で大垣に滞在していることを根拠として、天保十四年(一八四三)八月二十七日と考えられる。この年、七十一歳の雲華は七月二十二日に尾張に下向し、同月二十七日には名古屋御坊で『三経往生文類』を開講、その後、大垣市新町に所在する東本願寺の大坊である等覚坊で講話して九月一日に帰洛している(『年譜稿』)。

文面によれば、名古屋滞在中の雲華に隆蔵を通して「賀詩」が贈られた。それには、「令弟画上ニ御題」したものがあつたという。この「令弟」とは藤城の弟の秋水であろう。秋水は庄屋としての職務に多忙な兄に代わり家業に従事していたが、本来は文人画家を志していた。

また、当時五十三歳の藤城より「頼家未亡人へ御送之品」を託されたよう、遺族が「一家無事」であることを述べ、帰京後直接届けることを約している。更に、名古屋では当時四十一歳の村瀬太乙と「両三回」会談したことを記す。近年、その飄逸な画風と特徴的な書体で評価が高まっている太乙は、藤城の父方の伯母の孫にあたる人物で、文政八年から山陽逝去の天保三年までその門下にあつて在京していたから、雲華とも当然面識があつた。師の逝去後は帰郷し、天保八年(一八三七)には名古屋の長者町に開塾していた<sup>(8)</sup>。二人は来月の「山陽忌月」の催式について話し合ったようで、山陽逝去後十一年を経ても、ゆかりの人士がその忌辰に集つていたことがわかる。その他、「洲渚」(涅槃のことであるという)なる珍しい仏教用語を用いた、『遺稿』未

収録の七絶詩を記すなど、内容豊かな書簡である。以上が成巻された『文人書簡集』の冒頭からの雲華書簡全七通である。

次に【広8】と【広9】は、どちらも菅茶山に宛てた雲華の書簡である。まず、【広8】には計五首の七絶詩を含み、これらは次に一覧するごとく文政八年・同九年の「雲華草」に含まれるもので、加えて書面中に「先日ハ米庵上京申候」と、市河米庵の上洛を報じていることから、【広8】は文政九年(一八二六)の書簡と断定できる。ちなみに、雲華は文政七年の七夕に米庵と隅田川で船遊びを共にしており面識があつた(佐藤一斎・小田百谷らも同船)。それでは文中の七絶詩五首と『遺稿』掲載頁の対応関係を一覧しておく。なお、書簡中の漢詩句と『遺稿』中のそれとでは一部異なる箇所もある。

- 「一盆磁斗托精神……」七絶—文政九年(『遺稿』一六一頁下)
- 「観荷古寺正清晨……」七絶—文政八年(『遺稿』一五四頁下)
- 「僧房借笠両驢足……」七絶—文政八年(『遺稿』一五四頁下)
- 「山河相宅竟賓天……」七絶—文政九年(『遺稿』一六二頁上)
- 「普天無地定行宮……」七絶—文政八年(『遺稿』一五九頁下)

このように雲華は前年と当年の自作の漢詩を抄出して、「御雌黄可被下候」と茶山に批正を依頼している。ところで文中「肉食僧之称ハいよいよ妙といふ事に候」とある「肉食僧」とは何か。これは茶山が雲華につけた一種の「あだ名」なのである。そもそも雲華と茶山との交

際は、文化元年（一八〇四）四月に雲華が神辺に茶山を訪ねたが不在で会えず、文化十年（一八一三）には茶山から雲華に五絶詩が贈られたよう、雲華はそれに次韻して十二首もの五絶詩を詠み茶山の詩境を絶賛しているが、これは詩のやりとりであって、直接面会したわけではない。

雲華と茶山の実際の面会が文政元年（一八一八）に実現したことは、吉野の花を楽しんで旅していた茶山の『大和行日記』に見える。この年、富士登山に出発するために上洛していた雲華は、四月四日に阿部良山が円山の左阿弥陀で開いた大規模な雅宴で凶らずも茶山と邂逅した。文化元年に面会を希望してより十四年後のことである。その後、同月十二日には発掘品の古鏡や養老年間の古木の印を茶山に示すなど古玩癖を発揮し、その翌日十三日には茶山より富士登山壮行の七絶詩をもらっている。雲華は同月十六日にも茶山に菓子を贈っているが、それ以降、雲華に関する記述は無くなるため、ほどなく東行に出たと思しい<sup>(9)</sup>。

二人の実見はこの時がはじめてと思われるが、会見を喜ぶ雲華の詩がないのはやや不審である。例によって「雲華草」は文化八年・同十三年の分を欠いており、これらの年にどこかで面談していた可能性がないでもないが、茶山側の資料にもそのような事柄は見当たらないため、しばらく両者の実見は文政元年のこととしておく。

その後の両者の関係は、文政五年（一八二二）七月十二日に雲華が茶山を神辺に尋ねている。雲華が贈った七絶詩には「屈指五年塵土夢」とあるから（『遺稿』一三三頁上）、両者の面会は文政元年以来である

う。茶山も雲華に次韻・重韻して七絶詩二首を残している。雲華は二日ほど廉塾に滞在したようで、「夜指語言幽味長 耳冷心醉臥高堂：」などと詠んでおり（『遺稿』一三四頁上）、深更まで茶山と文事を談じて尽きることがなかった。

更にこの時、雲華は茶山から「鴻雪」の号をもらい、大小取り合わせて数枚を書いて贈られ、感激している（「茶翁書鴻雪二字数張見惠云、大小取舍、適其用、感佩曷已、賦此謝呈」五絶詩）。「鴻雪」とは「雪泥鴻爪」ともいい、蘇東坡の詩に由来する言葉で、雪についた鳥の爪あとが消えて無くなるように、人の足跡も消えやすいことを意味する。諸国を巡教してまわった雲華はこの号が気に入ったようで、京都の自分の居室を「鴻雪処」と名付け、頼山陽にその「記」を書いてもらった<sup>(10)</sup>。

雲華と茶山最後の接点となったのは、【広5】書簡中に出る「肉食僧」印の一件である。この件については、書簡が書かれる前年の文政八年（一八二五）の、雲華と篠崎小竹の古詩のやりとりから、事の次第をうかがうことができる。小竹は「大含上人食肉歌」の割注で、「茶山翁嘗嘲上人、為肉食僧、上人刻三字印自佩」と述べている（『小竹齋詩抄』巻二）。つまり、肉食する雲華を菅茶山が揶揄して「肉食僧」と称したところ、雲華はその三字を印に刻んで携帯していたのである。雲華が属する浄土真宗（親鸞門流）は肉食妻帯を嫌わずという宗風ではあるが、江戸時代の一般的意識としては、他の仏教諸宗派と較べて特異な印象を与えていたことは否定できない。

山陽との長年のやりとりからわかるように、茶山は親しい人間にはかなり辛辣なことでも思ったことをそのまま口に出す傾向があり、



「肉食僧」もそうした発言の一つであろう。それを否定することなく、むしろよしとして印に刻んだのは雲華の面目躍如である。ただ、実際にそれを落款に使用したような書画は管見に入っていない。ちなみに小竹は「上人嗜蛤」と記しており、雲華は蛤が好物であったようだ。また、この件について直接言及した茶山側の資料は関知しないので、文政八年・九年頃に雲華と茶山が直接面談したということはないだろう。よって、両者の面談は文政五年が最後と考えられる。その他、本書簡には山陽や米庵の名も見えており、茶山最晩年の雲華との交流の実際がわかる貴重な資料である。

【広9】は文中「楓橋琴と申古琴」に言及していることが手がかりとなる。雲華は文化六年(一八〇九)の六月から八月の約三ヶ月にわたり、生涯只一度の長崎滞在をしたが、その際、旧知の日藏師(日田長福寺の法幢)より、楓橋隱者旧蔵で丁卯(文化四年)に舶載されたという古琴を贈られ、「古琴歌」まで詠んで感動を表現した。これがすなわち「楓橋琴」である。書簡中で雲華はこの琴について、「何分一首御寄題被下候様ニ奉希候」と、茶山に題詩を願っていることから、本書簡の作成年次は文化六年と考えられる。

他に、「先年御訪申候節者、御東行御留守にて不接高説」とあるのは、【広8】の項で既述のように、文化元年(一八〇四)四月に雲華が茶山を神辺に訪ねたおりには、茶山不在で面会できなかったことを指すのだろう。また、「久太郎殿より御書状被下…」と、茶山が雲華への書簡を頼山陽に言付けたことを述べるが、雲華と山陽との初見は本書簡

の前年文化五年(一八〇八)四月のことで、山陽はまさに本書簡が書かれた文化六年の年末に茶山の廉塾を手伝うべく神辺に到着したのである。その他、雲華は茶山に「御評語」を求めるとして、本書簡に「野詩二首」や「野稿」を添付したようだが、現在それらは見当たらないようだ。

以上、広島県立歴史博物館に所蔵される雲華上人の書簡を概観し、それぞれの作成年次を考察した。一通一通の文面を讀んでみると、これまでで紹介した雲華書簡と同様、いずれも雲華やその周辺の動向について貴重な情報をもたらすものであった。今後も雲華書簡の探索と分析につとめていきたいと思う。

最後になりましたが、所蔵資料の翻刻を御快諾いただきました広島県立歴史博物館と、資料の閲覧にあたり御高配いただきました同館主任学芸員岡野将士氏、頼山陽史跡資料館の主任学芸員花本哲志氏に厚く御礼申し上げます。

表1 広島県立歴史博物館所蔵雲華発信書簡一覧表

番号	書き出し	月日	宛先	署名	推定年次
【広1】	冷氣増候処、	九月尽	隆蔵様	雲華院	天保十年（一八三九）
【広2】	二月十二日之	後十一月六日	隆蔵様	雲華院	天保三年（一八三二）
【広3】	薰披、春寒漸 弔亀南冥翁墓	二月十二日	隆蔵芳衲	大舎	天保二年（一八三一）
詩稿片		なし	なし	なし	文政八年（一八二五）？
【広4】	廿三夜御認出	十月小春日	隆蔵様	大舎	天保十年（一八三九）？
【広5】	五月廿一日之	六月九日	隆蔵様	雲華院	天保四年（一八三三）
【広6】	今朝一書指出	六月九日	隆蔵様	雲華院	天保四年（一八三三）
【広7】	久々御無音申	八月 廿七日	藤城詩兄	大舎	文政九年（一八二六）
【広8】	去年浪花より	五月十四日	菅先生	大舎	文政九年（一八二六）
【広9】	啓上、寒之候、	十二月十七日	茶山老先生	大舎	文化六年（一八〇九）

【凡例】

- 一、ここに翻刻する資料は、広島県立歴史資料館所蔵の雲華発信書簡全九通である。
- 一、各書簡に、【広1】から【広9】までの通番号を付した。
- 一、通行の字体を使用した。
- 一、改行は原本通りとした。
- 一、虫損あるいは切断等により本紙自体が欠落して不読の箇所は□で示した。
- 一、本稿の作業分担は、湯谷が翻刻原稿を作成して廣森がこれを補正し、不明不審箇所等については両者で検討を重ねて成稿した。解題は湯谷が執筆した。

【翻刻】

隆公与余同濃人也。其郷相隣、前時同出遊京師、隆公従大舍上人、余従頼翁。即学焉。時々携瓢酒、肩茶籠従二翁之遊也。二翁既已逝矣。隆公併二翁及某等書翰為一卷、請余一語、蓋以二翁贈家兄士錦書中傍及余事也。今觀読而思之事如

昨日。屈指一在十年之前、

一在二十年之前也。而士

錦亦去秋逝矣。嗚呼、余

輩安得不老焉也。隆

公、人之居世夢乎真乎、

如何見之也。然余欲此夢

之長不覺也。追懷往時

題一語於卷首、亦唯是

夢中之嚙語耳。隆

公笑而置之可也。

甲寅後七月

太乙老人併書。

【広1】

冷気増候処、弥御清勝

奉珍重候。老拙も此節

御殿講（易行品）相勤候。来月五日得

滿了、直二引続、御式文

被仰付、多忙ニ存候。然者、

御願候義、

懷中小刀

（ウスキ手軽き品、

先年鉄屋松兵衛力

惠候品申候。先達而

人ニ被取候間、今一ツ

ほしく候)

御小刀

〈手箱ニ入候。此も

室入也。

此も松兵衛より被惠候

通り)

右御聞合、早々御答

可被下候。代物ハ御聞可

被下候。近作、

題竹山詩卷

勝地会諸彦、清遊

成昔時、声容猶

在座、読尽竹翁詩。

題蘭

晩節香愈送、

繁霜色不侵、

□院人株後、

誰念見山心。

御わらひ可被下候。

御序ニ藤城翁ニ

御転見可被下候。余ハ

省之候。以上。

九月尽

封 十月廿日夜筆(別筆)

関正慶寺

隆蔵様 雲華院

用事

托商嶺

【広2】

二月十二日之貴状、

此節薰披申候。時下

漸寒弥御清勝奉珍

重候。老拙事も正三より

考妣遠忌ニ付、帰

国候。越年とも存候処、

帰京候様ニ申参、無

抛、先月御忌前ニ帰

京申候。御状も拝見申候。さて

乾柿十頭被下忝存候。

此節開緘申候処、味

一向ニ不変、勿論、腐

乱之状無之、妙味御座候。

好品々給候。別賞玩

申候。尚又御作も妙御座候。

六ヶ敷事を、よく八云

とり被成候と存候。拙作ハ

画欲無余白、蘭

芳竹自萋、塗鴉

人莫咲、恐被俗

僧題者、近日ニ作申候。

令弟御上京ニて、一寸者

於御堂ニ得貴顔候。

余者省之候。以上。

後十一月六日 雲華院

隆藏様

【広3】

薰披、春寒漸退候処、

弥御清勝奉珍重候。実ニ

昨秋ハ過期日申候。御世話ニ

相成申候。併旅中解悶

忝存候。いろく御深志被下

嬉しく存候。藤城翁よりも

此節者書状参候。時々拝候。

御礼申候。さて令弟事、

兼々御頼、入門ニ被遣、

委細畏候。為指御世話も

難成候へとも、因縁事と

存候間、御辞退不申候。夫ニ付

重寿乾柿忝存候。

何分出精候様ニ有之度候。拙も

当年之動静未決候。

余者期後喜候。以上。

二月十二日 大含

隆藏芳柄

早春ニ竹田・小石と

探梅之時之作

尋梅何処去、散步

避蹄輪、嶺雪猶残臘、

林芳催首春、烹茶

溪有水、置酒地無

塵、酔後帰城路、慙懃

問野人と申様之事ニ候。

隆藏様 雲華院

御返事

〔詩稿〕

弔亀南冥翁墓。

白髮書童字、寒

山碧石余、憶昨過  
嶺路、行尋坦水  
庵。

拜翁無答石、彷彿  
皇弔九泉、豪談  
猶在耳、二十四年  
前。

願弔先生去、新  
鮮累々墳、兒孫  
同地下、孝友定  
修文。

【広4】

廿三夜御認出候御状、  
昨日入手拝見。漸寒成候。  
弥御清勝奉珍重候。老拙  
無恙過渡申候。御安慰可  
被下候。さて、岐川之名産  
小鮮一箱被恵、久々にて  
味申候。偏忝奉謝候。御作御  
見せ被下、一一面白事二候。拙作  
一二書付入覚候。実二夏  
頃之御指添安心申候。忝存候。

九月御立柱ニハ御上京とも  
存し居候。先者御返書。  
早々以上。

十月小春日、大舎  
隆蔵様

尚々、鉄匠松兵衛氏より  
被懸心頭、缺御送恵、  
深志忝存候。此も弥御無為  
之状珍重、久々逢不申候。  
業余風流被樂候よし、  
尚よろしく、一札御頼申候。  
御上京ならハ、よられ候様ニ、  
御申添可被下候。以上。

十月小春日 雲華  
隆蔵様

【広5】

尚々産物被下忝候。家人も悦申候。  
よろしく御礼申出候。  
五月廿一日之御状、相達  
薫披候。弥御多福珍  
重存候。然者、越後行  
御談合出来申候。随従

被成候状、委細御申

越致安心候。しかし

御苦勞二候。尤高山

行ハやめ申候。京都より

直ニ北国通り、越後へ

参申候。出立ハ七月十日前

後ニ相成申候。多クハ十一二日頃

ニて相成候。其積ニて、御出

京可被成候。道と申せハ、鳥井本ニて

出会より外無之候。

されとも其外之事ニてハ

間遠候。貴君必京へ御

出可被成候。尚又、荷物など

入組ニ而不便宜ニ候。荷

物ハ決し省略被成候。此

方より三四人御迎候。荷

も山高ク申候。拙か荷ともニ

本馬一疋ニ候。其覚悟ニて

荷物留意可被成候。此段申

入候。早々以上。

六月九日 雲華院

隆藏様

【広6】

今朝一書指出候処、前剋

御納戸衆より来状候。越後迄

弥御坊御差向、法話之義、彼地

差支ニ付、八月五日より始候筈之処、

延引、八月二十日より相始候様ニ

相成候。此段、

御聞濟ニ相成候間、右之段、承知候

様ニとの事ニ候。左候へハ、八月朔日

二日頃ニ立申候。北国通ニ申候間、七月

廿七八日頃迄ニ京都へ被着候覚

悟ニて御上京被成候。夏末早々よりハ

ちと涼しく相成、途中も快氣と、

却而幸ニ候。此段御知らせ申候。御荷物

之義ハ、今朝之書状ニ申入候。手輕

可被成候。手前荷物共々本馬一疋

ニ候事ニ候。左様御心得被存候。以上。

六月九日

雲華院

隆藏様

【広7】

久々御無音申過候。剩暑

弥御清勝奉珍重候。老拙も

先般名府へ参行候。此節、

大垣ニ居候。実ニ名府滞留中ハ、

被托隆藏子、賀詩被送申候。

殊ニ令弟画上一御題候。

一入忝存候。初被申候も直ニ上物

御たのしみ候。又々申候。此も

直ニ上装、旅中大ニ楽申候。忝存候。

さて、頼家未亡人へ御送之品、

帰京後、直々相届可申候。此も

一家無事ニ被居候様子ニ候。

近来詩も一向ニ出来不申候。

此間、上一色とか申処ニて、

洲渚舍舟登道場、時来

松石覚風涼、開園試

記近明月、満目秋晴

餅餌香。

御叱正可被下候。洲渚ハ涅槃

経之説、仏果之事ニ候。洲渚

ニハアラス。早々以上。

八月廿七日。名府ニて太乙翁へ

両三回、逢話旧候。

来月ハ山陽忌月

催式急申候。

藤城詞兄

大含

従大垣行処

【広8】

去年浪花より上候一書之御返事、両回、一ハ

達自山陽、一ハ達自最善寺式部承候。

ご入念之事ニ候。懐中曆重宝申候。肉食僧之

称ハいよく妙といふ事ニ候。拙も尚夏ハ俄ニ

本山用被申付、講釈相勤申候。日々饒舌、しかし

大ニ疲申候。御推量可被下候。詩もいよく出来

不申候。山陽も参られず候。しかし一昨日ハ一寸参

申候。無事ニ被居候。先日ハ米庵上京申候。ちと面白御座候キ。

拙も秋ニ帰国申度候得者、備後ニ舟をよせ申度ものニ

存居候。頻ニ拝面申度候。さて詩ハ

一盆磁斗托精神、思是風姿不惹

塵、勁竹幽崑唯我友、李嬌桃艶

任他春。題蘭。

観荷古寺正清晨、池上青苔緑

作茵、大葉蔵花々不見、水中紅影

浴佳人。東寺観荷。

僧房借笠雨軽々、旧酒家楼眼

忽明、未举一杯先喚枕、午雞時



隔竹林□。朱雀酒樓。

山河相宅竟賓天、虎踞龍蟠

間二壑、拝跪園陵一坏土、平安

功德万斯年。桓武天王陵。

普天無地定行宮、海上旗旗觀

白紅、二十余年春夢短、説来猶向

四絃中。聽平語。

此たけ書付候。御雌黄可被下候。ちと御作

拝見ト奉候。御侍史ニ御意させ、一二首、

御見せ可被下候。余者再拝頓首。

五月十四日、講釈前、大含

菅先生、侍史

【広9】

啓上、寒之候、弥御嘉祥、

御状奉杳祝候。陳者、此節

久太郎殿より御書状被下、

先生御伝書之趣、千万

忝奉存候。先年御訪申

候節者、御東行御留守

ニて不接高説、遺憾

義に、今日、野詩二首

奉寄候。御咲許可

被下候。外ニ野稿相認

上申候。御隙ニ御評語

奉希御座候。尚又、拙家

の蔵、楓橋琴と申

古琴詩持申候。委細者

拙作ニて御承知可被下候。

何分一首御寄題

被下候様ニ奉希候。野詩

此外録呈仕度候へく候。

此節、野僧、小癩ニて手指

不如意、少々上候。尚期

他日候。余不贅。勿々

頓首拜。

十二月十七日 大含

茶山老先生

侍史

【註】

- 1 「雲華上人と中津の文人―付中津市所蔵雲華自筆資料二種―」『学芸の諸相 I』（中津市教育委員会、平成二八年）、「手紙より見たる雲華上人の生活と思想―雲華書簡全五十通の翻刻と解題―」『寺社と民衆』一三（二〇一七年三月）、「手紙より見たる雲華上人と小石元瑞の交流―究理堂所蔵「雲華師俗牘」の解題と翻刻―」『同朋佛教』II（二〇一九年七月）。
- 2 『上首寮日記 II』（昭和六三年、大谷大学真宗総合研究所）一三一頁。
- 3 天保三年の雲華及び田能村竹田の動向については、拙稿「雲華上人との交流と田能村竹田の画業」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』四九（二〇一五年八月）参照。
- 4 『半雲隨筆』全十二冊は、雲華の「縁族」であったという「池畔蒼松堂」の「半雲神戸■啓」が記した記録類で、その第三冊から第六冊までの計四冊は、「雲華起草」と題して文政元年から天保十三年あたりまでの雲華の漢詩をほぼ編年で書写している。従来全く雲華研究に使用されてこなかった本資料は、今後の雲華漢詩の校訂作業に必須である。ちなみに第一冊と第二冊は、雲華逝去二年後の嘉永五年（一八五二）に雲華が所蔵した古玩・古書画・古仏具、そして名号等を半雲が白描で描いたもので、いわば雲華の收藏品図録である。その中から、頼山陽と直接関係する器物については、頼山陽記念文化財団発行の『雲か山か』一〇三号より連続して取り上げ紹介した（拙稿「雲華上人の古玩帖」）。
- 5 前掲注1の拙稿「雲華上人と中津の文人―付中津市所蔵雲華自筆資料二種―」参照。
- 6 前掲注1の拙稿「手紙より見たる雲華上人と小石元瑞の交流―究理堂所蔵「雲華師俗牘」の解題と翻刻―」で紹介した雲華書簡【8】を参照。
- 7 村瀬藤城・秋水兄弟については、美濃市の郷土史家で『美濃市史』も編纂された市原三三氏著『村瀬藤城と秋水』（昭和四四年、美濃市教育委員会）、「村瀬藤城の生涯」（平成四年、美濃市）を参照。
- 8 村瀬太乙については、向井桑人（亀井京二）氏著『詩書画の三絶村瀬太乙―作品・詩鈔―』（昭和五六年、愛知県郷土資料刊行会）、「村瀬太乙その生涯と作品」（昭和六二年、温故書院）を参照。
- 9 文政元年の菅茶山の動向については、富士川英郎氏『菅茶山』下（一九九〇年、福武書店）三七四頁以下を参照。
- 10 拙稿「雲華上人の古玩帖（その13）―雲華の居室「鴻雪処記」―」『雲か山か』一一五（頼山陽記念文化財団、二〇二〇年四月）参照。



軒平瓦 (遺物番号 22・23)



軒平瓦 (遺物番号 24)



軒平瓦 (遺物番号 25)



軒平瓦 (遺物番号 25)



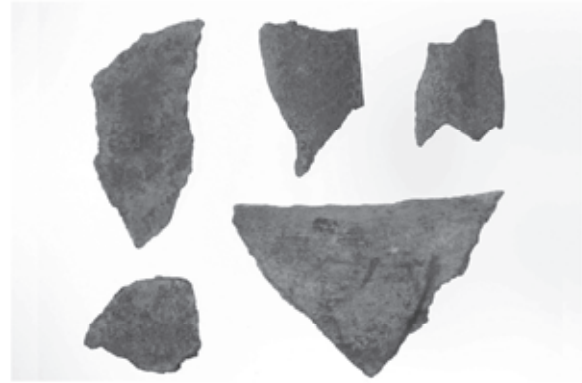
九輪 (遺物番号 1~3)



九輪カ (遺物番号 5~10)



風鐸 (遺物番号 11~13)



金属製品 (遺物番号 4・14~17)



軒丸瓦 (遺物番号 18・19)



軒丸瓦 (遺物番号 20)



軒丸瓦 (遺物番号 20)



軒平瓦 (遺物番号 21)

- 篠原芳秀「つばう郷土史研究会 第37回総会・講演会資料 坪生の窯跡資料の再確認」平成31年（2019）
- 18 村上正名「廃和光寺塔址出土遺物」『広島県文化財調査報告 第二集』広島県教育委員会 昭和37年（1962）  
同様の内容は『福山市史』にも掲載されている。
- 19 各部の名称については、次の文献に従った。  
浜島正士編『日本の美術7 No.158 塔の建築』至文堂 昭和54年（1979）
- 20 山崎信二「瓦埴類 一葉師寺宝積院の調査」『1991年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』平成4年（1992）  
註16(1)文献と同じ。
- 21 伊丹市教育委員会『伊丹廃寺跡』昭和41年（1966）
- 22 島根県教育庁『史跡山代郷北新造院跡』平成19年（2007）
- 23 石橋茂登「飛鳥地域の風鐸 一第197-2次，大官大寺第3・5次」『奈良文化財研究所紀要 2020』独立行政法人  
国立文化財機構奈良文化財研究所 令和2年（2020）
- 24 笠岡市教育委員会『関戸廃寺』平成9年（1997）
- 25 草戸千軒町遺跡からは主に遺構外から出土している。  
広島県教育委員会『草戸千軒町遺跡発掘調査報告I』平成5年（1993）
- 26 広島県『広島県史 原始 古代』昭和55年（1980）
- 27 広島県『広島県史 中世』昭和59年（1984）
- 28 五味文彦『院政期社会の研究』昭和59年（1984）
- 29 備後国の国司らの動向は、註26文献の「付録1 備後・安芸両国国司表」，及び註28文献を参考にした。
- 30 濱田恒志「広島・田邊寺の毘沙門天立像について—古代の津と仏像—」『古代文化研究 No.26』島根県古代文化センター 平成30年（2018）
- 31 光谷拓実・白井比佐雄「木造阿弥陀如来坐像の年輪年代測定」『広島県立歴史博物館研究紀要 第18号』広島県立  
歴史博物館 平成28年（2016）  
木造阿弥陀如来坐像が安置されていた福山市瀬戸町は、津本郷の南に隣接していたと見られる長和荘内にあり、この荘園もまたこの興善院領の一つとして史料に残っている。

津本郷の立荘の経緯は不明だが、備後国に勢力を有する院の近臣らによって、御願寺に施入された荘園であったことについては、この地域の歴史を考える上で留意しておきたい点である。

この地域の 12 世紀の歴史を示す資料は少なく、現状では踏み込んだ検討は難しいが、例えば 10 世紀後半から 11 世紀前半に比定されている田辺寺所蔵の木造毘沙門天立像<sup>(30)</sup> や、田辺寺の南約 2.4 km の福山市瀬戸町に長く安置されていた 12 世紀後半の年代が与えられている木造阿弥陀如来坐像<sup>(31)</sup>（いずれも広島県重要文化財）等、この地域の歴史を示す資料の再検討が進んでおり、本稿で取り上げた考古資料も含めて、今後更なる検討が期待される。

### 【注】

- 1 本遺跡の名称については、広島県遺跡地図では「和光廃寺跡」と「県史跡 田辺寺塔跡」の 2 か所の埋蔵文化財包蔵地として扱われており、いずれも古代の寺院跡とされている。本稿では広島県重要文化財の指定名称中の遺跡名に従い、遺跡を「廃和光寺」、寺跡内の塔跡推定地周辺から出土したとされる遺物を「廃和光寺塔址出土遺物」と表記した。また、それ以外の遺跡名については、広島県遺跡地図や発掘調査報告書等に拠った。
- 2 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター『山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 (VI)』平成 3 年 (1991)
- 3 註 2 と同じ。
- 4 福山市教育委員会『本谷遺跡発掘調査概報』昭和 48 年 (1973)
- 5 公益財団法人広島県教育事業団『湯伝遺跡 山手赤坂線街路事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告(1)』平成 30 年 (2018)  
福山市教育委員会『湯伝遺跡第 2 次調査報告書 一都市計画道路山手赤坂線街路改良事業に係る記録保存のための発掘調査一』平成 30 年 (2018)
- 6 註 2 と同じ。
- 7 村上正名「貨泉出土の古代遺跡」『吉備考古 第八十八, 九合併号』吉備考古学会 昭和 29 年
- 8 財団法人広島県埋蔵文化財調査センター『山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 (VII)』平成 3 年 (1991)
- 9 註 8 と同じ
- 10 註 2 と同じ。
- 11 もう 1 例は、竹原市新庄町で出土している。  
田邊英男「竹原市毘沙門岩下採集の陶棺」『芸備古墳文化論考』芸備友の会 昭和 60 年 (1985)
- 12 広島県教育委員会『山陽新幹線建設地内発掘調査報告』昭和 48 年 (1973)  
鈴木康之「備後における古代末期の土器の一樣相 一福山市ザブ遺跡出土資料をめぐって一」『考古論集 一潮見浩先生退官記念論文集一』平成 5 年 (1993)
- 13 福山市史編纂会『福山市史 上巻』昭和 38 年 (1963)  
松下正司「備後南部地域の発掘遺跡からみた備後国府」『備後国府関連遺跡 I』第二分冊 平成 18 年 (2016)
- 14 妹尾周三「六 広島古瓦」『考古学から見た地域文化 一瀬戸内の歴史復元一』溪水社 平成 11 年 (1999)
- 15 妹尾周三「備後南部地域の「藤原宮式」軒瓦について」『文化財論究 第 1 集』財団法人東広島市教育文化振興事業団文化財センター 平成 10 年 (1998)
- 16 (1) 山崎信二『古代瓦と横穴式石室の研究』平成 15 年 (2003)  
(2) 吹田市立博物館『瓦 一平安の都へ一』平成 6 年 (1994)
- 17 備後南部の平安時代瓦窯跡については、次の資料を参考にした。



広島県内では、平安時代の瓦生産の実態は明らかではないが、福山市坪生町の坪生滑池窯跡群や、熊野町の草田窯跡群から出土している瓦を見る限りではあるが、18・19の軒丸瓦と21～24の軒平瓦は在地産のものではなく、他国で生産され持ち込まれたものと考えられる。軒丸瓦と同じ瓦当文様を持つ瓦は、管見の限りでは確認されていないが、瓦の産地が今後明らかになれば更なる検討が行えるものと期待される。

一方、九輪や風鐸等の金属製品については、県内では類例はない。他県の例を見ると、風鐸については、兵庫県伊丹廃寺跡<sup>(21)</sup>や島根県山代郷北新造院跡<sup>(22)</sup>、奈良県飛鳥寺旧境内地<sup>(23)</sup>等から出土しているが、いずれも7～8世紀に位置付けられており、廃和光寺塔址出土遺物との比較が難しい。金属製の九輪については、前述の伊丹廃寺跡や岡山県関戸廃寺<sup>(24)</sup>から出土しており、九輪の径や輻、轂の厚さや幅などは廃和光寺のものと比較的似てはいるが、現時点では規模や形状だけで遺物の相異を論じることはできず、遺物から見た廃和光寺塔址の検討は今後の課題である。

## （2）廃和光寺の建立とその後の動向に係る背景について

廃和光寺は、8世紀に建立された伝承を有し、少なくとも12世紀には何らかの瓦葺建物があった可能性が確認できた。これを踏まえて、建立の背景についてみてみたい。

廃和光寺の背後（北西）の丘陵上には、弥生時代以降多くの集落が営まれ、また古墳時代にも数多くの古墳が築かれており、人口が集中していた地域であることがうかがえる。おそらくは、平野部に広がっていたであろう耕作地や、芦田川の河口に位置し交通の結節地点であったこと等が背景にあったものであろう。また、7世紀中葉以降の終末期古墳も確認されており、沢田第1号古墳の斜面下で出土した陶棺や陶硯等から考えると、備中地域とつながりを有する官人層がいた地域と考えられ、平野部には何らかの官衙施設があったものと推定される。

この地域に官衙施設があったと推定される根拠は、10世紀の遺物からもうかがえる。「2 位置と環境」で触れたサブ遺跡や、草戸千軒町遺跡<sup>(25)</sup>からは、緑釉陶器が出土しており、備後南部では府中市の備後国府跡に次いで多い。

福山市津之郷町は、『倭名類聚抄』（承平年間（931～938年）編纂）の沼隈郡の4郷のうちの「津宇」郷に充てられる。この郷名については、『続日本紀』和銅6年（713）5月2日条の「制、畿内七道諸国郡郷名着好字」や『延喜式』民部省の「凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名」から2文字と表記されるようになったと推測されており、本来は「津」郷であったと考えられている<sup>(26)</sup>。

このような、人口が多く、津すなわち港があり、そして官衙施設があったこの地域に、寺院が建立されたと考えられる。

そして、瓦からうかがえる12世紀代のこの地域についても、どのような状況であったか概観しておきたい。

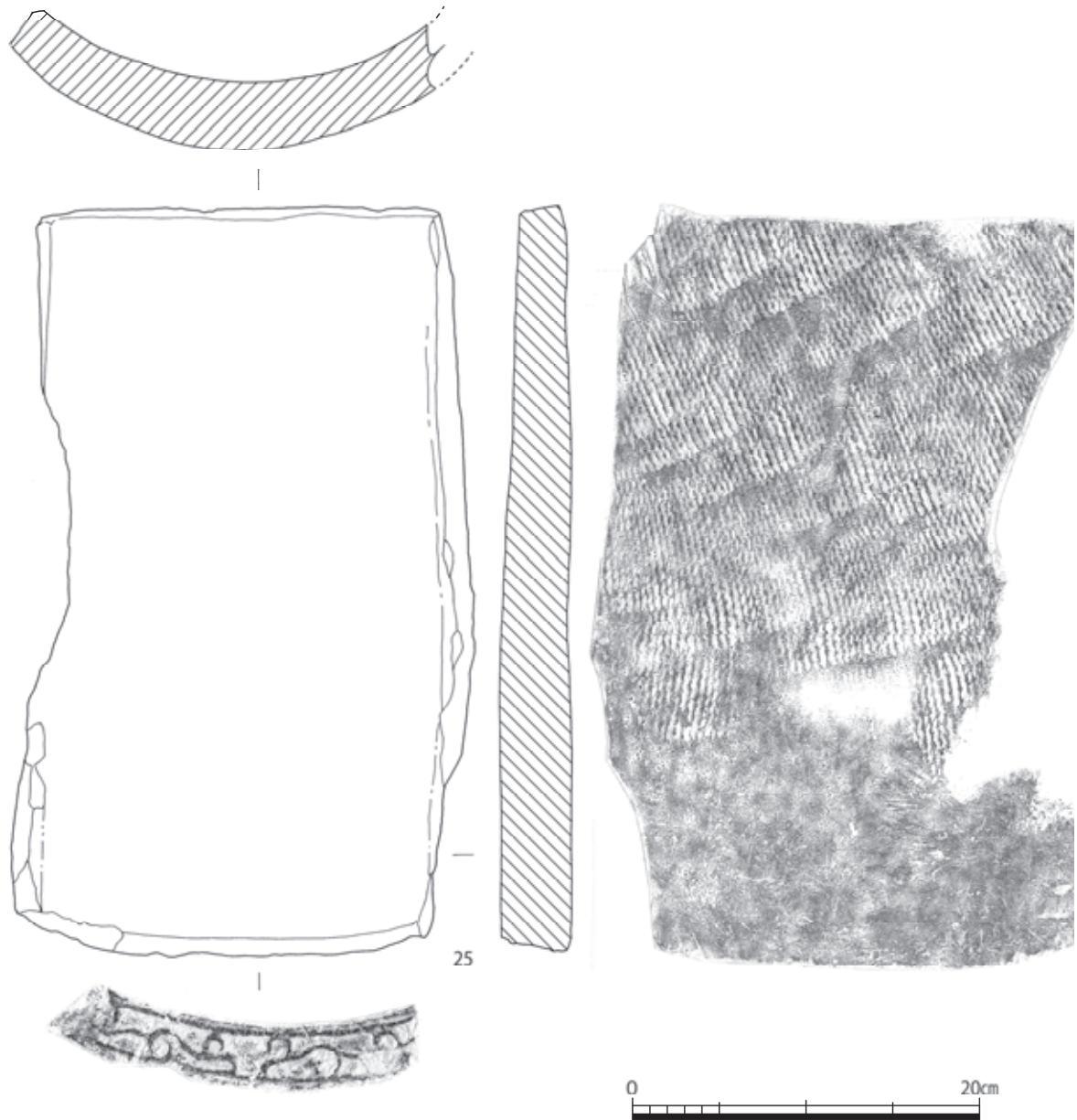
この時期、この地域を示す語としては、嘉元4年（1306）の昭慶門院所領目録に興善院領の一つとして「津本郷」の名が見える<sup>(27)</sup>。津本郷を領していた興善院は、鳥羽上皇と深い関わりを持つ民部卿藤原顕頼が建立した安楽寿院末寺であり、安楽寿院は鳥羽院の御願寺として建立された寺院である。藤原顕頼は、母が鳥羽院の乳母であることもあり、長年にわたって院別当を務めた典型的な院の近臣として知られる<sup>(28)</sup>。備後国は12世紀になると、白河院や鳥羽院に仕える近臣らが国守等を務めることが多く、院とつながりの深い状況にあった。例えば、天永3年（1112）から少なくとも元永2年（1119）までは白河上皇の分国であり、また大治2年（1127）から長承3年（1134）には藤原時通（顕頼の弟で美福門院の兄）、仁平2年（1152）から久寿2年（1155）等には藤原家明（鳥羽院寵臣の藤原家成の子）が、備後国の国守として名が見える<sup>(29)</sup>。

#### 4 まとめ

##### (1) 出土遺物について

今回、検討した遺物のうち、時期の推定が可能なのは瓦である。このうち、18・19 の軒丸瓦と 21～24 の軒平瓦は、いずれも胎土は比較的精緻で青みがかった暗灰色で共通すること、また軒丸瓦の凹面に残る布目痕が、軒平瓦の凹面の布目痕と同じであることから、セットになると考えられる。

時期については、奈良県薬師寺宝積院の発掘調査で出土した曲線顎の瓦が 11 世紀末から 12 世紀に比定されていること<sup>(20)</sup>、軒丸瓦のモチーフに唐草文が用いられるようになるのが平安時代後期頃であることを踏まえて、ここでは 12 世紀頃としておきたい。その場合、これらの瓦は創建瓦ではなく、補充瓦として位置付けられよう。

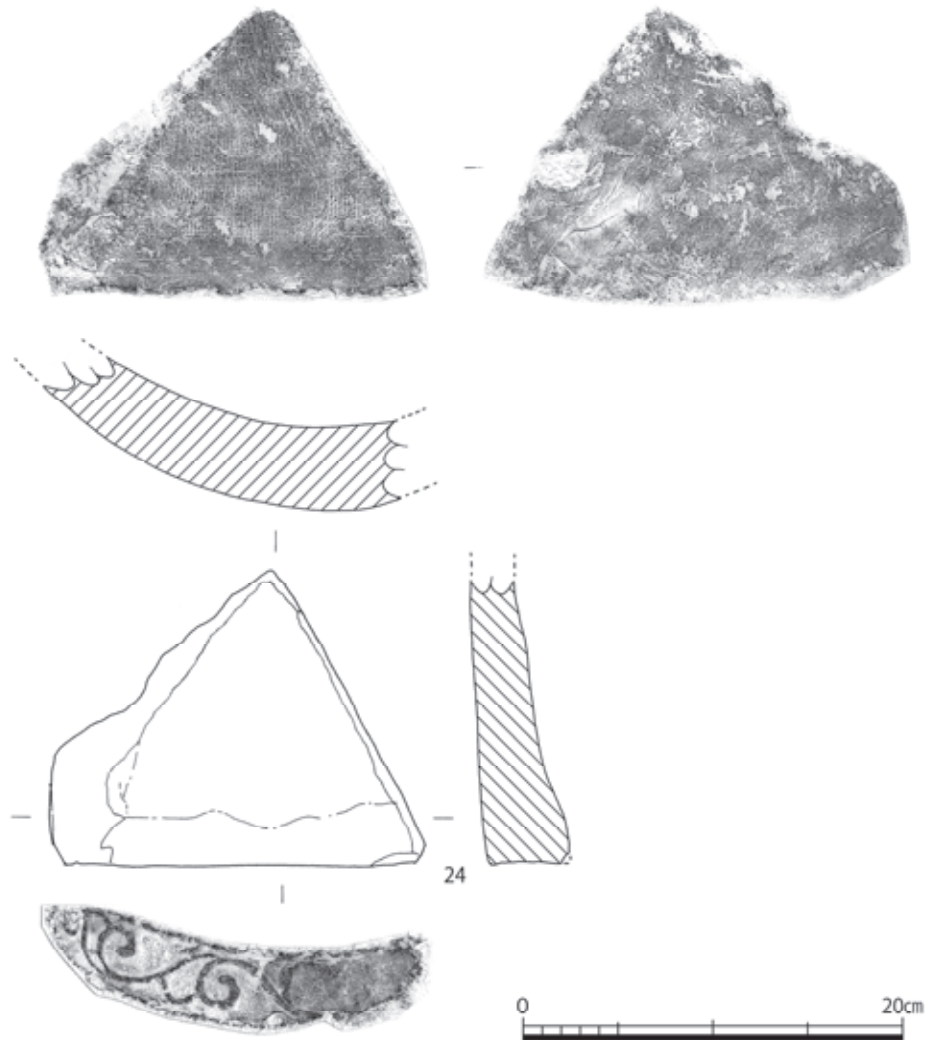


第 12 図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸平実測図 4 (S=1:4)

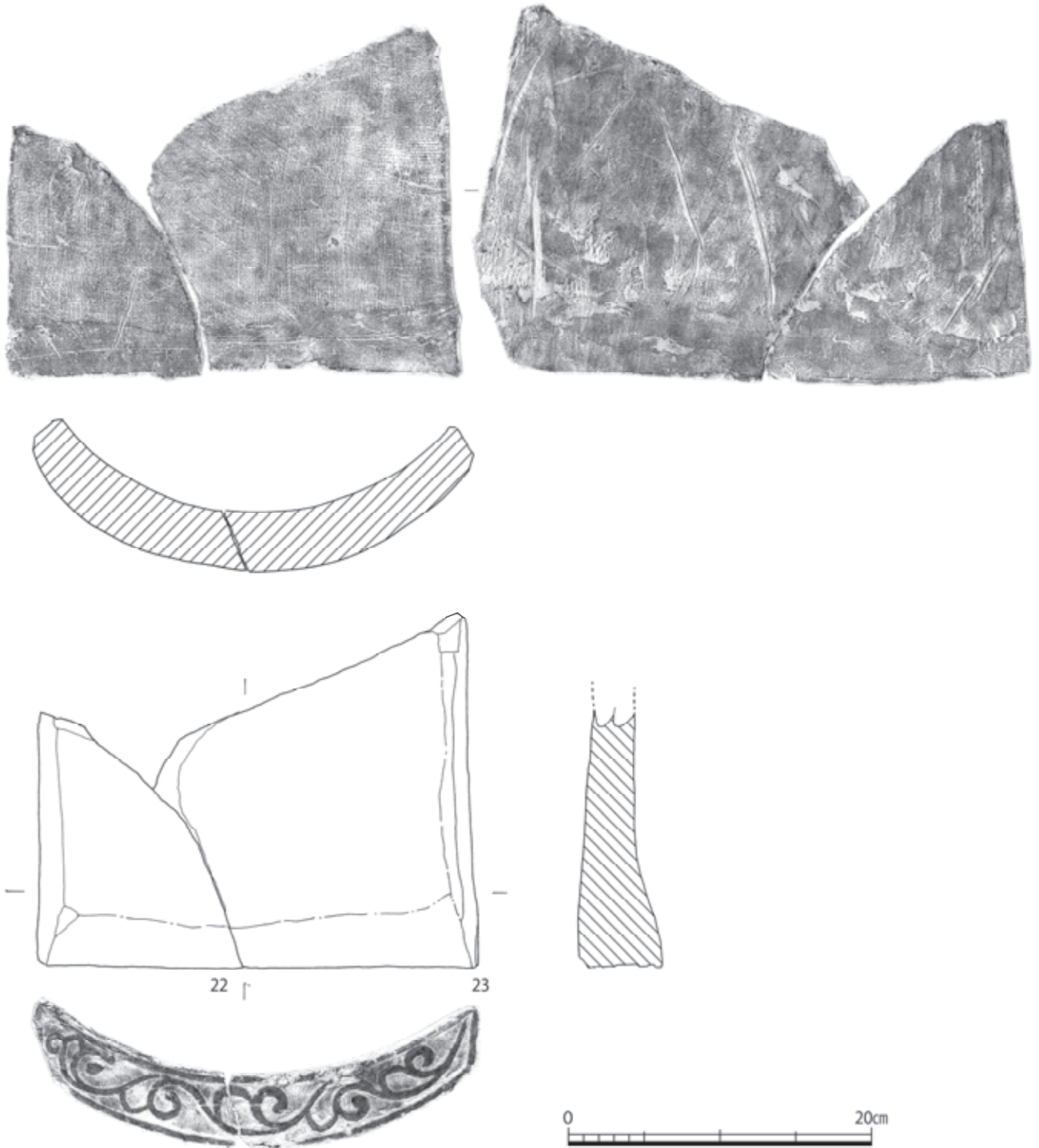


る。瓦当面の偏行唐草文は、21 に比べて盛り上がりは1mm以下と薄い。凸面側には、瓦当面から11.5cmの位置に、瓦当面と平行する方向に幅5mm程度の朱線が残っており、軒の位置を示すものと考えられる。

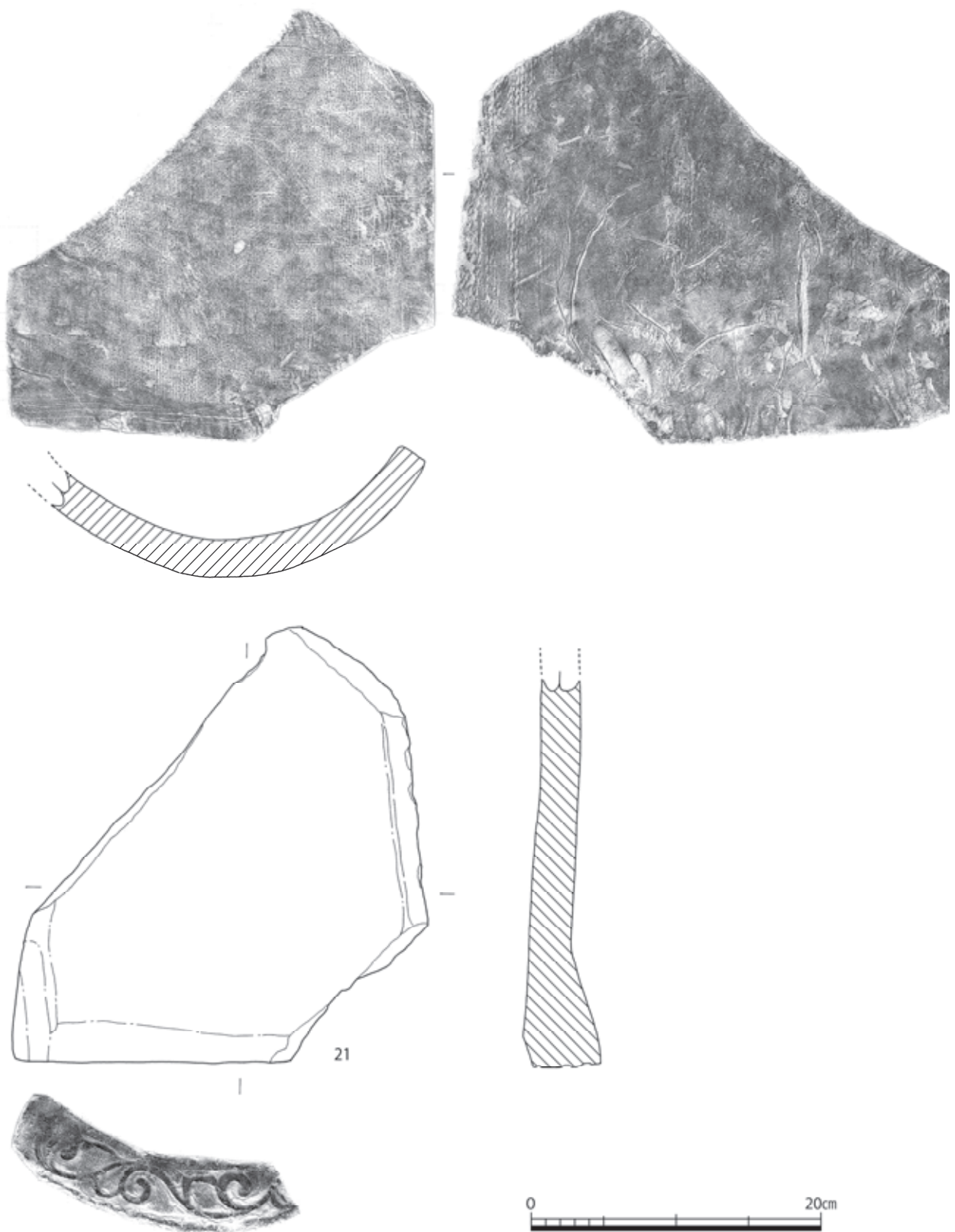
24は軒平瓦で最大幅19.7cm, 最大幅15.5cm, 瓦当部の厚さ4.3cm, 平瓦部の厚さは2.4~3.3cmである。凹・凸面とも、21~23の軒平瓦と同様の調整である。瓦当面の偏行唐草文は文様の盛り上がりはおよそ2mmと厚く丸みがある部分と、ほとんど盛り上がりのない部分がある。25は軒平瓦で、最大幅26.5cm, 最大長43.2cm, 瓦当面の厚さ4.0cm, 平瓦部の厚さ2.5~4.0cmである。凹面は、目の粗い布目痕がわずかに見られるが、顕著な調整痕は認められず、全体的にナデが施されていると見られる。凸面は粗い縄目の叩き痕が顕著で、瓦当面近くは不定方向のナデが施されている。顎部は直線顎で、瓦当面の均整唐草文である。文様・界線とも幅およそ3mmで、21~24に比べると線が細い。線の盛り上がりはおよそ1mmである。



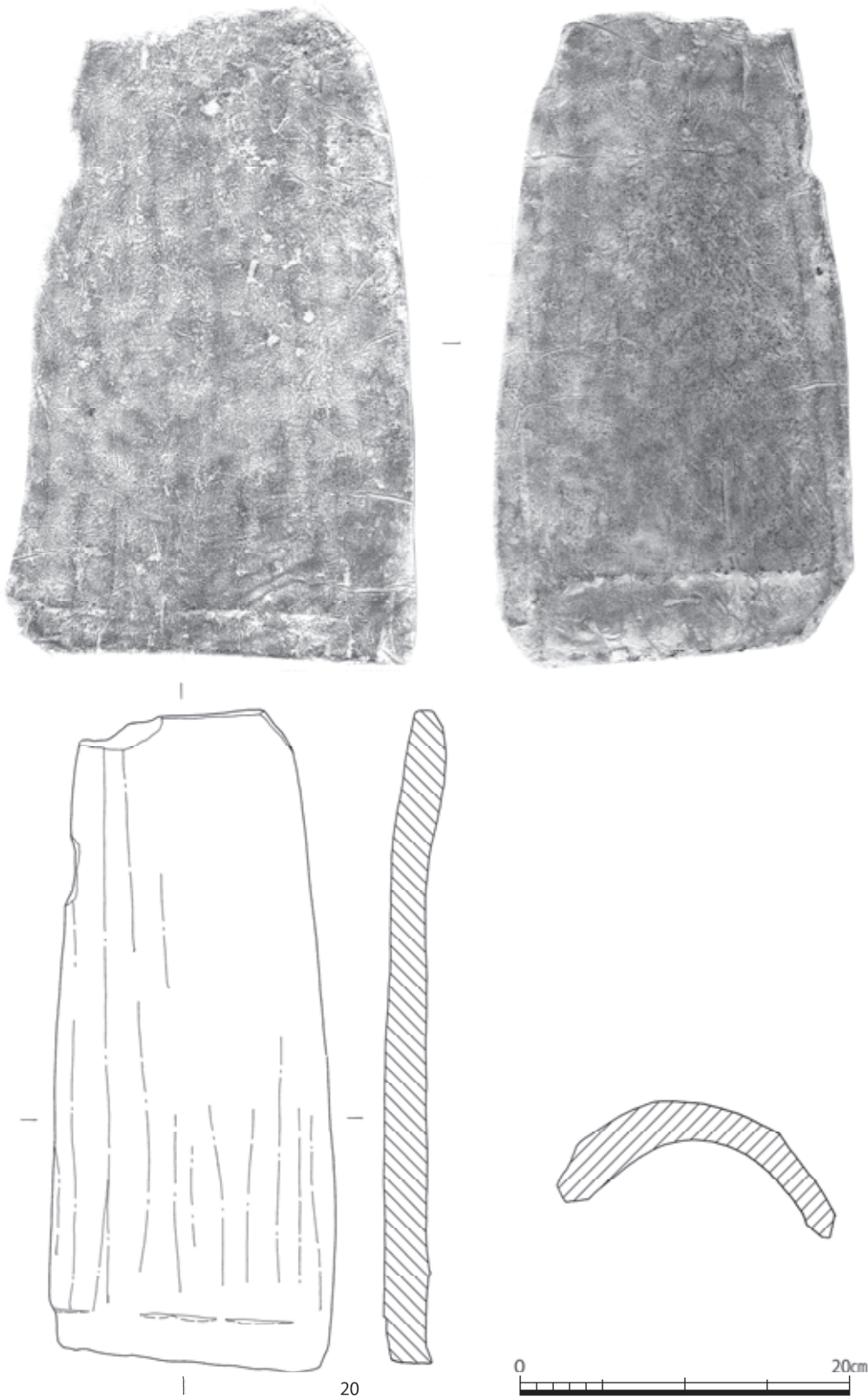
第11図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸平実測図3 (S=1:4)



第 10 図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸平実測図 2 (S= 1 : 4)



第9図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸平実測図1 (S=1:4)



第 8 図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸瓦実測図 2 (S= 1 : 4)

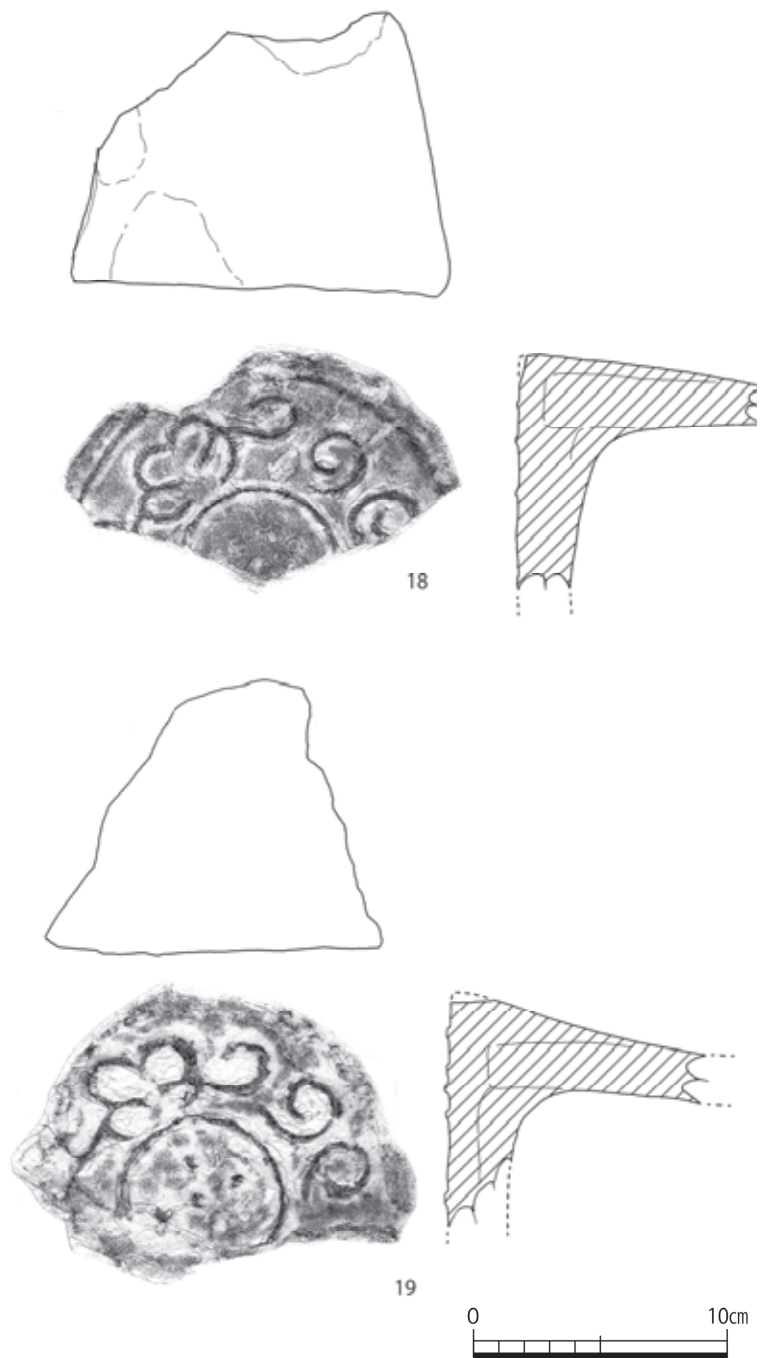


縦位のナデ、凹面は丸瓦部に目の細かな布目痕が残る。瓦当面の文様は唐草文で、対向するC字の上部が接してハート形になる部分と、逆にC字が背面向向する部分が組み合わさっており、独特の文様となっている。界線内は珠文が1+4である。瓦当部と丸瓦部の接合は、瓦当部の裏側に平瓦部を立てて、その周囲を粘土で補強している。

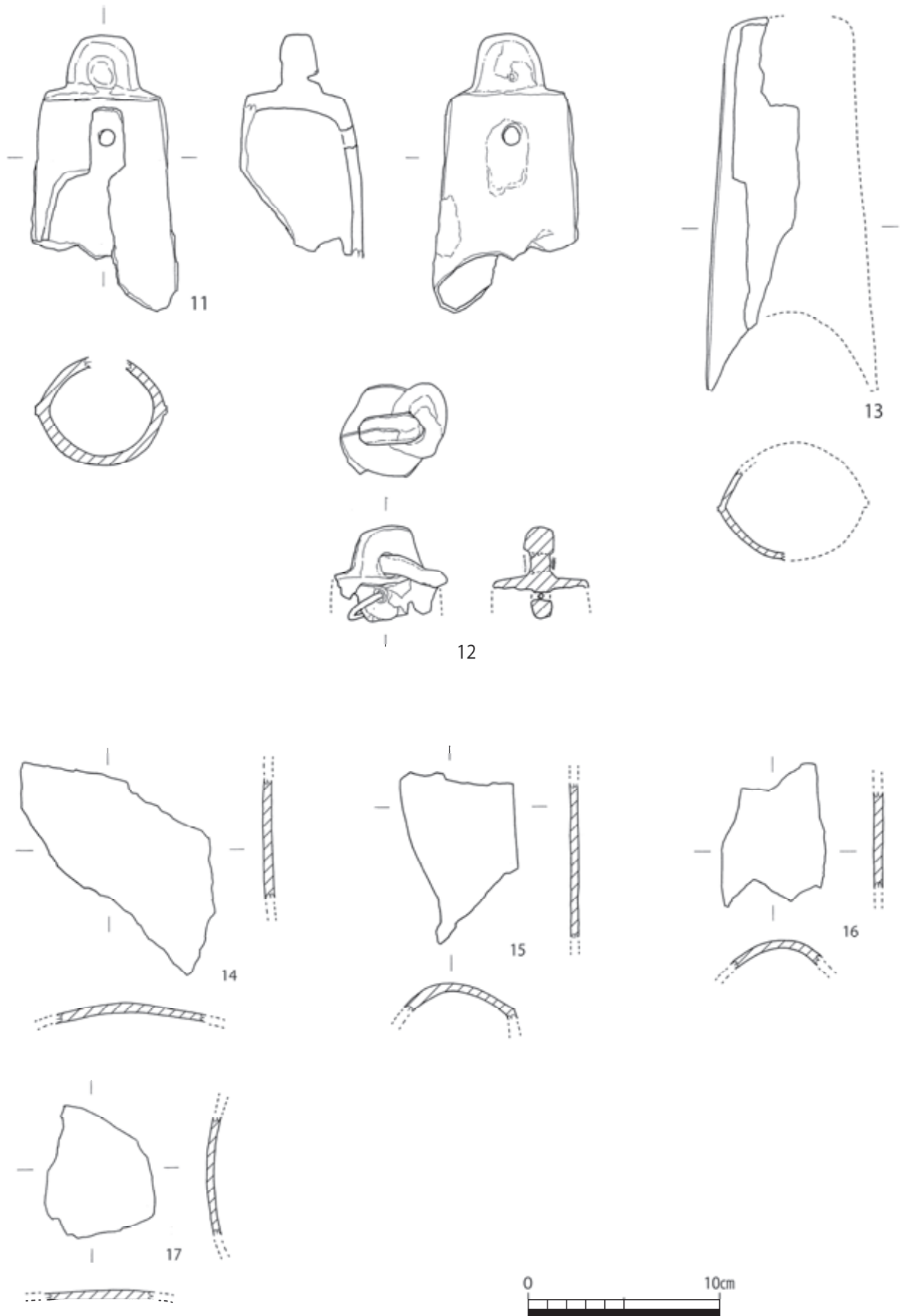
20は最大幅17.5cm、最大長41.5cmで、丸瓦のような形状であるが、瓦当部が外れた痕跡があり、軒丸瓦と考えられる。全体的に焼きが甘く、凸面は摩滅のため調整は不明瞭だが、縦位の削りが施されている。凹面もまた付着物が多いため調整痕は不明瞭だが、糸切りの痕跡がわずかに認められる。瓦当面側の端部は両側面と直行しておらず、やや斜めになっている。また、凸部には瓦当面側から2~3cmの位置に、瓦当面と平行する線状の窪みがあり、枷型の痕跡と思われる。

21は軒平瓦で、最大幅29.0cm、最大長30.2cm、瓦当面の厚さ5.0cm、平瓦部の厚さ2.7~3.0cmで、凹面には目の細かな布目痕が残る。瓦当面との境は横位に深くヘラ削りし面取りをしている。凸面は、平瓦部に縦位の縄目があり、その上から縦位のナデを施して縄目を消している。顎部は曲線顎で、粘土を付け足して縦横にナデ付けている。瓦当面は偏行唐草文である。文様の盛り上がりはおよそ2mmと厚く丸みがある。界線は幅3~5mmで、凹面側は一部が面取りにより大きく削り取られている。

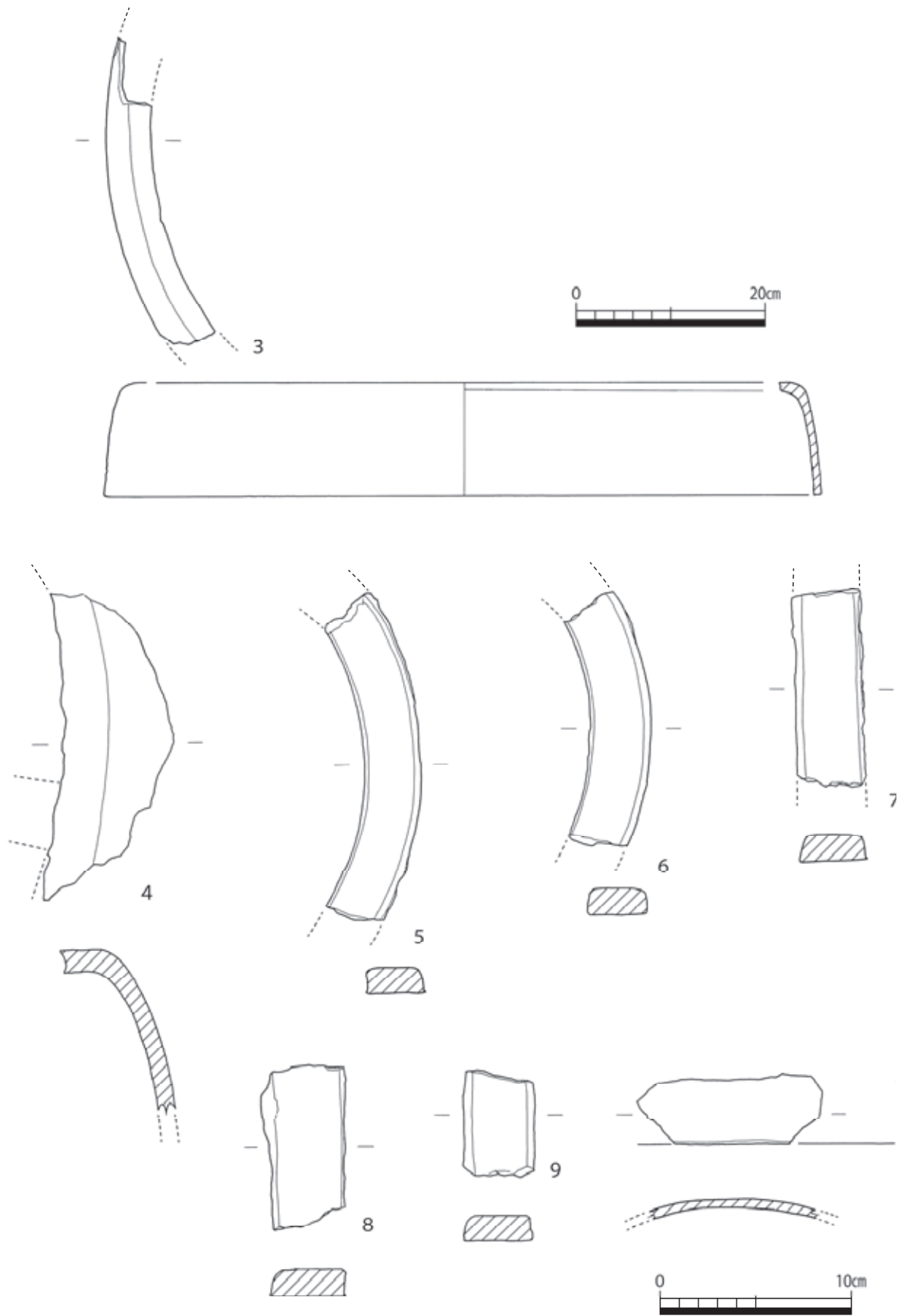
23は軒平瓦で、最大幅21.5cm、最大長23.4cm、瓦当面の厚さ5.0cm、平瓦部の厚さ2.5~3.0cmで、23の軒平瓦と接合する。22は、最大幅14.0cm、最大長16.6cmである。凹・凸面とも、21と同様の調整であ



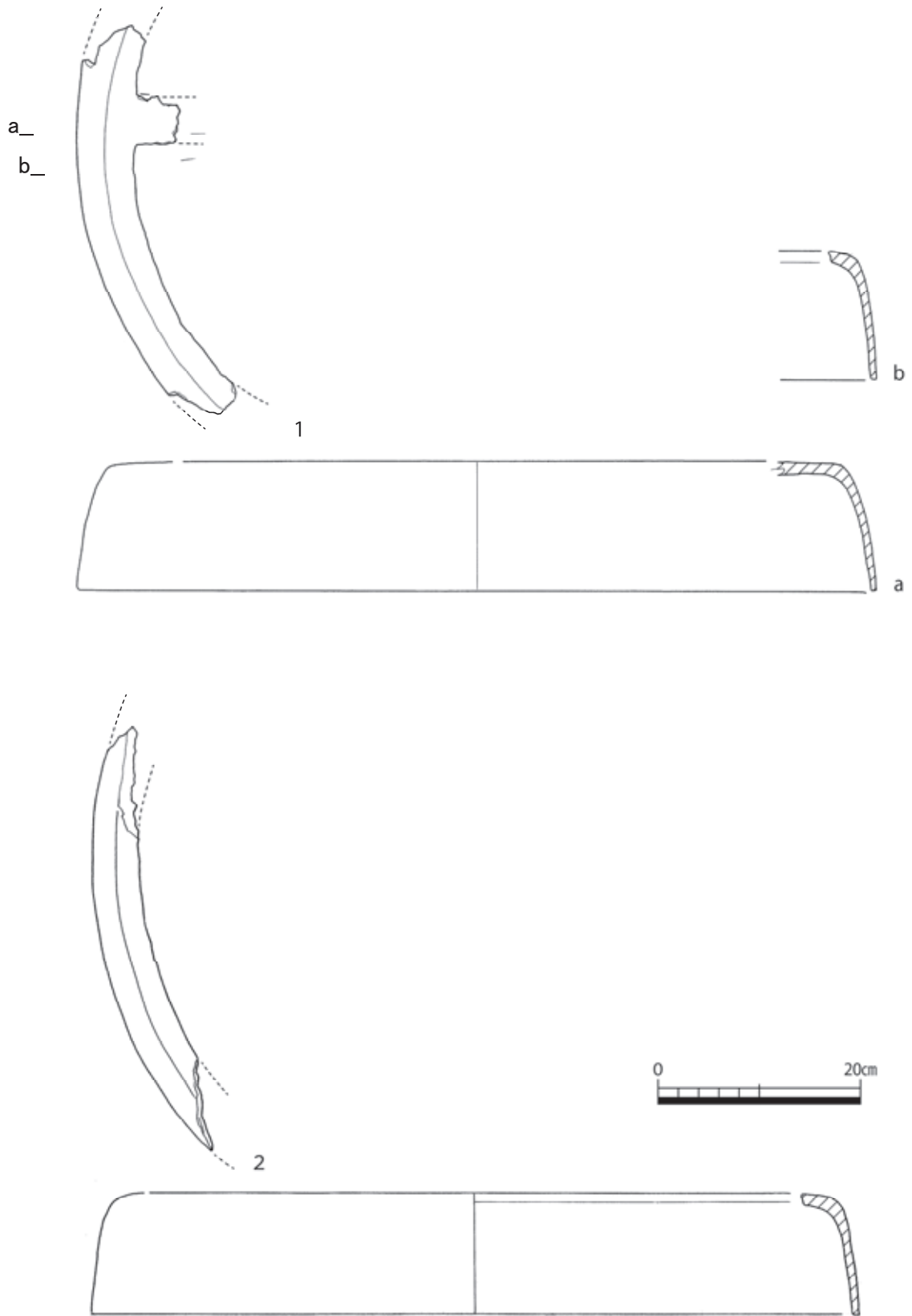
第7図 廃和光寺塔址出土遺物 軒丸瓦実測図1 (S=1:3)



第 6 図 廃和光寺塔址出土遺物 金属製品実測図 3 (S= 1 : 3)



第5図 廃和光寺塔址出土遺物 金属製品実測図2（3はS=1：6，それ以外はS=1：3）



第 4 図 廃和光寺塔址出土遺物 金属製品実測図 1 (S= 1 : 6)



ここでは1～3は同一個体と判断したい。過去には、このうち2個体が接合するとして報告もあるが、接合はしない。1には、頂上の宝珠まで伸びる円筒状の擦管に向かって水平方向に伸びる輻の部分（幅4.5cm、厚さ1.4cm）が残っている。3には1か所孔があり、風鐸を吊るしていた可能性がある。

4については小片で、径・高さとも不明である。厚さが1～3と同じで同一個体の可能性もあるが、輻が折れた痕跡が残っており、その幅が3.5cmと1に比べて幅狭のため、1～3よりも上位の九輪の可能性もある。

1～4とも、外面は磨かれ内面は鋳放しのまま未調整で、端部には鋳造の際に鋳型からはみ出たバリを削り落とした痕跡が見られる部分がある。また、全体的に黒褐色の粉状の錆が付着している。材質については、これまで銅製、あるいは青銅製と紹介されているが、化学分析は行われていないので、詳しくは不明である。

5・6は円弧状、7～9は直線状に伸びる断面台形の金属製品である。互いに接合はしない。形状からいずれも九輪の一部で、5・6は擦管に接する円形の轂<sup>こしき</sup>、7～9は輻と考えられる。幅は5・6が3.2～3.5cm、7～9は3.8～4.0cmで、厚さはいずれも1.4cmである。5・6は外側の直径33.4cm、内側の直径が27.4cmを測る。10は端部を平坦にしていることと、外面は磨き内面は未調整であることが1～4と似ており、九輪の一部の可能性はある。ただ、厚さは1～4に比べて0.5cmと薄く、九輪であるならば上層のものであろう。5～10はいずれも褐色で、粉状の錆が全面を覆っている。

11～13は風鐸で、いずれも県重文である。11は現存高14.6cmで、全体的に褐色の錆で厚く覆われている。鐸の上端は長径6.0cm、短径5.5cm、最も裾に近いところでは長径7.5cm、短径6.3cmを測る。鈕は高さ3.0cm、舞と接する部分の幅は3.5cmである。孔は全体的に厚く錆が覆っているためふさがっているが、径1.5cm程度になると考えられる。鐸身には径0.9cmの孔があり、鐸身の両側面には幅0.2～0.3cmの断面方形の鱗部が付く。内面上部には、錆が厚く付着しているためか、風招等を吊り下げるための吊手の痕跡は認められない。12は鈕の部分のみが残るもので、鐸の上端は長径5.3cm、短径5.0cm、鈕の長さ2.5cm、鐸と接する部分の幅は3.8cmで、いずれの数値も11よりは一回り小さい。鈕には径約0.7cmの太い金属製の環が通されているが、錆着して動かさない。内面天井部にある吊手は鈕と同じ方向に孔が開けられている。この孔には径0.3cmの輪が通された状態で残っており、錆着しておらず動かせる状態にある。輪は棒状のものを曲げたもので、端部は閉じておらず0.2cm程度間があいている。なお、11・12はいずれも褐色を呈しているが、12の内面に付けられた輪だけ青緑色の錆（いわゆる緑青）が付着している。

13は鐸身部分だけが残る。全体的に黒みがかった青緑色で、11・12とは素材が異なると考えられる。現存高は19.5cm、現存幅4.4cmで、幅を復元すると鐸上位で6.5cm、鐸裾部9.0cmとなる。鐸の裾部は端部が生きており、大きく半円にえぐれたような形状となる。鈕や内面の天井部の状況は不明である。

14～17は、いずれも厚さ0.3～0.4cmの金属板で14・17は緩やかに、16・17は大きく湾曲している。いずれも外面は研磨され内面は未調整であり、褐色で粉状の錆が全体的に付着している。16・17は断面円形であったと考えられるが、土圧のためかゆがみがあり径は復元できない。ただ、形状から擦管の一部である可能性がある。

## （2）瓦

18は軒丸瓦で、最大幅19.9cm、最大長11.1cm、瓦当面の現存長9.4cm、19の軒丸瓦は最大幅13.3cm、最大長10.7cm、瓦当面の現存長14.6cmである。いずれも同様の瓦当文で同じ調整が施されている。凸面は

## 2 発掘調査の概要とその後の経緯

廃和光寺塔址出土遺物は、現在の田辺寺の門前で出土した遺物である。廃和光寺については、同時代史料で見ることにはできないが、寺伝によれば、養老5年(721)開基と伝えられ、大同2年(807)には唐から帰国した空海が当地に立ち寄り、塔を建立したとされる。

さて、発掘調査の概要については、管見の限りでは、昭和37年(1962)に広島県文化財保護審議会委員であった村上正名氏が報告したもの<sup>(18)</sup>が唯一である。

これによると、昭和9年(1934)に田辺寺門前の畑から風鐸や瓦が出土したことから、沼隈郡教育会国史委員会が昭和9年8月と昭和10年6月に発掘調査を行い、その結果「九輪の破片・風鐸・古がわらが多量に出土」したとある。さらに「門前西方一帯に古かわらの散布を見、さらに東方にかけて、おびただしい布目かわらが地表面下にもれている」状況が確認されたが、遺構は確認されていない。なお、中心礎石1点が石垣の石材として使用されていることが確認され、後に境内へ移設された。塔跡推定地は、昭和18年(1943)に「田辺寺塔跡」として広島県史跡に指定され、昭和29年(1954)には、出土遺物のうち風鐸破片3点、九輪破片3点、中心礎石1点が広島県重要文化財に指定された。なお、村上氏の報告によれば、出土した遺物は、発掘調査後は田辺寺と(福山市立)松永小学校に分けて保管されていたということであるが、次に見るように藤江尋常高等小学校に保管されていたものもある。

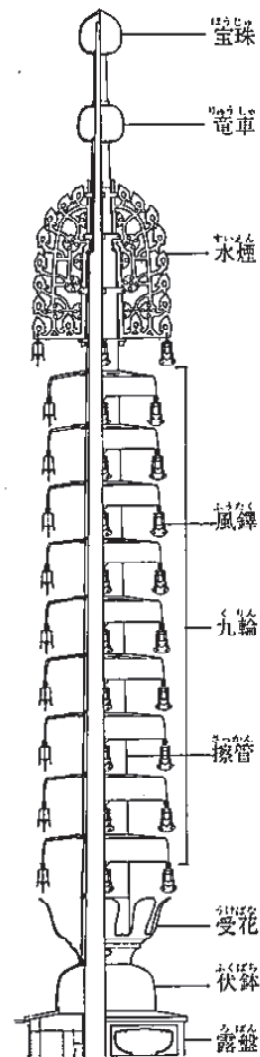
ところで、今回報告するのは、廃和光寺塔址出土遺物として伝来している金属製品破片17点(県重文の風鐸破片3点、九輪破片3点を含む)と、瓦8点であるが、これらが一括して出土し現在に伝わったものかどうかは明らかでない。第1表は、これらの遺物に注記された文字・記号や、貼り付けられているラベルに記載されている内容をまとめたものである。このうち、藤江尋常高等小学校のラベルが貼ってあるものは、昭和9年に出土したもので間違いのないと思われるが、「71 和光寺 田辺寺」と記載されているラベル自体は戦後のものと思われ、「71」は1971年を指すのかもしれない。例えばこの年に表採される等したものが途中で追加された可能性もある。

## 3 出土遺物について

### (1) 金属製品

層塔の屋頂にある飾りを相輪といい、下から露盤・伏鉢・受花、そしてその上に続く九つの輪(八つの場合もある。)を九輪という<sup>(19)</sup>。1～4は、その九輪の破片と考えられる。

1～3は県重文で、いずれも高さ12.3cmであるが、復元径はそれぞれ下端部の外径が79.0cm、81.0cm、75.8cmと、微妙に異なる。ただ、これらは土圧等により生じた歪みによる差と考えられ、



第3図 相輪各部の名称  
(注19文献より)

第1表 廃和光寺塔址出土遺物 注記等一覧表

図版	番号	種別	名称	注記	ラベル (縦×横)	記載内容
第4図	1	金属製品	九輪	×	2.3×1.5cm	福山 田辺寺
第4図	2	金属製品	九輪	×	なし	
第5図	3	金属製品	九輪	×	2.3×1.5cm	福山 田辺寺
第5図	4	金属製品	九輪	×	なし	
第5図	5	金属製品	九輪か？	×	なし	
第5図	6	金属製品	九輪か？	×	5.2×4.7cm	津之郷田辺寺前 五重塔の遺品 昭和九年八月一日 藤江尋常高等小学校
第5図	7	金属製品	九輪か？	×	5.2×4.7cm	津之郷田辺寺前 五重塔の遺品 昭和九年八月一日 藤江尋常高等小学校
第5図	8	金属製品	九輪か？	×	なし	
第5図	9	金属製品	九輪か？	×	なし	
第5図	10	金属製品	九輪か？	×	なし	
第6図	11	金属製品	風鐸	×	なし	
第6図	12	金属製品	風鐸	×	なし	
第6図	13	金属製品	風鐸	×	2.3×1.5cm	福山 田辺寺
第6図	14	金属製品	不明	×	5.2×4.7cm	津之郷田辺寺前 五重塔の遺品 昭和九年八月一日 藤江尋常高等小学校
第6図	15	金属製品	不明	×	なし	
第6図	16	金属製品	不明	×	2.3×1.5cm	福山 田辺寺
第6図	17	金属製品	不明	×	5.2×4.7cm	津之郷田辺寺前 五重塔の遺品 昭和九年八月一日 藤江尋常高等小学校
第7図	18	瓦	軒丸瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺
第7図	19	瓦	軒丸瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺
第8図	20	瓦	軒丸瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺
第9図	21	瓦	軒平瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺
第10図	22	瓦	軒平瓦	○	なし	5F03RT002
第10図	23	瓦	軒平瓦	○	なし	S9.8.1出土（松小） 5F03RT001
第11図	24	瓦	軒平瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺
第12図	25	瓦	軒平瓦	×	1.5×3.2cm	71 和光寺 田辺寺

出土している<sup>(14)</sup>。また、この地域には藤原宮式軒瓦が出土する寺院跡があることが知られており、伝吉田寺跡、栗柄廃寺跡、小山池廃寺跡、宮の前廃寺跡は7世紀終末から8世紀前葉に伽藍の造営や整備が行われたとされる<sup>(15)</sup>。

こうした寺院跡から出土した瓦の中には、その後の改修等に伴い平安時代に補充されたと見られるものもあるが、現在は詳細な研究がなされておらず、詳細は不明である。ただ、奈良県の興福寺からは、備後国分寺跡や小山池廃寺から出土した瓦と同范の軒瓦が出土しており、興福寺の康平3年（1060）の大火後の再建瓦と考えられている。これらは、福山市坪生町の鎌山遺跡（鎌山窯跡）から出土したものに同范例がある。また、天徳4年（960）の内裏消失に伴う再建瓦の中にも、備後国分寺跡や小山池廃寺から出土した瓦と同范のものが含まれており、こうした瓦は造寺国制によって各地から運ばれたもので、この時期に備後国に瓦窯があったこと、また、その窯が国衙の管理下にあったことを示す<sup>(16)</sup>とされている。

平安時代の瓦窯跡<sup>(17)</sup>については、坪生滑池第1・2号窯跡がある。また、廃和光寺が所在する沼隈郡内の瓦窯跡については、草田窯跡群が知られている。このうち、草田第3・4号窯跡から瓦と須恵器が出土しているという記述があるが、詳細は不明である。



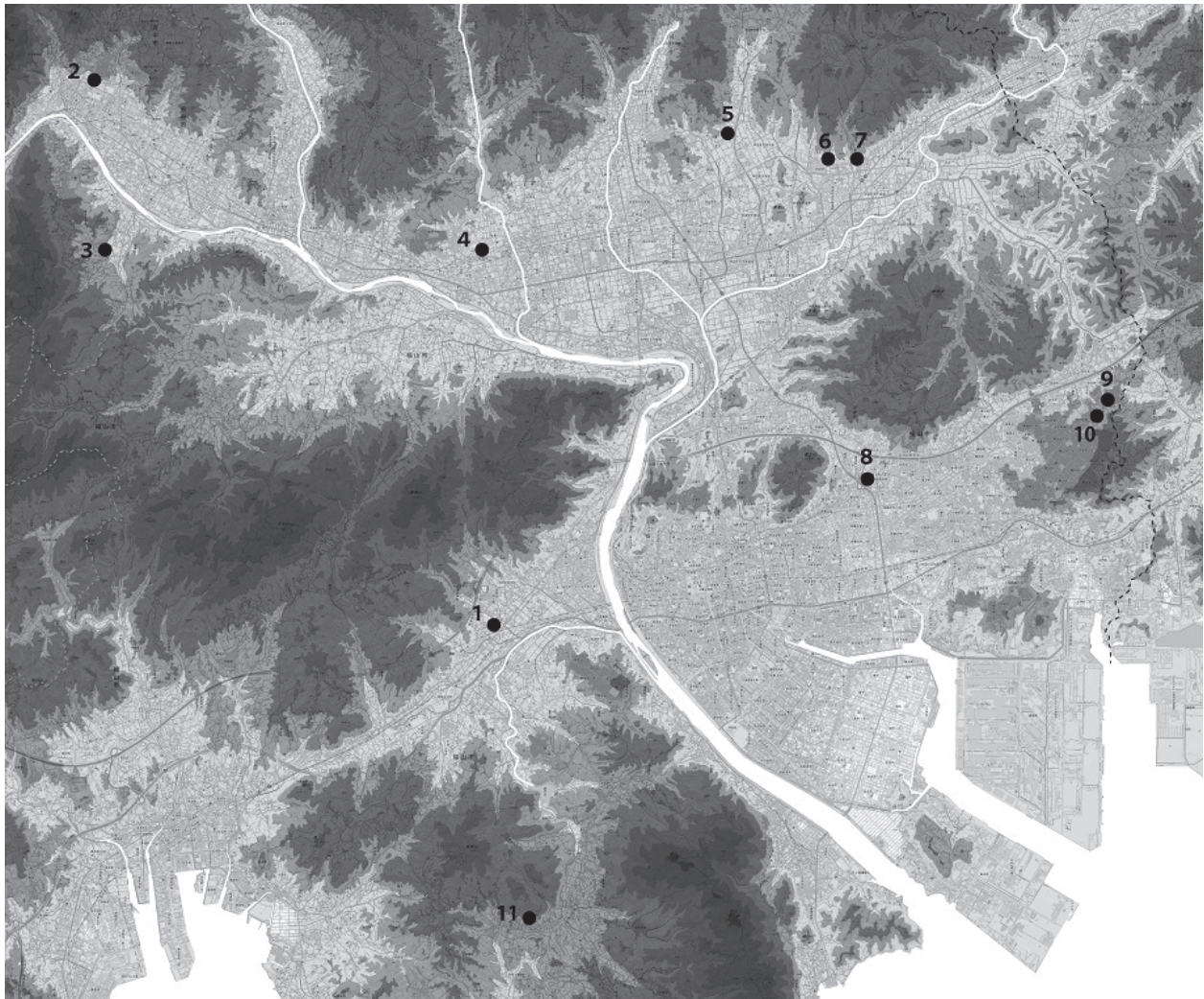
多く出土するが、広島県内では本例が 2 例目<sup>(11)</sup>、備後地域では初例である。

平野部の遺跡については、湯伝遺跡、ザブ遺跡<sup>(12)</sup>がある。湯伝遺跡では、弥生時代から古代にかけての遺物が多数出土しており、古代の掘立柱建物跡が検出されている。また、廃和光寺の南約 700m に位置するザブ遺跡からは 10 世紀後半の緑釉陶器とともに多数の土師器質土器が出土しており、寺跡と関連する施設があった可能性が指摘されている。

## (2) 芦田川流域の古代の寺院跡、瓦窯跡等について

次に、備後南部地域の奈良～平安時代の寺院跡と、平安時代の瓦の出土地、瓦窯跡についても見ておきたい。

備後南部地域のうち、芦田川の中・下流域には多くの古代寺院跡があることが知られている<sup>(13)</sup>。詳細な検討が加えられている遺跡は限られているが、中谷廃寺跡は天武朝初期（670 年代前半）に比定される瓦が



第 2 図 関係寺院跡、瓦窯跡位置図

- |                |          |         |           |        |
|----------------|----------|---------|-----------|--------|
| 1 廃和光寺跡        | 2 伝吉田寺跡  | 3 栗柄廃寺  | 4 廃最明寺跡   | 5 中谷廃寺 |
| 6 小山池廃寺        | 7 備後国分寺跡 | 8 宮の前廃寺 | 9 坪生滑池窯跡群 |        |
| 10 鎌山遺跡（江戸野遺跡） | 11 草田窯跡群 |         |           |        |



式石棺4・粘土槨？1・横穴式石室1)), スベリ石古墳群(5基〔横穴式石室3, 箱式石棺1, 不明1]), イコーカ山古墳, 池下山古墳群(4基〔箱式石棺])がある。このうち, イコーカ山古墳は, 前方後円墳の可能性が指摘されているが, それ以外はすべて小規模な円墳か墳丘の形が不明なものである。主体部は, 箱式石棺, 粘土槨及び横穴式石室で, 前二者は古墳時代前期から中期, 後者は古墳時代後期から終末期の古墳と考えられる。

古墳時代終末期以降の遺跡は, 沢田第1・2号古墳<sup>(9)</sup>, 坂部第3号古墳<sup>(10)</sup>がある。坂部第3号古墳は円墳で, 横穴式石室から7世紀前半の須恵器・土師器のほか, 鉄鏃・鉄釘等が出土している。沢田第1・2号古墳は墳形は不明だが, 横穴式石室内から8世紀代の須恵器等が出土し, 沢田第2号古墳の東3.5mの位置からも8世紀代の蔵骨器が出土している。なお, 沢田第1号古墳の斜面下からは陶棺や把手付き中空円面硯等が出土しており, 沢田第1号古墳の初葬時の遺物と推定されている。陶棺は備中・美作地域で数



第1図 廃和光寺位置図 (1:25,000)

- |                  |            |           |             |            |
|------------------|------------|-----------|-------------|------------|
| 1 廃和光寺           | 2 ザブ遺跡     | 3 本谷弥生遺跡  | 4 合戸1号遺跡    | 5 小山遺跡     |
| 6 沢田遺跡・沢田第1・2号古墳 | 7 吉成寺遺跡    | 8 大歳神社横遺跡 | 9 赤羽遺跡・赤羽古墳 |            |
| 10 坂部遺跡          | 11 坂部古墳群   | 12 串山城跡   | 13 本谷古墳群    | 14 加屋古墳群   |
| 15 サコ田遺跡・サコ田古墳   | 16 加屋遺跡    | 17 内水越遺跡  | 18 内水越古墳群   |            |
| 19 スベリ石古墳群       | 20 イコーカ山古墳 | 21 池下遺跡   | 22 池下山古墳群   | 23 巖島神社裏古墳 |
| 24 津ノ尾古墳群        | 25 地頭分溝渕遺跡 | 26 別所城跡   | 27 片山城跡     | 28 的場山城跡   |
| 29 小森館跡          | 30 神島城跡    | 31 湯伝遺跡   |             |            |

# 福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址 出土遺物について

尾崎 光伸

廃和光寺塔址出土遺物は、昭和9・10年に行われた発掘調査で出土した遺物で、一部は広島県重要文化財（以下「県重文」と略す。）に指定されている。発掘調査が行われた場所は、福山市津之郷町の田辺寺の門前で、中心礎石1点とともに、瓦や金属製の相輪の一部、風鐸等が出土したようであるが、明確な遺構は知られていない。これらの出土遺物は、写真や一部の瓦の拓本が公開されているものの、実測図等は公開されていないためか、これまであまり取り上げられることがなかった。

しかし、この度、県重文に指定されている遺物が当館の企画展示へ出品されることが計画され、それに伴い遺物を精査する機会を得られ、所有者の御厚意により図化と写真撮影を行うことができた。本稿では、これらの遺物を紹介するとともに、廃和光寺に関してこれまでわかっている情報を整理し、出土遺物から窺える当該地域の歴史について考察してみたい。

本稿をなすにあたり、所有者である宗教法人田辺寺と寄託先である福山市立福山城博物館には調査に御快諾いただき、いろいろと便宜を図っていただいた。また、遺物については、東広島市教育委員会（当時）の妹尾周三氏から御教示いただいた。記して謝意を表したい。

## 1 廃和光寺の位置と歴史的環境

### (1) 原始～古代の遺跡について

廃和光寺<sup>(1)</sup>は広島県福山市津之郷町大字津之郷に所在する。この地域は、芦田川の河口付近の西側に当たる。西から芦田川に流れ込む瀬戸川の両側には平野が広がっており、廃和光寺はこの平野部の北側の丘陵裾部に位置している。ちなみに、草戸千軒町遺跡からは西に約3kmの位置である。

この平野を望む丘陵上には、弥生時代から古墳時代の遺跡や中世の城館遺跡が数多く確認されている。また、近年では、平野部においても発掘調査例が増えつつあり、考古学的な検討が少しずつ進んでいる。

この地域に人々が住み始めたのは縄文時代と考えられ、サコ田遺跡<sup>(2)</sup>、赤羽遺跡<sup>(3)</sup>、本谷遺跡<sup>(4)</sup>等から縄文土器の小片が出土している。遺物量が増え始めるのは弥生時代からで、湯伝遺跡<sup>(5)</sup>からは弥生時代前期から中期、坂部第6号古墳の斜面下<sup>(6)</sup>からは中期の土器が出土しており、本格的に人々が住み始めるのはこの頃と考えられる。また、本谷遺跡<sup>(7)</sup>からは貨泉が出土しており、福山市重要文化財に指定されている。ただ、縄文～弥生時代中期頃までの遺跡については遺構が確認されておらず、詳細は不明である。明確な遺構が確認できるのは、弥生時代後期以降で、サコ田遺跡、赤羽遺跡、沢田遺跡<sup>(8)</sup>で、弥生時代後期から終末期にかけての集落が確認されている。

古墳時代には、北側の丘陵に数多くの古墳が造られる。現在確認されているものでは、沢田古墳群（2基〔横穴式石室〕）、赤羽古墳（粘土槨）、坂部古墳群（8基〔横穴式石室6・不明2〕）、本谷古墳群（6基〔横穴式石室〕）、加屋古墳群（3基〔横穴式石室〕）、サコ田古墳（横穴式石室）、内水越古墳群（6基〔箱

執 筆 者

石川 良枝	広島県立文書館文書等整理従事員
石橋健太郎	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任
岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸	広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
湯谷 祐三	愛知県立大学非常勤講師
廣森美枝子	小牧市古文書調査会会員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員

広 島 県 立 歴 史 博 物 館 研 究 紀 要 第 24 号

BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.24

発 行 日 令和 3 年 9 月 30 日

編集・発行 広島県立歴史博物館  
Hiroshima Prefectural Museum of History  
〒720-0067 広島県福山市西町 2-4-1  
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture  
720-0067, Japan  
Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印 刷 株式会社カオス







**BULLETIN**  
**Of**  
**the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY**

**Vol.24**

**2021**

Artifacts Excavated from the Ruins of the Abandoned Wako-ji Temple Pagoda in  
Tsunogo-cho, Fukuyama City ..... OZAKI Mitsunobu (1)

---

Mapping papers used in formal correspondence, traced from Onchūrōkaku-hikae .....	ISHIKAWA Yoshie	1
“Toucha” —Search of the concrete image to begin with a tea competition cards— .....	ISHIBASHI Kentarou	24
About “SIOGAMA shrine exvoto” .....	ITOU Daisuke	51
About the name of “KAN Chazan” and pen name—Chazan Tokinori and Tachu— .....	OKONO Masashi	59
About the inheritance of Kikkawa family by “MOURI Motoharu” and the retirement of “KIKKAWA Okitsune” .....	KIMURA Nobuyuki	67
Two maps of HOKKAIDO spread to local area in Japan in early BUNKA-period (approximately 1804–1808) .....	KUGE Minoru	85
Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part1 .....	HANAMOTO Satoshi	99
The letters of Priest Unge in the collection of the Hiroshima Prefectural Museum of History .....	YUTANI Yuuzou, HIROMORI Mieko	121